

平成 2 6 年

# 第 1 回柳川市議会定例会会議録

開会：平成 26 年 2 月 28 日

閉会：平成 26 年 3 月 20 日

柳川市議会

## 会議録索引

会期日程表 .....	4
付議事件並びに結果 .....	5

平成26年 2月28日

出席及び欠席議員 .....	9
地方自治法第121条の規定により出席した者 .....	10
本議会に出席した事務局職員 .....	10
議事日程 .....	10
諸般の報告について .....	12
議会運営委員長報告について .....	18
会議録署名議員の指名について .....	20
市長の提案理由の説明 .....	20
報告について .....	33
請願について .....	33

平成26年 3月 4日

出席及び欠席議員 .....	35
地方自治法第121条の規定により出席した者 .....	36
本議会に出席した事務局職員 .....	36
議事日程 .....	36
議案質疑について（議案第1号～議案第4号） .....	38
（議案第5号～議案第11号） .....	39
（議案第12号～議案第15号） .....	43
（議案第16号～議案第27号） .....	44
（議案第28号～議案第29号） .....	48
（議案第30号～議案第36号） .....	49

平成26年 3月 6日

出席及び欠席議員 .....	53
地方自治法第121条の規定により出席した者 .....	54
本議会に出席した事務局職員 .....	54
議事日程 .....	55

一般質問について .....	56
矢ヶ部広巳 議員 .....	56
梅崎 昭彦 議員 .....	67
梅崎 和弘 議員 .....	73
熊井三千代 議員 .....	86
高田千壽輝 議員 .....	95

平成26年 3 月 7 日

出席及び欠席議員 .....	105
地方自治法第121条の規定により出席した者 .....	106
本議会に出席した事務局職員 .....	106
議事日程 .....	107
一般質問について .....	108
荒巻 英樹 議員 .....	108
伊藤 法博 議員 .....	123
白谷 義隆 議員 .....	137
緒方 寿光 議員 .....	153
立花 純 議員 .....	171

平成26年 3 月10日

出席及び欠席議員 .....	189
地方自治法第121条の規定により出席した者 .....	190
本議会に出席した事務局職員 .....	190
議事日程 .....	190
一般質問について .....	191
近藤 未治 議員 .....	191
藤丸 正勝 議員 .....	206

平成26年 3 月20日

出席及び欠席議員 .....	221
地方自治法第121条の規定により出席した者 .....	222
本議会に出席した事務局職員 .....	222
議事日程 .....	222
議会運営委員長報告について .....	224

各委員長報告について .....	225
総務委員長報告について .....	225
建設委員長報告について .....	227
教育民生委員長報告について .....	228
予算審査特別委員長報告について .....	229
議案第37号 .....	237
議案第38号 .....	238
議案第39号 .....	240
閉会中の継続審査申出書について .....	248
閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出について .....	249

第 1 回 柳 川 市 議 会 ( 定 例 会 ) 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
2 月 28 日	金	本 会 議	開会・提案理由説明
3 月 1 日	土	休 会	
3 月 2 日	日	休 会	
3 月 3 日	月	考 案 日	
3 月 4 日	火	本 会 議	議案質疑
3 月 5 日	水	考 案 日	
3 月 6 日	木	本 会 議	一 般 質 問
3 月 7 日	金	本 会 議	一 般 質 問
3 月 8 日	土	休 会	
3 月 9 日	日	休 会	
3 月 10 日	月	本 会 議	一 般 質 問
3 月 11 日	火	委 員 会	
3 月 12 日	水	委 員 会	
3 月 13 日	木	委 員 会	予算審査特別委員会
3 月 14 日	金	委 員 会	予算審査特別委員会
3 月 15 日	土	休 会	
3 月 16 日	日	休 会	
3 月 17 日	月	委 員 会	予算審査特別委員会
3 月 18 日	火	事 務 整 理 日	
3 月 19 日	水	事 務 整 理 日	
3 月 20 日	木	本 会 議	採決・閉会

第1回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 1 号	平成25年度柳川市一般会計補正予算（第4号）について	26. 3 .20	原案可決
議 案 第 2 号	平成25年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について	26. 3 .20	原案可決
議 案 第 3 号	平成25年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について	26. 3 .20	原案可決
議 案 第 4 号	平成25年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	26. 3 .20	原案可決
議 案 第 5 号	平成26年度柳川市一般会計予算について	26. 3 .20	原案可決
議 案 第 6 号	平成26年度柳川市国民健康保険特別会計予算について	26. 3 .20	原案可決
議 案 第 7 号	平成26年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について	26. 3 .20	原案可決
議 案 第 8 号	平成26年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について	26. 3 .20	原案可決
議 案 第 9 号	平成26年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について	26. 3 .20	原案可決
議 案 第 10号	平成26年度柳川市下水道事業特別会計予算について	26. 3 .20	原案可決
議 案 第 11号	平成26年度柳川市水道事業会計予算について	26. 3 .20	原案可決
議 案 第 12号	柳川市立中学校売店の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について	26. 3 .20	原案可決
議 案 第 13号	公益的法人等への柳川市職員の派遣等に関する条例の制定について	26. 3 .20	原案可決

議案 第14号	柳川市中山集会所・中山コミュニティセンター条例の制定について	26.3.20	原案可決
議案 第15号	柳川市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について	26.3.20	原案可決
議案 第16号	柳川市水防協議会条例の一部を改正する条例の制定について	26.3.4	原案可決
議案 第17号	柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	26.3.20	原案可決
議案 第18号	柳川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について	26.3.20	原案可決
議案 第19号	柳川市立公民館条例及び柳川市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例の制定について	26.3.4	原案可決
議案 第20号	柳川市大和漁村センター条例の一部を改正する条例の制定について	26.3.4	原案可決
議案 第21号	柳川市乳幼児等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	26.3.20	原案可決
議案 第22号	柳川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	26.3.4	原案可決
議案 第23号	柳川市公園条例の一部を改正する条例の制定について	26.3.4	原案可決
議案 第24号	柳川市農村公園等条例の一部を改正する条例の制定について	26.3.4	原案可決
議案 第25号	柳川市漁村広場条例の一部を改正する条例の制定について	26.3.4	原案可決
議案 第26号	柳川市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	26.3.4	原案可決
議案 第27号	柳川市消防関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について	26.3.4	原案可決
議案 第28号	市道路線の認定、変更認定及び廃止について	26.3.20	原案可決

議案 第29号	工事請負契約の締結について	26.3.4	原案可決
議案 第30号	人権擁護委員候補者の推薦について	26.3.4	同意
議案 第31号	人権擁護委員候補者の推薦について	26.3.4	同意
議案 第32号	柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について	26.3.4	同意
議案 第33号	柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について	26.3.4	同意
議案 第34号	柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について	26.3.4	同意
議案 第35号	柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について	26.3.4	同意
議案 第36号	柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について	26.3.4	同意
議案 第37号	より豊かな保育・教育制度の拡充と子育て支援制度を求める意見書について	26.3.20	原案可決
議案 第38号	西鉄天神大牟田線西鉄柳川駅北側自由通路整備工事に関する基本協定の締結についての議決の一部の変更について	26.3.20	原案可決
議案 第39号	矢ヶ部広巳議員に対する議員辞職勧告決議について	26.3.20	原案可決

報 告

	案 件	議 決 日	結 果
報 告 第 1 号	専決処分の報告について（専決第6号 和解及び損害賠償額の決定）	26.2.28	報 告



請 願

	案 件	議 決 日	結 果
請 願 第 1 1 号	市民会館の建て替えに関する請願	26. 3 .20	不 採 択
請 願 第 1 2 号	「より豊かな保育・教育制度の拡充と子育て支援制度を求める意見書」提出を求める請願書	26. 3 .20	採 択
請 願 第 1 7 号	労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の提出についての請願	26. 3 .20	継続審査

# 柳川市議会第1回定例会会議録

平成26年2月28日柳川市議会議場に第1回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1. 出席議員

1番	三小田	一美	2番	荒巻	英樹
3番	熊井	三千代	4番	白谷	義隆
5番	梅崎	昭彦	6番	近藤	末治
7番	立花	純	8番	河村	好浩
9番	荒木	憲	10番	高田	千壽輝
11番	諸藤	哲男	12番	太田	武文
13番	吉田	勝也	14番	山田	奉文
15番	矢ヶ部	広巳	16番	緒方	寿光
17番	古賀	澄雄	18番	藤丸	正勝
19番	田中	雅美	21番	樽見	哲也
22番	伊藤	法博	23番	梅崎	和弘
24番	浦	博宣			

## 2. 欠席議員

20番	島添	勝
-----	----	---

### 3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子	健次
副	市長	石橋	義浩
教	育	黒田	一治
総	務	大坪	正明
会	計	武藤	正純
管	理	石橋	眞剛
者		高田	淳治
市	民	野田	彰
部	長		
保	健	古賀	廣介
福	祉	高崎	祐二
部	長		
建	設	古賀	輝昭
部	長		
産	業	平田	敬介
経	済	白谷	通孝
部	長		
兼	大	椛島	謙治
和	庁	島添	守男
庁	舎	樽見	孝則
舎	長		
教	育	高巢	雄三
部	長		
兼	三	稲又	義輝
三	橋	松藤	敏彦
橋	庁	石橋	正次
庁	舎		
舎	長		
消	防	中村	敬二郎
長			
人	事	成清	博茂
秘	書	安藤	和彦
課	長		
総	務		
課	長		
企	画		
課	長		
財	政		
課	長		
税	務		
課	長		
健	康		
づ	く		
り	課		
課	長		
福	祉		
課	長		
学	校		
教	育		
課	長		
生	涯		
学	習		
課	長		
建	設		
課	長		
農	政		
課	長		
水	路		
課	長		

### 4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	江	崎	尚	美
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
係	長					亀	崎	公	徳
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	池
						末		勇	人

### 5. 議事日程

諸般の報告について

- (1) 例月出納検査の結果について(平成25年10月分、11月分、12月分)
- (2) 市長の所信表明について

- 日程（１） 議会運営委員長報告について
- 日程（２） 会議録署名議員の指名について
- 日程（３） 議案第１号 平成25年度柳川市一般会計補正予算（第４号）について  
議案第２号 平成25年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）  
について  
議案第３号 平成25年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２  
号）について  
議案第４号 平成25年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第２号）に  
ついて
- 日程（４） 議案第５号 平成26年度柳川市一般会計予算について  
議案第６号 平成26年度柳川市国民健康保険特別会計予算について  
議案第７号 平成26年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について  
議案第８号 平成26年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について  
議案第９号 平成26年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について  
議案第10号 平成26年度柳川市下水道事業特別会計予算について  
議案第11号 平成26年度柳川市水道事業会計予算について
- 日程（５） 議案第12号 柳川市立中学校売店の設置及び管理に関する条例を廃止する  
条例の制定について  
議案第13号 公益的法人等への柳川市職員の派遣等に関する条例の制定に  
ついて  
議案第14号 柳川市中山集会所・中山コミュニティセンター条例の制定に  
ついて  
議案第15号 柳川市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定につい  
て
- 日程（６） 議案第16号 柳川市水防協議会条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第17号 柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並び  
に実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につい  
て  
議案第18号 柳川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条  
例の一部を改正する条例の制定について  
議案第19号 柳川市立公民館条例及び柳川市コミュニティ施設条例の一部  
を改正する条例の制定について  
議案第20号 柳川市大和漁村センター条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

議案第21号 柳川市乳幼児等医療費の支給に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

議案第22号 柳川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第23号 柳川市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 柳川市農村公園等条例の一部を改正する条例の制定について

議案第25号 柳川市漁村広場条例の一部を改正する条例の制定について

議案第26号 柳川市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

議案第27号 柳川市消防関係手数料条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて

日程(7) 議案第28号 市道路線の認定、変更認定及び廃止について

議案第29号 工事請負契約の締結について

日程(8) 議案第30号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第31号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第32号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について

議案第33号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について

議案第34号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について

議案第35号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について

議案第36号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について

日程(9) 報告について

- 1 報告第1号 専決処分の報告について(専決第6号 和解及び損害賠償額の  
決定)

日程(10) 請願について

- 1 請願第17号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の提出についての請  
願

午前10時 開会

議長(浦 博宣君)

おはようございます。本日の出席議員23名、定足数であります。よって、ただいまから平成26年第1回柳川市議会定例会を開会いたします。

諸般の報告について。

開議に先立ち、諸般の報告を行います。

例月出納検査の結果について、監査委員よりお手元に配付のとおり提出されていますので、

御報告をいたします。

次に、本定例会は平成26年度当初予算の提出もありますので、市長の所信表明をお願いいたします。

市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。本日ここに平成26年第1回柳川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私とも御多用のところ御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本定例会は、平成26年度の当初予算を初めとする重要な議案の御審議をお願いするものでございます。議案の説明に先立ちまして、平成26年度の市政運営に臨む私の所信の一端を申し上げ、議員の皆様並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願いしたいと存じます。

我が国の経済は、安倍政権の誕生以来、大胆な金融政策と機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を柱とする、いわゆるアベノミクスへの期待から景気は緩やかに回復し、大手企業では好調な業績を上げてきました。しかし、中小企業や小規模な事業者は依然として厳しい状況に変わりなく、地域経済の景気回復にはまだ遠い状況であります。

このような中、政府は好循環実現のための経済対策に沿って、競争力強化策や防災・安全対策の加速関連予算など総額5兆5,000億円の補正予算を組みました。

さらに平成26年度予算として、日本の競争力強化につながる未来への投資や、生活基盤を守る暮らしの安全・安心、消費税増収分を活用した社会保障の充実と安定化を図るため、過去最大となる95兆9,000億円の予算を編成しました。これらにより、日本の経済再生と財政健全化の好循環が実現され、本市においても景気の回復が進むよう期待しているところであります。

ことは1市2町が合併して10年目の年を迎えます。本市の人口は、合併当時7万6,000人でありましたが、現在では7万人にまで減少し、少子・高齢化も進んでおります。私たちは、合併以前から続いていた少子・高齢化や人口減少に対応し、1市2町が将来に向けて継続的に発展していけるよう行財政基盤を強化し、効率的なサービス体制で複雑・多様化する住民ニーズに応えていくことができるよう合併を選択いたしました。あれから9年、目指すところに到達するためには、まだ多くの努力を積み重ねていく必要があります。

私は、まず新市の基盤づくりとして、合併特例債が活用できるうちに、ごみ焼却施設や火葬場の建設、西鉄柳川駅の周辺整備、小・中学校や市営住宅の改築、さらには市民文化会館の建設、庁舎統合などの懸案事項をしっかりとやり遂げたいと考えております。

さらに、これらのハード事業とあわせて、ソフト面でのまちづくりを進めていく必要があります。まずは交流人口をふやし、柳川ファンをふやして定住人口を確保できるような仕組みをつくるのが大事だと考えております。つまり、「住んでよし、訪れてよし」のまちづくりであります。私の提唱している「おもてなしの心日本一」は、このようなまちづくりの

土台であり、よりどころとなるものであります。自分の住むまちを愛し、誇りの持てる暮らしやすいまちであればこそ、訪れる人も魅力を感じ、また来たい、住みたいと思うのであります。おもてなしのまちづくりで職員が変わり、市民が変わることによって、活性化の好循環が実現されてくるものと信じております。

去る1月19日に、おもてなしシンポジウムを開催し、2月6日には、市内39の団体代表で構成する“おもてなし柳川”市民会議を発足させました。今年は、市民を挙げて柳川の流れを変える記念すべきスタートの年となりました。今、柳川雛祭りさげもんめぐりに合わせて、さまざまなおもてなしのイベントが行われております。私は、市民の皆様とともに「住んでよし、訪れてよし」のまちづくりに向け、先頭に立って取り組んでまいります。

昨年の市長選挙に当たりまして、私は次世代の柳川を開いていくための6つの政策を掲げました。その実現を目指して平成26年度に取り組む主要な施策の概要を申し述べたいと思います。

まず、1点目は「災害のないまち柳川」であります。

一昨年の九州北部豪雨災害を教訓として、国県により実施されている矢部川、沖端川の災害対策事業を本市としてもしっかりと支援するとともに、防災・減災対策を推進してまいります。

まず、市民への連絡体制の強化のため、昨年の防災行政無線の整備に続き、今月中には行政区長や民生委員、消防団幹部などの自宅に個別受信機を設置することにしております。また、設置を希望される方に対しては、受信機購入費用を助成して設置を進めてまいります。

高齢者や障害者など、避難する際に援助が必要な方への対策については、支援をさせていただき自主防災組織を育成するとともに、実際の災害時に対応できるよう各地区で避難訓練を実施していくことが必要であります。既に六合、中山、蒲池地区で実施しておりますが、ほかの地区にも順次広げてまいりたいと考えております。

また、子供たちの通学路の安全対策では、危険箇所を点検し、路側帯の確保やグリーンベルトの設置、防犯灯の設置などを継続して実施していくことしております。小・中学校の体育館のつり天井についても、落下防止の改修工事をするなど、子供たちの安全確保のための対策を実施してまいります。

2点目は「農・漁・商工業が賑わうまち柳川」であります。

産業を活性化させ、にぎわいのあるまちをつくっていくためには、まず本市の基幹産業である農業、漁業が元気になることが肝要であります。

本市の農業は、土地利用型の米、麦、大豆の生産高は県下でも有数の産地であり、「あまおう」、ナス、トマト、アスパラガスなどの園芸作物、オクラ、レタス等の露地野菜の生産も盛んであります。引き続き農業経営の効率化や担い手の支援、農地集積等を推進してまいります。

一方、国では新たな農業・農村政策の見直しが行われております。農地の集積を図る農地中間管理機構の創設や経営所得安定対策の見直し、水田フル活用と米政策の見直し、さらには、農地、水路などの管理や農村環境の保全のための日本型直接支払制度の創設といった4つの改革が打ち出されております。中でも米政策においては、米の生産調整の配分、いわゆる減反政策が5年後には廃止され、国の生産調整に頼らず、ニーズに合わせた地域での調整が必要になってまいります。将来の柳川の農業をどう振興させていくのか、生産者の皆様の意見をしっかり聞きながら対応してまいります。

漁業の面では、かつて宝の海と呼ばれた有明海も漁場環境が大きく変わり、魚介類の漁獲高が激減し、ノリ養殖も価格の低迷や生産コストの増大など大変厳しい状況にあります。有明海再生特別措置法に基づき、有明海の環境の変化について調査を実施するとともに、二枚貝の大量へい死の原因調査や夏季における貧酸素水塊をなくすための具体的方策を講じるなど、有明海再生に向けた取り組みを国県に強く要請してまいります。また、ノリ養殖業の持続的発展を支えるために、外国産ノリの輸入割り当て（IQ制度）と輸入枠の堅持、さらにはノリの原料原産地表示を義務づけることもあわせて要請いたします。

商店街については、地域の暮らしを支える生活基盤として、地域の振興や伝統文化にも大きな役割を果たしております。これまで、市内商店街の役員の方々に定期的に集まっていただき、商工会議所、商工会職員を含め市内商店街合同会議を開催し、各商店街の課題解決のための協議を進めてきたところであります。

現在、柳川商店街では、経済産業省の地域商業再生事業の採択を受け、マルシヨク跡地活用に向けた地域状況調査分析事業に取り組んでおられます。この結果を踏まえて、柳川商店街振興組合と今後の対応を十分協議してまいりたいと考えております。

消費者行政の面では、主にお年寄りを狙った悪質なオレオレ詐欺や押し売り商法、インターネット詐欺などが後を絶たず、本市に設置しております柳川・みやま消費生活センターにも多くの電話や来所による相談が寄せられています。今後も国の消費者行政活性化基金などを有効に活用して、現在の消費生活センターの機能を維持・強化するとともに、消費者犯罪を未然に防ぐための啓発冊子の配布や出前講座などを積極的に行い、被害の防止に努めてまいります。

企業誘致については、有明海沿岸道路の整備や、みやま柳川インターチェンジの開設、国道443号バイパスの開通などにより、交通の利便性が非常に高くなり、企業誘致の条件が整ってきております。現在、事業者向けの用地のリストアップを行っておりますので、それをもとに福岡県と連携して企業誘致に向けて取り組んでまいります。

3点目は「観光と文化の薫り高いまち柳川」であります。

まちや掘割が美しく保たれ、誰もが気持ちよく挨拶し、親切なまち。住む人が心地よいまちは、訪れる人も心地よいものであります。市民を挙げて、「おもてなしの心日本一」を目



指すことによって、もう一度行きたいという柳川ファンをふやし、年間150万人の観光客を目指します。

ことしは柳川雛祭りさげもんめぐり20周年を記念して、1月におもてなしシンポジウム、3月には、さげもんミニフェスタなどを開催し、従来のイベントとあわせて柳川の魅力を発信しております。

昨年から実施している水郷柳川ゆるり旅も、ことしの春には30のプログラムを用意いたしました。これは、さげもんめぐりでにぎわう中、柳川ならではの歴史や文化、食などを体験して楽しんでもらおうというもので、いわゆる着地型観光によるおもてなしとして取り組んでいるところであります。

来年1月25日に北原白秋先生の生誕130年を迎えます。白秋先生の顕彰を深め、子や孫に継承していくとともに、童謡創作の拠点となった神奈川県小田原市など白秋先生ゆかりの地の市長、町長に、白秋の故郷柳川へおいでいただき、北原白秋サミットを開催することにより、文化観光都市・柳川を全国にアピールしたいと考えております。

また、柳川らしい城下町の風情を伝える景観整備を進めるため、町並み整備の重点地区を設けて取り組んでまいります。

柳川の玄関口である西鉄柳川駅の改修においては、東西を行き来できる自由通路の整備も大分進んでまいりました。来年には、駅前広場などの周辺整備とあわせて、エスカレーターとエレベーターを設置した便利でイメージアップした柳川駅に生まれ変わります。

4点目は「子育て福祉のまち柳川」であります。

子供は柳川の宝であり、地域ぐるみで子育てを応援できるよう取り組んでまいります。このため平成25年度、26年度の2カ年で、子ども・子育て支援事業計画を策定し、計画的に事業を実施していくことにしております。

子育てに係る費用の面では、子供の医療費負担の軽減を図るため、これまで入院助成を小学3年生までとしていたものを、ことしの10月から中学3年生までに拡大し、所得制限も撤廃することにいたしております。

学童保育については、現在15校区で実施しておりますが、本年4月から大和、有明、中山の各校区に設置するなど、子育て支援を充実させてまいります。

また、高齢者や障害者が安心して暮らせる環境づくりのため、新たな施策として、ごみの福祉収集を始めることにいたしました。高齢者や障害者の中には、ごみを収集場所まで持って行くことが困難な方もおられますので、個別に家の前まで収集に行くものであります。ごみ出しがないような場合は、安否確認も行うようにしたいと考えております。

年老いて認知症になったとしても、住みなれた地域での生活を望まれる方が多いと思います。このため認知症地域支援推進員を配置し、効果的な支援を行うため、推進員を中心として、医療と介護の連携や相談・支援体制の強化を図ってまいります。

また、介護が必要にならないよう予防していくことも重要であります。高齢者がみずからの意思により楽しみながら介護予防に取り組んでいけるよう、介護支援ボランティア事業を進めてまいります。これは、登録した高齢者が高齢者福祉施設などで行ったボランティア活動や介護予防教室、健康教室に参加した場合にポイントをもらい、たまったポイントに応じて現金や地域商品券などに交換できるという制度であります。平成26年度で制度をつくり上げ、27年度から実施したいと考えております。この事業により、高齢者が健康で生き生きと暮らせる方がふえるよう期待しているところであります。

本市の人口減少に歯どめをかけるため、これまで空き家バンク制度やマイホーム取得支援事業、新婚世帯家賃支援事業、柳川暮らし体験居住事業、地域おこし協力隊事業などに取り組み、一定の成果も出始めたところであります。現在、あめんぼセンター横の寄附を受けた空き家を改修しておりますが、これを都市圏の方などの体験居住施設として、また、観光シーズンのまち歩き休憩施設などにして活用を図り、定住化を促進してまいります。

さらに、ことしは定住化対策を総合的に検討するため、市民の方や大学の先生などで移住・定住促進会議を設置し、新たに定住化対策のアクションプランを策定することにいたしております。

5点目は「便利で住みよいまち柳川」であります。

私の2期目の一番の課題は、合併特例債などの優遇措置を活用して、将来の柳川市に必要な基盤整備を、健全財政を維持しながらやり遂げることでと考えております。

昨年は、大和、三橋地区のコミュニティセンターの建設で、3月に垂見コミュニティセンターが落成したのを皮切りに、六合、大和、矢ヶ部、二ツ河、中島、中山校区が近々完成し、旧柳川地区の校区公民館の改修も終わります。残りの4校区のコミュニティセンター及び大和中学校、二ツ河小学校、中山小学校の校舎改築、スポーツ施設の改修も26年度中に完了することにしております。

また、みやま市と共同で取り組んでおりますごみ焼却施設や火葬場の建設、さらには市民文化会館の建設、庁舎統合など、今後も大きな課題が山積しております。これらの事業については、合併特例債の活用期限である平成31年度までにやり遂げ、将来の柳川の礎としたいと考えているところであります。

市民文化会館については、昨年8月から5人のアドバイザーにより基本構想と建設候補地を検討していただき、先日、提言をいただきました。私はこの提言を尊重して、議員の皆様並びに市民の皆様のご理解をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

また、快適で住みやすい生活環境をつくるためには、道路、水路の整備と維持管理が不可欠であります。懸案であった大牟田川副線の沖端川大橋が昨年着工され、有明海沿岸道路や国道385号バイパスの建設、443号バイパスの完成など幹線道路の整備については大きく進んでまいりました。さらに、行政区からの要望が多い生活道路や水路の整備についても着実に

進めてまいります。

6点目は「市民目線で行革のまち柳川」であります。

平成22年に第2次行財政改革大綱を策定し、これまでの4年間で一定の成果を上げてきましたが、今後、合併の優遇措置がなくなるときのことを想定して、今まで以上に行財政改革を進め、行政のスリム化を図っていく必要があります。このため、平成26年度中に第3次行財政改革大綱を策定し、人件費などの削減を図るとともに、経費の節減、税収や各種使用料など収入の確保に努めてまいります。

健全財政を将来的にも維持し、安定的な財政運営を行っていくため、本市の財政状況を正確に把握し、中期的な財政収支を見通して平成26年度から30年度までを計画期間とした中期財政計画を策定いたしました。これに基づいて計画的な財政運営を図っていくことにしております。

一方で、地方自治体の財政は、社会情勢の変化や国の制度改革、地方財政制度の動向に大きく左右されますので、今後も必要に応じて、最新の情報に基づいた計画の見直しを行っていくことにいたしました。このことによって、さらに現実的で実効性のある計画となり、健全財政を確保していくことができるものと確信をいたしております。

以上、意を尽くしますが、市政運営に関する私の所信の一端を申し述べさせていただきました。これらの施策を実現するため、職員とともに全力で取り組んでまいります。これは行政の力だけでできることではありません。オール柳川の意識を持って、市民の皆様と議会、行政が一丸となって取り組んでいくことが必要であります。

来年は合併10周年という節目の年を迎えます。市民の皆様が合併して本当によかったと思えるまちになるよう頑張っておりますので、どうか議員の皆様、並びに市民の皆様の一層の御理解と御協力を切にお願い申し上げます、所信表明とさせていただきます。

議長（浦 博宣君）

以上をもって市長の所信表明についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

#### 日程第1 議会運営委員長報告について

議長（浦 博宣君）

日程1 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（荒木 憲君）（登壇）

皆さんおはようございます。平成26年第1回柳川市議会定例会の会期日程等について、2月26日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

まず、会期であります。本日2月28日から3月20日までの21日間といたしております。

その内容について申し上げますと、本日開会、提案理由の説明、3月1日、2日は休日、3日は考案日、4日を議案質疑、5日は考案日、6日、7日を一般質問、8日、9日

は休日で休会、10日を一般質問、11日、12日を委員会、13日、14日は予算審査特別委員会、15日、16日は休日で休会、17日を予算審査特別委員会、18日、19日は事務整理日、20日を採決、閉会といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2が会議録署名議員の指名についてであります。

次に、日程3・議案第1号から日程4・議案第11号までの11議案の一括上程であります。

次に、日程5・議案第12号から日程8・議案第36号までの25議案の一括上程であります。

日程9が報告についてであります。

なお、本報告に対する質疑は、本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたしております。

日程10が請願についてであります。本定例会に請願1件が提出されております。請願第17号は産業経済委員会に審査を付託といたしております。

次に、2日目の日程について申し上げます。

日程1が議案質疑についてであります。

初めに、議案第1号から議案第4号までの4議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第1号は総務委員会に審査を付託、議案第2号及び議案第3号は教育民生委員会に審査を付託、議案第4号は建設委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第5号から議案第11号までの7議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第5号は予算審査特別委員会を設置の上、これに審査を付託、議案第6号から議案第8号までの3議案は教育民生委員会に審査を付託、議案第9号は総務委員会に審査を付託、議案第10号及び議案第11号は建設委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第12号から議案第15号までの4議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第12号は教育民生委員会に審査を付託、議案第13号は総務委員会に審査を付託、議案第14号は教育民生委員会に審査を付託、議案第15号は総務委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第16号から議案第27号までの12議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第16号は即決、議案第17号及び議案第18号は総務委員会に審査を付託、議案第19号及び議案第20号は即決、議案第21号は教育民生委員会に審査を付託、議案第22号から議案第27号までの6議案は即決といたしております。

次に、議案第28号及び議案第29号を一括議題とし、質疑終了後、議案第28号は建設委員会に審査を付託、議案第29号は即決といたしております。

次に、議案第30号から議案第36号までの7議案を一括議題とし、質疑終了後、7議案とも即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告申し上げ、終わります。

議長（浦 博宣君）

会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

#### 日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（浦 博宣君）

日程2．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、7番立花純議員及び17番古賀澄雄議員を指名いたします。

#### 日程第3～第4 議案第1号～議案第11号

議長（浦 博宣君）

日程3．議案第1号から日程4．議案第11号までの11議案を一括上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程3及び日程4．議案第1号から議案第4号までの補正予算4議案及び議案第5号から議案第11号までの平成26年度予算関係7議案につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第1号 平成25年度柳川市一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、平成25年度国の補正予算（第1号）を活用した柳川駅東部土地区画整理事業費の増額や将来の公債費負担に備えた減債基金への積立金、決算見込み、事業費の確定などによる不用額の減額が主なものであります。

予算規模といたしましては、補正前の予算額33,080,340千円から114,403千円を減額し、歳入歳出それぞれ32,965,937千円としようとするものであります。

それでは、予算の内容を歳出から款を追って御説明いたします。

まず、2款．総務費では、380,557千円を増額補正しております。ここでは、職員の勧奨退職に伴う職員退職手当組合への負担金や将来の公債費負担に備えた減債基金への積立金などを増額する一方、行政区掲示板購入費について減額しております。

3款．民生費では、180,113千円を減額補正しております。ここでは、利用者の増加などによります訓練等給付費や自立支援医療費などの障害者自立支援給付費や幼稚園型認定こども園施設整備事業費補助金などを増額する一方、重度障害者医療助成費、国民健康保険特別会計繰出金、福岡県介護保険広域連合負担金、後期高齢者医療療養給付費負担金、生活保護扶助費などを減額しております。

また、4款・衛生費では、68,283千円を減額補正しておりますが、これは妊婦健診検査委託料や予防接種委託料、小型合併処理浄化槽設置事業補助金などを減額しております。

6款・農林水産業費では、99,592千円を減額補正しております。ここでは、柳川・みやま土木組合施工の工事費の増額に伴い負担金を増額する一方、活力ある高収益型園芸産地育成事業補助金や農村環境整備事業費、両開・大和漁協ノリ共同加工施設整備事業補助金などを減額しております。

7款・商工費では、1,757千円を増額補正しておりますが、これは12月議会に提案していただきましたマルショク跡地の用地購入費について、契約が締結できる見込みとなったことから、宅地建物取引業法第46条に基づく不動産媒介手数料を支払うものであります。

8款・土木費では、52,180千円を減額補正しております。ここでは、国の補正予算を活用した柳川駅東部土地区画整理事業費や陸閘門操作委託料を増額する一方、高田町永松開線道路整備事業費や高橋中牟田線道路整備事業費、北浦排水機場ポンプ改修計画作成業務委託料、密集住宅市街地整備事業費などを減額しております。

9款・消防費では、16,000千円を減額補正しておりますが、これは筑後地域消防通信指令業務共同運用に係るシステム整備事業負担金などの減額であります。

10款・教育費では、80,549千円を減額補正しております。ここでは、中学校6校の理科教材備品購入費や学校図書館司書の退職に伴います学校図書館委員会補助金を増額する一方、大和体育施設や市民体育センター、むつごろうランドのスポーツ施設改修事業費などを減額しております。

なお、今回の中学校への理科教材購入につきましては、公益財団法人緒方記念科学振興財団からの寄附金を活用するものであります。

以上が歳出の主な内容であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

まず、1款・市税は、89,100千円を増額しております。ここでは、決算見込みにより、個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税を増額する一方、市たばこ税及び入湯税を減額しております。

2款・地方譲与税から7款・自動車取得税交付金までにつきましては、決算見込みによる増減額を計上しております。

9款・地方交付税は、111,868千円を増額補正しております。

13款・国庫支出金では、511,419千円を増額しております。ここでは、地域の元気臨時交付金や大和中学校校舎改築等事業・二ツ河小学校校舎改築事業に係る学校施設環境改善交付金などについて増額する一方、柳川駅周辺地区事業や産地水産業強化支援事業交付金などを減額しております。

14款・県支出金では、87,187千円を減額しております。ここでは、自立支援給付費や安心

こども基金交付金などを増額する一方、活力ある高収益型園芸産地育成事業費や福岡県強い水産業づくり交付金などを減額しております。

15款．財産収入では、6,802千円を増額補正しておりますが、これは市所有の普通財産2筆の売却に伴うものであります。

16款．寄付金では、まちづくり支援自動販売機寄付金、教育費寄付金及びふるさと寄付金として9,978千円を増額しております。

17款．繰入金では、三橋地域振興基金繰入金46,000千円を減額しておりますが、これは二ツ河小学校校舎改築事業に係る国庫補助金が増額となったことによるものであります。

19款．諸収入では、41,783千円を減額しております。ここでは、大橋九反坪線道路整備事業に係る筑後市からの負担金を増額する一方、スポーツ振興くじ助成金を減額しております。

20款．市債では、656,600千円を減額しております。ここでは、柳川駅周辺地区事業や二ツ河小学校校舎改築事業を増額する一方、大和中学校校舎改築等事業や道路整備事業、スポーツ施設改修事業などの減額を行っております。

なお、大和中学校校舎改築等事業につきましては、地域の元気臨時交付金を活用したことから大幅な減額となっております。

このほか、第2表 繰越明許費補正では、中山集会所改築事業費など20件について、追加または変更を行っております。

第3表 債務負担行為補正では、平成26年4月からの消費税引き上げに伴います限度額の増額や柳川市市民協働のまちづくり事業補助金など17件について、追加または変更を行っております。

第4表 地方債補正では、二ツ河小学校校舎改築事業など9事業について、事業の追加または借入限度額の変更を行っております。

次に、議案第2号 平成25年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、療養給付費の伸びに伴う必要額の補正や、財政安定化支援事業費等が確定したことによる額の調整が主なものであります。

歳出においては、2款．保険給付費を144,908千円増額するとともに、歳入では3款．国庫支出金を148,118千円、4款．療養給付費等交付金を108,717千円、それぞれ増額をいたしております。そのほか、決算見込み等により必要な額を調整しております。

これにより、歳入歳出それぞれ65,397千円を増額し、補正後の予算総額を9,767,401千円とするものであります。

次に、議案第3号 平成25年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、保険基盤安定負担金の減額に伴い、必要な額を補正するもので、あわせて

24年度決算の確定による繰越金の額の調整を行っております。

歳入においては、一般会計から後期高齢者医療特別会計に繰り入れる保険基盤安定繰入金  
を8,116千円減額し、繰越金を134千円増額しております。歳出においては、保険基盤安定負  
担金を広域連合に支払うための保険料等負担金を7,982千円減額しております。

このため、歳入歳出それぞれ7,982千円を減額し、補正後の予算総額を937,502千円とする  
ものであります。

次に、議案第4号 平成25年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御  
説明申し上げます。

今回の補正は、国庫補助事業等の確定に伴う事業費の減額及び国庫補助金、市債の減額と  
負担金及び繰越金の増額が主なものであります。

補正前の予算総額1,005,951千円から歳入歳出それぞれ85,943千円を減額し、補正後の予  
算総額を920,008千円とするものであります。

次に、議案第5号 平成26年度柳川市一般会計予算について御説明申し上げます。

平成26年度の予算編成の基本的な考え方といたしましては、財政の健全化の確保に留意し  
つつ、職員の削減、経費の節減・合理化などの行財政改革の推進、限られた財源の有効活用、  
行政と住民の皆さんとの役割分担などを念頭に、また、決算審査特別委員会、監査委員の意  
見要望を踏まえて予算編成に臨んだところであります。

今回の予算編成に当たり、公約として掲げております明日の柳川へつなぐための6つの政  
策及び本市の未来像に対する私の基本的な考え方は、先ほどの所信表明で申し上げたとおり  
でございますが、特に、平成26年度の予算編成の特徴としまして、「おもてなしの心日本  
一」に向けた取り組み、定住促進事業の推進、地域経済活性化に向けた産業振興策等を重点  
的に取り組んだところであります。

平成26年度の一般会計予算の規模としましては、歳入歳出ともに29,312,000千円となり、  
骨格予算として編成した前年度の当初予算と比較しますと、額にして1,185,000千円、率に  
して4.2%の増額となり、また、前年度のいわゆる肉づけ予算となりました6月補正予算後  
と比較しますと、国の補正予算（第1号）に計上されました臨時福祉給付金給付事業や子育  
て世帯臨時特例給付金給付事業を新たに計上したものの、額にして1,241,340千円の減、率  
にして4.1%減という減額予算となっております。

それでは、予算の内容につきまして、前年度の肉づけ予算としての6月補正後との比較に  
より、歳入の特徴的なところから御説明いたします。

まず、市税は、平成25年度の収納見込み、税法の改正及び現下の景気状況などを勘案し、  
前年度より51,270千円増の6,115,730千円を計上しております。

次に、地方消費税交付金は、平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴い、地方消費税  
率についても同様に引き上げられることから、前年度より75,000千円増の690,000千円を計



上しております。

なお、この地方消費税率の引き上げに伴う増収分につきましては、全額、社会保障関係経費に活用することとなっております。

次に、地方交付税は国の地方財政計画、平成25年度交付額などを勘案し、前年度より40,000千円増の9,190,000千円を計上しております。内訳は、普通交付税8,140,000千円、特別交付税1,050,000千円であります。

次に、繰越金は前年度より185,000千円減の1億円を計上しておりますが、これは前年度の6月補正後との比較であり、編成段階で前年度の実質収支を参考に、一般財源所要額を繰越金から活用したことなどから大幅な減額となっております。

次に、市債は前年度より805,200千円減の3,102,800千円を計上しております。これにより、平成26年度末の市債残高は約35,103,920千円となる見込みであり、今回の市債借入額に対する普通交付税への算入額は、借入額の約76.4%に相当する2,371,420千円と試算しております。

また、合併特例事業債は道路整備事業など15事業に1,830,600千円を計上しており、この結果、平成26年度末の借り入れ見込み総額は、普通建設事業分で15,818,400千円となります。

次に、歳出の特徴的なものについて御説明いたします。

まず、議会費は前年度より922千円減の256,130千円を計上しておりますが、この減額の要因は、平成26年度に実施される市議会議員選挙から議員定数が2名削減され、22名になることに伴う議員報酬の減額などによるものであります。

次に、総務費は前年度より121,364千円減の2,438,754千円を計上しておりますが、この減額の主な要因は、平成25年度までの2カ年で整備を行いました大和地区他光通信事業補助金が終了したことによるものであります。

予算の主なものといたしましては、庁舎管理などの財産管理費、電算推進費、定住促進事業を初めとした企画費、市議会議員選挙を初めとした各選挙費、徴税費、指定統計費などがあります。

平成26年度は定住促進事業をさらに推進するため、昨年雇用した3名に加え新たに2名を地域おこし協力隊員として雇用し、外部からの目線で本市の魅力を掘り起こすとともに、まちづくりに生かすための取り組みを行っていくこととしております。

また、今後の移住・定住を促進するための検討会議を設置して、新たなアクションプランを策定することとしております。

次に、民生費は前年度より533,314千円増の11,357,185千円を計上しておりますが、この増額の主な要因は、平成25年度国の補正予算(第1号)に計上されました臨時福祉給付金給付事業費360,775千円及び子育て世帯臨時特例給付金給付事業費87,732千円などによるものであります。

まず、高齢者福祉関係では、新たに認知症施策総合推進事業や介護支援ボランティア事業などの事業費を計上しております。

障害者福祉関係では、自立支援給付費や地域生活支援事業費などを計上しておりますが、利用者の増加などによりまして大幅な増額となっております。

子育て支援関係では、平成26年度より有明、大和、中山の3校区で新たな学童保育所が開設されることとなっております。

なお、乳幼児医療費では、入院に係る助成対象を中学校卒業まで拡大するとともに、助成に係る所得制限も撤廃することといたしております。

次に、衛生費は前年度より84,591千円増の1,902,350千円を計上しております。予算の主なものとしましては、予防接種事業費、がん検診事業費を初めとした健康増進事業費、環境対策費、塵芥処理費などであります。

なお、柳川市・みやま市一般廃棄物処理施設整備事業におきましては、周辺道路の測量設計を行うことなどから増額となっております。

また、高齢者のみの世帯等で市が認定を行った対象者に対して訪問収集を行う福祉収集事業に新たに取り組むこととしております。

次に、労働費は前年度より17,262千円増の74,927千円を計上しておりますが、この増額の主な要因は、雇用対策基金事業に新たに創設されました地域人づくり事業を活用して、新たに4つの事業に取り組むことなどによるものであります。

次に、農林水産業費は前年度より221,592千円減の1,896,850千円を計上しておりますが、この減額の主な要因は、前年度に両開・大和漁協ノリ共同加工施設整備事業補助金を計上していたことによるものであります。

まず、農業関係では、各種農業施設・機械設備への補助、い業・園芸作物などの農業振興のための経費のほか、平成26年度から頑張る農業応援事業に取り組むこととしております。農地、クリークの保全関係では、保全工事費やクリーク防災機能保全対策事業費、湛水防除事業費などを引き続き計上しております。

水産業関係では、中島漁港漁業団地整備費や各漁協等が実施する施設整備等への補助金のほか、両開漁港機能保全事業費につきましても引き続き平成26年度の事業費を計上しております。

次に、商工費は前年度より2,329千円増の692,445千円を計上しております。予算の主なものとしたしましては、商工振興費、商店街活性化対策費、観光費などであります。

なお、「おもてなしの心日本一」を目指すための実行組織となる“おもてなし柳川”市民会議負担金4,300千円を新たに計上するとともに、柳川のブランド品の販路拡大支援及び商品開発支援補助金を新たに計上しております。

次に、土木費は前年度より985,126千円減の2,656,484千円を計上しておりますが、この減

額の主な要因は、柳川駅周辺地区事業費が大幅に減額となったことなどによるものであります。

予算の主なものとしましては、生活基盤道路の整備費、西鉄柳川駅東部土地区画整理事業費、柳川駅周辺地区事業費、塩塚川高潮対策番所橋架替事業費、中島地区の密集住宅市街地整備事業費などであります。

なお、平成25年度に用地取得を行いました市営住宅東宮永団地（仮称）建設事業につきましては、平成27年度までの債務負担行為を設定して、建設工事に取り組むこととしております。

次に、消防費は前年度より5,078千円増の960,565千円を計上しております。予算の主なものとしましては、高規格救急自動車及び第4分団消防ポンプ自動車の買い換え、平成28年度からの筑後地域の消防通信指令業務の共同運用に向けた負担金等を計上しております。

次に、教育費は前年度より704,675千円減の3,538,422千円を計上しておりますが、この減額の主な要因は、平成24年度から3カ年の継続費を設定して取り組んでおります大和中学校校舎改築等事業費が最終年度で大幅な減額となったことなどによるものであります。

なお、平成26年度は運動場の整備費用等を計上しております。

そのほかの予算の主なものとしましては、学校教育関係では、中学校の学力向上支援のための講師配置、スクールカウンセラーの配置などの経費や、小・中学校の営繕工事などの学校管理費などを計上しております。

また、生涯学習関係では、大和・三橋地域のコミュニティセンターの整備につきましては、豊原、皿垣、大和校区についての建設工事費等を計上するとともに、藤吉校区につきましては、建設に向けた設計業務や造成工事に係る経費を計上しております。

その他、北原白秋生誕130周年を記念した白秋サミット開催に向けた実行委員会への負担金等を新たに計上するとともに、市民文化会館（仮称）建設については、基本計画を策定し、施設の規模や機能を具体化していくこととしております。

次に、公債費は前年度より50,314千円増の3,388,651千円を計上しておりますが、この要因は、既借り入れ分の元金償還の増加などによるものであります。

なお、市債償還利子につきましては、毎年度繰り上げ償還を実施したことなどによりまして減額となっております。

次に、諸支出金は98,792千円を計上しておりますが、これは現在、柳川市土地開発公社が保有しております用地3カ所の土地取得費であります。

なお、これにより土地開発公社の保有する土地は全てなくなることとなります。

以上が歳入歳出予算の主な内容であります。

また、第2表では、柳川市市民協働のまちづくり事業補助金など11事業の債務負担行為を、第3表では、福岡県南広域水道企業団出資金など19事業に係る地方債をあわせて御提案申し

上げております。

次に、議案第 6 号 平成26年度柳川市国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

柳川市国民健康保険の 1 人当たりの保険給付費は、県内でも高く推移をしております。しかしながら、景気の低迷が続いていることから、医療費の増加に見合うだけの国民健康保険税の伸びが見込めず、引き続き厳しい事業運営となっています。

平成26年度においては、過去 3 カ年の医療費の推移から、1 人当たりの医療費を平成25年度比 1 % 増で見込んでおりますが、一方で被保険者数は減少していることから、総額で前年度当初予算に対し 1.3 % 減の予算としております。

予算規模としましては、予算総額を歳入歳出ともに 9,440,000 千円といたしております。

次に、議案第 7 号 平成26年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

本会計の歳出としましては、保険料の徴収に伴う事務経費、負担金が主なものとなっております。

歳入につきましては、被保険者からの保険料と、一般会計からの繰入金で賄うようになっております。予算規模としましては、予算総額を歳入歳出ともに 990,000 千円といたしております。

次に、議案第 8 号 平成26年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について御説明申し上げます。

予算規模としましては、予算総額を歳入歳出ともに 670 千円としております。

歳入の主なものとしましては、県補助金 79 千円、繰越金 324 千円、貸付金元利収入 265 千円を計上しております。

歳出の主なものとしましては、公債費 610 千円を計上しております。

なお、新築資金等の貸付事業は平成 8 年度をもって終了しており、借受人からの元利収入及び公債費の償還事業が主な内容となっております。

次に、議案第 9 号 平成26年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について御説明申し上げます。

この特別会計は、事業の執行に当たって、用地を先行取得することにより、公共事業の円滑かつ効率的な執行を図ることを目的に設置したものであります。平成26年度予算については、平成25年度と同様に、予算総額を歳入歳出ともに 5 千円の科目開設の予算といたしております。

次に、議案第 10 号 平成26年度柳川市下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

予算規模としましては、歳入歳出それぞれ 1,173,354 千円といたしております。

歳入予算につきましては、国庫支出金140,000千円、市債311,400千円、繰入金528,929千円、受益者負担金23,330千円、下水道使用料141,000千円、手数料、繰越金、財産収入や諸収入など28,695千円を計上しております。

歳出予算につきましては、事業費及び維持管理費を含む下水道費648,444千円、公債費488,221千円、積立金12,338千円、総務費及び予備費など24,351千円を計上いたして、公共下水道の整備及び普及を図っていく予定であります。

次に、議案第11号 平成26年度柳川市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

予算の概要を申し上げますと、まず、収益的収入及び支出では、事業収益を1,551,123千円、事業費を1,443,098千円計上いたしております。

次に、資本的収入及び支出であります。収入は319,003千円、支出は592,439千円計上いたし、資本的収入額が資本的支出額に不足する額273,436千円は、損益勘定留保資金等で補填する予定にいたしております。

なお、議案第5号から議案第11号までの平成26年度予算関連の7議案の内容、詳細については、既に配付しております予算書及び予算関係提案理由説明資料にまとめておりますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

#### 日程第5～第8 議案第12号～議案第36号

議長（浦 博宣君）

日程5 . 議案第12号から日程8 . 議案第36号までの25議案を一括上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程5から6、7、8までの議案第12号から議案第36号までの条例16議案、そのほか2議案及び人事案件7議案につきまして御説明いたします。

まず、議案第12号 柳川市立中学校売店の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、現在中学校において売店の設置はなく、今後設置する予定もないため、条例の目的が既に終了していることから、当該条例を廃止しようとするものであります。

次に、議案第13号 公益的法人等への柳川市職員の派遣等に関する条例の制定について御説明申し上げます。

公益的法人等へ職員を派遣する場合の統一的なルールとして、平成12年に公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律が制定され、派遣先や派遣する職員の範囲、給与等については、各自治体の条例で定めることとなっております。

本市の場合、関係条例がこれまで未整備であり、将来、市の事務事業と密接な関連を有し、

施策推進を図るために、人的援助が必要な公益的法人等への職員を派遣しようとする場合に必要となりますので、今回新たに条例を整備しようとするものであります。

次に、議案第14号 柳川市中山集会所・中山コミュニティセンター条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、中山集会所・中山コミュニティセンターの設置に伴い、新たに条例を制定しようとするものであります。

内容を申し上げますと、施設の名称及び所在地を初め、施設の利用規定や諸室の使用料等について定めるものでありまして、現在施行されております柳川市コミュニティ施設条例の内容に沿って規定を設けるものであります。また、施設の新設に伴い、現行の集会所条例の一部改正もあわせて行うものであります。

次に、議案第15号 柳川市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、平成25年6月に公布されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により消防組織法の一部が改正され、市町村の消防長及び消防署長の資格については、平成26年4月1日から条例で定めることとなったため、国の基準を参酌して新たに制定するものであります。

次に、議案第16号 柳川市水防協議会条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、平成25年6月に公布されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により水防法の一部が改正され、都道府県の水防協議会及び指定管理団体の水防協議会会長及び委員の定数の上限が撤廃されることにより、同法が施行される平成26年4月1日から市の条例で会長及び委員の定数を定める必要が生じたため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第17号 柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、労働契約法改正の趣旨を踏まえ、本市においても、非常勤の特別職の職員のうち、一般職に準じた勤務を必要とされる嘱託職員を対象に、一般職の職員に支給する通勤手当に準じて、通勤費用相当分の費用弁償を平成26年4月から支給しようとするものであります。

次に、議案第18号 柳川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

平成18年地方自治法の改正により、本市においても債務負担行為によることなく複数年度にわたり契約締結が可能となるよう条例を制定し、現在、事務用機器や通信機器、電子機器の借り入れをする場合、当該機器の借り入れについては5年以内、保守などの役務提供については3年以内とそれぞれ契約期間を定めております。しかし、これらの機器につきまして

は、借り入れと同時に保守契約をすることが多く、また、合理的であることから、借り入れる期間と役務提供を受ける期間を同一とすることができるよう改正を行うものであります。

次に、議案第19号 柳川市立公民館条例及び柳川市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、六合、大和、矢ヶ部、二ツ河の各コミュニティセンター、中山集会所・中山コミュニティセンターの新設工事と大和漁村センターの改修工事が完成することに伴い、柳川市立公民館条例及び柳川市コミュニティ施設条例の2つの条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容を申し上げますと、まず、柳川市立公民館条例では、これまで六合、大和、中島、矢ヶ部、二ツ河、中山の各小学校内に設置してありました市立校区公民館の位置を、新設・改修された各施設に変更しようとするものであり、また柳川市コミュニティ施設条例では、新たに六合、大和、矢ヶ部、二ツ河の4つのコミュニティセンターを追加し、各施設の諸室の使用料について規定するものであります。

次に、議案第20号 柳川市大和漁村センター条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、施設改修による諸室の一部変更と、ことし4月からの消費税率引き上げに対応するため、当該施設の教育委員会への移管にあわせ、諸室の使用料金を見直すものであります。

次に、議案第21号 柳川市乳幼児等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、福岡県公費医療費支給制度における県の基準では、小学校就学前までを対象としている医療費の助成について、現在、本市の独自事業として入院に限り小学校3年生まで拡大しているところですが、これをさらに中学校3年生まで拡大し、また、3歳以上の幼児・児童の医療費助成に係る所得制限をなくすものであります。

次に、議案第22号 柳川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、平成25年5月から施行されました福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律及びことし1月から施行されました配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律、さらに、平成25年12月に公布されました中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の平成26年10月1日施行に伴い、所要の規定の整備を行うものであります。

次に、議案第23号 柳川市公園条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、平成25年度福岡県が行った一般県道本町新田大川線景観整備事業により、新たに水産橋橋詰広場を整備しましたので、当該広場を市の公園に加えるため、条例の一部を改正

しようとするものであります。

次に、議案第24号 柳川市農村公園等条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、平成25年度市が行った間スポーツ広場整備事業により、間スポーツ広場を拡張整備しましたので、当該公園用地の面積を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第25号 柳川市漁村広場条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、平成25年度市が行ったコミュニティセンター建設事業に伴い、大和コミュニティセンター用地となった明古漁村広場の供用廃止のため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第26号 柳川市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、平成24年1月に公布されました地方公営企業法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容を申し上げますと、地方公営企業会計基準の見直しにより、本市が任意適用をしていた固定資産のみなし償却制度が平成26年度より廃止されることになり、条例にあるのみなし償却制度に関する規定を削除するものであります

次に、議案第27号 柳川市消防関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、平成26年1月に公布されました地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の一部を改正するものであります。

平成26年4月からの消費税等税率の引き上げに伴い、危険物の製造所等に係る設置許可等に対する審査手数料の標準額が引き上げられることにより、当該手数料の金額を改めるものであります。

次に、議案第28号 市道路線の認定、変更認定及び廃止について御説明申し上げます。

本案は、県道柳川筑後線道路改良事業を初め、沖端川激甚災害対策特別緊急事業、沖端川広域河川改修事業、柳川駅東部土地区画整理事業、有明海沿岸道路の整備などに加え、都市計画道路の見直し、開発計画、公共施設への接続、私有道路の寄附採納や生活道路などによる21路線の市道としての新規認定と、道路改良事業や都市計画道路の見直しのほか、市道として通行上機能を果たしていないことや、管理区域の見直しに伴うものなど認定13路線の変更認定と10路線に係る認定廃止について、道路法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第29号 工事請負契約の締結について御説明申し上げます。



本案は、市内有明町及び橋本町地先、塩塚川河口付近に位置する両開漁港において、老朽化した漁港施設の機能を回復する両開漁港機能保全工事に係る工事請負契約を締結しようとするものであります。

去る2月12日、14社による一般競争入札の執行により、税込み価格206,558,640円で、柳川市大和町鷹ノ尾353番地、砥上建設株式会社代表取締役砥上晴仁が落札したため、工事請負契約を締結するものであります。

工事の概要を申し上げますと、工事延長281メートルで、物揚げ場上部工のかけかえ工事と補修工事、そして、下部工の補修工事を施工するものでありまして、完成は本年10月の予定でございます。

次に、議案第30号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、現在、人権擁護委員であります新開朝子氏の委員の任期が平成26年6月30日をもって満了となるため、後任の委員候補者に再度、同氏を推薦しようとするもので、人権擁護委員法第6条の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第31号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、現在、人権擁護委員であります高田澄男氏の委員の任期が平成26年6月30日をもって満了となるため、後任の委員候補者に瀬戸口京子氏を推薦しようとするもので、人権擁護委員法第6条の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第32号から議案第36号までの柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について御説明申し上げます。

これらの5議案は、柳川市政治倫理条例により設置されております柳川市政治倫理審査会の委員が平成26年3月31日で任期満了となるため、後任委員の委嘱について御提案するものであります。

政治倫理審査会の委員は2年の任期で、柳川市政治倫理条例第8条第3項の規定により、専門的知識を有する者及び柳川市に居住し、選挙権を有する者の中から、合計5人を委嘱することとなっております。

そこで、専門的知識を有する委員としまして、第32号では弁護士の桑原義浩氏及び第33号では公認会計士の立花洋介氏の両氏を引き続き委嘱し、さらに第34号では税理士の富永諭氏を新たに委嘱しようとするものであります。

また、柳川市に居住し、選挙権を有する委員としましては、第35号で北原小世子氏及び第36号で古川佳子氏の両氏を引き続き委嘱しようとするものでありまして、これら5人の委員委嘱について、柳川市政治倫理条例第8条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上、御説明を申し上げますが、どうぞよろしく御審議の上、御決定、御同意くださいますよう、お願い申し上げます。

## 日程第9 報告について

議長（浦 博宣君）

日程9．報告について。

報告第1号 専決処分の報告について（専決第6号 和解及び損害賠償額の決定）について、市長の報告を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、市設置のカーブミラーが倒れ、そばを通過する軽自動車の一部を破損する事故がありましたので、これに係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により平成25年12月26日付で専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

概要を申し上げますと、平成25年12月11日午後4時ごろ、柳川市三橋町棚町地内の市道において、市が設置しているカーブミラーが倒れ、市道を走行してきた軽トラックの荷台右側を直撃し、荷台の一部を破損させたものであります。この事故に係る損害賠償額を177,456円と決定し、相手側と示談いたしたところであります。

議長（浦 博宣君）

以上で市長の報告は終わりましたが、この報告についての御質問は本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたしております。

以上、報告についてを終了いたします。

## 日程第10 請願について

議長（浦 博宣君）

日程10．請願について。

本定例会に受理いたしました請願は、お手元に配付いたしておりますとおり1件であります。

お諮りいたします。請願第17号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の提出についての請願は、産業経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本請願については産業経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時19分 散会

平成26年 3 月 4 日（火曜日）

# 柳川市議会第1回定例会会議録

平成26年3月4日柳川市議会議場に第1回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1. 出席議員

1番	三小田 一 美	2番	荒 卷 英 樹
3番	熊 井 三千代	4番	白 谷 義 隆
5番	梅 崎 昭 彦	6番	近 藤 末 治
7番	立 花 純	8番	河 村 好 浩
9番	荒 木 憲	10番	高 田 千壽輝
11番	諸 藤 哲 男	12番	太 田 武 文
13番	吉 田 勝 也	14番	山 田 奉 文
15番	矢ヶ部 広 巳	16番	緒 方 寿 光
17番	古 賀 澄 雄	18番	藤 丸 正 勝
19番	田 中 雅 美	20番	島 添 勝
21番	樽 見 哲 也	22番	伊 藤 法 博
23番	梅 崎 和 弘	24番	浦 博 宣

## 2. 欠席議員

な し

### 3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次
副市長	石橋義浩	
教育長	黒田一治	
総務部長	大坪正明	
会計管理者	武藤正純	
市民部長	石橋眞剛	
保健福祉部長	高田淳治	
建設部長	野田彰	
産業経済部長兼大和庁舎長	古賀廣介	
教育部長兼三橋庁舎長	高崎祐二	
消防長	古賀輝昭	
人事秘書課長	平田敬介	
総務課長	白谷通孝	
企画課長	椛島謙治	
財政課長	島添守男	
税務課長	樽見孝則	
健康づくり課長	高巢雄三	
福祉課長	稲又義輝	
学校教育課長	松藤敏彦	
生涯学習課長	石橋正次	
建設課長	中村敬二郎	
農政課長	成清博茂	
水路課長	安藤和彦	

### 4. 本議会に出席した事務局職員

議会議務局長	江崎尚美
議会議務局次長兼議事係長	亀崎公德
議会議務局庶務係長	池末勇人

### 5. 議事日程

#### 日程(1) 議案質疑について

- 1 議案第1号 平成25年度柳川市一般会計補正予算(第4号)について
- 2 議案第2号 平成25年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算(第4

- 号)について
- 3 議案第3号 平成25年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
  - 4 議案第4号 平成25年度柳川市下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
  - 5 議案第5号 平成26年度柳川市一般会計予算について
  - 6 議案第6号 平成26年度柳川市国民健康保険特別会計予算について
  - 7 議案第7号 平成26年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について
  - 8 議案第8号 平成26年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について
  - 9 議案第9号 平成26年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について
  - 10 議案第10号 平成26年度柳川市下水道事業特別会計予算について
  - 11 議案第11号 平成26年度柳川市水道事業会計予算について
  - 12 議案第12号 柳川市立中学校売店の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
  - 13 議案第13号 公益的法人等への柳川市職員の派遣等に関する条例の制定について
  - 14 議案第14号 柳川市中山集会所・中山コミュニティセンター条例の制定について
  - 15 議案第15号 柳川市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
  - 16 議案第16号 柳川市水防協議会条例の一部を改正する条例の制定について
  - 17 議案第17号 柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 18 議案第18号 柳川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について
  - 19 議案第19号 柳川市立公民館条例及び柳川市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例の制定について
  - 20 議案第20号 柳川市大和漁村センター条例の一部を改正する条例の制定について
  - 21 議案第21号 柳川市乳幼児等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 22 議案第22号 柳川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 23 議案第23号 柳川市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 24 議案第24号 柳川市農村公園等条例の一部を改正する条例の制定について
- 25 議案第25号 柳川市漁村広場条例の一部を改正する条例の制定について
- 26 議案第26号 柳川市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 27 議案第27号 柳川市消防関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 28 議案第28号 市道路線の認定、変更認定及び廃止について
- 29 議案第29号 工事請負契約の締結について
- 30 議案第30号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 31 議案第31号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 32 議案第32号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 33 議案第33号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 34 議案第34号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 35 議案第35号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 36 議案第36号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について

午前10時 開議

議長（浦 博宣君）

おはようございます。本日の出席議員全員で、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑について

議長（浦 博宣君）

日程1．議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、また、自己の意見を述べることをのしないようお願いしておきます。

議案第1号 平成25年度柳川市一般会計補正予算（第4号）について

議案第2号 平成25年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

議案第3号 平成25年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について及び議案第4号 平成25年度柳川市下水道事業特別会計補正予算(第2号)についての以上4議案を一括議題といたします。

4議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(浦 博宣君)

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第1号 平成25年度柳川市一般会計補正予算(第4号)については、総務委員会に審査を付託したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(浦 博宣君)

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第2号 平成25年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)については、教育民生委員会に審査を付託したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(浦 博宣君)

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第3号 平成25年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)については、教育民生委員会に審査を付託したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(浦 博宣君)

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第4号 平成25年度柳川市下水道事業特別会計補正予算(第2号)については、建設委員会に審査を付託したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(浦 博宣君)

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第5号 平成26年度柳川市一般会計予算について

議案第6号 平成26年度柳川市国民健康保険特別会計予算について

議案第7号 平成26年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について

議案第8号 平成26年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について

議案第9号 平成26年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について

議案第10号 平成26年度柳川市下水道事業特別会計予算について

及び議案第11号 平成26年度柳川市水道事業会計予算について



の以上7議案を一括議題といたします。

7議案について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

4番（白谷義隆君）

4番白谷です。私は、議案第5号 平成26年度柳川市一般会計予算についての10款・教育費、5項・社会教育費、17目・歴史的建造物保存活用事業の不動産鑑定委託料についてお尋ねをいたします。

まず、市内には6つの武家屋敷があるとしていますが、他の武家屋敷の保存計画はどうなっているのでしょうか。

また、購入しようとしている武家住宅の土地の面積と大まかな額、それと、住宅の改修費は幾らぐらいを予定されていますか。

それと、改修後の年間の維持管理費用はどれぐらいを見込まれていますか。

生涯学習課長（石橋正次君）

白谷議員の質疑にお答えしたいと思います。

まず初めに、現在、柳川市には7つの武家住宅がございます。その中の1棟はもう既に改修が終わっている旧十時邸の住宅ということで、6カ所あるということでございます。

それで、武家住宅の保存計画、これにつきましては、平成23年に議員全員協議会で御説明をして皆様にもお配りしましたけれども、柳川市歴史的建造物保存活用計画でお示しをしておるということで、その中では、渡辺家住宅と十時家住宅は立花藩士の暮らしぶりがよくわかる武家住宅であり、武家住宅としての保存を基本としつつ、公開、活用を目指すということにしておるところでございます。

それで、ほかの武家住宅、どうするのかということでございますけれども、現在、この計画では、渡辺家住宅と十時家住宅を保存する方向性で計画を立てております。それで、ほかの残る4つの武家住宅につきましては、現在、住まわれている武家住宅もございますけれども、基本的には、渡辺家住宅と十時家住宅を保存活用したいということで、その後、ほかの4つの武家住宅についてもそういった方向性が、市民とか議会のほうで保存活用する必要があるのではとか、そういった御意見が出るのであれば検討する必要があるかと思っておりますけれども、ほかの4つについては、いろいろな財源的な問題もございますので、今のところそういった部分では保存活用はなかなか厳しいということで捉えているところでございます。

それから、渡辺家住宅の土地の面積でございますけれども、国土調査によりますと、2,000.86平方メートルということになっております。

それから、大まかな予定額、住宅の改修費用はということでございますけれども、現在、中期財政計画という形で、31年までやったですかね、計画をまた立てておりますけれども、財政計画の中では渡辺家住宅と十時家住宅、2棟の改修費ということで2億円を確保してい

ただいているというような状況でございます。

また、土地の価格ということでございますけれども、価格につきましては、不動産鑑定をしてみないとわからないいろんな条件の部分もございますので、申しわけございませんけど、この場では価格については控えさせていただきたいと思っところではございます。

それから、改修費の年間維持費ということでございますけれども、観光などに活用をして、年間を通して施設の管理人の方を雇用するということになりますと、人件費等もかかるわけでございます。それで、そうした場合は3,000千円ほどの維持費が必要になるのではないかとこのように今考えているところでございます。

以上です。

4番（白谷義隆君）

いや、さっき維持管理費のところ、管理人を雇えば3,000千円ぐらいかかると。それで、今のは3,000千円ぐらいを予定しているということでしたか。

生涯学習課長（石橋正次君）

予定というか、今の段階では、例えば武家屋敷の公有化をして改修をすると。そうした場合の後にどういった武家屋敷を活用していくかとかという話になると思うんですね。その場合には、活用するためには、旧戸島家住宅なんかについても一般公開をして観光客のお客様に来ていただいて公開をしているわけですが、そういった場合も、今、職員も雇用して、そういった形になっております。それで、例えばもう公開をしないと、そういったことになると人を雇う必要はないということですが、観光資源として公開するとなると、そういった費用がかかるというふうに申し上げたということではございますので、予定をしているというか、将来的にはそういうふうに公開をするならそういうことになるということでは考えているところでございます。

4番（白谷義隆君）

これ、質疑が何回もできませんから、保存を今されようとしているわけですね。不動産鑑定するのは、保存をするために不動産鑑定をして事業を実施したいということですからね。

ですから、ちょっと話は違いますが、前回の12月議会で、マルシヨク跡地の問題のときに、購入するかしないかの話のときに、不動産鑑定で賛成しておきながら、購入に反対はいかなものかという意見が多数ありましたね。ある意味、それはもっともな話だと思うんですけどね。であれば、不動産鑑定は、事業着手ですから、その後に武家屋敷をどう活用していくのかは今の時点で決めておかなければ、今、不動産鑑定をします、買うためにするわけですから。でしたら、住宅についても改修をされるわけですから、計画でそうなっているわけですから、その活用方法を今から後から考えるという話はおかしな話で、施設を、特に箱物つくる場合には、維持管理費は幾らかかるかは大きな問題なんですね。それを、事業

着手をしようとしているときに、後の活用は今の時点で明らかになっていないということは、私はおかしい話だろうと。ですから、そこら辺ははっきり後の部分についてもどうするのか、そこら辺を明らかにしながら事業着手をしていかなければ、後は後で考えますじゃ、それはおかしいと思いますよ。もう一度お願いします。

生涯学習課長（石橋正次君）

申しわけございません。私のちょっと言い方が不足していたと思いますので、もう一回申し上げます。

歴史的建造物の保存活用ということでございますけれども、渡辺邸と十時邸を、2棟を公有化して、柳川にとっての貴重な文化財ということで、柳川 福岡県の中でも、十数棟のうちの7棟がございます。それで、貴重な文化財という意味もありますし、それから、そういった文化財でございますので、観光客の皆様にもぜひ見ていただきたいといった観光としてのそういった考え、そして、景観をよくするといった考えもございますので、ぜひそういった部分では、計画、ここに先ほど申し上げました保存活用計画の中では活用するというところでございますので、そういった形で、人を雇用した形で、人を雇用するのか、そういった維持管理のやり方はちょっと別といたしまして、雇用した場合は先ほど3,000千円と申し上げましたけれども、維持管理の仕方もいろいろありますので、そこら辺はちょっとまだはっきり計画を立てておりませんが、保存して活用するということはきちっと計画となっておりますので、その分は述べさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（浦 博宣君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第5号 平成26年度柳川市一般会計予算については、全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、本案は全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、全議員24名を指名いたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました全議員24名を予算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

なお、本日、本会議終了後に予算審査特別委員会を開催し、正副委員長の選出を行いたいと思います。

お諮りいたします。議案第6号 平成26年度柳川市国民健康保険特別会計予算については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第7号 平成26年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第8号 平成26年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第9号 平成26年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第10号 平成26年度柳川市下水道事業特別会計予算については、建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第11号 平成26年度柳川市水道事業会計予算については、建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第12号 柳川市立中学校売店の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

議案第13号 公益的法人等への柳川市職員の派遣等に関する条例の制定について  
議案第14号 柳川市中山集会所・中山コミュニティセンター条例の制定について  
及び議案第15号 柳川市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について  
の以上4議案を一括議題といたします。

4議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第12号 柳川市立中学校売店の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第13号 公益的法人等への柳川市職員の派遣等に関する条例の制定については、総務委員会に審査を付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第14号 柳川市中山集会所・中山コミュニティセンター条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第15号 柳川市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定については、総務委員会に審査を付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第16号 柳川市水防協議会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 柳川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 柳川市立公民館条例及び柳川市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 柳川市大和漁村センター条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 柳川市乳幼児等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 柳川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第23号 柳川市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 柳川市農村公園等条例の一部を改正する条例の制定について

議案第25号 柳川市漁村広場条例の一部を改正する条例の制定について

議案第26号 柳川市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第27号 柳川市消防関係手数料条例の一部を改正する条例の制定についての以上12議案を一括議題といたします。

12議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第16号 柳川市水防協議会条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第17号 柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第18号 柳川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定については、総務委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第19号 柳川市立公民館条例及び柳川市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第20号 柳川市大和漁村センター条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第21号 柳川市乳幼児等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第22号 柳川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第23号 柳川市公園条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第24号 柳川市農村公園等条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第25号 柳川市漁村広場条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。



お諮りいたします。議案第26号 柳川市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第27号 柳川市消防関係手数料条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第28号 市道路線の認定、変更認定及び廃止について及び議案第29号 工事請負契約の締結についてを一括議題といたします。

2 議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第28号 市道路線の認定、変更認定及び廃止については、建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第29号 工事請負契約の締結については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第30号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第31号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第32号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について

議案第33号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について

議案第34号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について

議案第35号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について

議案第36号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について

の以上7議案を一括議題といたします。

7議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。7議案は人事案件でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

初めに、議案第30号 人権擁護委員候補者の推薦について採決いたします。本案は原案どおり新開朝子氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり新開朝子氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに決定いたしました。

次に、議案第31号 人権擁護委員候補者の推薦について採決いたします。本案は原案どおり瀬戸口京子氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり瀬戸口京子氏の人権擁護委員候補者の推

薦に同意することに決定いたしました。

次に、議案第32号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について採決いたします。本案は原案どおり桑原義浩氏の柳川市倫理審査会委員の委嘱に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり桑原義浩氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに決定いたしました。

次に、議案第33号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について採決いたします。本案は原案どおり立花洋介氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり立花洋介氏の政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに決定いたしました。

次に、議案第34号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について採決いたします。本案は原案どおり富永諭氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり富永諭氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに決定いたしました。

次に、議案第35号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について採決いたします。本案は原案どおり北原小世子氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり北原小世子氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに決定いたしました。

次に、議案第36号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について採決いたします。本案は原案どおり古川佳子氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり古川佳子氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時36分 散会

平成26年 3 月 6 日（木曜日）

# 柳川市議会第1回定例会会議録

平成26年3月6日柳川市議会議場に第1回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1.出席議員

1番	三小田 一 美	2番	荒 卷 英 樹
3番	熊 井 三千代	4番	白 谷 義 隆
5番	梅 崎 昭 彦	6番	近 藤 末 治
7番	立 花 純	8番	河 村 好 浩
9番	荒 木 憲	10番	高 田 千壽輝
11番	諸 藤 哲 男	12番	太 田 武 文
13番	吉 田 勝 也	14番	山 田 奉 文
15番	矢ヶ部 広 巳	16番	緒 方 寿 光
17番	古 賀 澄 雄	18番	藤 丸 正 勝
19番	田 中 雅 美	20番	島 添 勝
21番	樽 見 哲 也	22番	伊 藤 法 博
23番	梅 崎 和 弘	24番	浦 博 宣

## 2.欠席議員

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	石	橋	義	浩
教	育	黒	田	一	治
総	務	大	坪	正	明
会	計	武	藤	正	純
市	民	石	橋	眞	剛
保	健	高	田	淳	治
建	設	野	田		彰
産	業	古	賀	廣	介
経	済	高	崎	祐	二
部	長	古	賀	輝	昭
兼	大	平	田	敬	介
和	庁	白	谷	通	孝
庁	舎	椀	島	謙	治
舎	長	島	添	守	男
消	防	樽	見	孝	則
人	事	高	巢	雄	三
秘	書	稲	又	義	輝
課	長	松	藤	敏	彦
総	務	石	橋	正	次
課	長	中	村	敬	二
企	画	成	清	博	茂
課	長	安	藤	和	彦
財	政	大	淵	洋	祐
課	長	目	野	稔	男
税	務	野	田	洋	司
課	長	田	中	利	光
健	康	一	般	廢	棄
づ	く	り	施	設	整
り	課	長	備	準	備
課	長	高	口	哲	也
福	祉	松	嶋	眞	一
課	長	藤	木	保	則
学	校				
教	育				
課	長				
生	涯				
学	習				
課	長				
建	設				
課	長				
農	政				
課	長				
水	路				
課	長				
ま	ち				
づ	く				
り	課				
課	長				
生	活				
環	境				
課	長				
安	全				
安	心				
課	長				
商	工				
振	興				
課	長				
一	般				
廢	棄				
物	処				
理	施				
設	整				
備	準				
備	室				
長					
水	道				
課	長				
下	水				
道	課				
長					

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	江	崎	尚	美
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

議会事務局次長兼議事係長 亀 崎 公 徳  
 議会事務局庶務係長 池 末 勇 人

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項	答弁者
1	15番 矢ヶ部 広 巳	1. 農業用道路の拡張 2. カラス被害対策 3. 公園の無断駐車の不審者対策 4. 中学進学先の偏向 5. 「土曜授業」導入の対処	市長 " " 教育長 "
2	5番 梅 崎 昭 彦	1. 介護者を抱える家族の不安に市長の考えは 2. 生活関連市道の整備はどうなっているか	市長 "
3	23番 梅 崎 和 弘	1. 消費税増税による市民生活への影響について 2. 高齢者の健康診断 (1) はいかい者、行方不明者の届け出はどれ位あるか (2) 認知症予防の検査項目について 3. 住宅リフォーム制度について 4. 新ごみ処理施設建設計画について (1) みやま市との協議内容は (2) 広く市民の声を聞く場はどうされるか (3) 循環型社会をめざした施設計画について	市長 " " " "
4	3番 熊 井 三千代	1. 本市の地域包括ケアシステムの構築へ向けた取組について 2. 児童・生徒の無料通話アプリ利用の安全対策について	市長 教育長
5	10番 高 田 千壽輝	1. 市営住宅について (1) 本町と鳥の水団地数 (2) 単身入居者数 2. 合併浄化槽の補助金について	市長 "

午前10時 開議

議長(浦 博宣君)

おはようございます。本日の出席議員全員であります。定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。



一般質問に入る前に、報告いたします。

3月4日の本会議において設置されました予算審査特別委員会の正副委員長が決定しておりますので、報告いたします。

委員長は藤丸正勝議員、副委員長に伊藤法博議員が決定いたしております。

以上で報告を終わります。

#### 日程第1 一般質問について

議長（浦 博宣君）

日程1 一般質問について。

一般質問は、市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いしておきます。

なお、市議会会議規則第54条の規定のとおり、発言は全て簡潔明瞭にされるようお願いしておきます。また、執行部の答弁も簡潔明瞭な答弁をお願いしておきます。

第1順位、15番矢ヶ部広巳議員の発言を許します。

15番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

おはようございます。15番、市民クラブ、矢ヶ部広巳でございます。議長のお許しを得ました。平成26年最初の一般質問をさせていただきます。

私たち議員の任期は、ことし10月20日までです。つまり例年どおりでありますと、ことしの9月ごろには選挙があるということであります。

思い起こしますと、去年の今ごろは市長選挙真っ最中でありました。大和町の矢部川大橋から南のほうへ行ったところに六町がございます。そこで、60歳代の奥さんが言われた言葉が頭に焼きついております。「ここは大和町ですもんね。今度の市長選挙は旧柳川市と旧三橋町の人が出られると聞いています。そんな人が何でこんな大和町の果ての果ての町のことまでわかるもんかん。だから、今度の市長選挙、この辺の人はほとんど行かっしゃれんとなかつかん」と言われました。これが合併当時の住民が一番懸念した柳川弁で言うところのがわたん論議であります。

金子健次市長は、旧柳川市も、旧大和町も、旧三橋町も、公平無私な態度で行政運営をされると信じております。

私は、農業用道路の拡張、カラス被害対策、公園の無断駐車の不審者対策、小学校から中学校への進学先の偏向、つまり偏り、土曜授業導入の対処の5点を通告させていただいております。

あとは自席で質問します。ありがとうございました。

15番（矢ヶ部広巳君）続

まず最初に、農業用道路の拡張について伺います。

農業用機械の大型化が進んでいますが、これは認めていただけますか、どうでしょうか。

建設課長（中村敬二郎君）

道路問題でございますので、建設課のほうからお答えさせていただきたいと思います。

農政課のほうに意見を聞きましたところ、農業の近代化によりまして農業用の機械が大型化しているそうでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

したがいまして、農業用機具の大型化で自家用車との離合ができなくて大変困っておられる現状にあります。具体的に言いますと、県道23号線、つまり久留米柳川線でございますが、その小井出橋信号交差点があります。そこを東のほうへ入ります。そうすると、新六橋手前に十字路が南北に走っておりますが、その道路についてであります、その道路の地元の皆さんは今言ったような問題で非常に困っておるということでございますが、あそこは市道でしょうか、どうでしょうか、伺います。

建設課長（中村敬二郎君）

新六橋手前の交差点の南北に通っておる道路が市道かどうかという質問でございますけれども、御質問の道路は市道認定をしている道路でございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

道路拡張でありますから、早晩にはそれは無理と理解をいたしますが、地元住民からそういう声があるということは十分にひとつ理解されまして、これからの参考にしてもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

建設課長（中村敬二郎君）

御質問の道路の路線の状況は、現在整備を進めております高橋中牟田線の完了区間であり、第1期区間を挟んで南北に延びる市道であります。この高橋中牟田線より南側の約350メートル区間につきましては、2年前に地元行政区より道路ののり面を立ち上げて道路拡張の要望が出されておるところでございます。高橋中牟田線の付近におきましては、現在、若干宅地化が進んでいる状況でございます。議員御指摘のとおり、路線の入り口と北側には農地が広がっている状況でもございます。現在、宅地化が進んでいる区間につきましては側溝を整備している状況です。

御質問の道路拡張については、来月以降に地元行政区のほうと十分協議を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

地元の皆さんの声をしんしゃくされまして、これからひとつよろしくお願いをいたします。

1番の項はこれにて終わります。

次は、カラスの被害対策についてであります。これは御案内のとおり、過去何度も各議員さんが質問をされています。

そこで、今までにとられた対策を伺いたいと思います。

農政課長（成清博茂君）

これまでのカラス対策について、農政課のほうでの対応についてお答えいたします。

まず、農作物の被害対策といたしまして、有害鳥獣の駆除を行っております。内容といたしましては、大豆の播種時期であります7月と、麦の播種時期であります12月に猟友会の御協力を得まして、銃による駆除を行っております。回数といたしましては、7月に2回、12月に1回、毎年3回行っております。

なお、25年度につきましては、12月に1回、駆除の回数をふやしまして4回の駆除を行ったところでございます。また、カラスの相談があったときにつきましては、その場所が住宅地等の場合はどうしても銃による駆除ができませんので、カラスの撃退機等の貸し出しを行って対応しております。

また、平成24年7月に農業被害の防止を総合的、効果的に行うため生産者、猟友会、またJAなどの関係団体で柳川市鳥獣被害防止対策協議会を組織しまして、情報の共有をしながら、効率的な駆除の検討、実施を行っているところでございます。

以上です。

生活環境課長（目野稔男君）

今まで行った主な対策といたしましては、合併前に鍛冶屋町の交差点付近で猟友会より空砲を鳴らしましたが、一時的にはいなくなりましたが、すぐに戻ってきてもとの状況になり、効果はなかったと聞いております。

また、2年ほど前から九州電力に御相談しまして、市役所東側及び商工会議所前付近、鍛冶屋町交差点付近、辻町交差点付近の電線にカラスがとまれないような器具を設置していただきまして、現在はカラスはとまっていないような状況でございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

今、農政課長から答えていただきましたが、7月が2回と12月が1回、猟友会でしてもらったと。そして、25年には7月が2回と12月も2回したばんもということでもありますね。そして、今、生活環境課長のほうから答弁してもらいましたが、鍛冶屋町とか辻町の問題についてはしたけれども、効果はなかったと。しかし、九電からカラスのとまらんようなものを配置したらその効果が出たということを今言われたようでございますが、この問題についてはあちらこちらから苦情が寄せられていると思いますが、それが集約をある程度されていると思いますが、されていたら報告をお願いいたします。なかったらなかったでいいですよ。

農政課長（成清博茂君）

農政課のほうで受け付けいたしました苦情、または相談等でございますけれども、過去3年ぐらい見ますと、まず平成23年度に4件程度、24年度で7件、それから25年度でこれまでに9件の相談等がっております。内容といたしましては、両開のブドウ園のブドウへの被害とか、家庭菜園の野菜への被害、さらにはカラスの鳴き声がうるさいとか、ごみをあさるとかという苦情、また相談がっております。そして、その対応としては、時期によっては銃でできるところは銃で駆除をしたり、場所でも変わりますけれども、銃で駆除ができないところには撃退機の貸し出しを行ったり、個人でネット等を張って対応していただいております。

以上です。

生活環境課長（目野稔男君）

苦情、相談についてですが、うちのほうで記録いたしていますのは、ここ3年では2件でございます。問い合わせや警備の相談は年に数件程度はっております。内容は、カラスのふん害や鳴き声がうるさい、ごみを食い散らすといったものでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。先ほど農政課長から23年は4件やったですか、3件やったですかね。それから、24年は7件、25年は9件とずっと数字的にはふえております。本市では今はさげもん祭りの真っ最中であります。今、目野生活環境課長も言われたように、辻町の交差点付近、それから鍛冶屋町交差点付近の電線には、もう夕方になりますと御存じのように真っ黒になってしもうて、見た目に恐ろしいぐらいのカラスがとまっております。せっかく柳川に見えた観光客の印象は、私はこれでは台なしになると思います。

おもてなしを日本で一番最初に叫ばれたのは金子健次柳川市長と私は思っておりますが、金子市長としての決意をお願いしたいと思います。

市長（金子健次君）

カラス対策については、頭を悩ませておりまして、いろんなテレビ等で放送されておりますけれども、一時的な対策でございまして、根本的には、仮に柳川市で追い出してもほかの市外に行って、またどこかですみついているという形になっております。私の家にも定住している3匹のカラスがおりまして、ミカンも全てとられてしまいましたけれども、そういうことでふん公害とか、いろんな形で柳川の市街地の中におきましても、夜は戻ってくると、夕方戻ってくるということで、ふん害等の苦情がなされております。

これについては、いろんな形で、佐賀市のほうでもタカ匠ですかね、そういうことで一時的にはいなくなったけれども、また戻ってきたということも聞いておりまして、何とか対策を、今後ともまたいろんな情報を得ながら、福岡県にも相談してまいりたいと思います。

特に、近隣にはイノシシの問題についても出ておりますし、カラスの対策について、何か

秘策があればというふうになんか今考えているところがございます。

おもてなしを上げておりますけど、この問題についてはなかなか、カラスよ、去ってくれという気持ちでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

大変やっぱり悩んでおられることが身にしみたわけでありまして、何事も原因があるから結果があると私は思うんですよ。カラスがすみやすい環境があるのではなからうかと思うわけでありまして。

あるところの柳川市内ですが、田んぼにはある野菜が山積みで捨てられておるとか、あるいはカニ、ガネですね、ガネの殻を夏場になりますと捨てられているというのが、つまり産業廃棄物を捨ててあると申しますか、そこにやっぱりカラスがわんさか集まってくるそうでもあります。したがって、地域住民の皆さんも市役所には何度となく相談はしたと申しておりますが、そういう苦情は届いているのか、届いていないのか、教えてください。

生活環境課長（目野稔男君）

昭南町の農地に集まるカラスの苦情、相談についてですけれども、1年ほど前に悪臭及びカラスによるごみの散乱問題で御相談がっております。そのときは苦情内容を相手の方にお伝えいたしまして、適切な悪臭対策やカラス対策を実施するよう指導いたしております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

はい、わかりました。やっぱり産業廃棄物を田んぼに捨てるという行為は、私はこれはおとがめがあって当然なことと思いますが、その点について市はどう思っておりますか。産業廃棄物はもうしよんなかやっかとかただ単に見てあるのか、その辺を答えられる範囲でお願いいたします。

生活環境課長（目野稔男君）

産業廃棄物については、適切に処理するよう廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められております。適切に処理されていないような場合は、福岡県南筑後保健福祉環境事務所のほうから指導されます。昭南町については、当時は堆肥舎の問題でしたので、産業廃棄物かどうかの判断は、市のほうではそこまではしておりません。

15番（矢ヶ部広巳君）

この問題は、市も県も国もですが、やっぱり毅然たる態度で対応していただきたいというのが私たち住民の願いであります。

そこで、提案でございますが、市として電線を土の中に埋めるとか、そういうのを九電に申し入れをすべきであると思いますが、どうでしょうか。

生活環境課長（目野稔男君）

電線を地中化すればという御提案であります、実施するにはメートル当たり500千円から600千円の費用がかかるわけございまして、財政的な面での検討が必要になってまいります。また、電線の地中化を実施いたしたとしても、先ほど述べましたようにカラスが周辺に移動し、移動先で新たな同じような問題が発生する可能性がありますので、今のところ考えておりません。

15番（矢ヶ部広巳君）

地埋めは大変な経費がかかると。これもわからないではないですが、ただ何もされなくて手をこまねいてばかりではないと私も信じております。

そこで、テレビあたりでよく出てきます、例のタカ匠がタカを飛ばしてカラスを追い払うとか、そういうのがありますが、少なくとも今のさげもん祭りのシーズンとか、そういうときだけでもそういうものやってみるとか、あるいはタカ匠でああいうものは経費が幾らぐらいかかったか、もしそういう問い合わせをしたことがあればお伺いをしたいと思います。

生活環境課長（目野稔男君）

タカ匠の活用についてということですが、一、二年ほど前に検討した当時、タカ匠に頼んでタカを使って追い払うには費用が幾らぐらいかかるのかということで聞いたところによりますと、直接、相手方に聞いたわけではございませんけれども、1回50千円程度と交通費がかかるということです。そして、1回程度では効果はないと聞いております。また、実験をされました佐賀県の場合でも、一時的には飛び立ったものの、しばらくしたらもとに戻ってきたということで聞いております。

さらに、鍛冶屋町や辻町付近のカラスの大半はミヤマガラスといって、秋口から大陸から飛来し、春先に帰っていくカラスのため、毎年同じように繰り返さなければならないということになるかと思えます。そのため、費用対効果が低く、今のところ実施は考えておりません。

15番（矢ヶ部広巳君）

この対策が、やっぱり市長も言われたとおりで、なかなか効果、対策がないと。しかし、各市町村の対応も聞かれて参考にされまして、これからの検討課題にさせていただければと思えます。

これでカラスの問題は終わらせていただきます。

次に、3番目として公園の無断駐車の不審者対策についてお伺いをいたします。

公園の名前は伏せますが、ある公園の駐車場の片隅に一日中といますか、昼夜車を駐車されまして、そこで寝泊まりをされているということがあっておりますが、市としては把握をされておりますか、お伺いをいたします。

安全安心課長（野田洋司君）

矢ヶ部議員がお尋ねになっておりますことにつきましては、三橋町柳川のYOU・遊の森

公園のことであると思いますけれども、その件でよろしゅうございましょうか。 はい。

この件につきましては、昨年11月に公園を管理しております市のまちづくり課に地元住民の方などから苦情の相談があつておりまして、まちづくり課では早速その男性と会いまして、駐車場からの退去を申し入れているところでございます。しかし、12月になりまして退去していませんので、まちづくり課から安全安心課に協力要請がありまして、警察署とも連携をいたしまして、これまで再三、本人と会いまして、退去する方法を交渉してきたところであります。

現在、本人には一定の収入もあるようでございますので、アパートなどに入居するよう説得をしているところでございます。それで、市内の低家賃のアパート等の資料を渡したり、借りるための準備のアドバイスを行ってきたところでありますが、本人もみずから不動産仲介所に行くなど、本気でアパート入居を検討しているようであります。

市では、今後もアパート等に入居してもらうようにアドバイスを続けまして、退去が実現するように説得をしてみたいです。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。今、答弁ありましたように、一定の収入があつてそういうところで公園にずっと寝泊まりしよると。付近の住民は非常に心配して、おびえておるわけですよ。そして、やっぱり見た目に風呂もあんまり入っていないようですから、もちろんね、ひげも生やしとるし、そして世間では女の子の皆さんがああいうふうで行方不明になっておるといふニュースもあつておるし、先ほども言いましたように、非常に住民は困つておるといふのが実態であります。市の公園の駐車場でありますから、当然、行政の責任は逃れられないと私は思います。とはいっても、それには限りがあります。それはわかります。今回の件で聞くところによりますと、昨年11月からそういう問題があつてすぐに市として対応していただいたということは、私としても非常に感謝をいたしております。

いろいろあると思いますが、警察との対応について具体的にどういうふうにしたのか、もしよかったら答弁を、だめでしたらだめで結構です。

安全安心課長（野田洋司君）

もちろん柳川警察署のほうにも対応を依頼しておりますけれども、警察としましては、直接的に、法的に退去を命じるものがない状況ということでございまして、交番署員が何回となく現場に行つて本人と会いまして、交番のほうにも来てもらつて話を聞いたりいたしまして、早くアパート等を探して退去するように説得をしているところでございます。また、今後も巡回をお願いしているところでございます。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

これは、1つは警察署の合理化が問題にあると思うんですよ。今は柳川と瀬高と、瀬高も柳川警察署管内でしょうが。そして、前は矢ヶ部にも交番がありましたけれども、もう交番がないと。昔は交番の方がバイクで回ったり自転車で回ったりされておりましたから、非常に住民も安心でありましたが、そういう面において、これは市長にお願いでありますから答弁は要りませんが、いろいろ県との対応があると思いますが、その前に、やっぱりこの合理化でどんどん狭められるといいますか、それが非常に住民の安全・安心には弊害をもたらすということを伝えてもらいたいと思うんですよ。もう本当に、前、交番があったときは安心して私たちもおられましたけれども、今はそれがどうしても遠なっとなるという実態であります。

プライバシーに関することでもありましょうし、難しい問題があることも理解しますが、これからも今回のような早い対処をお願いしておきます。そして、念を押しますが、この方は一定の収入があって、不動産屋を通じてそこに住まってもらおうということになったということですが、市としても、そういうことで確認していいですか、どうでしょうか。

市長（金子健次君）

この案件につきましては、担当者から聞きますと、警察OBの相談員と安全安心課の職員が当たっております、本人も近々アパート等に入居する考えに来ておるということでございます。今後、面接を続けまして、早く解決をするように今後とも努力をしてみたいと思います。

それから、先ほど警察署の合理化等の問題につきましては、確かに矢ヶ部の交番所がなくなったということでございますけれども、戸谷署長以下、柳川警察署としてもパトについても全力を挙げて、その部分がそういうことのないような形で柳川市の安全・安心については特に努力をされていることを私からも報告し、また議会で要請があったことについては署長にもお伝えしたいというふうに思っております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

よろしくお願ひいたします。これで3番目の項は終わります。

次に、4番目の中学進学先の偏向、偏りについて伺います。

藤吉小学校と矢ヶ部小学校の24年度、25年度、26年度の中学進学先はどうなっておりますか、報告をお願いいたします。

学校教育課長（松藤敏彦君）

進学先についてですけれども、藤吉小学校は、平成24年度は三橋中学校が44人、柳城中学校が5人、私立中学校等が8人ということでございます。25年度は三橋中学校が45人、柳城中学校が29人、私立中学校等が7人。26年度につきましては、三橋中学校が27人、柳城中学校が22人、私立中学校等が4人の見込みでございます。



続いて、矢ヶ部小学校でございます。24年度は三橋中学校が8人、柳城中学校が12人。25年度は三橋中学校が2人、柳城中学校が18人、私立中学校等が3人。平成26年度は三橋中学校が2人、柳城中学校が14人の見込みでございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。今、報告をしていただいたように、藤吉小学校が今、半分半分が三橋と柳城に行っており。それから、矢ヶ部小学校はもうほとんどが柳城中学校に行っている。三橋中学校はたった2人だという現状であります。藤吉、矢ヶ部小学校以外でよその中学校への進学もよそと比べると、市内ですが、ほとんど見られないと思いますが、どうでしょうか。

学校教育課長（松藤敏彦君）

中学校の通学区域につきましては、柳川市立小中学校の通学区域等に関する規則で中学校ごとに各小学校の就学先の中学校は指定をされております。しかしながら、その規則の中で指定された学校より通学距離が近い学校がある場合や小学校時代に行っていた競技の部活動がない、そのほか、いじめ、不登校等の教育的な配慮が必要な場合等は、指定学校の変更を平成20年4月から認めております。

そのため、そういった要件に該当した場合は、藤吉、矢ヶ部小学校以外の小学校の児童についても指定学校の変更を認めておりますので、藤吉、矢ヶ部小学校以外の学校についても指定された学校以外に行っているケースがございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

したがって、合併前と合併後の三橋中学校と柳城中学校の生徒数の増減というのが顕著になっていると思われませんが、それはどうございましょうか。どういうふうに三橋中学校ではふえてくる、減ってくる、柳城はどのくらいふえたということでございます。どうぞ。

学校教育課長（松藤敏彦君）

合併前後の三橋中学校と柳城中学校の生徒数の増減についてでございますが、合併前は、三橋中学校と柳城中学校の生徒数は少子化の影響で両校ともに減少をしておりました。合併後も平成19年度までは両校ともに減少しておりましたが、平成20年度から指定校変更の理由として指定された学校よりも通学距離が近い学校への変更を認めてから、柳城中学校は生徒数が増加をし、三橋中学校はそれまでより減少が顕著になりました。

15番（矢ヶ部広巳君）

具体的に数字としてはどうでしょうか。去年の数でも結構ですが、三橋中学校はどのくらい減って、柳城中学校はどのくらいふえた。トータルで二、三十人ぐらいのことですかね。

学校教育課長（松藤敏彦君）

先ほどお話をしましたとおり、平成24年度、25年度につきましては、柳城中学校へ行った藤吉と矢ヶ部の生徒たちが多かったために、柳城中学校が四十数名ふえております。それに

対しまして、三橋中学校につきましては40名弱の人数が減ったというところでございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

三橋中学校が40名減って、柳城中学校が40名ふえたと、大体においてですね。そういうことでありますが、これは合併前はそういうふうになることは想定内であったのか、想定外であったのか、どうですかね。こげん、例えば三橋中学校が40名も減って、柳城中学校が40名もふえるとか、こういうことはとても思うとらんやったとか、いや、これぐらいの想像はしておったとか、どうでしょうか。

学校教育課長（松藤敏彦君）

三橋中学校については減少するとは想定をしておりました。一方、柳城中学校については増加をすると考えておりましたが、想定外の部分がありました。

想定外の部分につきましては、柳城中学校校区の小学校から他の近い学校を希望する者が出ると想定をしておりましたけれども、全くと言っていいほど希望者がいないために想定していたより柳城中学校の生徒数が増加をしております。

15番（矢ヶ部広巳君）

私も正直驚いておるわけですよ。交通安全対策のために、近いところに行っていいということでスタートしたこの制度ですけれども、そうやなくて、現実には、端的に言いますと、矢ヶ部小学校区の中矢ヶ部なんか、もう蒲池中学校のほんのそばですよ。それなのに遠いところに、なぜか柳城中学校へ柳城中学校へとなびいていくわけですね。その辺で矢ヶ部小学校なんか、もうたった2人しか三橋中学校に行かん。あとは全部、柳城中学校に行くと。その辺の教育委員会としての中間総括といいますか、やっぱりそうすべきだと思いますが、どうでしょうか。

教育部長（高崎祐二君）

教育委員会としての総括ということでございますが、1市2町の合併に伴いまして通学区域の見直しを期待する旧三橋地域審議会からもあったというふうに聞いております。その後、先ほど課長が述べました通学区域審議会の答申を受けまして、柳川市教育委員会が通学区域に関する規則を見直し、平成20年度の中学校入学者から指定校変更の理由として指定された学校よりも通学距離が近い学校への変更を見たところでありました。規則改正後、しばらくは今ほどの変更申請はあっておりませんでした。通学路の歩道整備状況等の通学時の安全確保や学校の位置関係から柳城中学校に集まる傾向が顕著になっております。

一方、通学距離が近いという理由での変更を許可した根拠につきましては、通学時の生徒の負担の軽減、それと安全確保が目的ということになっております。そういったことから、今後の動向を注視しながら慎重に対応したいというふうに考えております。

以上であります。

15番（矢ヶ部広巳君）

私は、当然総括をすべきではなからうかと思っております。保護者の声はこの問題について集約をされているのか、なぜ柳城へ柳城へと傾いていくのか、そういう集約をされてあったら報告をお願いいたします。

学校教育課長（松藤敏彦君）

保護者の声ということでございますけれども、現時点でアンケート等の集約については行ってはおりません。

15番（矢ヶ部広巳君）

はい、わかりました。そこで、なぜ柳城中学校へそういうふうになびいていくのかということで、三橋中学校と柳城中学校の学力の差といいますか、学力はどうなっているのでしょうか。やっぱり柳城は学力が高いからそうなるのか、その辺の心配がありますから質問をするところでございます。

教育部長（高崎祐二君）

三橋中学校と柳城中学校の学力についての御質問であります。学力検査の結果につきましては、ここ数年の状況から見ますと本市の中学校では大差はないというふうに思っております。先ほどの総括ではありませんが、本市の中学校は義務教育の公立中学校でございます。教育委員会といたしましては、全ての学校で学力がついていく、学校間で差異が生じないような施策に取り組んでいく必要があります。その上で、各学校が地域の特性等を生かし、魅力ある学校づくりを行っていくよう指導、支援をしていきたいというふうに考えております。

今後も、柳川が目指す子供像に向かい、各学校の充実を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

はい、わかりました。私もそう柳城中学校と三橋中学校の学力の差はないと信じておりますが、今の答弁を聞きまして安心をしたところでございます。

次に、土曜授業の導入の対処であります。これは緒方議員が質問されますので、重なるといけませんので、私はこれで今回の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、矢ヶ部広巳議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前10時56分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、5番梅崎昭彦議員の発言を許します。

5番（梅崎昭彦君）（登壇）

どうも皆さんおはようございます。5番梅崎昭彦でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回は通告しました市政関連課題2項目についてお尋ねいたします。

なお、答弁次第では自席より再質問をさせていただくことをお断りし、質問に入ります。

さて、今回質問いたしましたのは、通告の2項目であります。いずれも日々の暮らしを案じ、御心配されていることであり、とりわけ高齢者を抱えられている家庭にあっての介護の問題であります。

法律の改正から間髪入れないで施行されている介護保険法ですが、この後は自治体に、つまり柳川の政治判断と行政運営に委ねられる重要な問題だけに今が極めて重要なときと判断し、質問するものであります。

まず、1番目の市の高齢者介護に対する考えについてお尋ねしますが、超高齢化社会に向け、我が国では平成12年度に社会保障構造改革の第一歩として介護保険制度がスタートしました。これまでの措置制度から社会保険による契約制度へと転換しました。その際、利用者によるサービスの選択や利用料の応能負担から応益負担への転換、多様な事業所の参入の促進が図られ、あわせて老人医療費の一部を介護療養型医療施設の老健施設として介護保険制度に取り込み、医療と老人福祉を総合化して新たな制度として発足しました。

その後も介護保険はさまざまな改正が行われ、きょうに至っております。5年ごとに見直される介護保険制度ですが、平成18年度に要介護1を要支援1、要支援2に分けて、要支援者の数をふやす一方、要支援の介護報酬を引き下げました。さらに、地域密着型サービスを創設し、その事業者の指定を区市町村長とし、地域密着型サービスについては多様な事業者の参加に一定の制約を課しました。そして、地域の調整機関として地域包括支援センターも創設され、この年の改革は大きいものでした。

その後、直近の平成24年度の改革では訪問介護、通所介護の報酬改定や地域包括ケアシステムでの24時間訪問介護看護複合型の在宅重視が打ち出されましたが、十分な展開ができないまま今日に至っているとされています。

現在、国では平成27年度の制度改革へ準備が進んでおり、さまざまな有識者団体や審議会、委員会での審議がされている中身がマスコミ報道で報じられています。今、介護保険部会や介護給付分科会で調整されていますが、それによると、今回の改革は18年度の改革を大きく上回る制度改革と位置づけられています。

今回の改革は、大きく3点とされています。1点目は、要支援1、2の対象者に対して介護保険本体の給付から訪問介護、通所介護を外し、多様化するサービスについて地域支援事業を再編するということ。2点目は、個別サービスであり通所介護の機能改革で、10人以下の小規模型については地域密着型へ移行させ、今後新たな事業所開設については保険者の管

理下に置くということ。3点目は、特別養護老人ホームの入所対象者を原則要介護3以上にするということであります。

以上のことをわかりやすく言えば、要支援1と2の方の訪問介護や通所介護の利用者は介護保険の本体給付から外れ、小規模型通所介護は見直され、管理は県、市となるということであり、現在の特養に入所されている介護度3以上の方はそのままいいが、改正後は特養入所は原則、要介護3以上であるということであります。

今回の改正は極めて重要であり、現行の利用者、家族からの不安の声が聞こえますが、市長としてそのことをどう捉え、今の時点でどのような準備をされているのか、お伺いをいたします。

次に、本市道路問題についてお尋ねします。

この問題については、この場で何回も取り上げてきた問題であります。地方道路は地域の発展になくてはならない重要な社会資本であります。道路の設備なくして地域の経済の発展はありません。私は議席をいただいて、この議場で一般質問に立ち、一貫して計画的な道路整備の必要性を訴えてきました。とりわけ、私の昭代地区のおくれを具体的に指摘し、その整備の必要性を説いてきました。

昭代地区の生活道路はどこそこも狭く、緊急自動車の通行はもちろん、災害時に機能できない、定住人口増対策に対応できる社会資本整備がおくれているなどの市民の声を聞き、この席で指摘し、市長の考えをたどしました。

市長は就任されて間もない議会で、八ツ家地区の道路改良問題を質問した折、担当課で交渉に当たらせており、しばらく時間の猶予を下さいと大変前向きな答弁をいただきました。その後も幾度となくこの質問をしてきたわけですが、あれから約5年、この問題は今どのようになっているのでしょうか。執行部として説明責任はあると思います。その後の経過について、市民の皆さんにわかりやすく説明してください。

当地区で一定の工事の進捗をしているのは、県道大牟田川副線がありますが、市道については、市民の目にやってくれているなと思えるような路線がなく、余り見えてくるものはありません。これでは企業誘致も定住人口政策も現実的に期待できないものではないでしょうか。

さきの議会でも、昭代地区の道路整備のおくれを指摘し、拡幅整備に対する見解を伺いましたが、着々と工事の進捗を見ている県道大牟田川副線とリンクする大沢から田脇に通じる道路を初め、七ツ家のカントリーエレベーターから田脇郵便局、そして、第一小学校校門前からマミーズ横へ通じる道路、さらに西浜武の中島歯科の横から沖田までの区間についても拡幅整備計画が今、その後どうなっているのか、市長の見解をお伺いしたいと思います。

壇上からの1回目の質問を終わります。

2回目から自席より行いますので、よろしく願いいたします。

福祉課長（稲又義輝君）

介護問題につきまして、市長のほうへお尋ねですけれども、制度と今後の事業展開、内容をお尋ねでございますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

平成27年度の介護保険制度改正につきましては、今国会へ地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案が提出され、この中で一括審議されることとなっております。

議員の御質問にありますように、要支援者の介護予防給付のうち、訪問及び通所介護が地域支援事業として市町村へ移行されることになる予定であります。また、小規模型通所介護が地域密着型サービスへ移行し、特別養護老人ホームの重点化として特養への入所要件を認知症や特定疾患、虐待等の事例を除き原則要介護3以上とすること。一定以上所得者の利用者負担を1割から2割へ。また、補足給付費といいまして非課税世帯の食費や居住費の負担限度額に資産の勘案をすることなどが盛り込まれております。

今回の制度改正は、2025年度の完成を目指す地域包括ケアシステムの構築を主眼とした制度改正の第一歩であり、同時に介護保険事業費の抑制を含むものと言われております。

まず、本市の被保険者につきましては、要支援1の方が1月末現在で225人、要支援2の方が496人おられ、このうち何らかのサービスを受けている方は600人で、訪問と通所の重複もあります。約200人の方が訪問サービス、約470人の方が通所サービスを利用されております。

一方で、現在、地域支援事業として介護保険の認定を受けられていない方々を対象に、生活支援を含む介護予防事業を実施しております。今回の改正で市町村へ移行されようとしている要支援者の介護予防給付につきましては、現在行っている地域支援事業と統合し、新しい総合事業として再構築する方向性が示されております。これはNPO法人、民間事業者、住民ボランティアなどによる介護予防サービスを積極的に活用していくということになり、市としましては、その受け皿の整備を進める必要がございます。

その取り組みの一つとして、平成27年度から介護予防ボランティアを養成し、元気な高齢者の方々を社会資源として最大限活用し、支援を必要とされる方へ手助けを行った場合、その活動に対しポイントを付与する制度を取り入れ、さらなる介護予防事業の展開を図ってまいりたいと考えております。平成26年度はその制度設計を行う予定にしております。また、新しい地域支援事業は平成27年度から29年度は移行期間とされておりますので、その間にしっかりと制度設計をして取り組めるところから始めてまいりたいと考えております。

次に、小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行につきましては、御質問のとおり、指定権限が当該保険者になりますので、平成26年度に制定されます福岡県介護保険広域連合の第6期介護保険事業計画の中で十分な審議がなされるものと思っております。

次に、3点目の特別養護老人ホーム入居要件につきましては、厚生労働省の平成23年10月

の調査では、現在の訪問入所者のうち要介護1や2の軽度者の割合は11.8%であって、その入所理由は、介護不在、介護困難、住居問題等が60%であることなどから、今回の要介護3以上と出されたのではないかとお聞きいたしております。また、経過措置として、制度見直しの前からの入所者は引き続き入所を継続しておくことは可能であり、また介護度が低い方でもやむを得ない事情の方については入所できるというただし書きもあると聞いております。

しかしながら、今後は要介護2以下の在宅生活困難者の居場所の確保につきましては、その一つの選択肢として民間事業者のサービスつき高齢者向け住宅等もございしますが、在宅での生活継続の仕組みづくりが必要であると考えております。

いずれにいたしましても、高齢者対策は喫緊の課題であり、十分な検討を行いまして制度構築に当たっては最大限の努力を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

建設部長（野田 彰君）

梅崎議員の御質問は、まず、建設課とまちづくり課の両課にまたがっておりますので、私のほうからお答えをしたいと思います。

質問は5点ほどあったかと思えます。順次、進捗状況なりを説明していきたいと思えます。

まず、1点目の八ツ家地内の道路改良問題につきましてお答えをいたします。

過去の議会でもお答えをいたしておりましたけれども、平成24年の12月議会で梅崎議員、ほか区長さんたちの地元の熱意を持って再度当たっていききたい、さらには感情的なものがありますので、地元の中にそういう感情的なものがありますので、その部分を解きほぐさないと、なかなかこの問題の解決にならないと思っておりますというふうにお答えをしております。その間、市長にも地権者と十数回会っていただきましたけれども、なかなか同意に至っておりません。また、その後、地権者が代理人を立てられましたので、その代理人とも数回交渉を行いましたが、いまだ合意に至っておらないというところでございます。

したがいまして、この八ツ家の道路問題につきましては、地権者の同意がいただければ道路の整備に着手をしていききたいというふうに考えているところでございます。

次に、2点目の大沢から田脇に通じる道路整備の件ですけれども、この路線は県道本町新田大川線（梅の木街道）から野村を通り旧県道の手前の四つ角までの区間につきまして、合併前から単独事業の市道新設改良事業として予算の範囲内で整備を行ってきているところでございます。

進捗状況といたしまして、全体延長約1,030メートルのうち今年度までに約800メートルが完了をする予定です。現在の進捗率で8割程度でございます。残りの230メートルにつきましては、旧県道の手前の四つ角まで、あと少し予算の都合で時間をいただきたいというふうに思っているところでございます。

また、昨年、地元の昭代地区まちづくり協議会からの要望といたしまして、旧県道までの

整備の要望があったところでございますが、旧県道まで直進する計画では家屋が複数ありますので、そういう移転補償等の問題もありますから、費用対効果の面から、県道手前の交差点から右折をいたしまして旧県道に接続する路線のほうが現実的でありますので、接続する旧県道部分の用地の協力を地元をお願いをしているところでございます。

次に、3点目でございます。七ツ家のカントリーエレベーターから田脇郵便局に通じる道路でございます。

この道路は、市道高田町永松開線の単独事業区間として、大牟田川副線バイパスを結ぶ路線として毎年整備を進めている路線でございます。現在、七ツ家カントリーエレベーター付近から田脇郵便局までの約2キロメートル区間につきましては、もう整備が完了しております。残りのあと約100メートル区間につきましては、ボックスカルバートの整備もありますので、あと2年間かけまして整備を完了したいと考えております。大牟田川副線バイパスの開通までには完了をする予定でございます。

次に、4点目の昭代第一小学校正門前からマミーズ横へ通じる道路の件でございます。

この路線は、市道高田町永松開線の補助事業区間として平成21年度から毎年整備を進めている路線でございます。現在、相続手続等により事業用地の取得が若干遅れている状況でございますが、来年度以降、用地を2筆、物件1件の取得を行い、平成27年度までに完成をする予定でございます。

最後に5点目ですが、西浜武の中島歯科の横から沖田までの区間につきましてはの整備計画についてお答えをいたします。

この路線は県道柳川城島線といいまして、この路線の整備は局部的に修繕や改築を行う道路維持事業として、県土整備事務所柳川支所から取り組んでいただいております。この事業の全体計画は約600メートルでございます。平成25年度までに約230メートルほど整備が完了しております。今後につきましては、事業の早期完成に向けまして県土整備事務所をお願いをしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

5番（梅崎昭彦君）

はい、どうもありがとうございました。

この件につきまして、八ツ家地区の道路改良問題について、この質問に対する答弁をいただきまして、本当、何とも言えないほど情けなく、がっかりしています。3年一昔、1年一昔という現代社会で、この問題への取り組みは牛の歩みより遅いんじゃないかと思う人がたくさんおられると思います。私だけではないはずですよ。

とりわけ、スピード感が求められる道路改修、整備は、柳川の将来を左右することでありまして、これから重要な問題だと思っておりますので、市長の見解をよかったら伺いたいと思います。よろしく申し上げます。



市長（金子健次君）

部長が答えましたけど、そういうふうな感じに私はとっていないんですね。大牟田川副線に50億円、60億円の費用を投じまして、そこに橋をかけるわけでございます。そういう投資効果というのは、これからも昭代地区の開発というのが将来は本当に期待をされるものというふうに思っておりますし、5路線につきましては、その部分の説明を部長がいたしましたように、その都度努力をいたしております。私も最初に出ました、十数回あの方と交渉いたしまして、これについては私の力では限界ではないかというふうに思っておりますし、梅崎議員ほか地元の皆さん方、区長さんの皆さん方がいないとこの問題は解決しないと。そのことを解決すればあの道路が完全にでき上がるというふうに、いわゆる何回となく私は足を運び、その方についてはいろんなところで会うたびに話をお願いして、あなたが1期の任期満了までには解決をしましょうという約束までしていただきましたけど、残念ながら、私の力不足でできませんでした。

今後とも、私は努力をしてまいりたいというふうに思っておりますので、今、部長が言いました5路線につきましても努力をしておりますので、そういう捉え方じゃなくて、前向きに捉えていただきたいと思います。

以上でございます。

5番（梅崎昭彦君）

はい、ありがとうございました。前向きに捉えさせていただきます。よろしく願いしておきます。

次に、この道路問題について、筑紫町の交差点から筑後中部魚市場前を通り、鬼童町の交差点手前に方面の道路標識があります。右へ佐賀と書いてあります。この案内標識を見て、昭代第二小学校付近まで自分も後ろを歩いていきますと、他県のナンバーがUターンするときをよく見かけます。それも今現在、第二小学校までで道路がとまっていますね。そこで、小さい道が両方に分かれて迷路に入ったような感じでUターンされております。

それで、鬼童町の交差点から稲荷町交差点、水産橋交差点、有明橋、古賀交差点、久々原交差点、間のタックス交差点まで道路標識が一個もございません。他県の車が昭代の中に入ったら、どこへ行ってよいか方向がわからないんじゃないかなと思いますので、対策はないか、御答弁よろしく願いいたします。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

梅崎議員の御質問にお答えいたします。

筑紫町交差点から筑後中部魚市場前を通り、鬼童町交差点に向かって、その交差点の手前に方面及び方向を示す道路標識がございます。その標識の左方向は大牟田、そして右方向は佐賀と案内されております。この前面の道路は、有明橋の先の3差路までは県道本町新田大川線、その先は県道大牟田川副線でございます。昭代第二小学校付近までは県道の整備が進

んでおりますので、通れるものと思われ、進入してくる車もあることと思います。

議員御承知のように、県道大牟田川副線は福岡県により仮称沖端大橋建設を初め、バイパス工事を着々と進めていただいております。ですから、昭代第二小学校から先の改良工事は未定でございます。

対策はないのかということですが、昭代第二小学校から先の改良工事が未定でございますので、この道路標識について関係機関と協議いたしまして誤進入に対処していきたいというふうに思っております。

以上です。

5番（梅崎昭彦君）

はい、ありがとうございました。よろしく願いしておきます。

最後になりますけれども、沖端川の大橋建設を初め、バイパス工事が昭代のほうは順調に進んでおります。そのかわりに、県道本町新田大川線、古賀から七ツ家の街道を通過して、その先は道路が小さくなって大型は通れません。それに県道大牟田川副線があります。県道柳川城島線があります。そして、県道新田西蒲池線があります。縦にはバイパスが5本あります。大型自動車がスムーズに通る横の道路は、昭代には一本もございません。そのような状態です。ですから、何とかしなくてはならないから、柳川外環状道路と言われる三橋から、蒲池の高橋から枝光、そして昭代地区の沖田、諸藤、古賀、南浜武と横切る道路、そして矢留に抜ける道路新設改良事業が進捗しますように、よろしく要望いたします。

これを最後に、私の質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

答弁はいいですか。

5番（梅崎昭彦君）

時間が少しありますので、市長、よかったですらその辺。

市長（金子健次君）

梅崎議員の熱意というのは本当によくわかりました。きょうは区長会長も後ろのほうにいらっしゃいますから、そういうことで地元の熱意を持っているんな形の道路整備、また護岸の整備等についても努力してまいりたいというふうに思っています。

以上です。（「どうも前向きな答弁ありがとうございました。これで私の質問を終わらせていただきます」と呼ぶ者あり）

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、梅崎昭彦議員の質問を終了いたします。

第3順位、23番梅崎和弘議員の発言を許します。

23番（梅崎和弘君）（登壇）

23番、日本共産党の梅崎です。通算83回目の質問をいたします。

まず最初に、今回の議会におきまして、退職される部長、それから課長の皆さん、柳川市発展のために御尽力いただきました。また、私の質問に対しまして前向きで建設的な御答弁、本当にありがとうございました。また、これから先も御指導、御鞭撻をよろしく願いいたします。

それでは、発言通告に従って行いますけれども、まず子供医療費につきましては、中学生まで通院、入院を無料にしてほしいという質問の準備をしておりました。しかし、先日の全協におきまして、議案第21号で中学生まで入院に伴う医療費助成の拡大について説明がありましたので、今回はこの件は取り消しております。

市長が言われますように、子育てをするなら柳川市、このようになるように、またさらなる子供医療費の拡大に向けて御尽力いただきますようお願いしまして、1回目の質問を行います。

まず、消費税増税による市民生活への影響についてであります。

消費税の税率が現在の5%から8%に引き上げられる4月1日が目の前に近づいてきました。物価は上がり続けているのに収入はふえない。政府の統計でも、増税実施を前に経済状況は悪くなり、安倍政権が売り物にしてきておりました経済政策、アベノミクスは行き詰まっており、これでは消費税増税はいよいよ実行不可能ではないかと思っております。

金融緩和や規制緩和で大企業のもうけをふやせば雇用も給与も改善するというのが、このアベノミクスの宣伝文句でありました。しかし、大企業のもうけはふえても内部留保に回るだけで、国民の収入はふえてはいないと私は思っております。

経済がこんな状態では中小企業や業者が消費税分を転嫁できない、こういう答えが半数以上を占めておまして、増税分を転嫁できなければ身銭を切るか、廃業するしかなくなります。増税分は社会保障に回すという口実もとっくに破綻していると思うわけであります。

消費税増税はきっぱりと中止し、国民の所得をふやし、経済を立て直す政策に転換すべきだと思いますけれども、この消費税増税によります市民生活、市内の中小企業、地域経済に対する影響につきまして、市長の御見解をお伺いいたします。

2点目が高齢者の健康診断でございます。

私の携帯電話に行方不明者のメールが入ってきます。消防団や地域の皆さん方の必死の捜索にもかかわらず、不幸な場合、水死状態で発見されるという悲しい出来事が昭代地区でも起きております。

そこで、徘徊者、または行方不明者の届け出はどのくらいあっているのか、お尋ねいたします。

認知症は誰もがなる可能性のある身近な病気であり、高齢化が進む日本では85歳以上の4人に1人が認知症になると言われております。年をとると誰もが人の名前を思い出せなくなったり、物をどこにしまったか忘れてりするものです。認知症はそのような加齢による物忘

れとは違い、正常だった脳の働きが徐々に低下する病気だと言われております。数分前、または数日間の出来事を思い出せない、新しいことを覚えられない、日付や曜日がわからない、言葉がなかなか出てこないなど、日常生活が以前のようにできにくくなる。認知症が進みますと、家族による介護が必要になります。ほかの病気とは違いまして、本当にこの大変さを経験する、また長年にわたる介護が必要になります。

そこで、認知症は早期発見、予防が大切だと言われておりますけれども、この認知症の発症を調べる検査、予防や対策はどうなっていますか、お尋ねいたします。

それと、3番目ですけれども、物忘れ外来がある病院は近隣ではどこにありますか。

以上、3点をお尋ねいたします。

3番目が住宅リフォームの助成制度についてであります。

この件につきましては、24年12月議会で質問を行っております。この住宅リフォーム助成制度は、地域経済循環型の経済対策として全国の自治体に広がっており、県下でも過半数に達していると言われております。その波及効果は、既に実施している自治体の報告によれば20倍とも30倍とも言われております。

柳川市としましても、この5,000千円の予算で実施をしていただきましたけれども、その結果はどうだったのか、お尋ねいたします。

4点目が新ごみ処理施設建設計画についてであります。

この新ごみ処理の建設予定地として、柳川市橋本町、柳川浄化センター南側の市有地が報告されました。面積は約2.8ヘクタール。ごみ処理対象地域は、柳川市全域、みやま市全域となっております。この環境対策としまして最新技術を採用し、排ガス、臭気、騒音が周辺環境に影響を及ぼさないように万全の対策を講じ、周辺環境の保全と調和、緑化もあわせて検討しますとあります。

施設運営に関します協定、これを建設予定地となる地元と締結し、また施設運営に関する情報は積極的に公表し、発生する熱エネルギーを活用できる施設を検討しますとあります。この新施設の稼働開始まで約9年近くの計画であります。まだまだ、今見当がついたばかりと思っております。

そこで、みやま市との協議、どんな内容について話し合われておられるのか。2点目が、柳川市はみやま市と協議する場合、柳川市としての計画、要望をどこで検討されるのか。

以上、第1回目の質問といたします。

議長（浦 博宣君）

答弁は午後からお願いをいたしたいと思っております。

ここで午後1時まで休憩をいたします。

午前11時37分 休憩

午後0時57分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

財政課長。

財政課長（島添守男君）

消費税増税による市民生活への影響についてお答えいたします。

確かに今回の消費税増税は、市民生活にさらなる負担を生じ、家計を苦しくするものと考えますし、市内の中小企業や地域経済にも少なからず影響を及ぼすものと考えます。しかし、少子・高齢化社会を迎え、年々膨らんでいく福祉予算と国の経済財政状況から、何らかの対策を講じなければならない、これも事実でございます。

そこで、国は社会保障と税の一体改革を掲げ、税負担をもって年金や医療の制度充実が持続可能な形で保たれるようにと財源確保を図るため、この消費税の引き上げが決定された経緯があります。

したがって、この消費税増税というのを、単に家計を圧迫するものと一面的に捉えるのではなく、将来を見据えた社会保障の強化充実、こういう観点も含め、私たちの生活全体の安定という広い視点に立ち、総合的に考えていかなければならないものだと、このように考えます。

以上です。

福祉課長（稲又義輝君）

2点目の高齢者の関係につきまして、私のほうから御答弁をさせていただきます。3点ほどお答えいたします。

まず1点目、徘徊者の数についてお答えをいたします。

柳川署へ届けられました認知症高齢者の行方不明者の数につきましては、昨年4月から本年2月までの期間で申し上げますと、12名となっております。

次に2点目、認知症発症を調べる検査、予防対策についてお答えをいたします。

まず、認知症の健診につきましては、市の事業としては行っておりません。しかし、介護保険事業の中で2次予防事業対象者把握事業としまして、介護認定非該当者を対象にした高齢者生活アンケートを実施し、その中で物忘れについての質問を設け、その結果から認知症のおそれのある人の把握を行っているところでございます。

また、本人や家族の相談等につきましては、地域包括支援センターや在宅介護支援センター、福祉課等で随時受け付けております。

認知症には、アルツハイマー病、レビー小体病、脳血管性認知症などの多くの種類があり、症状に応じた治療が必要となります。いずれも、早期発見、早期治療をすることが大切となってまいりますので、疑わしい症状がある場合はかかりつけ医や専門医の受診を御案内しているところでございます。

次に、認知症予防につきましては、脳血管性認知症は脳卒中と深くかかわりがありますので、日ごろから脳卒中の危険因子とされている運動不足、肥満、塩分のとり過ぎ、喫煙等に気をつけることが大切であると言われております。

本市では、平成23年度から介護予防事業の中で音楽教室を実施しております。音楽療法を用いながら、転倒予防や嚥下機能低下予防とあわせて、認知機能の低下を予防するため、歌いながら体を動かす体操や口の体操、指先運動を取り入れておりますし、このほかの介護予防教室の中でも脳トレなどの機能訓練を行っているところでございます。

また、平成26年度からの取り組みにつきましては、新たに認知症の早期発見のため、認知症のスクリーニングを行うタッチパネル式の機材を購入し、介護予防教室や相談事業等において活用していきたいと考えており、さらには認知症の方や家族への相談業務を行う認知症地域支援推進員を設置し、医療と介護の連携強化や地域における支援体制の構築など、認知症対策に努めていきたいと考えております。

それから、3点目の御質問の物忘れ外来がある病院についてお答えをいたします。

物忘れ外来のある医療機関につきましては、福岡メディカルセンターの情報によりますと柳川市内に2カ所、近隣ではみやま市に2カ所、大川市に2カ所、大牟田市に17カ所となっております。

以上です。

商工振興課長（田中利光君）

3点目の住宅リフォーム助成制度の御質問にお答えいたします。

梅崎議員の御質問のように、住宅リフォーム助成制度は、県内の近隣自治体においても実施をされております。柳川市においては、平成25年6月議会において住宅リフォーム助成事業補助金5,000千円の補正予算を議決していただきました。

この制度は、市民の皆様の居住環境の向上と地域経済の活性化を図るために、市内の事業者を利用し住宅リフォームを行う場合に費用の一部を補助するものです。

この事業を実施するに当たり、「広報やながわ」8月1日、15日号や、ホームページに制度内容を掲載し、市民の皆さんへの周知を図りました。また、8月9日には施工事業者説明会も実施しております。本事業については、受け付け期間を9月2日から13日とし、10月11日に交付決定を行い、事業を実施してまいりました。

その結果、交付決定件数34件、補助対象工事費39,292千円、補助金決定額2,872千円となっております。

事業期間の関係で予算残が生じておりますが、この事業実施により市民の皆さんの住環境の改善及び地域経済活性化に貢献できたものと考えております。

一般廃棄物処理施設整備準備室長（高口哲也君）

新ごみ処理施設にかかわるみやま市との協議はどんな内容について話し合われたかについ

てお答えいたします。

平成24年2月8日、現在のごみ処理施設の後継施設について、金子柳川市長と西原みやま市長が協議され、柳川市とみやま市とで新たなごみ処理施設を共同で建設することが確認されました。これを受けまして、平成24年5月28日、柳川市及びみやま市で整備する一般廃棄物処理施設に関する基本的な事項について総合調整を行い、処理施設の整備を円滑に推進することを目的に、両市の副市長をトップとする事務的協議の場として柳川市・みやま市一般廃棄物処理施設整備連絡協議会を設置し、みやま市と新ごみ処理施設整備事業をスタートいたしました。

この連絡協議会では、これまでに両市の施設整備の準備に係る経費負担に関する事項、昨年8月に報告しました最終候補地を決定とするまでの適地選定委員会設置運営等に関する事項、新ごみ処理事務の一部事務組合への移管に関する事項など、平成32年度からの供用開始に向けた協議を行ってまいりました。

また、現在、両市のごみ処理施設基本計画を統合する事務を進めておりますが、この統合作業に係る協議、さらには来年度に新ごみ処理施設整備計画を策定予定でございますが、策定に向けた整備として柳川市・みやま市新ごみ処理施設整備処理システム検討委員会の設置など、新ごみ処理施設整備に関する協議を進めております。

なお、この新ごみ処理施設の整備には、地域住民の皆様方を初め、農漁業者の皆様など関係者の御理解は必要不可欠でございますことから、理解を得るために今後もあわせて協議を行ってまいりたいと思います。

2点目の柳川市はみやま市と協議する場合、柳川市としての計画、要望をどこで検討するかについてお答えします。

みやま市と協議する事業計画、つまり新ごみ処理施設整備計画につきましては、これから具体的な内容を詰めていくこととなりますが、施設整備計画を策定する上で基礎となってきますのが、本年度策定しました柳川市ごみ処理基本計画でございます。

このごみ処理基本計画は、これからの柳川市がごみ処理行政を行うための指針として活用していく最も重要な計画でございます。今回のごみ処理基本計画の策定に当たりまして、専門的見地からだけでなく市民サイドからのごみ減量化や資源化に対する考え方などを基本計画に反映させる目的で、学識経験者、県、市民代表の委員9名で構成します柳川市廃棄物減量等推進審議会において審議を行いました。

なお、市民代表につきましては、家庭や地域の代表として柳川市行政区長会代表委員協議会及び柳川市地域婦人会連絡協議会の代表、商工業の観点から柳川市商工会議所、商工会女性会の代表、福祉の観点から柳川市社会福祉協議会の代表、快適な生活環境保全の観点から柳川市クリーン連合会の代表、現在ごみ処理減量化に向けた取り組みを実践されている柳川ゴミ問題を考える会「ふっすっと」の代表となっております。ごみを取り巻く広範囲な角度

から意見が述べられております。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

どうも御答弁ありがとうございました。

まず最初に、消費税による件ですけれども、この件につきましては、一応市長の見解をお願いしたいと思っておりましたけれども、先ほど課長のほうから答弁がありました。市長としては課長の答弁と同じだということで理解していいのでしょうか。ほかにあったら、もう少しお願いします。

市長（金子健次君）

梅崎議員のほうから消費税に関することについての市長の見解をということでございますので、先ほど島添財政課長が答弁した内容と重なりますけれども、お答えをさせていただきたいと思います。

今回の消費税につきましては、毎日、テレビ等で運賃の値上げとか、はがきの値上げ、また手紙の82円になるとか、そういう報道をされておりますけれども、家計にとっては市民生活には負担を強いられることは間違いないというふうに思っておりますし、いろんな中小企業や地域経済にも少なからず影響を及ぼすことは否めないというふうに思っております。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、財源確保という面から申し上げまして、少子・高齢化の中では、今回の消費増税は将来を見据えた社会保障の強化充実という観点も含めて、私たちの生活全体の安定という広い視点から行われるものと私は認識をいたしております。

国も消費税引き上げの際に、予想される駆け込みの需要とその反動減を勘案しまして、景気の下触れリスクに対応するとともに、その後の経済の成長力の底上げと好循環の実現を図りながら、持続的な経済成長につなげるため経済政策のパッケージをあわせて決定をいたしたところでもございます。その一つとして地域活力を發揮させるためのまちづくり、農林水産業や中小企業、小規模事業者の支援策、また地域における人材育成、雇用拡大の取り組み支援策、高齢者、子育て世帯の給付措置等を含めた好循環実現のための経済対策も推進されますことから、これに期待し、本市といたしましても可能な事業に積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

少子・高齢化が進む中で、将来を見据えた財源とか、福祉予算を安定的に確保するためというふうな御答弁だったと思いますけれども、この件については、私は私なりに意見もありますし、市長は市長の立場があると思いますので、これはこれでちょっと先に延ばしたいと思います。また、最後にこの件につきましては私の考え方を述べさせていただきます。



昨年の12月におきまして、市の使用料、手数料の条例の改正が行われましたけれども、この改定によって幾らぐらいの増収が見込められるのか、お尋ねいたします。

財政課長（島添守男君）

24年度の使用料、手数料の決算額をもとに見込みますと、最大でおよそ6,000千円程度の増収というふうに推計されますけれども、実際は施設の利用者数等の増減に左右されるものと、このように考えております。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

その次ですけれども、今後、下水道料金とか市営住宅、先ほど説明がありましたけれども、各施設の使用料の改定が市報にも掲載をされておりました。いわゆるこれの改定をするとき、どのような基準といたしますか、基づいて検討されたのか、お尋ねいたします。

財政課長（島添守男君）

基本的に、現行料金の105分の108で計算し、10円未満を切り捨て、こういう原則で計算をしたところでございます。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

単なる8%掛けたというだけですかね。そういうことでとっていいですか。

財政課長（島添守男君）

一旦105で割り戻し、108%分掛けて10円未満を切り捨てると、こういうやり方でございます。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

また、来年の10月ですか、消費税10%になった場合もそういうふうな考え方でいかれるのか。もっとですね、10%になった場合は消費税の分は据え置くというふうな考え方はないでしょうか。

財政課長（島添守男君）

今の時点での基本的な考え方としては、10%の際も要件を見直すという方向になるのではないかとこのように考えております。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

消費税増税の附則の18条に、いわゆる経済状況の好転がない場合、増税の停止を含め所要の措置を講ずるとありますけれども、私は、この附則を利用して4月からの消費税増税はやめるべきではないかなと思っております。税率1%当たりの税収が約2兆6,300億円と言われております。5%上げて10%に仮定すれば、全国で約13兆円になり、単純に頭割りすれば

国民1人当たり100千円と、これぐらい増減になると言われております。

私の家は7人家族ですので、単純計算しても700千円の消費税増税になるんじゃないかなと思って、今危惧しているところでございます。

今、消費税は上がるし、年金も減っていると、また賃金もだんだん減ってきているというふうな中で、法人税の減税や、大型公共事業で大企業にはばらまくやり方は間違っていると私は思っております。

また、今言いましただけじゃなくて、これからは国保料の問題、介護保険料、年金、所得税など市民生活に与える影響を考えると、本当にこの消費税値上げで柳川市民の生活はどうなるのかなという危惧をしておるわけでございます。ここら辺について、検討はされておられるでしょうか。

財政課長（島添守男君）

今、梅崎議員が御計算されましたとおりの金額がひょっとしたらかかるかもしれませんけれども、今現在、家計調査というのを見ますと、消費支出が月平均、2013年度で245千円、これで3%上がりますと月大体7千円ぐらいの増になるというふうな見込みでございまして、2人以上の世帯で年間大体84千円ぐらいの支出増になるのではないかとというふうに検討しております。

先ほども申しあげましたように、これだけの支出は確かに伴いますけれども、日本の将来の生活の安定という観点から考えまして、やはりこの辺はある程度やむを得ないのではないかとというふうな認識におりますことを述べさせていただきたいと思っております。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

この件につきましては、幾らやりとりしても結論は出ないと思っておりますので、次に進ませていただきます。

徘徊者、または行方不明者の数は12名だと言われましたけれども、この12名の数はだんだんふえているのでしょうか、大体横ばいでしょうか、そこら辺わかりませんか。

福祉課長（稲又義輝君）

徘徊者数の12名につきましては、やはり高齢化が進みますので、65歳以上が増加していくというふうなことになりますと、そういった徘徊者についてもやはりふえていくのではないかとというふうな心配はいたしております。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

この認知症の早期発見、予防につきましては今のところ市の事業にはないということで、今後、介護保険事業でも取り組んでいきたいということですが、この点につきまして、もっと具体的な事業といえますか、対策等はもう考えられていないわけでしょうか。今の答

弁だけの対策ですか。

福祉課長（稲又義輝君）

具体的なというふうなことを言われておりますが、やはり介護予防事業に特に力を入れていきたいというふうなことで考えております。そういった中で、こういった取り組みについても強化をしていくというふうなことで考えています。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

物忘れ外来につきましては、柳川に2カ所病院があるということですが、このことを余り市民の皆さんは御存じないんじゃないかなと思っておりますし、もっとこういうふうな物忘れ外来があるですよということを知ってもらうためには、何らかの手だてを考えてほしいと思いますけれども、こちら辺についてどうでしょうか。それと同時に、脳機能検査、これを検査できる病院が柳川市内にあるのかどうか、あわせてお尋ねいたします。

保健福祉部長（高田淳治君）

お答えいたします。

実は、平成25年の3月1日号の柳川市報にございますが、この市報については6ページを使って特集を組みました。それで、市民の皆さんに認知症に関する理解を深めていただこうと、まずは気づきから始めようと、家族を含めてですね、そういった体制のもとに相談、専門外来を受けていただきたいということで、そういった取り組み、啓発を行っております。

以上でございます。

23番（梅崎和弘君）

物忘れの予防と治療や認知症に理解を深めてもらう、忘れ物がふえたなどの経験に心当たりの方は、知識を身につけ、日ごろの不安を解消しませんかというような市民講座のお知らせの記事が新聞に出ていたわけですが、いわゆる、このような講座を柳川市独自、単独で開催してもらいたいと思いますけれども、こちら辺についてはどうでしょうか。

保健福祉部長（高田淳治君）

お答えいたします。

これまで医学的見地の中で、病院が独自に市民の皆様向けに公開講座というものを実施されてあることは承知しております。

柳川市の取り組みといたしましては、例えば市民の皆様、関係団体でございますが、老人クラブ連合会等のたくさんの方が集まる機会がありますが、そういったときに、柳川市が講師を招聘して認知症講座を実施してきたということでございます。これもあわせて、今後は関係団体と連携いたしまして実施をしていくことにいたしております。

議員御指摘のように、市民公開講座ということにつきましては、今現在の柳川市の取り組みは、講座を開いております。そういったものの実施の内容、そういった方法等も含めて、

今後、前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

認知症は、先ほど御答弁ありましたように、早期発見が大事でございます。柳川市の取り組みとしては、先ほど部長のほうから答弁がありましたけれども、やはり今後もこれらの認知症は怖いわけですね。いつの間に自分なるかわからんし、こういうことを考えた場合、もっとこれ以上にこのような講座といいますか、お知らせをしていただきたいと思えます。

それから、先日、市長の所信表明で、認知症地域支援推進員を配置し、医療と介護の連携や相談支援体制の強化を図ってまいります、このように所信表明で言われましたけれども、こころ辺のところをもう少し詳しく御説明をお願いします。

市長（金子健次君）

初日の所信表明の中で、このことについては触れさせていただきました。また、平成26年度予算の中にも3,800千円近くの予算を組ませ、今常勤しているところもございます。

国の状況を少しお話いたしますと、厚生労働省の発表によりますと、我が国の認知症の高齢者というのは、65歳の15%に当たります推計462万人、これはわかっているだけでも、その予備群400万人を含めると、合計860万人になるというふうに推計をされております。大変な数字ではなからうかと思えます。

このため、国はこうした認知症の急増に伴いまして、認知症施策推進5か年計画、オレンジプランの策定に至っております。計画の柱となりますのは、先ほど言いましたけれども、早期診断、早期対応であります。これまでの認知症対策というのは、症状が悪化をしてから医療機関を受診するという事後的な対応が中心であったわけでございます。しかしながら、この5か年計画では、この考えを変え、早期診断に重点を置きながら、たとえ認知症になっても住みなれた地域で暮らし続けられる社会を目指そうというものでございます。

この取り組みといたしまして、答弁でもありました認知症地域支援推進員の配置、具体的には、社会福祉の資格を有した人を26年度1名採用いたしまして、その後、民生委員160名近くいらっしゃると思いますので、その方を含めて、ずっと講座を設けながら、検証しながら、充実に図っていきたいというふうに考えております。

認知症の方や家族の相談、さらには必要な医療や介護サービスの情報提供に努めていただくなど、行政、医療機関、施設サービスの事業者と一体的に連携をいたしまして、対応していくとします。また、このことは高齢者の皆様が可能な限り住みなれた地域で生活し続けることができるよう推進していくとした地域包括ケアシステムの取り組みでもなからうかと思えます。

本市といたしましても、超高齢化社会を迎え、高齢化のピークに入る2025年（平成37年）に向けて、私はこうした取り組みをしっかりと進めてまいりたいということで所信表明の中に

入れさせていただいたところでございます。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

ありがとうございました。本当にこの取り組みをよろしくお願ひしたいと思います。

じゃ、次に進みます。

住宅リフォーム助成制度についてですけれども、先ほど御説明がありました。いろんな取り組みがなされておりますけれども、今後の取り組みとして、新たな取り組みというものを考えておられるのかどうかをお尋ねします。

商工振興課長（田中利光君）

新たな取り組みということで御質問でございますけれども、昨年、25年度は6月議会でこの議決をいただいております。平成26年度は、先ほどお答えさせていただきましたように、住宅リフォーム助成制度は、市民の住環境の改善、地域経済の活性化に資する制度であると考えておりますので、当初予算において昨年同額の5,000千円の予算を提案させていただき、平成26年度も住宅リフォーム助成事業を継続して実施してまいりたいというふうに考えております。

23番（梅崎和弘君）

大牟田市では、2時間ほどで申し込みが締め切りになるような好評であったと聞いております。この制度は、平成23年6月は福岡県下で実施している自治体は6カ所、平成24年が14自治体、平成25年8月には30の自治体に広がり、過半数に達していると、このように言われております。どうか今後の取り組みをよろしくお願ひします。

それから、続きまして、新ごみ処理施設建設計画についてでございますけれども、今後、柳川市としての計画や要望、これをどこで検討するのかという質問に対しまして、柳川市ごみ処理計画、市民代表でしまして、各行政区長、婦人会、商工会、クリーン連合会、それからいろんな団体を言われましたけれども、この総勢何名ぐらいで、何カ月に1回といたしますか、どういうふうな頻度で開催されるのか、そういう予定がありましたらお答えください。

一般廃棄物処理施設整備準備室長（高口哲也君）

計画はどのようになっているかということでございますけれども、このごみ処理計画の策定につきましては、もう既に完了しておるところです。これまで7月からこの検討を進めてきておるわけでございますけれども、会議としては3回開催いたしまして、その中で御意見をいただいたというところでございます。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

今まで3回と言われましたが、私が質問しているのは、これから先、何カ月に1回とか、1年間に何回するとか、この計画は9年近くも長丁場の計画が必要ですね。そういう中にお

いて、どのような頻度で会議がなされるのか。9年間といいますと、中にはいろんなメンバー交代もあると思うんですね。そういうことを含めてお尋ねいたします。

市民部長（石橋眞剛君）

先ほど準備室長が申しましたように、既に柳川市の基本計画はでき上がっております。この計画の期間は10年間を設定しておりますので、基本的には今回策定しました内容で進んでいくと。しかし、その中でいろいろ問題が出てきた場合は見直す場合もあり得るということで御理解をお願いしたいと思います。

23番（梅崎和弘君）

最後の質問ですけれども、いわゆる従来のような迷惑施設と言われておりますごみ焼却場から大木町にあるような循環型社会を目指した施設の計画、こういうことについても検討すべきではないかなと思っておりますけれども、こちら辺についてはどうでしょうか。

一般廃棄物処理施設整備準備室長（高口哲也君）

循環型社会を目指した施設の計画についてという御質問かというふうに思っております。

本年2月に作成しました柳川市ごみ処理基本計画におきまして、生ごみ等の資源化については、今後、先進自治体の取り組みや本市の地域特性に合った手法について研究を進めていくことといたしており、議員の言われますとおり検討すべき課題として上げておるところでございます。

しかしながら、現時点での柳川市の置かれている状況では、今回の平成32年度稼働を目指す新ごみ処理施設整備に大木町のような大きなごみのメタン発酵発電事業を取り入れるには多くの課題があるかというふうに思っております。したがって、まだまだ調査研究が必要なことから、新ごみ処理施設稼働時における生ごみ資源化事業の導入は厳しいと考えているところです。

以上です。

市長（金子健次君）

少しだけ補足をさせていただきたいと思いますが、今回、迷惑施設という言葉が使われましたが、地元の両隣の橋本町等については、本当に私は感謝を申し上げたい。こういう場所を提供し、地元を受け入れていただくということについては感謝に絶えないというふうに思っています。それは柳川市のみならず、みやま市も含めて、市民の皆さんにも感謝を申し上げたいというふうに思っております。

そこで目指すものは、今回のごみ処理施設につきましては、環境に取り組んだ、特に大学の松藤教授からも話がありますけれども、いろんな補助金等もありまして、そういうことを利用したような形で、この施設が全国から注目をされて、柳川市に調査、視察に来るといったぐらいの施設をつくったほうがいいんじゃないかということで、そういうことで補助金の関係についても調査をさせまして、なるべく費用が少なくて済むように、またそして合併

特例債も活用できる範囲内で、本市にとりましては平成31年度当初にオープンをさせたいというふうに考えているところでございます。

最後に申し上げたかったのは、地元に対しての感謝の意を表明したいということと、あわせて、その内容につきましてはいろいろな有明海の問題もありますし、また農家の農業関係もありますので、そういう環境に取り組んだ最新鋭の施設を設置したいという考え方を持っていることを改めてつけ加えたいというふうに思います。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

やはり循環型社会を目指した施設の計画についても検討されることをお願いしまして、質問を終わります。

議長（浦 博宣君）

これもちまして、梅崎和弘議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 1 時37分 休憩

午後 1 時48分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 4 順位、3 番熊井三千代議員の発言を許します。

3 番（熊井三千代君）（登壇）

皆さんこんにちは。3 番、公明党、熊井三千代でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして順次質問させていただきます。

第 1 番目に、本市の地域包括ケアシステムの構築に向けての取り組みについて質問いたします。

皆さん御存じのとおり、日本は諸外国に例を見ないスピードで高齢化が進んでいます。65 歳以上の人口は3,000万人を超えており、2042年の約3,900万人でピークを迎え、その後も75 歳以上の人口割合は増加し続けることが予測されております。

このような状況の中、団塊の世代800万人が75歳以上となる2025年（平成37年）をめどに、重度な要介護状態になっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現しようと厚生労働省は推進しています。このシステム構築のプロセスは、保険者である市町村や都道府県が地域の自主性や主体性に基づき先進的な取り組みを行っている地域の事例を共有しながら、地域の特性に応じた高齢者ケアを完結できるサービス提供体制をつくり上げていくこととしております。

システムの具体化への取り組みは、もうすぐそこまで迫っている超高齢社会への対応に欠

かせない、今国が自治体に求めている喫緊の課題なのです。

本市においても、笑顔でつながる福祉のまち柳川の実現を目指し、早く地域包括ケアシステム構築に向け取り組みを始めることが重要だと思っております。

そこで、伺いたいします。本市の今後の人口構成の推移をどのように分析されているのでしょうか。また、本市の地域包括ケアシステム構築に向けての取り組みはどのように考えておられるのでしょうか、お聞かせください。

以上、壇上からの質問はこれで終わり、2回目からの質問は自席より行いますので、よろしく伺いたいします。ありがとうございました。

福祉課長（稲又義輝君）

本市の今後の人口構成の推移と、本市の地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みについてお答えをいたします。

少し長くなると思いますが、よろしくお願いをしたいと思います。

まず、本市の人口構成の推移の予測でございますが、国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月に推計をした市町村別将来推計人口によりますと、本市の総人口は当分の間、65歳未満人口の減少に伴い減少していくと見られております。

その反面、65歳以上の高齢者人口はふえ続け、2020年から2025年ごろがピークに、また75歳以上の人口は2030年ごろがピークになり、その後、徐々に減少していくと見られております。総人口が減少する一方で、高齢者が増加することにより高齢化率は上昇を続け、2013年（平成25年）4月に27.1%であった高齢化率は、12年後の2025年（平成37年）には34.9%、22年後の2035年（平成47年）には37.3%、2.7人に1人が65歳以上になると予測されております。

総人口に占める75歳以上の割合も上昇を続け、2013年（平成25年）4月に15%であったものが、2025年（平成37年）には20.6%、2035年（平成47年）には23.5%になると予測されております。

次に、地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みについてであります。日本の高齢化の現状及びこれに対応するための国が推進する地域包括ケアシステムの必要性につきまして、議員の御発言のとおりでございます。特に医療や介護が必要となる75歳以上の高齢者数がこれからますます増加をし、医療機関や介護施設にも限界が生じることが予測され、医療から介護へ、病院・施設から地域・在宅への方針により地域包括ケアシステムの構築が求められているところでございます。

柳川市では、こうしたシステム構築の基礎となる分野の取り組みをしっかりと進めていくため、平成24年3月に今後の高齢者保健福祉施策のさらなる推進と充実を目的に、平成24年から平成26年までを実施年度とした柳川市高齢者保健福祉計画を策定いたしました。この計画推進に当たっては、ひとり暮らしや認知症高齢者などを見守り支え合う体制づくりや高齢者



が可能な限り住みなれた地域で生活し続けることができるよう地域包括ケアシステムの推進などを盛り込んだ計画となっております。

現在、この地域包括ケアシステムの6点を柱として掲げ、推進しているところでございます。

まず1点目に、在宅医療、介護連携の推進です。現在、福岡県南筑後保健福祉事務所の南筑後地域在宅医療連携協議会や柳川山門医師会の開催する在宅医療他職種連携協議会などへ参画をし、各関係機関とともにネットワークの構築に向けた体制づくり、指導、助言をいただいているところでございます。また、県内に5カ所ある福岡県認知症医療センターの一つである国立病院機構大牟田病院が開催をする認知症地域医療連携協議会にも参画をし、各関係機関との連携を図っているところでございます。

2点目は、地域ケア会議の推進です。平成25年4月に地域包括支援センターが福岡県介護保険広域連合から柳川市に移管され、活動を行っております。2カ月に1回、市内高齢者の処遇困難なケースを中心に、15関係機関が集まって、その対応を検討する地域ケア会議を開催しているところです。

3点目に、認知症施策の推進です。高齢化率の上昇に伴い認知症高齢者の増加が予測されることから、市ではこれまでさまざまな施策を行っております。具体例を申し上げますと、認知症サポーター養成講座、徘徊SOSネットワーク事業、徘徊高齢者家族支援サービス、いわゆるGPS端末機の貸与事業、介護予防教室での音楽教室などがありまして、さらに平成26年度からは認知症の本人や家族への相談業務を行う認知症地域支援推進員を設置して、認知症対策を進めることといたしております。

4点目は、地域生活サービスの充実強化でございます。これにつきましては、平成27年度から高齢者の生きがいづくりや社会参加促進、また元気な高齢者が支援を必要とする高齢者を支えるシステムの一つとして介護ボランティア制度の導入を考えており、平成26年度においてそのための制度設計を行うことといたしております。

5点目は、介護予防の推進です。介護予防事業の例を挙げますと、各種の介護予防教室、訪問型介護予防事業などがあります。今後、より一層高齢者の増加が考えられることから、これからも介護予防事業の推進に努めることといたしております。

6点目に、地域包括支援センターの機能強化です。地域包括支援センターは、高齢者が可能な限り住みなれた地域で生活していただくための地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として期待されております。今後の高齢者人口の増加と高齢者を取り巻く環境の動向に応じて、人員体制や業務内容の見直しを行い効果的な運営を図っていくことといたしております。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。高齢化率は、他の地域と同じように、人口減少していった高齢化率は高くなるというふうに答弁いただきました。また、包括ケアシステムについては、高齢者福祉計画をもとに6本柱でやっているというふうに御答弁をいただきました。このシステムというのは地域のニーズに合ったものにしていかなければいけないということです。高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に進めていかななくてはならないと思っております。

そのためには、現状を知ることが必要ですので、高齢者個別の問題、地域別の問題、社会資源等の問題を調査し、検討して、課題を明確にして、必要なサービス体制をつくり上げていくよう、医療介護、できれば多くの職種に携わっている方々で構成された地域ケア会議を早く設置して、会議を重ねていかなければいけないなと思っております。

先ほども6本柱の中に地域ケア会議というのが入ってございましたけど、この包括ケアシステムの構築を目的とした地域包括ケア会議なのか、そこら辺を含めながら御回答をお願いいたします。

福祉課長（稲又義輝君）

地域ケア会議の設置内容といいますか、そういったことについてのお答えをいたします。

先ほど地域包括ケアシステムの取り組みの中でも触れましたけれども、2カ月に1回、地域包括支援センターを中心に、在宅介護事業所、それからサービス提供事業所、そういった15関係機関で地域ケア会議を開催いたしております。この会議においては、先ほど議員言われますような困難な事例の検討などを行いまして、連携、協働体制をもとに関係機関の専門的見地からアセスメントやアドバイスをもらって、高齢者の総合的支援を促進していくことといたしております。

今後につきましても、同時に今後はこの会議をさらに充実させてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。15機関の団体が会議に参加して行っておられるということなんですけど、この地域包括ケアシステムというのは、地域、在宅で医療も介護も行われるようなシステムをつくっていかうということなので、医療機関関係者がこの会議の中に入っておられるのが、これが一つのポイントだと思うんですけど、ちょっとそこら辺の中身がわかりませんでしたので、医療機関がこの中に入っているのかどうなのか。

福祉課長（稲又義輝君）

この地域ケア会議の中に医療関係者が入っているのかというふうな御質問です。

現在、定期的開催しておりますこの会議には、参加はいただいております。しかし、支援が必要な困難事例が発生した場合に行う個別ケースといいますか、会議には出席をお願い

いしております。それで、地域ケア会議の内容につきましては、今後もしっかりと検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。この会議の中には医療機関はまだ入っていないと、しかしながら、必要に応じて指導だったり症例の検討には入っていただいているということなんですけれども、もともと包括ケアシステムの構築に向けての会議というのは、もっと緻密に、本当に介護と医療が連携したようなシステムをつくっていかないといけないので、症例の検討をしていただきよっても困るんです。もっと一歩進んだ会議をしていただかなければいけないと思うんですけれども、さっき課長がおっしゃったように、できるところからやっていくのだということですので、一歩ずつ進んでいっていただきたいと思いますが、高齢者の進展状況には大きな地域差があります。例えば、人口が横ばいであっても75歳以上の高齢者が急増する都市部、また75歳以上の人口の増加は穏やかだけれども、人口が減少する町村部と、住んでみないと把握できない高齢化の現状や地域の現状があります。いかに地域の实情に即した地域包括ケアの姿を築くかは、自治体の力、取り組む力にかかっていると思いますので、自治体の責任は重いと感じています。

このシステム構築に向け取り組みを進めていく中で、一市町村の力では解決できない問題が出てくると思います。そういうときに問題解決のために県、国へと要望、法整備が必要になるケースも少なくないと感じていますので、県とか国の指示を待つのではなく、柳川バージョンのシステム構築に向けて、どこよりも早く本格的に取り組む時期に来ていると思います。そして、問題解決をするために国、県の力が要るんだったら、どこよりも早く国、県に申し出るとかいうふうに逆に進めていく必要があるんじゃないかなと思います。そこら辺はどうでしょう。

福祉課長（稲又義輝君）

地域包括ケアシステムの構築に向けた時期ではないかというふうなことでございます。

地域包括ケアシステムというのは、言われますように、医療機関、介護事業所との調整が必要となります。広範囲かつボリュームのある内容を築き上げていくというふうなことになるかと思えます。このためにも中・長期的視点に立った計画の策定、基盤整備等が必要であるというふうに認識をいたしております。次期高齢者保健福祉計画の中で明確にしていきたいというふうに考えております。まずは先ほど申し上げましたような6点を整備しながら、できるところからやっていくというふうなことでいきたいと思っております。

議員言われますように、国も地域包括システム構築推進のための市町村の支援というのを打ち出しております。議員の意見にもございますように、積極的に国や県の力をおかりしまして、おくれをとることなく進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

3番（熊井三千代君）

よろしく願いしておきます。

今回、システムについて質問いたしましたのは、システムの詳細な内容まではお聞きしませんでした。とにかくシステム構築に向けた取り組みを推進していただきたい、また推進していくことが重要な時期に来ていると非常に強く思いましたので、概要だけをお聞きいたしました。でも、1つだけサービスの中で特に気になっているところがありますので、お尋ねいたします。

とにかく、よりよい在宅型サービスをつくり上げるには、これからいろんなことで小さいところまで議論されていくと思うんですけど、平均寿命の伸びや慢性疾患が増加していくと、自宅に一人でいるときに体調が急変したときは応えることができないので、安心して暮らせるサービスつき高齢者住宅があればなという声が今よく聞かれます。特に、国民年金で賄えるサービスつき高齢者住宅の整備拡充が必要になってくると思いますが、本市には、今このサービスつき住宅はありますか。また、今後整備に向けてのお考えをお聞かせください。

福祉課長（稲又義輝君）

サービスつきの住宅数と今後の整備についてお答えをさせていただきます。

サービスつき高齢者向け住宅というのは、高齢者の居住の安定確保を目的として、バリアフリー構造等を有し、介護、医療と連携をして高齢者を支援するサービス、安否確認とか、生活相談サービス提供が整備された住宅となっており、国がサービスつき高齢者向け住宅の建設に補助金制度を設けて住宅供給の促進を行っております。

柳川市内には2カ所のサービスつき高齢者向け住宅がございまして、入居定員は合計で34人となっております。そのほかに、市内には住宅型有料老人ホーム4カ所、介護つき有料老人ホーム2カ所、軽費老人ホーム2カ所ございます。ただ、利用料につきましては国民年金の支給額満額でも一月当たり64,875円ですので、いずれの住宅老人ホームも国民年金の額では賄うことは非常に厳しいというふうな状況のようです。

そのような中で、本市におきましては、住みなれた地域で生活ができるよう地域密着型サービス施設の充実を図っております。平成25年度には在宅生活を支援するために小規模多機能型居宅介護事業所の整備を行っているところでございます。議員が言われるようなホームの今後の整備につきましては、民間事業者にお任せするしかない状況でございますので、市としましては、議員から御提案いただいております地域包括ケアシステムの早期構築を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。非常に難しいことはわかっているんですけども、私は必要に

なってくるのではないかなと、在宅医療でできる施設の拡充も変わってきますし、午前中あっていましたように、特老とかは要介護3にならないと入れないとか、非常に難しい問題が多いんですけれども、ここら辺の補助金が出ているけれども、補助金をもっと上げてもらえばもっと安くて入所できるような施設ができると思いますので、そういう意味で、柳川市にはどういう施設がどれだけのベッド数で要するのかというのは早く割り出して、国、県に要望が必要だと思っております。

ケアシステムの構築に向けての取り組みは、大変難しくて大がかりな作業になると思いますが、今後の柳川市民の福祉の充実感を左右する大事な事業になると思います。行政サービスのみならず、ボランティア、民間企業等の多様な事業主体が連携した重層的な支援体制を整えつつ、高齢者の社会参加をより一層推進する体制づくりが必要だと思っております。また、そういう体制ができることを強く要望いたします。

最後になりますけれども、これから必要な組織づくり、体制づくりでございますので、市長の御意見をお聞きしたいんですけど、よろしく願いいたします。

市長（金子健次君）

意見というよりも市長の決意というか、そういう考え方を問われたというふうに思っております。

団塊の世代が75歳、私も65歳でございますので、ちょうど2025年をめどに私たちの時代からそういう地域ケアシステムの構築が必要になるわけでございます。

先ほど稲又福祉課長が申しました6本の大きなフレーム、柱の部分を含めて、大変な需要でございますけれども、今後、可能な限り市民の皆さんが柳川で地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるような、地域の包括的な支援サービスが提供できるような形のシステムを構築してまいりたいと思います。

議員のほうは、どこよりもいち早く国、県の支援を受けながらということでございます。課長はおくれることなくと言いましたけど、おくれではいけないというふうに思っておりますし、このことも積極的な策で地域包括ケアシステムの構築を図っていきたいというふうに思っているところの気持ちというのは今、披瀝できると思います。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。積極的に進めていていただきたいと思います。

これで1番目の質問は終わります。

2番目の質問が、児童・生徒の無料通話アプリ利用の安全対策についてお伺いいたします。

最近、ネット上の相談を受ける全国Webカウンセリング協議会（東京）によると、無料通信アプリをめぐる相談件数が一昨年までは月数件だったのが、月40件程度までふえてきていると言われております。返信をしなかったことでトラブルとなり、昨年10月は広島で

LINEでの呼びかけを無視されたとして、傷害事件が発生しています。また、近隣地域の中学校でも生徒がLINE上で書いた悪口が本人のもとに転送され、怒った本人が生徒を襲おうとするトラブルが起きております。

文字だけのやりとりから生まれる誤解やささいなことから、いじめやトラブルが社会問題となっております。しかし一方では、情報伝達手段として欠かせなくなっているのも確かです。このことを踏まえ、各地では子供たちをトラブルから守るためのさまざまな取り組みがなされております。本市においても、児童・生徒がコンピューターや情報通信ネットワークなど情報手段を適切に実践的に主体的に活用できるようにするための学習活動の充実はもとより、情報社会での適切な活動のもとになる考え方や態度など、情報モラルを身につけていただきたいと強く望んでおります。

そこで、お伺いいたします。本市の児童・生徒が携帯やスマホ等、通信機器を利用している割合、2つ目に、これまでに寄せられたトラブルや相談件数、できましたら内容などもお聞かせください。

学校教育課長（松藤敏彦君）

先ほど、児童・生徒の携帯やスマホ等の通信機器の利用割合ということでございます。

本年度5月に実施をしました児童・生徒の実態調査の結果では、携帯電話の所持率が小学校低学年で16%、中学年の28.7%、高学年で25.7%となっております。中学生では1年生が30.4%、2年生が33.3%、3年生が43.4%となっております。

続いて、トラブルや相談についてということでございます。学校から教育委員会へ報告が来ている案件では、無料通話アプリを使用しての問題行動が平成25年度に2件ございます。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。通信機器の所持割合というのが本当はもっとあるのかなと思いますけれども、小学生の割合が非常に多いなというのにびっくりしました。でも、これが普通なのかなと思う反面もありますけど、非常に前回 前回というか、数年前に、ある議員が質問されていたときよりも、かなりのパーセンテージが上がっているなというのはすごく感じました。

本市においても、これまでに情報モラル教育や規範意識を醸成する取り組みがいろいろされてきていると思うんですけども、その内容をお聞かせいただけますでしょうか。

学校教育課長（松藤敏彦君）

本市におきましては、携帯電話等によるトラブルを防ぎ、児童・生徒の安全を守るといった観点から、平成20年度から携帯電話の学校持ち込みや携帯電話等の所持を原則として禁止することを通知いたしまして、やむを得ず所持させる場合は、携帯電話にフィルタリングをかけることや家庭で携帯電話の使い方を決めることをお願いしてきておりました。

また、福岡県教育委員会の保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業を利用して、NPO法人子どもとメディアの講師等から、ネットによる誹謗中傷、いじめ防止等の講演会を毎年各学校実施するなどしているほか、道徳や学級活動、社会科や技術科などの時間を利用して情報モラルの教育を行っております。

以上です。

3番（熊井三千代君）

今までの指導内容をお聞かせいただきました。一生懸命に十分にやってくられたと思うんですけど、今、携帯電話を持つなと言っても無理な御相談なのかなというふうにも思います。

今後も、今までどおりの実践のやり方で情報モラル教育をしていかれるのか、また、これで十分だと思っておられるのか、また、本市の現状に合った情報モラルを常に模索しつつ、新たな取り組みや工夫が必要だと思っておられるのか、一言お聞かせください。

学校教育課長（松藤敏彦君）

最近では携帯電話からスマートフォンに移行してきており、若年層ではスマートフォンの所持率が上昇しています。それに伴い、スマートフォンの無料アプリを利用した新たなトラブルや犯罪も発生してきていると聞き及んでいます。そのため、情報モラルを初め、情報教育の内容については絶えず新しいものに対処していく必要があると認識しております。また、児童・生徒の実態を的確に把握するための生活実態調査のアンケート内容の見直しやスマートフォンの所持、無料アプリの利用についての注意喚起や指導、啓発が必要であると考えております。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。情報モラルの統一した教育はどこの中学校とか小学校もあっているようですけども、なかなか1つの会社の 私は今回、LINEと申しましたけど、1つの会社の名前を出しての教育はなかなかできないというふうに聞き及んでおったところもありました。しかし、やっぱり今は携帯からスマホにかわりいろんな問題も出てきておりますので、絶えず新しい対処方法を考えていくというふうに答弁いただきました。これからもよろしくをお願いします。

ここで、ちょっと興味深い取り組みがありましたので、御紹介をしたいと思います。

昨年、うきは市の吉井中学校でスマートフォンの通信アプリLINEへの過度の依存が社会問題になっている中に、親子の間で使用上のルールを決めようと、使用時間や場所など4項目のルールを盛り込んだ家庭教育宣言がPTAで採択されております。その後に承認された文書は全家庭に配付され、協力を求められたそうです。ルール採択前後に、生徒、保護者にアンケート調査をされております。ルール採択後のアンケートでは改善の兆しがあるように報告されております。

このように、吉井町では九州初というような先進的な取り組みがなされ、いい結果をもたらしているようでございますから、本市においても啓発の一つとして生徒、保護者等に紹介できないものか、お聞きいたします。

学校教育課長（松藤敏彦君）

保護者世代がスマートフォンの無料アプリ利用の問題点をよくわかっていない状況もございます。さらには、携帯電話やスマートフォン依存症により、勉強や学校生活に支障を来したりトラブルや犯罪に巻き込まれたりする状況があります。

議員御紹介の吉井中学校PTAの取り組みについては、今後の取り組みに生かしていきたいというふうに存じます。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。なかなかこういう取り組みを御紹介しても守っていただけなかったりとかいう部分はあるかもしれませんが、一つの啓発にはなると思いますので、ぜひ紹介をしていっていただきたいと思います。

本市においても子供たちの通信機器利用について悩んでおられる保護者、生徒も、表面化してはいないけれども、少なくないのではないかなと思っております。今後も、子供たちがトラブルに巻き込まれないような情報モラルの教育、指導に取り組んでいただきたいと要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、熊井三千代議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時22分 休憩

午後2時32分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5順位、10番高田千壽輝議員の発言を許します。

10番（高田千壽輝君）（登壇）

皆さんこんにちは。私がきょうの最後の質問となりますので、もう少しおつき合いをお願いいたします。

10番高田千壽輝です。議長のお許しを得ましたので、通告に従って質問いたします。

ソチ冬季オリンピックも終わり、今はパラリンピックがっております。特に日本人選手の活躍で大いに感動と勇気を選手たちから得ることができました。中でも、スキージャンプの葛西選手は41歳で、冬季オリンピックでは最年長のメダリストとなりました。また、若手ではハーフパイプのスノーボードの平野選手が15歳という最年少のメダリストでありました。



長野オリンピックに次ぐメダルの獲得数でした。だが、残念なことがありました。それは元総理の心なき発言であります。元総理はラグーマンでもあり、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の会長です。皆さんも御存じのように、招致活動で滝川クリステルさんがスピーチの際、「おもてなし」というすばらしい文化が日本にあることを世界の人々に訴えられました。私は、少なからずも招致に影響を与えたのではないかと思います。

市長は、日本一のおもてなしを施策に掲げていますが、この発言をどう思いますか。東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の会長で本当に2020年のオリンピックに世界の人々を日本、東京に招くことができるのか不安であります。

このことはこれぐらいにして、本市のことを考えると、今期のノリ生産は不作で終わっております。特に、東側は昨年の7割強の水揚げしかありません。今後、対策委員会でその場だけの対策ではなく長期的な対策を考える時期に来ているのではないのでしょうか。ノリ養殖だけではなく、二枚貝などの復活も考えていく必要があるのではないのでしょうか。

それは、今期のノリ養殖の不作の原因として、動物性プランクトンの発生で栄養塩不足による色落ちが原因であります。動物性プランクトンの発生原因はわかりませんが、動物性プランクトンを食べて二枚貝などは生育するのではないかと思います。プランクトンを食べる二枚貝がいないため、プランクトンが異常に発生するのではないかと考えております。

一日も早く有明海の再生が必要と思われまますので、市長におかれましては、これまで以上に有明海の再生に力を入れていただきたいことをお願いして、質問に移ります。

市営住宅について質問いたします。

26年度において新しく市営住宅を建設される計画があります。それは老朽化している本町団地と鳥の水団地を建てかえる計画です。そこで、本町団地と鳥の水団地の戸数をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問は終わりますが、あとは自席から一問一答で質問いたしますので、議長におかれましてはお取り計らいをお願いいたします。また、執行部においては簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

以上です。

建設課長（中村敬二郎君）

本町団地と鳥の水団地の戸数という質問でございますけれども、現在の本町団地の管理戸数は24戸、鳥の水団地の管理戸数は37戸でございます。合わせて61戸の管理戸数となります。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

61戸のうち、単身世帯数、1人で住んでいらっしゃる方が大体何人ぐらいいらっしゃいますか。また、単身者のうち保護世帯はどれぐらいかを教えてください。

建設課長（中村敬二郎君）

単身者の数と、単身者のうちの保護世帯の数ということでございます。

本町と鳥の水団地の単身者の数については、本町団地が単身者4名でございます。鳥の水団地の単身者が3名でございます。単身者のうちの生活保護の数ということでございます。本町団地が4名のうち、3名が生活保護者でございます。鳥の水団地の3名のうち、2名でございます。

以上でございます。

10番（高田千壽輝君）

現在、市営住宅、所得に応じた傾斜家賃と思えますけど、今現在の本町団地と鳥の水団地の最低所得の方での家賃を教えてくださいよろしいでしょうか。

建設課長（中村敬二郎君）

現在の最低の家賃という質問でございますけれども、本町団地の最低の家賃が1,600円でございます。鳥の水団地の最低の家賃は3,100円でございます。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

ありがとうございました。値段を聞いてびっくりしております。1,600円、3,100円、すごいですねと思っております。

今後、この2棟を廃止して、新しく仮称東宮永団地が建設されると思えますけど、その計画というか、東宮永団地の戸数と部屋の間取りは大体どういう計画をしてあるか、ちょっと教えてくださいよろしいでしょうか。

建設課長（中村敬二郎君）

新しく建てる団地の現在の計画では60戸を計画しておるところでございます。それと、間取りということでございますけれども、現在考えておる間取りは2DKと3DKの2種類を考えております。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

今度新しく団地を建てるということで、多分家賃は1,600円、3,100円ではないと思うんですよね。今度の新しい団地において一応最低所得でどれぐらいの家賃を考えてあるか、教えてください。

建設課長（中村敬二郎君）

現在、計画しておる団地でございますけれども、家賃については、公営住宅の家賃は公営住宅法施行令の規定によりまして、立地や規模、経過年数等によりまして入居者の収入区分に応じて算定されることとなっておりますので、新団地の建設後に確定するかと思います。

参考までに、23年度に供用開始いたしました中山団地についてお答えいたしますけれども、

収入区分が最低の方の区分で、新家賃が2DKの場合で月額16,900円、3DKの場合で月額21,500円でございます。建てかえ前の家賃の差額は国の施策により5カ年をかけて調整する制度になっていて、6年目からが正規の家賃となる予定でございます。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

単身者のうち、正直言って、もうほとんど高齢者の方だと思うんですよ。若くて単身者はいないと思うんですよ。こういう方たちが生活保護家庭、またはほとんど年金暮らしで、今、年金も徐々に減って、国民年金だったら一月もらう金額が最高でも57千円ぐらいですよ。それから家賃を差し引いた場合、それで消費税も8%に上がる、あと家賃のほかにも光熱費も払わなきゃいけないと思うんですよ。こういう人たちが生活できるかなということを実際に考えてあるかなということで、ちょっと疑問に考えることがありますけど、その辺を、ちょっと担当ではわかりませんが、市長のほうから答弁よろしいでしょうか。

市長（金子健次君）

年金制度受給者の単身者の場合、それとあわせて生活保護受給者についての、果たしてその方が家賃の支払い能力があるかということですが、生活保護につきましては、それなりの額について、決定後にはその分の額については支給をされますので、可能だというふうに思っております。

年金生活者については、年金生活者の最低限度額の中で生活がどのくらいできるかということは、まだそれぞれの個々において対応しなければなりませんけれども、実際の対応で年金を受給されて、実際生活できないとするならば、いろんな福祉制度がありますので、そこら辺の対応かなというふうに思っております。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

今後、今、市営住宅に入っている、この新しい鳥の水以外でも単身者の方が多くなると私は思うんですよ。この間、12月議会で白谷議員のほうから質問されたように、契約していても、まず夫婦で入っていた、世帯主がそういう要項を満たしていたら、世帯主が亡くなっても出ていく必要がないということで答弁をされています。だから、今からずっと単身者がふえることは確実じゃないかと思うんですよ。また、新しく誰かが市営住宅に申し込みたいと言うたときは、単身者は絶対だめなんですよ。そういうことを聞いております。

だから、今、市長が言われた福祉政策、家賃払い切らんかったら保護世帯になって、保護世帯は家賃も出てくるからいいんじゃないかという考えじゃなくて、やっぱり単身者に合わせた住宅をつくる必要があるんじゃないかということで私は考えておりますけど、その辺はどうですか、執行部において。

建設課長（中村敬二郎君）

確かに議員おっしゃられるように、単身者の方も複数、かなりの数いらっしゃるようでございます。一応2DK、3DKを考えておりますけど、2DKの間取りのほうを単身者の方に今現在、地元説明会の場合は勧めているところでございます。それで、さっきも議員おっしゃられましたとおり、新規に入られる方は複数の家族の方が原則でございます。ただ、高齢者、身障者の方は、単身者でも入居可能ということで、現在申し込みがあっている入居希望の方は、複数の方が結構多く希望されておるところでございます。

それで、今回、建設する住宅につきましては、今入居されている方の説明会、またアンケート等を複数回やりまして、それで2DK、3DKの数を決めたいと考えているところでございます。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

私は、ひとり暮らしの人たちとかによく会って、もうひとり暮らしち、もう家賃もそげん払い切らんけん狭か部屋でよかち、自分一人暮らせるならいいち。だから、民間の1DKとか、そういう住宅に移っている人が結構多いんですよ。だから、もう単身者用の1DKぐらいの部屋をつくって家賃を安くしたほうがいいんじゃないかと。そしたら、市長は生活できなかったら、そういう福祉政策に頼ればいいんじゃないかじゃなくて、やっぱり自立した生活をするために家賃を抑えてやる必要があると思うんですけど、その辺の考えはどうでしょうか。

建設課長（中村敬二郎君）

確かに、面積を狭くすれば家賃は安くなります。しかし、この公営住宅、市営住宅の場合は長期的に維持して行って、そこで入れかえを予想して管理しなければならないと私たちは考えておりますので、1ルームみたいに狭い部屋ばかりなら、もう単身者専用という格好になってきますので、複数の方が暮らせるぐらいの市営住宅を建設しなければと考えるところでございます。そして、2DKであれば家族が2人世帯か、せいぜい3人世帯までぐらいは2DKでも住めるのかなと考えているところでございます。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

そういう無駄になるとかわからないけれども、実際、単身世帯者が多くなるということは目に見えらると思うんですよ。それで、単身世帯の人たちが市営住宅に入っていて退去をするときは、重い病気で施設とか病院とかに行って、もう市営住宅に住めないような状態にならないと退去しないんですよ。だから、20年間ぐらい住んでいる人たちがいっぱいいるじゃないですか。なら、そういう部屋の必要性があるんじゃないかなと思うんですよ。

ちなみに今、2DK、3DKち言われました。私もちょっと住宅会社とかに聞いて、民間のアパートだったら幾ら取っすかち、中山団地の見取り図を見て言ったら、最低60千円で

しょうち言われたんですよ。そういう最低60千円の人たちのことを考えたら、市営住宅に入れない人たちもいっぱいいますよ。あかないと入れないからですね。だから、そういう人たちが民間のアパートで40千円、50千円とか出しているんですよ。だったら、もう少し単身者の人たちを、ちょっとっては悪いですけど、3DKの部屋に単身者を入れるじゃなくて、小さい部屋に入れて、そういう低所得な人たちを市営住宅に入れたほうがいいんじゃないかなという考えもあって、私はこういう提案をしているんですよ。その辺で、また再度お願いします。

建設課長（中村敬二郎君）

公営住宅になりますと、原則複数の家族の方を対象にということで公営住宅法のほうにも書いてありますので、単身者を対象にした公営住宅は、現在のところ私たちも考えていない状況でございます。

確かに、議員おっしゃるとおりに高齢者とか障害者の方は単身でも入れますし、夫婦で入られて、配偶者の方が亡くなられたら単身者の世帯になるのが現状でございますけれども、現在のところは複数の家族の方が入居ということが原則でございますので、そういうことで対応させていただきたいと思えます。

10番（高田千壽輝君）

何度言っても、そういう方針は変わらないと思えますので、別の提案として私は言いたいんですけど、こうやって単身者がふえることによって、そういう3DKの部屋とか2DKの部屋に1人住むんだったら、さっき市長も言われました、生活保護家庭は家賃をちゃんと保障するち。なら、生活保護者の単身者の人たちを市が、民間のアパートいっぱいあいていますよ、柳川市内の中に。だから、私は市営住宅を建てんでいいじゃないですかち、前々回ぐらの議会の質問のときも民間のアパートを家賃補助して使ったがいいんじゃないかち、建設費に何億円もかけるよりもそのほうがいいんじゃないですかというような質問をしております。だったら、今度はそういう生活保護家庭の方たちを市営住宅に入れなくて、一般のアパートに市があっせんして移ってもらって、そういうことを考えていただきたいと思うんですが、その辺はどうですか。

建設課長（中村敬二郎君）

今おっしゃられているのは、家賃補助の話ではなかろうかと思うところでございます。

現在、本市の市営住宅は、平成24年3月に作成いたしました柳川市公営住宅等長寿命化計画によりまして計画的に建てかえや改修を行いまして、現在の市営住宅を管理運営することにしております。また、柳川市公営住宅長寿命化計画による市営住宅の建てかえや改修は、国の補助金が活用できているところでございます。

現段階では、家賃補助は市の単費対応ということになりますので、現在のところでは家賃の補助は考えていないところでございます。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

私が今言ったのは、保護世帯だけをした場合は、その家賃補助じゃなくて国のほうからも家賃収入が入ってくるからですね。だから、市は保護世帯の3分の1は財政として負担しなきゃいけないくて、市営住宅にいても同じじゃないかと思うんですよ。だから、やっぱり民間のアパートに保護世帯の方たちは入ってもらって、普通の大きい家族の方たちに市営住宅の2DK、3DKに住んでもらったほうがいいんじゃないかという提案なんですよ。だから、課長の今さっきの答弁はちょっと違うと思いますけど、どうですか、再度。

市長（金子健次君）

生活保護受給者を公営住宅から排除するような形のことについては、私は疑義を感じるところでございまして、公営住宅法というのは低所得者を対象にした、家賃も低料金という形で供給しているわけですけども、ただ、その分については民間に移動してもらって、その分の家賃補助を福祉がすればいいんじゃないかということについては、ちょっと私は疑義を感じておりますし、生活保護受給者は公営住宅から排除するというについては、私は賛成しかねます。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

でも、こういう単身者がふえることを予想すると住居の提供をしていくということは今後の課題だと思いますので、ここで何度言っても無理ですので、今後、調査研究をお願いいたしまして、この質問は終わらせていただきます。

続きまして、最初に通告しておりまして、納付方法についての質問をしておりまして、これは総務委員会で、私はこれはコンビニ納付を考える時期に来ているんじゃないかということで質問しようとしておりましたが、もう執行部のほうから来年度4月からコンビニ納付を導入するというので、この質問は取り下げさせていただきます。

続きまして、合併浄化槽についてお伺いします。

大体、今期の設置数をお伺いしたいんですけど、どうですか。

生活環境課長（目野稔男君）

今年度の合併浄化槽の設置予定基数は、296基でございます。

10番（高田千壽輝君）

296基のうち、施工業者さんが市外と市内とあると思うんですけど、その割合を教えてくださいましてよろしいでしょうか。

生活環境課長（目野稔男君）

296基の内訳を申しますと、市内業者の方が80基、市外業者の方が216基でございます。

以上でございます。

10番（高田千壽輝君）

このことを見て、私も市内の業者さんから相談を受けました。これは何でかということ、隣のみやま市は、市町村型の合併浄化槽を設置しておりますので、我々、柳川市の業者さんは締め出されて一切仕事ができませんという苦情が 苦情というか、そういうことを言われて、ああ、そうですかということで、私も市外が多いなということ、約3分の2が市外業者で、この市外業者さんたちに結局、今、上乗せ補助金を入れてありますけど、上乗せ補助金の金額というのは、この296基ぐらいで大体30,000千円近く市の独自の予算が行っていますか、どうですか。

生活環境課長（目野稔男君）

296基で上乗せ補助金は、28,640千円でございます。

10番（高田千壽輝君）

ということは、柳川市の貴重な税金の約20,000千円弱ぐらいが市外の業者さんに流れているということで理解してよろしいでしょうか。

生活環境課長（目野稔男君）

結局、元請と、またその下に施工されている方、その内訳はわかりませんが、元請等で考えれば、市外の業者の方に設置の支払いはされていると思います。

10番（高田千壽輝君）

そういうことで、本当言うたら、この数が反対になっているのが一番いいんですけど、やっぱり余りにも差があり過ぎる。これはいろいろな施主の方の判断だと思つて、なかなか市もそこら辺は市内の業者さんを使つてくださいますというようなことは言えないと思うんですけど、やっぱり私が思うには、貴重なこういう税金を上乗せまでしてやると。ほかに、ほとんど市外にその貴重な税金が抜けた。私、市内の業者さんだったらですね、また税金として市内の業者に還付されると思うんですよ。でも、市外に行ったら、市外に納付されるだけで、本当にこれでいいのかなという疑問もありまして、本当に上乗せすることはいいことだと思うんですよ。だから、私、これちょっと打ち合わせのとき担当課長あたりに、だったら、これは市の上乗せ分の補助金だけは市内の業者さんに限定できないですかという質問をして、そのことに対して、いや、そう簡単にできませんよという答弁がそのとき打ち合わせでありましたけど、再度その辺をお聞きします。

生活環境課長（目野稔男君）

市独自の上乗せ補助金を市内業者に限定できないかという御質問ですけれども、地元産業の育成と経済の活性化のためには、地元の業者の方が元請で受注したほうがいいわけですが、この合併浄化槽設置補助金の目的は、地元産業の育成ではなく合併浄化槽設置の普及促進と市内の水環境の改善に主眼を置いたものであります。

また、市内業者へ発注したいが、何らかの事情により市外業者へ発注せざるを得ない場合、

上乘せ補助金を受給できず、市民の方々が不利益をこうむることになります。こういうことが出てくると思っております。

10番（高田千壽輝君）

その上乘せの補助金をするのは、あくまでも環境面で、市内業者の育成とかそういうのは目的としていないと言われましたけど、市内業者さんにもうやめんですかち言うんですか、もうからんごたるなら廃業しろと言うんですか。そういう態度ですよ、今の答弁は。それでいいんですか、再度。

生活環境課長（目野稔男君）

私は、廃業しなさいとか、そういうことで……

副市長（石橋義浩君）

私のほうから答弁させていただきたいと思います。

先ほど高田議員のほうから廃業しろというような話もあったと思います。そういうことではなくて、この事業は柳川の掘割をきれいにしようという大きな目的があります。それにはやっぱり一つでも合併浄化槽にさせていただきたいというところがありますので、基本的には私も地元の業者に受注していただくのが望ましいことだと思いますが、やはり、先ほど高田議員も言われましたとおり、施主の都合もあります。そういったことを考えると、柳川の業者だけしかやらないといった場合は、市外の業者に頼んでいる市民の方、そういった方に非常に不利益になるということだと思います。そういうことを総合的に勘案すると、市内業者だけに限定するのは我々の目的とするところではないのではないかと思っております。

これはあくまでも地域経済のためになればいいんですけど、それが目的ではありません。先ほど住宅リフォーム制度の話もありましたけれども、あれは地域経済を大きく目的としていますので、やっぱり地元の業者という限定がありましたけれども、これは性質が違うので、今までどおりでやらせていただきたいと思いますと思っております。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

みやま市あたりは公共事業としている、だから地元業者を優先できるけど、この場合は個人契約でしているから、施主の関係もある。目的は環境というのはわかりますよ。理想はわかりますよ。だが、そこら辺はどうにか検討できないかというこっちは提案をしているんですよ。頭ごなしから、いや、もうできません。最近、多いんですよ。何か提案したら、すぐできませんという答弁が。一回少しは考えていただいてもいいんじゃないかという時間もありますので、もうこのことについてここでやりとりしても仕方がないと思うので、少しくらい考えたらどうですかと私は言いたいです。

市長（金子健次君）

副市長が答弁いたしましたけど、なるべく市内業者を優先させながら潤うという形は、高



田議員、また副市長も同じ考え方なんですけれども、そこにみやま市さんのほうについてはどういう形で限定されるのかということでありますけど、一応研究をしてみたいというふう  
に思っております。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

最近、私たち議員もよくいろんな提案をします。なかなかですね、提案しますと言うても、  
もうできませんという答弁が多いんですよ、最近。だから、そこら辺はもう少しお互い歩み  
寄りじゃないですけど、研究をして、議員の提案もよかったら、その辺を取り入れていただ  
きたいと思います。

そういうことを要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、高田千壽輝議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませ  
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

午後3時5分 延会

# 柳川市議会第1回定例会会議録

平成26年3月7日柳川市議会議場に第1回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1. 出席議員

1番	三小田 一 美	2番	荒 卷 英 樹
3番	熊 井 三千代	4番	白 谷 義 隆
5番	梅 崎 昭 彦	6番	近 藤 末 治
7番	立 花 純	8番	河 村 好 浩
9番	荒 木 憲	10番	高 田 千壽輝
11番	諸 藤 哲 男	12番	太 田 武 文
13番	吉 田 勝 也	14番	山 田 奉 文
15番	矢ヶ部 広 巳	16番	緒 方 寿 光
17番	古 賀 澄 雄	19番	田 中 雅 美
20番	島 添 勝	21番	樽 見 哲 也
22番	伊 藤 法 博	23番	梅 崎 和 弘
24番	浦 博 宣		

## 2. 欠席議員

18番	藤 丸 正 勝
-----	---------

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	石	橋	義	浩
教	育	黒	田	一	治
総	務	大	坪	正	明
会	計	武	藤	正	純
管	理	石	橋	眞	剛
市	民	高	田	淳	治
保	健	野	田		彰
福	祉	古	賀	廣	介
部	長	高	崎	祐	二
建	設	古	賀	輝	昭
産	業	平	田	敬	介
経	済	白	谷	通	孝
部	長	椀	島	謙	治
兼	三	島	添	守	男
大	和	樽	見	孝	則
庁	舎	高	巢	雄	三
舎	長	稲	又	義	輝
教	育	松	藤	敏	彦
部	長	石	橋	正	次
兼	三	中	村	敬	二
三	橋	成	清	博	茂
庁	舎	安	藤	和	彦
長		大	淵	洋	祐
消	防	森	田	幸	治
長		藤	木	保	則
人	事	松	尾	昭	義
秘	書				
課	長				
総	務				
課	長				
企	画				
課	長				
財	政				
課	長				
税	務				
課	長				
健	康				
づ	く				
り	課				
長					
福	祉				
課	長				
学	校				
教	育				
課	長				
生	涯				
学	習				
課	長				
建	設				
課	長				
農	政				
課	長				
水	路				
課	長				
ま	ち				
づ	く				
り	課				
長					
国	土				
調	査				
課	長				
下	水				
道	課				
長					
水	産				
振	興				
課	長				

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	江	崎	尚	美
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
係	長					亀	崎	公	徳
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	人
						池	末	勇	

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項	答弁者
1	2番 荒巻英樹	1. 昭代第二線堤防の早期整備を 2. ふるさと寄付金の強化推進を (1) 今後の取り組みは (2) 校区公民館・コミュニティセンターへの寄付制度を 3. ペーパーレス化への取り組みは	市長 " "
2	22番 伊藤法博	1. 中期財政計画について 2. 柳川市活性化の戦略は 3. ノリ養殖の施肥について 4. 橋本町の三井炭鉱跡地について	市長 " " "
3	4番 白谷義隆	1. ピアス跡地和解事項に対するその後の対応 2. 所信表明について	市長 "
4	16番 緒方寿光	1. 西鉄柳川駅西口整備計画を問う (1) 全体計画のコンセプトとタイムスケジュールは (2) 計画内容の問題点と今後の方針はいかに 2. 小・中学校の「土曜授業」の取り組みは(福岡県の方針を受けて) (1) 本市の方針はいかに (2) 新年度での具体的な施策は 3. 本市の障がい児の支援のあり方 (1) 支援全体の流れと関係課の対応は (2) 問題点と今後の方針	市長  教育長  市長
5	7番 立花純	1. 教育環境の整備 (1) 学校体育及び生涯スポーツの充実について (2) 学校給食の充実について (3) 各小・中学校の教育充実を図るための特別支援教育支援員配置充実について (4) 土曜日授業(日数について)	教育長

午前10時 開議

議長(浦 博宣君)

おはようございます。本日の出席議員23名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（浦 博宣君）

日程1 一般質問について。

一般質問を、お手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

第1順位、2番荒巻英樹議員の発言を許します。

2番（荒巻英樹君）（登壇）

皆さんおはようございます。2番荒巻英樹でございます。本日のトップバッターを務めさせていただきます。

昨日、3月6日は啓蟄でした。啓蟄とは、春の暖かさを感じて、冬ごもりしていた虫が外にはい出てくるころのことで、具体的には日本人が、さあ働くぞと意気込み始める日のことだそうです。私は一年中、働くぞの気持ちでいますが、改めて頑張らにやいかんと思っていますところでもあります。

頑張るといいますと、私は先月23日に大川市で開催された第27回大川木の香マラソン大会に初めて参加いたしました。マラソン大会といいましても10キロと5キロのコースで、私は5キロコースでしたが、地元大野島の皆さんの熱心な応援で練習よりも速いタイムでゴールできました。来年は頑張って10キロコースに挑戦したいと思っておりますし、いつの日か同じような大会が柳川で開催されることを願っているところでございます。

なお、大会会長は鳩山大川市長ですが、御自身も選手として10キロコースに参加されておりました。また、エントリー者数が1,342名で、うち市外の方が1,126名、約84%の方が大川市外からの参加でした。決して大きくはないが、小さくもない経済効果があったんじゃないでしょうか。先ほども述べましたが、一番印象に残ったのは地元大野島の皆さんの熱心な応援でした。

さて、一昨日の午後9時からBS朝日の「歴史発見 城下町へ行こう!」という1時間番組で柳川が特集されておりましたが、皆さんはごらんになりましたでしょうか。ナビゲーターは、NHK連続テレビ小説「あまちゃん」に出演されていたピエール瀧さんで、柳川の魅力をとても上手に伝えていただいております、大変ありがたいことでもあります。

ただし、せっかくの全国放送なのに本市のホームページ、トップページでは紹介されず、2回クリックして、ようやく柳川フィルムコミッションのホームページと観光課のフェイスブックで紹介されているという程度の告知は、大変残念でなりません。お一人でも多くの方々にごらんいただきたかった番組ですし、本市を取材、放映していただくことへのお返しとして、視聴率アップのお手伝いをすることは必要ではないかと思っております。

そこで申し上げます。あした土曜日の午後8時からTVQの「きらり九州めぐり逢い」と

という番組で女優の遠藤久美子さんが旅人で柳川を紹介しますので、皆さん必ずご覧ください。また、一昨日の朝8時15分からのNHKテレビ「あさイチ」では、「実力派食材 のりの底力」という特集がされていました。番組の紹介文は次のとおりです。

おにぎりに手巻きずし、そしてそのままでもおいしいノリ、日本の食卓に欠かせない一品として不動の地位を築いています。そのノリが収穫期を迎え、旬を迎えた今、ノリの魅力を徹底的にあぶり出しました。本場有明海では、うまみを凝縮するノリ養殖の現場を訪問、さらに家庭でもまねできるという、ノリのうまみを最大限引き出すという、地元で開発された絶品料理に出会いました。知れば知るほど味わいたくなる魅惑のノリの魅力をお伝えしました。

こちら大変ありがたい内容ではありますが、残念だったのは、生産者やレストラン等の取材先が佐賀市内だったことであります。ノリなら柳川市と、マスコミの方々に浸透できるような積極的なPR活動を期待するものであります。

参考ではありますが、先月の日経新聞に「宇都宮市 ギョーザ日本一奪回」とありました。これは市民1人当たりのギョーザ購入額が日本一で、浜松市から3年ぶりに首位を奪い返したという記事ですが、両市ともギョーザのまちとして全国に浸透しているわけであります。統計は総務省の発表ですが、よくよく調べてみますと、県庁所在地と政令指定都市の全国51市のみが対象の調査なので、厳密な意味での日本一ではありませんが、当事者は日本一をうたうわけであります。

そこで、本市では市民1人当たりのノリの消費量が真の日本一を目標に、いや、実現したいところでありまして、この件につきましては、次回お尋ねしたいと思っております。

昨今、地域活性化の素材として、ゆるキャラが脚光を浴びており、昨年12月定例会では、ゆるキャラグランプリの結果について触れましたが、新たに地域おこしのブームになっているものがあります。皆さんはAKB48の「恋するフォーチュンクッキー」という曲を御存じでしょうか。今月末に開幕する選抜高校野球の入場行進曲にも選ばれており、ユーチューブでの再生回数は、きのうの夕方時点で3,000万回を超えておりました。現在では企業や自治体とのコラボレーションによる動画がたくさん公開されており、PRに非常に効果を上げている企業や自治体もあります。

簡単に申しますと、歌に合わせて職員や市民の皆さんが歌って踊って職場や観光スポットなどをPRするものです。都道府県では、神奈川県庁版が369万回、佐賀県庁版が210万回、市町村でいいますと大分市役所版が105万回、これは言うまでもなく、本家本元のセンターポジションを務める指原莉乃さんが観光大使を務めている市であります。

ほかにも全国的にいろんな自治体に取り組んでおりますが、私が目についたのが2つあります。栃木県那須塩原市14万2,000回。紹介文を読みますと、栃木県の県北に位置する那須塩原市も「恋チュン」に参戦。那須塩原市の名前だけでも覚えてほしいをコンセプトとし、

市職員有志を中心とした総勢およそ530名とマスコットキャラクター5体、牛10頭が出演、笑顔で楽しく踊りました。風光明媚な那須塩原市の魅力満載。那須塩原市を知っている人も知らない人も、楽しんでいただけたら幸いです。制作費ゼロ円。那須塩原市に起こった奇跡をぜひごらんください。

また、ブレイクしているのが兵庫県猪名川町で44万回。兵庫県の小さな町、稲名川町の有志ボランティアスタッフが、予算ゼロ円、制作日数10日、スマートフォンのみで撮影した稲名川町バージョン。この作品が秋元康総合プロデューサーの目にとまり、温かくていいとの高評価から、このたびA K B 48オフィシャルチャンネルでの公式化が決定。

それ以外にでも、九州内でも少し検索しただけでこのとおりです。福岡県糸島市9万4,000回、長崎県諫早市10万9,000回、大分県佐伯市7万7,000回、大分県玖珠町5万2,000回、鹿児島県志布志市9万7,000回。

民間企業でいいますと、サマンサタバサグループ556万回、サイバーエージェント470万回、ジャパネットたかた261万回、そして地元企業、K B C九州朝日放送59万回、西日本新聞社17万6,000回、西鉄グループ5万6,000回。デジカメかスマートフォンがあれば、人件費を除けば実費ゼロでできる事業ですので、ぜひ御検討いただければと思います。

先日、平成26年度一般会計予算が示されましたが、昨年6月議会での肉づけ予算ごとの比較では、額にして1,241,340千円、率にして4.1%のマイナスになっているとはいえ、これは大和中学校の校舎改築や柳川駅東部区画整理事業等の大型事業が落ちついたからであり、個別にはまだまだ検討できる部分があると思いますので、気を引き締めて予算審査特別委員会に臨みたいと考えているところでございます。

それでは、質問に入ります。通告に従い、昭代第二線堤防の早期整備を、ふるさと寄附金の強化推進を、ペーパーレス化への取り組みは、の3項目についてお伺いをいたします。

#### 1. 昭代第二線堤防の早期整備を。

昭代第二線堤防といえますのは、昭和18年に着工し、昭和38年6月に完成した、面積が120ヘクタールの昭代干拓の内側に伸びる、いわゆる旧堤防のことで、全長は2.6キロとなっております。昭和59年2月発行の市報「やながわ」にはこのようにあります。

7ページにございますけれども、半ページ近くを割いて、「昭代第二線堤防 4月には遊歩道に衣がえ」という見出しのもと、整地計画が記載されております。その後の経緯はわかりませんが、残念ながら現時点では遊歩道への整備は行われておりません。今から30年前のことですが、当時から今日までの経緯と今後何らかの活用計画があるのかどうかをお伺いいたします。

再質問及び残りの質問につきましては自席より行いますので、よろしく願いいたします。

建設課長（中村敬二郎君）

昭代第二線堤防の経緯についてお答えいたします。

昭代第二線堤防は、三十数年前は密林状態でありまして、マムシや有害鳥獣の巣となっていて、付近の農作物に被害が出ているばかりでなく、地元の住民にとっても非常に危険な場所となっていて、生活環境の悪化を招いていた状況でございます。これらの問題を解決するために、次の経緯が記録に残っております。

昭和57年6月の市議会で市道認定の議決を受けております。昭和59年1月から同年3月にかけて、自衛隊による樹木等の伐採や整地工事が実施されております。その後、毎年1回の除草作業を実施しております。平成14年8月30日に国有財産譲渡契約締結をしているところでございます。そして、平成15年3月24日付で市が登記を完了しております。以後、現在に至っている状況でございます。

活用計画との質問でございますけれども、現在のところの活用計画はございません。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。昭代第二線堤防ですね、今までの経緯とこれからの計画について御答弁いただきました。

先ほど演壇で申しました市報「やながわ」、これなんですけれども、こちらに大きく書いてございますけれども、実際、遊歩道に衣がえとなっておりますけれども、実際に現状なっていないのは認識しておりますが、結局このとおりになっていないというのはどういう事情があるんですかね。

建設課長（中村敬二郎君）

当時の事跡をひもといってみますと、整備した当時はきれいに整地がされまして通れる状態でございますけれども、以後、毎年1回は草刈りを実施しておりますけれども、管理が行き届かず現状の状態でございます。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

そしたら、30年間、草と竹ですかね、生えてきたら刈ってということで繰り返されてきたということなんですけれども、累計でどれぐらい、除草費、撤去費で使われているというふうに計算ができますか。

建設課長（中村敬二郎君）

当時の古い、以前の事跡がちょっとございませんので、1市2町合併の前から除草は実施しておりますけれども、事跡が残っております平成18年度からお答えしたいと思います。

平成18年度から平成25年度までの8年間で、27,999千円の費用で除草を実施しているところでございます。このうち平成22年度から平成24年度までは、国の100%補助であります緊急雇用対策事業による除草もあわせて実施しているところでございます。

以上です。



2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。合併後、平成18年から25年で27,990千円とおっしゃいましたかね、単費と国の補助を含めてですよね。単費だけで言いますと、最近が3,000千円、ここ三、四年ですか、それ以前が2,000千円、来年度の予算書でも3,000千円というふうに確認しておるところでございます。

それで、このままいけば毎年3,000千円、10年で30,000千円、極端になりますが、100年で3億円ということになりますけれども、このままの繰り返しで、現状の伸びたら刈って、伸びたら刈っての繰り返しでいいというのは、皆さんもいいとは思っていらっしゃらないというふうに私は思っておりますけれども、何らかのタイミングできちとした整備が必要ではないかなと思っております。詳しくはまた改めて伺いますが。

それで、市道ということですが、市道ということですから地方交付税の道路橋梁費にどれぐらい算定されていると想定できるかをまずお尋ねいたします。

財政課長（島添守男君）

私のほうからお答えいたします。

平成25年度の普通交付税における昭代地区の第二線堤防の算入額ということで、今年度の普通交付税の算定基準で計算いたしますと、おおよそ2,500千円程度となっております。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。済みません、210ですかね（「250」と呼ぶ者あり）250、ありがとうございます。

それで、市道であるならば、市道である限りは、良好な状態でないにしても、通行できるのは当然のことだと思います。道路法でもそのように間違いなく書いてありますし、市道認定の条件については自治体ごとに違うようには聞いておりますが、確認いたしますと、不特定多数の人がその道路を利用できることや、その道路が通り抜けできることというふうに明記されてございますので、先ほど言いましたが、執行部のほうも現状でいいとは思っていらっしゃらないと思いますけれども、その辺、今後100年で3億円というのは極端としても、やはり一年でも早く、本当にこれが市道ですと言える状態にすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

建設課長（中村敬二郎君）

おっしゃるとおり、市道であれば通れる状態が最良というか、当たり前前の状態だと思いますけれども、現在のところ、約2.6キロの延長がございます。幅員も、のり尻からの幅員となりますと、広いところで二十数メートル、30メートル近くある部分もございます。それを管理していく、整備するとなれば多大な費用が必要かと思えます。現在のところ費用対効果を考えますと、なかなかその整備まで踏み切るところまでいけないのが現状でございます。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

費用対効果ということももちろん、無視というか、それは考えなきゃいけないんでしょうけれども、先ほど言いましたように市道ですので、市道にふさわしいというか、市道の形にぜひ整えていただきたいと思っております。

それでお尋ねいたしますが、この件に関しましては梅崎和弘議員が以前よく御質問されておりました。一番最近では平成24年12月議会のお尋ねです。有効活用について地元の方たちとの話し合いの場を持ってもらいたいという御質問に対して建設部長、当時も野田建設部長でございますが、地元の方を含めて全市的に考えていきたいというふうに思っておりますという答弁をされておりますが、それ以降の動きについてお尋ねいたします。

建設課長（中村敬二郎君）

平成24年12月議会におきまして、地元の方たちも一緒になって草刈りをしてもらうというふうなことができないのかと同時に、この有効活用について地元の方たちとの話し合いの場を持ってもらいたいという梅崎和弘議員の一般質問に対しまして野田建設部長が、地元の人たちと一緒に草刈りをしていくということは大変いいことだと思います。行政と地元と一緒にやっていくと、それは私も大変有効な手段と思います。そういうことを含めまして、今後の有効活用については、地元の方を含めて全市的に考えていきたいと思っておりますと答弁しているところでございます。

草刈り等を地元の方と一緒にするという事は非常に意義があると思っておりますけれども、現在のところマムシもいれば急傾斜の場所もあり、安全面の確保を図ってからの地元協議となると考えておるところでございます。今年度は、有効な安全策を講じることができなかったのが現状でございます。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

今の御答弁は、現在の毎年やっている、草を刈って処理することに対しての地元との協働といえますか、そういうことだと思うんですが、旧堤防そのものをどうするかということでお尋ねもされているし、お答えもいただいていると思うんですが、済みません、もう一度お願いします。

建設部長（野田 彰君）

先ほど建設課長が申し上げましたが、私のほうも地元と協議して有効活用を図っていききたいと前回答弁をいたしております。

今課長が申しましたとおり、一緒にやっていくということは、まだ危険性があるから一緒に草刈りはできないと。では、それを今後どのように有効活用をしていくかについては、道路化するには非常に、堤防の近くに大牟田川副線のバイパスも建設中でありまして、また、新

堤防も整備をされて、あそこも道路化されております。また、土地改良も進んで、升目状に道路も整備をされております。そういうことを考えますと、旧堤防を道路化するのが一番いいのか。以前はウォーキング、あるいはサイクリングロードにした方がいいんじゃないかということで試算をいたしました。あの堤防を道路化するためには約18億円がかかると。そういうことを含めまして、道路化するのがいいのか、あるいは別な方法で、例えばの話ですけど、堤防を平地にして家庭菜園等に払い下げ、いろんな方法があると思います。そういうことを含めまして、やはり、地元の昭代まちづくり協議会とか組織もあります。そういうことを含めまして、何が一番有効なのか、費用対効果を含めまして、実現できるものを探していきたいと、そういうふう考えているところでございます。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。今部長がお話しなされたように、大牟田川副線のバイパス、平成28年度でよろしいですかね。それと、もちろん立派な堤防のほうの道がありますので、道路ということに関しては、私もそういう方向性ではないとは思っております。ただ、以前から出ておりますように、遊歩道ないしサイクリングロード、とにかく人が通れるのが市道ですから、やはり通れるように。

現状は、草を刈っても通れませんという、実際に通れない状態じゃないけど通れないようになさっておりますけれども、やはり最低限何らかの形で通れるように、でき得ればサイクリングロード、ジョギングロードということを地元のほうでもお考えでございますので、ぜひ御検討いただきたいと思っておりますし、平成24年12月以降で地元とのそういった協議があったならちょっとその辺お尋ねいたします。

建設部長（野田 彰君）

地元との協議は実際まだ行っておりませんが、昭南町、崩道行政区からそういう要望が上がっておりますので、この議会の後、またその行政区と話し合いを持つ場を設けております。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。地元のほうでも実際位置的には、行政区は昭南町と崩道ということになりますが、やはり地元の区長さんたちも、自分たちだけよりも校区全体にということでは北は沖田まで全区長さん、それと地域の公民館長さん、全員で現地を確認いただいて今後どうするかというのを地元のほうも熱心に検討なさっております。そのこともお聞きになっているかもしれませんが、本当の地元じゃなくて校区として、昭代全体として取り組んでいく所存ですので、ぜひお願いしたいと思います。

それで、1つだけ。

117ページになりますが、マスタープランには旧堤防跡を緑化とあるんですよね。これは

取りまとめがまちづくり課ということですが、ちょっとこれに関して何かありますか、その辺で建設部として。旧堤防跡を緑化となっております。

建設部長（野田 彰君）

マスタープランで堤防の位置について緑化するというふうになっておりますが、先ほど申し上げましたように、最初は道路化の話が先に出ております。今後、そこを緑化にするのか、あるいは道路化にするのか、また、ほかのほうに活用するのか、地元の一部の意見として、そこに竹やぶがあるから野鳥が来る、だからバードウォッチングが楽しいと、そういう意見もあることも参考までに申し上げておきます。

ただ、先ほど申し上げましたように、計画では緑化となっておりますが、今後、有効活用については、先ほど申しましたように地元昭代まちづくり協議会を含めて、地元議員を含めて、今後検討していきたいというふうに思います。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。本当に何十年というスパンの話じゃないと思っております。地元もそのようにお考えです。

先ほど言いましたように、沖端川大橋の完成が28年度、29年初頭としましてもあと4年ですか。ですから、本当にいい機会だと思いますので、ぜひともこれに関しては積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

それで、できればこの件に関して、金子市長のほうも状況を把握なさっていると思いますので、一言お願いいたします。

市長（金子健次君）

そのことについてお答えしたいと思いますけれども、昨日から梅崎議員のほうからも昭代の道路整備についても、また部長が答弁いたしました、その面についても充実をしなければならないというふうに思っておりますし、市道の認定に当たりましては、例えば、道路化していないのに市道の認定を廃止するののかという問題も出てくると思っておりますけれども、そこら辺についての地方交付税のあり方についても、特にやっぱり有効的に活用していかなければならないというふうに思っておりますし、先ほどもおっしゃいましたように大牟田川副線の沖端川大橋がかかりますので、その部分も有効に活用しながら、幹線道路を優先的にして枝線を張っていくと、そういう考え方でありますので、今後、昭代の開発促進協議会、地元の皆さんと十分話をしながら、今後の道路整備の順番については決めさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

いろんな形で御相談、お願いもあるかと思っておりますけれども、とにかく30年前にうたってい

たことがいまだに完成していないというのはいかかなと思っているところです。もちろん合併前の旧柳川市のことでありますけれども、行政は継続というふうにお聞きしておりますので、ぜひ一日も早く、サイクリングロード、ジョギングロードという形をお願いしたいと思っておるところでございます。

それと、とにかく地元の方との協議を積極的にお願いしたいと思っておるところでございます。

この質問は以上で終わりたいと思います。

続きまして、2項目めのふるさと寄附金の強化推進をということでお伺いいたします。

このふるさと寄附金というのは、平成20年5月にスタートしておりますけれども、各自治体の創意工夫や制度のPR、寄附の呼びかけ等で寄附金総額は年々増加してきております。先週ですか、テレビでもよく取り上げられていたように思います。マスコミも注視しているのではないかと思います。ただ、記念品とかお礼の品に視点を当てた内容が中心だったように思われますが、そういう点は今後の課題かもしれません。

そこでお伺いしますが、本市でも金額、平成23年度ですか、お一人で10,000千円という大きな、23年度か24年度ありましたんですけれども、件数は毎年伸び続けておりますが、理由をどのように分析されていらっしゃるのか、また今後の取り組みで強化する点があればお伺いいたします。

企画課長（椋島謙治君）

荒巻議員のふるさと寄附金についてお答えいたします。

ふるさと寄附金の制度が始まり、寄附者にお返しのギフト商品をはじめた平成22年の寄附者は11人でしたが、23年度には78人、24年度には219人と急激に寄附者がふえております。毎年寄附者がふえ続けている理由としましては、お返しの商品として柳川市を代表する食文化であります、ウナギのかば焼きを入れていたことが大きな要因ではないかというふうに考えております。近年、稚魚のシラスが減少したことでウナギの値段が高騰しまして、ウナギのかば焼きが一般家庭ではなかなか食せないということになったことから、逆に人気が出たのではないかというふうに考えております。

また、今年度につきましては2月末現在で697人と、昨年度の3倍以上の伸びを示しております。これは昨年11月にギフト商品を8種類から、あまおうや元気つくし、柳川ブランド認定品などを入れました20種類のギフトセットにしたこと。さらに、これまで10千円以上の寄附者に1種類のお返ししかなかったものを、30千円や50千円、それに100千円などの寄附額に合わせてお返しの数をふやすなどしまして、ギフトの内容を大幅に充実したことが高額寄附者の増につながり、全体として寄附者がふえたのではないかというふうに分析しております。

参考までに申し上げますと、本年2月末現在で今年度のふるさと寄附金の総額は12,520千

円というふうになっておりまして、昨年度と比較しますと10,000千円の大口寄附者を除いて4倍以上の実績を上げております。また、寄附者の地域といたしましては、関東や関西の都市部だけではなく、北海道や沖縄まで全国各地からの申し込みがっております。

このふるさと寄附金の制度は、お返しのギフト商品と一緒に柳川の観光パンフレットやブランド認定品のパンフレット等も送っております。全国に柳川観光や名産品のPRする絶好の機会というふうに捉えております。今後も商品のリニューアルを行いながら、寄附金の獲得と同時に柳川ファンをふやしていきたいというふうに考えております。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。昨年12月以降でもかなり件数、金額、ふえておるみたいですが、本当にこれはありがたいことです。

伸びている要因としては、ギフトの充実ということでお答えいただきましたが、今後の取り組みで強化する点、予定という点に関してはいかがでしょうか。

企画課長（椋島謙治君）

先ほど申し上げましたように、昨年、ギフトのリニューアルをしたことで現在急増いたしておりますので、引き続き商品の見直しを含めて、ギフトセットの充実ということで考えておるところです。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

最初に言いましたけれども、こういったギフト、もちろんこれ非常にいいですね。貢献していると思いますが、やがてはこの問題もやはり、頭打ちという言い方はちょっとあれですけども、どこかで次の段階、その商品もずっと同じものでいいということもないかと思っておりますので、もちろん商品の充実、入れかえながらといいますか、リニューアルしながら、新鮮さも保ちながらやっていかなきゃいけないと思っておりますけれども、どこかでちょっと頭打ちになってくる部分もあるんじゃないかなとは思っているところです。そうならないことを祈るわけですが、それで、やはり数を広げる必要があると思うんですけども。

私ちょっと調べてみましたが、残念ながらといいますか、高校を出て、大学を出て本市を離れる方が多いというのが実情ですよね。首都圏、関西圏、いろいろ行かれますが、出身高校で同窓会というのが遠く離ればこそあるかと思うんですが、いろいろあります。調べましたが、大きく関東地区、中部地区、関西地区、福岡地区ということで、同窓会の組織がどうなっているのか。

地元でいいますと伝習館、関東、中部、関西、福岡あります。柳川高校、関東地区あります。山門高校、関東地区、福岡地区あります。大川樟風高校、関東地区、福岡地区。三池工

業、関東、中部、関西、福岡あります。大牟田高校、関東あります。八女工業、関東、中部、関西、福岡。ちなみに、八女工業は北海道にも同窓会の支部がございました。ぜひそういった高校の同窓会の総会とかに同窓の職員の方を派遣して依頼されたいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

企画課長（椋島謙治君）

地元高校等に出向いてお願いしたらどうかというお話だと思います。

おっしゃるように、地元高校など同窓会支部の総会が関東や関西などで開かれておりますが、過去において伝習館同窓会関西支部、それに東京、福岡県人会、そういったところから要請がございまして、総会に出席して本市のPRやふるさと寄附金、そういったことをお願いをしたことはございます。故郷を懐かしんで、その後、柳川に寄附をいただいた実績もございますので、今後も東京、福岡県人会とか、御提案いただきました高校の同窓会等からもお声かけがあれば、ふるさと寄附金のPRや協力依頼についてはお願いしていきたいというふうに思っております。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。

私が言いたいのは、お声かけがなくてもこちらから出向いていかれたらどうでしょうかというお尋ねですが、その点いかがでしょうか。

企画課長（椋島謙治君）

荒巻議員は積極的に行ってくれというような趣旨だと思います。

ただ、高校になりますと、必ずしも柳川市出身だけではございませんので、柳川市だけの寄附金のお願いというのは、相手様の都合等もございまして、無理にお願いできない部分もございまして、そういった状況が許せばお願いしたいということでございます。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ちょっとかた過ぎる御答弁ではないかなと思っておりますが、それでは一昨年、伝習館東京同窓会でふるさと寄附金のお願いをなされた石橋副市長いかがでしょうか。

副市長（石橋義浩君）

先ほど荒巻議員からありましたとおり、一昨年、伝習館の東京の同窓会がありまして、そのとき私呼ばれて行きました。非常に懐かしがっていただいて、非常に喜んでいただけたかと思えます。その際も、私せっかく行くので費用対効果の面から幾らか取ってこにゃいかなということ考えていたところですけども、それでこの分をPRして何ぼかは来たかと思うんですけども、なかなか思ったほどの反響はなかったかなと、ちょっと宣伝の仕方悪かったかなと思えますけれども、ここはもう少し考えていく必要もあるけど、いろんな面

から考えていくべきところとそうでないところがあると思いますので、慎重に考えてもいいかなと思っているところでございます。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。実際、副市長が行かれたときで効果がどうなったのか。実際はそれで寄附された方、多かったのかもしれない。実際つかめないじゃないですか、正確なですね。

平成23年度の伝習館関西支部のときには職員の方が行かれて、その年は間違いなくふえておりました。両開と昭代出身の職員の方が行かれましたが、そのときは間違いなくというか、多くされていますし、先方の方もふるさと納税したばんもという話を数多く耳にいたしましたので、ぜひ積極的に継続的にお願いしたいと思います。ぜひ御検討いただきたいと思います。

それで、市外の方にいろいろお願いするわけですが、柳川市としてふるさと寄附金をどんな方にお願いできるかと考えられますかね。こういった人だったらお願いできるだろうという方、お願いします。

企画課長（椋島謙治君）

市外のどんな方に実際お願いできるかということでございますけど、個別にはなかなか、どなたにお願いできるというのは言えないというふうに思っております。議員御承知と思いますが、ふるさと寄附金といいますのが、生まれ育ったふるさとや地域を大切にしたいと、また、ふるさとのために貢献したいという善意の気持ちを寄附金という形にあらわす趣旨のものでございますので、なかなか個別にはお願いできにくいという面もございます。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。もちろんここで個別な名前は出せませんが、やっぱり本市出身の経営者や著名人、ゆかりの方、観光大使とかいろんな方、余りかたく考えずに相談されていいんじゃないかなとは思っております。

実際そういった有名な方が、著名人が寄附をいただくと、やはり話題になりますよね。となると、やはりいろんな方に広まりますし、その金額がもちろん多いにこしたことはありませんが、そんなに極端に多くなくても、こういった制度があるというのを多くの方に知っていただくという点では非常に効果があるんじゃないかなと思っておりますし、例えば、元プロ野球選手の清原和博さんが大阪府岸和田市に1,500千円、お隣、大川市出身の大川栄策さんが大川市に1,000千円とか、そういうのがあると新聞、テレビで出ますよね。もちろん、こちらから無理強いできるようなことじゃありませんが、ぜひそういった制度があるということも含めて、やはりいろんな方にお声かけをいただきたいと思います。



それで、今度は受けるほうなんですけれども、今、柳川市に寄附をされる方、こういった事業に使うかということで、6つの事業が指定できるようになっております。厳密に言いますと、7番目に使途指定希望なしということがありますがけれども、具体的には6つ、希望なしも含めて7つなんです。このふるさと寄附金をより多く身近に知っていただくために、今、校区コミュニティセンターが来年度で19小学校区に整備が終わり、校区の公民館活動が出そろうわけですけれども、そういった各校区の公民館活動費用の一助になるように、この寄附金の使途に校区公民館の活動というのを加えたらどうかというのが私の提案です。さらに、その中で項目と称してどの公民館、城内公民館、柳河公民館、藤吉公民館、そのほうがですね。というのは、お願いするほうとしても、柳川市にしてくださいより、城内のために、昭代のために、両開のためにというほうが、受ける方は、そんならちょっと幾らかするかねとなるんじゃないかなと私は思うんですが、いかがでしょうか。

財政課長（島添守男君）

ふるさと寄附金の申出書の使途指定の一つとして校区公民館活動事業を追加してはどうかという御提案でございますけれども、現在の使途指定の中に、子供たちへの教育サポートや健康スポーツサポート事業など公民館活動に関係する使途も含まれておりますので、改めて校区公民館活動に限定した使途指定というものを設ける考えはございません。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

私は校区公民館活動がいいのかなと思ったんですが、地域を指定するという考え方はいかがでしょうか。

財政課長（島添守男君）

今の寄附の実態とか、あるいはその後の活用等の方策等も考えまして、地域を限定した寄附の使途ということに関しては今考えておりません。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。今回、この提案に当たって、もちろんいろいろ調べました。

萩市、こちらは1市2町4村で合併をしておりますが、活用事業は全部で5つなんです。そのうちの一つが、ふるさと萩応援のためということで地域を指定できるようになっております。それがもともとの萩市、川上村、田万川町、むつみ村ということで旧1市2町4村、それぞれの地域のために使ってくださいということで、合併しても全部で5万2,000人ほどの市です。もともとの2町4村は、少ないところでは1,200人、大きいところでも3,690人という本当に小さな自治体だったところなんですけれども、そういった形で区分けしてされておるところです。今年度は五十数人の方がそういった地域を指定して寄附をいただいていると

いうことでございます。

戻りますが、あわせて先ほどの公民館活動ということに関しては、三重県の松阪市が地域ごとに住民協議会という組織があるんですけれども、そちらのほうにサポートしようということで、そちらに関しては7割から8割の方がふるさと市民力サポート制度住民協議会活動支援、校区公民館の活動と私は似たようなものだとして理解しておりますけれども、そういったこともございますので、今後とにか、もちろんふやすのが最優先というか、お一人でも多くの方に寄附いただく必要があるかと思いますが、やはり選択肢を広げるというのも寄附をふやす一助にもなるかと思っておりますので、御検討をいただければと思います。

市長、何かあれば済みません。

市長（金子健次君）

議員のほうは、もっともっとふやすために校区、地域別にそういう項目を設けたらという御提言をいただいておりますけど、私自身は公平に、それぞれの校区公民館の皆さんが潤うような形で、仮に公民館が極端に、ある起業家が一遍にぼんとやってしまうと、不公平というよりもうらやましがられて、私は市長としてそこには逆に市民の税の中から均等に、公平にやらなければならないというふうに思っております。

それぞれの地域においては大口の寄附がなされまして、その地域のために、ふるさとのために何とか頑張ってもらいたいし、公民館をぼんと寄附された地域もございました。それはそれとしていいと思いますけれども、公の中のホームページの中にそれを新たに項目ということについては、私はちょっと今、島添課長が答弁したような内容の考え方と同じでございまして、今後、ホームページをリニューアルいたしまして、先ほど荒巻議員が言われましたように、この時期に柳川が1時間番組を全国放送で今週に2回も撮っていただく。そういうまちはないと思います。そういう面では、柳川とはどういうまちかという面では、私はそういうおもてなしを持って、もっともっと来ていただくと、もっともっと知っていただくと、柳川ファンをふやしていきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。市長おっしゃったように、非常にやっぱり難しい問題もあるかと思っております。

それと1つ、先ほど説明で不足したんですが、地域を分けるとき上限、例えば、幾らのうち半分までとか、そういうこともすれば偏りも幾らか減るのではないかなという考えもありましたので、一応つけ加えておきます。

それで、最後になりますけれども、ペーパーレスの取り組みについてお伺いいたします。

先日、病院へ行ったら、症状を聞かれた先生が、普通はカルテに書かれますよね。それがモニターを見ながら入力されていたので、今そんな時代なのかと思ったので、ちょっと

今回質問が浮かんだんですが、業務の効率化こそ削減、環境の配慮等の観点から、ペーパーレス化を推進すべきだと思いますが、このことに関して執行部の見解と取り組みの現状をお伺いいたします。

企画課長（椋島謙治君）

ペーパーレスへの取り組みということでございます。

本市においては、地方税や水道料金等の課税台帳に係る台帳につきましては、平成19年度から徐々に廃止し、PDFと呼ばれるアプリケーションソフトで管理するようになっております。内容確認や検索等につきましても、現在はパソコンで行っているところでございます。

また、従来は個人で紙の資料をファイルにして個別に保管しておりましたが、ファイルサーバーというシステムも利用し、個々の資料を課内の職員で閲覧したり、さらには各課、3庁舎間でも資料を閲覧できるようにして、ペーパーレス化を図っておるところでございます。

また、庁内外を問わず、電子メールで来た通知文書につきましても、パソコン上で閲覧できますし、条例につきましても冊子による保管を廃止し、電子システムで確認できるようにいたしております。しかしながら、公金の支出に関しましては、請求書の改ざん防止、また、定期監査の際には監査委員の方々には紙で確認いただいておりますので、以前のまま紙の書類で決算や保管をすることといたしております。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。この件に関しては、ちょっとまた改めたいと思います。

最後に1点だけお尋ねします。

ここ数年間のコピー用紙の使用量の動きがどうかということをお尋ねします。

企画課長（椋島謙治君）

ここ3年間のコピー用紙の使用量ということでございます。

3庁舎と各小・中学校において購入された分の合計を申し上げますと、平成22年度は約1,397万枚、平成23年度は約1,367万枚、平成24年度は1,330万枚となっております、毎年30万枚程度の削減が実現しております。

また、使用済みのコピー用紙につきましても、リサイクル可能なものについてはリサイクルするように努力をいたしておるところでございます。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

とにかくパソコンが当たり前というか、ICT化もどんどん進んでいくわけですから紙自体、紙の活用というのは自然と減っていくんでしょうけれども、そういった紙を使用しない

ということで環境への負荷を減らす、もちろんコストを下げるということになりますので、コストの下がった分は、市民の皆さんの生活に直結する施策に使うお金がその分ふえるということですから、ぜひ積極的に取り組んでいただくことをお願いしまして質問を終わります。ありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

これもちまして荒巻英樹議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時 休憩

午前11時10分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、22番伊藤法博議員の発言を許します。

22番（伊藤法博君）（登壇）

皆さんおはようございます。22番伊藤法博でございます。まず、中期財政計画についてお尋ねをしたいと思います。

さきの12月議会で方向性、ビジョンを踏まえた今後の行財政改革について質問しようとしたのですが、今議会までに中期財政計画を見直し、今後、大型事業に備えた計画を策定されるということで、前回は質問を留保し、改めて今回質問させていただきます。

合併して10年目を迎えようとしている今日、しかも東日本大震災の影響で合併特例債の適用期間が10年から15年間へ延長されたことに伴い、当初の10年間でもくろんでいた合併特例債の活用限度274億円の2分の1、すなわち137億円での施設整備にとどめようとしていたのが、5年間の延長によって時間的な余裕が出てきて、満額の274億円を活用して、必要な施設の整備を進めることになりました。しかし、合併特例債137億円を超えて活用した場合は、活用額の30%相当額を減債基金に積み立てて、後年度の公債費償還に充てていくことになっています。このことは、有利な合併特例債を活用して、当面の必要な施設整備を図っていくことは妥当な選択だと思えます。

一般廃棄物処理施設整備事業、広域火葬場建設事業、市民文化会館建設事業、庁舎統合など、柳川市の負担分だけで130億円弱の事業費が今後6年間に見込まれています。このように、短期間に多額で密度の濃い建設ラッシュは柳川市にとって経験のないことだと思えます。こうした形で、現在、合併の成果があらわれているのではないかと考えられます。市民、執行部、議会ともに気を引き締めて、これらの課題に取り組まなければならないと思えます。市長の決意を求めます。

あとの質問については自席から質問したいので、よろしく願いいたします。

市長（金子健次君）

それでは、伊藤議員の今回の中期財政計画についてお答えをしたいというふうに思います。

今回の中期財政計画におきましては、今後の大型事業として、先ほど言われましたように、一般廃棄物処理施設整備事業、広域火葬場建設事業、市民会館建設事業、そして庁舎統合事業だけで約127億円の事業費を見込んでおるところでもございます。これは今後の市政運営を行っていく上で必要な事業を、合併の優遇措置であります合併特例債という有利な財政措置を活用して行うものであります。この合併特例債がなければ、こういう大型事業を短期間に実施することはできなかつたというふうに考えております。このことは先ほど伊藤議員が言われたとおりだというふうに思います。

私は、5年後、10年後にあのとき合併特例債を活用して事業を行っていたほうがよかったと言われぬように、この有利な財政措置を活用いたしまして、本市の市政運営を行っていく上で本当に必要な事業を行っていくつもりでございます。

また、これらの事業を行うことによって、当然、後年度の公債費が財政運営の大きな負担となるところでもございます。そのため、先ほど議員からの質問の中にもありましたように、今回の中期財政計画の中でも合併特例債の借入限度額137億円を超える金額の30%の分については、今後の公債費負担の増額に備えて減債基金を積み立てるなど、将来に向けた備えを行っていくことにいたしております。このことにつきましても、議会のほうにお話をし、了解をしていただいたところでもございます。

議員も御承知のとおり、平成27年度から合併の優遇措置の一つであります普通交付税の合併算定がえによります加算措置が段階的に削減されることとなります。この普通交付税が削減されていく中で、こういう大型事業を行っていくためには、より現実的で実効性のある財政計画を持ち合わせておく必要があることから、今回の中期財政計画でお示したとおりでもございます。最新の情報に基づき、見直しを行うことといたしました。

私は所信表明でも申し上げましたとおり、2期目の一番の課題は合併特例債などの優遇措置を活用いたしまして、将来の柳川市に必要な基盤整備を健全な財政を運営しながら、維持しながらやり遂げることも必要であるというふうに考えるところでもございます。そのためには、私は職員とともに全力で取り組むことといたしておりますが、行政の力だけでできることではございません。オール柳川の意識を持った市民の皆様と、そして議会が一丸となって取り組んでいかなければならないというふうに考えているところでもございます。

以上です。

22番（伊藤法博君）

答弁ありがとうございました。

今回の中期財政計画は、合併特例債適用最後の年度である平成31年度までに予想される普通建設事業の時期や予算を織り込み、人口動態を勘案した収支の変動、地方債残高、基金残高の推移、地方交付税の一本算定への意向、国の経済動向等を考慮して作成されたものと思

われます。私は、囲碁のことはわかりませんが、布石、定石がなされ、戦いが中盤に入り、目算がなされた段階が中期財政計画の段階ではないかと思います。中期財政計画で計上された多くの事業が肉づけ、色づけ、味づけされ、生きた施設・資産として活用されなければなりません。そして、それら一つ一つの施設・資産が効率的に連携し、市民生活の向上に役立つものでなければなりません。多額の貴重な財源と労苦によって得られた施設・資産を今後どのような方向性のもとで生かして、選択と集中を図りながら進めていくことは、市長のリーダーシップにかかっているものと思われます。施設・資産が整備、完成しただけでは宝の持ち腐れになってしまいます。有効で生きた施設・資産にするためには職員、かかわりのある方々を初め、市民みんなの意欲、熱意、協力がなければなりません。そうすれば、おのずと市民の息吹が感じられるようになると思います。こうしたことを踏まえて、市長の見解を求めます。

市長（金子健次君）

答弁させていただきます。

市民生活をよりよくするためには、解決すべき市の課題、目標とすべき市の姿、将来像がありまして、その手段として、施策を掲げ、各事業を実施するものと考えます。それらの事業を財源計画の面から裏づけるため、中期財政計画を定めたところでもございます。言いかえるならば、今回の中期財政計画は、合併後の新市として、市の運営を行っていくために必要な事業を、財源を含めて計画的に配置したものというふうに考えていいかと思います。

したがって、ここまで課題解決手段としての事業を計画的に配置した段階でございます。この後は、例えば、その施設を拠点に、課題解決に向けてどのようなソフト事業の展開を図っていくか、それが活用の段階と考えるところです。ここにその施設整備に向けた市民の皆さんの思いや目指すべき市の将来像を実現するための事業を組み入れることにより、その施設・資産が生かされると考えます。

私が掲げます「おもてなしの心日本一のまち」も、市民の皆さんが自分と同じように相手を尊重し、思いやる心を持って接すれば、やがてその人々の心が市全体を大きく包み込むような雰囲気醸し出すようになりまして、それが市を訪れる人々に与える柳川市の印象になるものと確信をいたしております。そうして、市が行うあらゆる事業におもてなしの視点を盛り込みまして、意識を持って施策や事業を進める必要があると考えております。

したがって、私は、課題解決の手段として、施設・資産を整備いたしまして、人々の思いや市の将来像を実現するような活用策を私自身の熱い思いとともに展開していきたい、このことがリーダーとしての私の役割と考えるところでございます。

以上です。

22番（伊藤法博君）

答弁ありがとうございました。そういったリーダーシップを発揮して、やはり市政の推進

に進んでいただきたいと思います。

次に、柳川市活性化の戦略についてどう考えるのか、お尋ねいたしたいと思います。

400年前の慶長年間に、日本の中央で信長、秀吉、家康に仕え、当時の第1級の土木技術集団を率いた田中吉政公が関ヶ原の功績により、筑後32万石の領主として柳川を本拠地として構え、有明海沿岸に本格的な堤防構築を行い、干拓地を拡大し、計画的な水路整備、道路整備を短期間にやり遂げ、当時から今日までの400年間にわたって、柳川地方にあらゆる面で恩恵を与え続けていることに私は驚きを禁じ得ません。そうした中で、柳川市の特徴を一つ上げるとするならば、市内を縦横に張りめぐらされた掘割の存在ではないかと思います。

柳川市の過去数年間の決算の状況を見てみると、毎年300億円程度の決算になっています。この中で、投資的経費は50億円程度になっています。その投資的経費の2割に当たる10億円以上が毎年掘割にかかわるしゅんせつ、護岸、樋門管理、流水調節、道路護岸、橋梁、災害復旧などの費用として計上されています。このほかに国営、県営等の事業を含めると、過去には莫大な費用を掘割に投入していることとなります。柳川の掘割にはその莫大な費用に見合うだけのストック、すなわち資産価値があると思われます。すなわち、掘割のある風景、用水路、排水路、ダム機能、地下水の涵養、水中・水生動植物の生息地、水運、川下り遊覧、釣り堀としての機能、動植物の養殖、水面の活用など多岐にわたっています。残念なことに、掘割の活用は従来から行われてきた活用にとどまっているようで、今後、新たに創造的な活用のあり方を模索したり、発信したりしてもいいのではないかと思います。

例えば、現在の護岸といえば、コンクリートブロックで垂直の護岸がほとんどですが、発想を変えて、掘岸を広くとって木々を植え、親水性のある並木道や遊歩道の整備を少なくとも5年、10年の中長期にわたって整備し、新たな憩いの場や観光スポット、柳川らしい新しい景観をつくり上げ、アメニティ（住環境）を高めて定住化の促進を図り、観光資源の多様化を進める必要があると思います。

中長期にわたって、従来の予算に上乗せする形で、新たな展開が多面的に開かれるような事業を創出すべきだと思います。今議会の冒頭での市長の所信表明の中で、柳川らしい城下町の風情を伝える景観整備を進めるため、町並み整備の重点地区を設けて取り組んでいきたい旨の発言がありました。それと同時に、私は柳川の掘割の風情を伝える新たな景観整備も重点地区を設けて取り組んでいただきたいと思います。市長の見解を求めます。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

伊藤議員の質問にお答えいたします。

景観に関する取り組みといたしましては、平成24年10月に景観計画と景観条例を施行し、今年度は景観計画に基づき、柳川の景観形成の先進モデルとなるような候補地の選定と候補地の調査を進め、あわせて事業実施の意向と実現の可能性を探り、来年度以降に町並みの整備方針やその実施に向けた仕組みなどを検討してまいりたいと考えております。

また、現在作成を進めております公共事業に関する整備のガイドラインでは、掘割を含めて重点となる地区などの整備方針も検討いたしております。

さらに、柳川の景観を考えた場合、町並みと掘割は切り離せません。今後、柳川の核となる先進モデル地区を決め、町並みの整備方針とあわせてガイドラインの活用を図り、良好な景観形成を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

答弁ありがとうございました。

柳川市活性化の戦略を図るには、各課の単独事業だけではどうしてもおさまり切れません。商工振興課、観光課、市民課、農政課、水路課、建設課、環境課、財政課、総務課、国土調査課、まちづくり課など、多くの課にわたって調整しなければなりません。一つの事柄をなし遂げるためには、各課にわたる戦略室のような体制が必要になると思われまます。柳川市は現在どのようになっているか、お尋ねいたします。

総務部長（大坪正明君）

柳川市の活性化を図るために、各課にわたる戦略的のような体制が必要になると思うが、現在の柳川市はどのようになっているかという御質問でございますが、本市ではこれまでそういった複数の部署にまたがるような事業につきましては、庁議、これは三役と全部長で構成してある、いわゆる幹部会議でございます。こういったところで連絡調整を図るとともに、特に重要な案件につきましては、例えば、おもてなし日本一を目指す、今のそういった事業については観光課が担当課になりますけれども、観光課だけでできることではございませんので、昨年12月に副市長をトップに全部長で構成するおもてなしプロジェクトチームを立ち上げて、全庁的な取り組みを始めておるところでございます。

また、ほかにもこれまで、例えば、景観計画をつくる際とか西鉄柳川駅の周辺の整備、あるいは先ほど言われました掘割の関係では、掘割を生かしたまちづくり行動計画を策定したときにそういったプロジェクトチームをしております。また、九州市長会を本市で開催したとき、それから市民文化会館の検討などについては、関係各課を集めた庁内のプロジェクトチームとか連絡調整会議といった形で事業の検討なり推進を図っているところでございます。

また、26年度には定住化の対策を総合的に検討していこうということで、大学の先生とか市民の方を入れた会議を設置するように考えておりますけれども、これとあわせて、庁内関係各課でプロジェクトチームを設置して検討していくことも今検討しているところでございます。

伊藤議員がおっしゃるとおりに、柳川市の活性化を図るためには、田中吉政公が何百年もの先の未来を描いて築いた掘割や干拓のような、将来を見据えてしっかりとした戦略を練ることが大切だというふうに考えております。このため、御提言の戦略室にかわるものとして、



こういった庁内プロジェクトチームを活用して、庁内の各課の横の連携をとって、知恵を絞って、機動的な事業展開を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

どうもありがとうございました。

一つの戦略的事業の創出によって、柳川独特の景観、住環境の改善がなされ、そのことがひいては観光スポットの多様化につながり、観光客の長時間の滞留、宿泊につながっていき、先ほど言われた定住化の促進につながっていくのではないかと思います。

次に、橋本町の三井炭鉱跡地についての質問に入りたいと思います。

平成26年度13款・諸支出金、1項・普通財産取得費で98,792千円の予算が計上されています。このことは、柳川市土地開発公社が所有する全ての土地を柳川市が取得するもので、土地開発公社の役目は終わったと考えるのか、お尋ねいたします。

国土調査課長（森田幸治君）

おはようございます。伊藤御質問の橋本町の三井炭鉱跡地の件でございます。

土地開発公社の今後の役割は終わったと考えるかということでございます。このことにつきましては、平成21年8月26日、総務省から「土地開発公社の抜本的改革について」が各地方公共団体の土地開発公社担当者に通知されております。この中で、土地開発公社につきましては、「借入金によって取得された土地で保有期間が5年以上であるものを保有しているものが多く見られ、また、保有している資産を時価評価等した場合に実質的に債務超過であると認められるものもある。」とされ、各地方公共団体においては、「土地開発公社を通じた土地取得を実施する必要性及び土地開発公社が保有する土地の処分計画を総合的に勘案し、業務運営について見直しを行った上で、原則として全ての土地開発公社について抜本的改革を集中的かつ積極的に行うこと」、また、「抜本的改革に当たっては、存続の必要性が認められない土地開発公社については解散を検討し、存続の必要性が認められる土地開発公社であっても、個別の業務ごとに継続する必要性を確認の上で、業務の一部の廃止について検討すること」とされております。

また、御質問のことにつきましては、まず柳川市土地開発公社理事会の中での協議内容だと考えております。今までの理事会での状況としましては、土地開発公社については土地価格が毎年上昇していた過程では、公共用地の先行取得を行う組織として理解が得られていましたが、社会状況の変化により公社の役割は終了しており、公社の財産を整理し、早期の解散をすべきとの意見が上がっております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

どうもありがとうございました。橋本の三井炭鉱跡地の買い戻しも行われるんですけれど

も、第3立坑の穴はどのようにされるのか、お尋ねをいたします。

国土調査課長（森田幸治君）

今の御質問の立坑の穴はどうされるのかについてお答えしたいと思います。

立坑の取り扱いにつきましては、この土地の活用を検討する上で重要な課題だと考えております。

今年度、立坑内部の調査を行い、ふたの構造、内径や深さ等、中の状況がわかりましたので、これらのことを踏まえてどのように取り扱っていくか、地元や関係団体と協議をしたいと考えております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

三井炭鉱跡地については、今後の活用等についてもやはり今後の検討課題だということだと思いますが、そう理解してよろこびますか。

国土調査課長（森田幸治君）

利活用につきましては、地元や関係団体と十分協議をして考えていきたいということでございます。

以上です。

22番（伊藤法博君）

橋本町の三井炭鉱跡については、その購入の経緯からして、特に柳川南部地域の住民にとってはなおざりにできない理由があります。柳川の両開地区は、産炭地振興法における10条地域であったために、採炭、採掘による1日当たり十数万トンの坑内水のくみ上げによる20年間にわたって最大2メートルの地盤沈下被害があっても、閉山前に石炭賠償臨時措置法での鉱害被害の調査を求める裁定の申請ができませんでした。平成9年の三井石炭鉱業閉山後の石炭鉱山整備促進交付金に基づく閉山交付金支払いに当たって、その一部に鉱害に対する賠償金が含まれていることで鉱害の裁定の申請が可能になり、その旨の通達が新エネルギー庁から柳川市にあり、それを受けて、柳川市を含め800名程度の市民が損害を受けたとの申請を行いました。

その中で、期日までに損害賠償請求の裁定の申請書類が間に合った方が数名おられて、鉱害被害があったという裁定の申請が受理されました。これに対し、三井石炭鉱業は、裁定の申請を受理された人たちに対して債務不存在の訴えを起こし、申請に係る事実について、なお当事者間の協議により解決を図ることが適当であると認めるときは、その申請を却下することができるという条項を用いて、裁定の訴えを却下させました。裁定を受理された被害住民と三井石炭鉱業の債務不存在裁判の最中に、当時の柳川市長と住民数名が図って、柳川にある三井石炭鉱業所有の土地と引きかえに損害賠償請求を取り下げる署名印を徴収いたしました。これは100%ではないが、90%の署名を集めて、4町歩の土地を廉価で柳川市土地開

発公社に購入させることになりました。このような行為は、炭鉱鉱害で被害を受けた住民の損害賠償請求に水を差す行為で、被害市民に対する背信行為であると言わなければなりません。しかも、柳川市自体も80億円の損害請求を提出していて、住民の損害を含めると、数百億円から1,000億円になったと思われます。これだけの被害額に対して、4町歩の土地が代償とは余りにもばかげた話ではないでしょうか。また、損害賠償請求を取り下げている被害住民はどのようになるのでしょうか、市長の見解を求めます。

産業経済部長（古賀廣介君）

私のほうからお答えをさせていただきます。

この件に関しましては、平成14年1月31日にいわゆるNEDOが「沈下被害は鉱害と認めがたく鉱害賠償請求権はない」との最終的な見解をまとめ、市、市議会、地元の説明を行っております。このことを受けて、市、市議会、地元で対応を協議し、平成16年3月25日、柳川市長が記者会見で「今後、三井石炭鉱業に対して訴訟で争うことはしないし、何ら請求もしない」と発表をされております。

そういうことから、柳川市において鉱害に係る損害賠償請求事案は存在しないものと理解しているところであります。

なお、当該地区におきましては、県の地盤沈下対策構想の策定がなされ、それに従って、現在までに3回の県営湛水防除事業が実施されております。地盤沈下対策事業につきましては、推進されているものと考えております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

答弁がありましたが、有明海の海底陥没は、三井石炭鉱業は責任を認め、埋め戻しを行っていましたが、炭鉱の閉山に伴って、半分以上の陥没跡地を残して放置し、現在に至っても、有明海の環境悪化に影響を及ぼし続けています。

また、柳川市の南部地区での地盤沈下では、地盤の不等沈下によるクリーク用の排水機能が損なわれ、湛水被害が大きな問題になり、多額の経費が使われていますが、いまだに問題解決には至っていません。住宅、倉庫、工場など、至るところで傾いたり、段差ができたり、引き裂かれたりして多大な被害が出て、健康を害したり、復旧に多額の費用の支出を余儀なくされています。水田でも各所で不等沈下したために、なりを合わせる、これは水平を保つために、高いところから低いところへ土を移動すると、田面より1メートル下のパイプラインが田面に出てくるようなこともたくさんありました。このように多大な被害を受けたにもかかわらず、正式に何が原因で、その責任は誰にあるのかさえも明らかになっていません。

筑豊地区には8,000億円から1兆円の鉱害賠償金が国より支払われています。それに引きかえ、柳川地区は被害があるにもかかわらず、見捨てられているのと同じではないかと思えます。

今議会開会前の全員協議会で、和解及び損害賠償額の報告がありました。その内容は、市が設置していたカーブミラーが風で倒れ、付近を通行していた軽トラックを直撃し、破損させたものでした。損害賠償額は177,456円だということでした。このような軽微な被害に対しても、柳川市は加害者責任をとって損害賠償を支払っています。しかしながら、桁違いの大きな損害に対しては何らの補償もありません。三井有明炭鉱が採炭を開始して、昭和50年代の中ごろから、筑後南部地域で地盤沈下の被害が出始め、当時の筑後南部の柳川市を含む3市3町で筑後南部地域地盤沈下対策協議会を発足させ、国、県に対してその原因究明を要望しましたが、十分な解明に至りませんでした。このことに対して、私のみならず、多くの市民が故意に曖昧にされてきたのではないかと感じています。

三井有明炭鉱の閉山までの20年間にわたって、筑後南部地域は地盤沈下の被害を受けてきたわけですが、その被害総額は恐らく数千億円に上ると思われます。このような莫大な被害に対して何らの賠償もなされていないのが現状です。法の網はささいな交通事故などの被害に対しては編み目も小さく、よく捕らえてくれますが、炭鉱害などの大きな被害に対しては、その法の編み目は限りなく大きくて、捕らえてもらうことができていません。ことわざでいう天網恢々疎にして漏らさずといいますが、必ずしもそうとばかりは言っておられないのが現実ではないかと思えます。余りにも大きな問題なので、法の網が破れてしまったのではないかとさえ思わざるを得ません。

次の問題を質問したいと思います。

次に、ことしのノリの水揚げはどのようになっているのか、お尋ねします。

大和・高田地区と旧柳川地区との比較でお願いしたいと思います。

水産振興課長（松尾昭義君）

柳川地区のノリの生産量でございますが、入札が2月27日、第7回まで実施されております。

それで、生産量といたしまして、旧柳川地区で生産枚数が3億7,600万枚、金額にいたしまして3,796,000千円でございます。それから、大和地区につきましては、生産枚数が4億4,000万枚、生産額といたしまして4,439,000千円でございます。

以上です。

22番（伊藤法博君）

これは、一こま当たりの生産額はどれくらいになるか、お尋ねします。

水産振興課長（松尾昭義君）

生産枚数と額ですかね。

22番（伊藤法博君）

大和地区と旧柳川地先の一こま当たりの生産額。一こま500千円とか600千円とかあるじゃないですか。水揚げ額ですね。

水産振興課長（松尾昭義君）

柳川地区がこま当たり、これも7回の入札結果なんですけれども、柳川地区が542,393円、それから大和地区につきましては455,694円でございます。

22番（伊藤法博君）

平成9年の三井炭鉱の閉山までは、さっきも申しましたように、毎日十数万トンの坑内水が排出されていて、大和、高田、大牟田地先でのノリの養殖は順調に推移していましたが、炭鉱の閉山に伴う坑内水のくみ上げ中止になり、坑内水からの栄養塩の供給がなくなり、海水中の栄養塩が不足して、ノリの収量、品質に悪影響を及ぼしているのが現状のようです。この危機的現状を解決させる方法としては、大和、高田、大牟田地域の河川水の増量を図って栄養塩の流入をふやしていくか、あるいは海水中に液肥を添加する方法が考えられます。

まずは、河川水の流量増の方法として、矢部川ダムの活用、筑後農業導水の活用、3、下水道の放流水の活用、それに坑内水といいますか、地下水の活用等が考えられます。

最初の矢部川ダムの活用については、矢部川のダムは矢部川の治水と大牟田地域への電力供給を目的とした補助多目的ダムとして建設されました。有効貯水量2,390万トンのダムですが、発電設備の点検のため、冬場は一時期放流を中止します。日向神ダムと同規模の多目的ダムを建設し、矢部川の洪水調整と矢部川下流用水を利用することによる筑後川水系との連携した水利を目的にした真名子ダム計画があったんですが、これは流域住民反対で中止状態になっています。今後の見通しについてお尋ねします。

水路課長（安藤和彦君）

議員の質問にお答えしたいというふうに思います。

真名子ダム計画の今後の見通しはということでございますが、この件に関して福岡県に問い合わせを行ったところ、矢部川水系における河川の整備の基本となるべき事項等を定めたものである矢部川水系河川整備基本方針　これは平成19年11月に国土交通省が策定しているものです　には、真名子ダム計画に係る記述はなされていないという福岡県河川開発課及び水資源対策課からの回答でございました。

以上です。

22番（伊藤法博君）

真名子ダムにかわる何か新しいそういったダムの計画等はあるかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思いますが。

水路課長（安藤和彦君）

現在のところ、矢部川水系においては新たなダムの計画はないというふうに理解しています。

以上です。

22番（伊藤法博君）

農業用水である筑後導水の活用については、どのような規制があるか、お尋ねいたします。

水路課長（安藤和彦君）

議員の御質問にお答えいたします。

筑後導水の用途につきましては、農業用のかんがい用水及び農業用の用排水路の水質が悪化した場合、水質改善のための希釈用水ということになっております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

せっかくある、5,000億円ぐらいかけてつくった施設でございますので、何らかの方法でこういったいろんな多目的にも活用できるような運用方法がないか、検討をいただきたいと思いますが、市長はその辺どうなんですかね。

市長（金子健次君）

課長が答弁すると思いますけれども、筑後導水の役割については、非常に今申し上げましたとおり、農業用水の目的ということで、農業用水の、特に柳川市におきましては、ノリ時期の希釈の関係についても、水路の塩分濃度が高いということで、導水の要請をしたところもございますし、そういう目的 おっしゃりたいのはあれでしょう、筑後導水から有明の養分塩のために放流してもらいたいということだというふうに思いますけれども、佐賀県漁連とか福岡漁連も含めて、こういう場で言えるかどうかわかりませんが、水資源公団に対して、そういう筑後川の養分塩に対する用水の流れを放流してもらいたいということをや要請されて、それが実現されているというふうに私は思っておりますけど、ちょっと担当の課長のほうから答弁をお願いいたします。

水路課長（安藤和彦君）

ただいま伊藤議員のほうから、現在のところの筑後導水の用途以外の活用ができないかということでございますけれども、ただいま私たちが伺っています筑後導水の用途については、あくまでも利水使用規則というものがございます。その中では、あくまでも農業用のかんがい用水及び先ほど市長も言いましたように、農業用の用排水路の水質が悪化した場合、これは農業用の用水として適当でない水質に悪化した場合及びノリの洗浄水等かとは思っていますけれども、そういう農業用の水質として適当でなくなった場合の適当な用水にするための希釈用水といえますか、そういうものの改善用水に限られているということで御理解をお願いしたいというふうに思います。

22番（伊藤法博君）

今、るる水路課長からお話がありましたけれども、その枠内で活用していただくような知恵を出していただきたいなと私は思います。

それと同時に、福岡導水は福岡の飲料水のために筑後川から最大で毎秒2.767トン送水が可能だということで、どれだけ実績が福岡のほうに1日当たりされておるかは、雨の状況と

か向こうの福岡市の状況で変わってくると思いますが、能力的には毎日20万トンの水を送ることが可能だということになります。ということは、筑後川の水が毎日20万トン博多湾に放流されておるといようなことでございますので、そういったことを考えるなら、20万トン持っていったら、やはり筑後川に戻して、有明海に戻していただくべきじゃないかと思いますが、その点、市長、そういった増水関係のことにも柳川市は恐らく関係しておると思いますが、ちょっと御意見があれば、お願いしたいと思います。

市長（金子健次君）

筑後導水、また筑後大堰の関係の開門等の問題につきましても非常に微妙な問題がございまして、この公の場でいろんなことを言えない立場もございまして。そういう意味では、今、伊藤議員が何とか秘中の策はないかということで、有明海の漁民のいろんな形のノリ関係についても養分塩が不足しているということは今回のノリの被害等につきましてもいろいろ変わってきたと、それじゃないかということも言われておりますし、有明漁連、また福岡有明漁連、そして佐賀のほうの漁連のほうも要請をされております。そのことがどういうふうに動いたかどうかわかりませんが、きょうの御意見として伺って、いろんな意見の中の中でも反映できることについては、福岡に対する導水がかなり行っていることも私は承知しておりますので、それも含めて、県南のほうに対する、また有明海に対する導水の分についても含めてお話をしておきたいというふうに思います。

以上です。

22番（伊藤法博君）

非常にこれは大きな予算も関係してくるし、またいろいろな関係調整も必要だと思いますので、今後期待をしたいと思えます。

3番目の下水道の放流水の活用については、現在、どの場所からどれだけの量が放出されているのかをお尋ねいたします。

また、今後、どれだけの量になるか、試算されているかをお尋ねいたします。

下水道課長（藤木保則君）

私のほうから下水道処理水の放流先、放流量についてお答えいたします。

本市の公共下水道は、平成14年3月に供用開始しております。処理水の放流先につきましては、隅町宮地嶽神社前水路と高畑公園内水路の2カ所に合わせて1日当たり平均約2,200立米を放流しています。最終的には7,100立米をと試算しております。

以上でございます。

22番（伊藤法博君）

質問を上げておりましたので、今現在、高畑のところから 普通、下水道といいますが、大体上流から下流に放出するのが普通の下水道流下方式といいますが、するのが当たり前ですけれども、柳川の場合はわざわざエネルギーを使って、三柱神社まで上げて放流をしてお

るわけです。これは平成14年からの供用でございますので、そういった平成9年の炭鉱の閉山までは坑内水が十数万トン有明海のほうに地下水がくみ出されておった関係で、もうそれ以上水は要らないということで、なるべく上流から放流してくれというような状況だったと思いますが、平成9年の炭鉱が閉山してからはその水がなくなったわけですので、そのことを考えれば、特に大和・高田地先のノリの養殖に関しては非常に栄養塩不足を来しておるということでありますので、柳川地先のほうは筑後川の大きな川があって、栄養塩がそれなりに供給されておりますが、そういった意味で、先ほども大和地区はこま当たり450千円、柳川は540千円と、それだけやはり格差があるようでございますので、できれば、塩塚川から排出するような配管が可能かどうか、お聞きをしたいと思っております。

下水道課長（藤木保則君）

現在の放流先から塩塚川に放流先を変更する可能性はあるのかという御質問でございますが、現在の放流先は関係漁協との協定書によりまして決定しておりますので、今のところ変更は考えておりません。

以上です。

22番（伊藤法博君）

だから、現況を考えて漁協との協議もやはり話し合っ、再検討すべきじゃないかと思いますが、市長にその考えはあるかどうか、お尋ねしたいと思います。

市長（金子健次君）

状況が変わってきておるということで、放流先を今の沖端川、結局沖端川に流れていくんですかね、というよりも、塩塚川にどうかということで、これは以前、高田千壽輝議員のほうも何か矢部川の関係についてはお話がされたようでございますし、今回、矢部川についても、非常に大和のほうの色落ちが激しかったということも聞いておりますし、意見としてきょうは承っておきたいと思っております。

22番（伊藤法博君）

4番目に坑内水、地下水の活用についてお尋ねしたいと思います。

平成15年5月ごろに原子力安全・保安院、いわゆるNEDOから三井石炭鉱業に対して坑内水、地下水の調整のための排水ポンプ場設置命令が出ていますが、予算がどれだけで、どこに何カ所設置されたのか、お尋ねをいたしたいと思います。

水路課長（安藤和彦君）

議員の質問にお答えしたいというふうに思います。

確かに議員言われますように、平成14年5月 議員のほうは15年5月ということですが、けれども、調査した結果、14年5月21日に原子力安全・保安院九州鉱山保安監督部から三井石炭鉱業株式会社に対して、三池炭鉱閉山後の坑内湧水の上昇に伴い、地表の湿潤化による鉱害防止のための揚水ポンプなどの設備を設置するよう命令が出されております。それに対し



まして、同年6月21日付で同社から実施計画書が提出されております。

それによりますと、新港排気立坑と七浦第2立坑の2カ所に、これは毎分でございます、5立方メートルの水中ポンプを5台ずつ設置することとなっております。また、計画揚水量につきましては、これも毎分でございますけれども、5立方メートルから10立方メートルとなっております。2カ所で最大毎分50立方メートルとなっております。

なお、予算につきましては、市にも資料がないことに加え、三池鉱山が平成9年3月に閉山となっており、さらには平成18年12月5日に三井石炭鉱業株式会社も解散になっていることから、経済産業省の外局である九州産業保安監督部に問い合わせをしたところ、予算に関する資料の提示は行っていないということでございました。また、解散しました三井石炭鉱業株式会社の業務の一部を引き継いでおります日本コークス株式会社九州事務所に問い合わせをしておりますが、今のところ返事を得られておりません。今後、返事を得られることができたらお知らせしたいと考えております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

それでは、その排水ポンプの稼働実績とか排出量とかいうのはわかりませんか。

水路課長（安藤和彦君）

今、議員お尋ねの稼働実績、排水量等についてはですが、これも先ほど答弁いたしましたような理由によって、今のところ回答を得ておりません。これにつきましても、回答を得られましたらお知らせしたいというふうに考えています。

以上です。

22番（伊藤法博君）

毎分で50立方メートル、50トンですね。ということは、時間当たり3,000トン。そうすると、1日にすれば7万2,000トンの排水能力があるということですので、この場所が私もよくわかりませんが、よければ、こういった坑内水、地下水も地盤沈下が発生しない範囲内で活用するのは有効利用になると私は思いますので、この調整の排水ポンプが利用できれば、そういった意味合いでの活用も可能にはなるんじゃないかなと私は思っております。

これは非常に難しい問題だろうと思うんですけども、だけど、改めて地下水をくみ上げるポンプを設置するとすると、どれぐらいの費用対効果があるのか私もわかりませんが、ちょっと検討する価値はあるんじゃないかと、地盤沈下につながらない範囲内での活用ということが前提ですけども。

最後に、海水中に液肥を添加する方法については、栄養添加試験、野外試験が大和・高田地先のノリ養殖場で2月4日から2月10日にわたって行われていますが、成果はどうだったのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（浦 博宣君）

伊藤議員に申し上げます。ただいまノリの養殖の施肥については請願等が上がっております。きょうの質問は控えていただきたいと思います。

22番（伊藤法博君）

成果についてどうだったかという質問でございますので、（「それは関係ない」と呼ぶ者あり）請願についてどうこう言う質問じゃございませんので、答弁をお願いしたいと思います。

議長（浦 博宣君）

それは施肥についてになりますので、控えていただきます。（「それはおかしいばい」と呼ぶ者あり）

22番（伊藤法博君）続

それは実際施肥をされた事実があるわけですから、それについての情報はこの公の場で明らかにするのが当然だと思います。そういったことの発言を封じるようなことでは、議会の公の目的から（「議長、発言停止」と呼ぶ者あり）脱することになると思いますので、その成果がどうだったかということだけは確認をさせていただきたいと思います。

議長（浦 博宣君）

それは請願等が上がっております。（「それは理由にならんよ」と呼ぶ者あり）質問は控えていただきます。（「理由になるよ。でけんとはでけん」「それは理由にならん」「何ち言いよるか」と呼ぶ者あり）静粛をお願いします。（「誰に言いよると」「俺にばかり……」と呼ぶ者あり）だったら、静粛をお願いします。（「要らんこつ言うけんが……」と呼ぶ者あり）

伊藤議員に申し上げます。（「要らんこつじゃないよ」「要らんこつたい」と呼ぶ者あり）そういうことで御理解をいただきたいと思います。（「何ち言いよるか」と呼ぶ者あり）

22番（伊藤法博君）続

もう時間も終わりましたので、これで終わります。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、伊藤法博議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午後0時12分 休憩

午後1時 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、4番白谷義隆議員の発言を許します。

4番（白谷義隆君）（登壇）

皆さんこんにちは。4番白谷でございます。議長のお許しがありましたので、早速質問を行いたいと思います。通告では、質問順番をピアス跡地関係からとしておりましたが、先に市長の所信表明についての質問を行いたいと思います。

それでは、今定例会の初日に行われました市長の所信表明についてお尋ねをいたします。

所信表明は多岐にわたっており、まちづくりへの意気込みは感じられるものの、合併特例債頼りの箱物中心との印象は否めなく、また、具体的な施策に欠け、頭出しだけの表現も少なからずあったようです。そこで、何点か具体的な施策についてお尋ねをします。

まず、企業誘致についてですが、人口減少に歯どめがかからない本市にとって、定住人口の確保は長年の、そして最優先の課題となっています。人口減少の大きな理由の一つに地元で働く場がないことが上げられます。企業誘致について、ほかに何か具体的な施策があれば教えてください。

次に、商店街の振興についてですが、マルシヨク跡地の活用を含め、市としての具体的な方策はあるのでしょうか。また、来年1月に白秋サミットを予定されているということですが、具体的な内容についてわかれば教えてください。

次に、柳川らしい景観整備を進めるため、町並み整備の重点地区を設け取り組んでいくことですが、重点地区と整備の概要はどうなっているのでしょうか。

また、市民文化会館についてですが、市民文化会館の基本構想と建設候補地についてアドバイザーからの提言があったとのことですが、提言の内容と今後の方針について教えてください。

以上で壇上からの質問を終わりますが、あとの質問は自席より行いますので、よろしくお願いをいたします。

産業経済部長（古賀廣介君）

ただいまの白谷議員の企業誘致についての御質問にお答えをいたします。

企業誘致につきましては、有明沿岸道路の整備や、みやま柳川インターチェンジの開設などにより交通の利便性が非常に高くなっております。企業誘致の条件が整ってきているというふうに思っております。

このような中で、企業誘致には至っておりませんが、数件の企業から市有地についての御照会がっております。今後も市有地の有効活用を含めて、企業誘致について継続した取り組みを行ってまいりたいと考えております。

企業誘致について、ほかに何か具体的な方策があればという御質問であります。企業誘致について、民間所有の空き地等を活用できないか現在検討を進めておりました。商工振興課内に配置しております企業支援相談員が市内各事業所を訪問し、現在、土地等の情報の収集に努めているところでございます。市内の企業誘致に適すると思われる1,000平米以上の土地や工場跡地などをリストアップし、所有者の御理解、御協力を得ながら、今後、企業誘

致情報を収集整理し、ホームページ等により企業誘致情報を発信し、福岡県と連携をとりながら企業誘致に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

それから、商店街振興、またはマルシヨク跡地の活用関係について御答弁申し上げます。

現段階の具体的な施策事業といたしましては、平成25年度から各商店会に対し、商店街活性化対策事業補助金に加え、未来に向けて頑張る商店街応援事業補助金を予算化し、各商店街独自の発想を生かした事業に着手いただいております。

柳川商店街では、巨大さげもんの展示や辻門市場の実施、沖端商店街では、商店会会員の店から自慢の逸品を集めた「沖端マルシェ」というアンテナショップを開店していただいております。

中島商店街では専門のアドバイザーを招いての研修や個別店舗の改善指導などを行っているほか、商店会各店のホームページやフェイスブックの作成にも店主自身が行き、顧客獲得のための多様な事業を展開しているところでございます。

各商店会に対しましては、独自の風土や特徴を生かした取り組みを今後も継続して支援してまいりたいと考えています。

また、市では市内各商店街や商工会議所、商工会を交え、定期的に市内商店街合同会議を行っておりますが、その会議の場でも「商店街は、昔から買い物に来た市民の憩いの場であったほか、地域の祭り、イベントや防犯・防災等の自治活動の主体を担うなど、地域の暮らしを支える生活基盤として多様なコミュニティ機能を果たしてきましたが、それが現在なくなりつつある」と、そのような意見が多く出ているところでございます。

全国的に問題となっている地域商店街の衰退につきましては、近年の大型郊外店舗やコンビニエンスストアの出店なども要因として上げられますが、商店街の皆様から意見が出た「地域住民との関係性が希薄になりつつある」ということが大きくかかわっているのではないかと私どもも考えているわけでございます。

地域商店街とは、地元で愛される商店街でなければならないと考えますので、市といたしましても、今後、地域に根差した商店街として活性化していくために、商店会役員会などに積極的に参加し、十分議論を重ねながら有効な振興策を図っていきたいと考えております。

次に、マルシヨク跡地の活用についてお答えをさせていただきます。

マルシヨク跡地の取得については、現在その手続を進めております。また、所有者の理解を得て、現在跡地を柳川商店街が利用させていただいております。

柳川雛祭りさげもんめぐりの期間に合わせて3月1日、2日、8日、9日と巨大さげもんの展示と辻門市場を開催し、マルシヨク跡地に市民の皆さんと観光客の方々が訪れ、新たなにぎわいが作り出されております。

このようなことからマルシヨク跡地は、商店街の振興とともに地域の活動拠点として有

効活用できる最適な場所だというふうに考えております。

今後の活用方法についてでございますが、柳川商店街振興組合が行っている経済産業省の地域状況調査分析事業のアンケート結果などが今月末に集約をされます。

用地取得後の平成26年度からは、商店街イベントや地域の祭りなど多目的に使用いただきますとともに、長期的な利用方法の構想といたしましては、この地域状況調査分析事業の調査結果をもとに、先ほども申し上げました、地域住民同士の関係の希薄化を再構築し、商店街自身が地域コミュニティの主体となり地域を活性化させていくため、商店街、地域行政区、地域婦人会、NPO法人、市、商工会議所などでマルシヨク跡地活用検討会議を発足し、議論していきたいと考えているところでございます。

議員が質問されております、マルシヨク跡地を含めた柳川商店街の振興の市としての考え方ではありますが、やはり全国の商店街の再生、再興の成功事例を見てみますと、やはり商店街の各個店の店主が再生に向けて情熱を持ち、地域の方々と一体となり、まちづくりの視点を含めた総括的な議論を積み重ねて事業を展開していくことが最も重要であると考えているところでございます。その中に私どもも入り、振興策の設計図をつくっていききたいと、このように考えているところでございます。

以上です。

生涯学習課長（石橋正次君）

白秋サミットの具体的な内容についてお答えをさせていただきます。

白秋サミットの具体的な内容につきましては、実行委員会を組織し、その中で検討、決定をしていく予定にしております。

事務局の構想といたしましては、平成27年1月25日、白秋サミットを開催いたしまして、白秋生誕130周年と合併10周年を祝い、国民的詩人・北原白秋先生の偉業を顕彰するとともに、白秋のふるさと、文化都市柳川を全国にPRしたいということで考えているところでございます。

主なものといたしましては、白秋先生の偉業を顕彰する基調講演や、神奈川県小田原市など白秋先生にゆかりがある自治体関係者にお集まりをいただきまして、白秋先生をしのび、今後のまちづくりに生かしていくための意見交換などを考えているところです。

そのほか、白秋先生の童謡を市民合唱団に歌ってもらうなど、市民参加型のサミットにしてはどうかというふうに考えております。

また、毎年開催をしておりますカルチャラルふれあい文化事業のコンサートを、関連事業といたしまして、白秋先生の童謡などを披露する内容として、このサミットの前日の1月24日に開催をいたしまして、2日間にわたって白秋先生のすばらしさと白秋先生の故郷、柳川をアピールし、全国の白秋ファンが参加できるようなイベントにできたらと考えているところです。

以上、あくまでも現時点での生涯学習課内での構想でありまして、今後、実行委員会で具体的な内容については協議をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

4番（白谷義隆君）

何点もありますので、全部一緒に聞いても覚え切りませんので、ちょっとここでいいですかね。今までの分でもまだお聞きしたい分がありますので、申しわけありません。

まず企業誘致ですが、部長から答えていただいた分については、市長の所信表明と大枠としては重複をしているようでありまして、特に市長も部長も力を入れられましたのが、交通のインフラが整ったから企業誘致をする条件が整ったというお話ですけどね、このことは当然のことで、今まで過去に何回か私もですが、ほかの議員もそうしたインフラの整備が整ったから企業誘致の話、質問をされたと思うんですね。私ももちろんそれが大前提なんですけどね。ただ、確かに企業誘致の話はあるけど、まだ現実を見ていないということで、なかなか私も今の社会情勢の中で一朝一夕に実現するとは思っていないんですけどね。ただ、当初、壇上からも聞きましたけど、状況はわかりますので、ほかに新たな施策がないかということでお尋ねをしたわけですけどね、簡単に言えばなかったんだろうなというふうには思いますけどね、なかなか難しい話でありますし、今のところではないということで、今後やはりいつまでも、必ず企業誘致の話で出てきますのが土地のリストアップとか県との連携とかという話にとどまってしまうんですね、今までも過去何回か同じ話なんです。ですから、その先をお尋ねしよるわけで、いつもリストアップ、市内の土地の1,000平米とかちいう話は別にきょう初めて聞いたわけでもありませんし、ですから、もう少し、もういっちょ踏み出したところでお願いをしたいと。

私は先ほど、壇上から市長のやる気は見えますと言いましたけどね、ただ、どうもこの企業誘致についてはちょっとやる気の部分では疑問符がつくかなというふうに思っておりますけど、もう少し先に進んだ検討を、施策を進めていただきたいと、これはお願いをしておきます。

それと、次に商店街の振興についてですが、いろいろる説明をしていただきました。また、商店街が置かれている現状というの、部長が言われるようにこれもまた難しい面もあるだろうなということも理解はできますし、今の話の中でも各商店街、積極的な取り組みをされているようですので、これについてもなお一層の取り組みを市としても商工会議所一緒になって進めていってほしいなと思います。

ただ、マルシヨク跡地の活用については、1つ苦言を呈したいと思っておりますけど、やはり跡地は仲介手数料まで含めれば55,000千円を超える巨額の費用をかけて購入をしたというか、するんですけどね、もう今月中にされるわけですけどね。ただ、今もって具体的な活用策を示されなかったと思うんですね。さげもんとか話はされましたけどね、まさかさげもんを飾

るために買ったわけでもないんでしょうからね。ですから、私はそのことについて今からまだ検討する話はですね、今から検討するということなんですね。ですから、このことについて果たしてどうなのかなち、やはり疑問を持っているわけですね。

往々にして土地を買ったからには何かをつくらにゃいかん。それこそ何かつくらんなら、買った意味を後から問われてくる。そして、つくるためには何でもいから理由をつけようと。そして、もうつくったからには維持費は仕方ないんだと、そして、それが全部が市民の皆さんの税金で賄われてしまうと、どうせ自分たちの金を出すわけじゃないからだとか、そういうふうな構図になっていかないように、部長、特に市長にはぜひ意義がある施策を早急に示していただく、それはもう当然だろうと思うんですよ。土地を買ってしまうわけですから、今月中に。そこらについてもぜひお願いをしたいと思います。

それから、白秋サミットですが、実行委員会をつくって今から検討をしていくということですけどね、基調講演も予定をされ、意見交換会というのがどういう意見交換会かちょっと具体的にわからなかったんですが、サミットですからね、ですから、先ほど話の中で白秋ゆかりの小田原市とかの首長をとという話がありましたけどね、さっきの話では来年1月24日、25日ですからね、予定では。もう3月ですからね、どこの首長さんに参加をお願いしようとされているのか、もうそろそろ打診はしてあるのかなと、リストも上がっているんじゃないかと思うんですよ。サミットですから、首長さんたちの話、そういったパネラーに招いてされるのか、参加自治体も含めてもう少し概要を詳しくお願いしたいと思います。

生涯学習課長（石橋正次君）

まず、日付でございますけれども、来年1月25日をサミットの予定日としております。これにつきましては、1月25日が白秋先生の誕生日でありますので、ちょうど生誕130周年となる日でもございます。その記念すべき日に開催をしようということでございます。

それで、現在、議員のほうからこういったゆかりのある自治体かということでございますけれども、現在、連絡をとっておりますのは童謡創作の拠点でありました神奈川県の小田原市さん、それから白秋先生、それから与謝野鉄幹さん外3名が「五足の靴」という形で九州を旅をされたときの舞台となりました天草市、そして白秋の故郷であります柳川市の3市を今現在は予定をしているところでございます。

その中で、基本としましては、まず基調講演ということでございますけれども、それぞれの自治体の首長さんをパネラーとして、そしてまた、コーディネーターの方にその運営をお願いしながら白秋先生のそういった顕彰なり、これからの自治体のあり方、そういった部分を意見交換をしていただきたいというふうに考えております。

以上です。

4番（白谷義隆君）

わかりました。また、詳細についてわかりましたら所管の委員会等でも説明をお願いした

いと思います。

済みません、まちづくり課長、またよろしく申し上げます。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

白谷議員の柳川の景観整備に関することについてお答えいたします。

今年度は、これまでの景観に関する地域での取り組み状況などを参考に、現在、柳川の先進モデルとなるような地区の選定を急いでおり、今後、候補地住民にヒアリングなどを行い、その地域の歴史や文化、町並みに関する考え方を調査し、あわせて事業実施の方向や実現の可能性を検討いたします。

また、来年度に事業対象地を決定し、現地調査等とあわせて町並みの整備方針を検討し、その後に町並みの整備方針の実施に向けた仕組みなどについても検討を行う予定でございます。

今後、事業を進めていくためには、住民の皆さんの協力なしには進められないところも多く、十分に意見をいただきながら進めてまいりたいと考えておりますし、こうした景観づくりを通して地域づくりや地域の活性化も目指したいというふうに考えているところでございます。

以上です。

副市長（石橋義浩君）

白谷議員のほうから市民文化会館に関するアドバイザー会議の提言内容、それと今後の方針についてのお尋ねがございました。

昨年8月から協議を行っていただいております外部有識者から成る市民文化会館、仮称でございますが、この基本構想策定アドバイザー会議から先月の14日に基本構想についての御提言をいただきました。

基本構想の内容につきましては、市民文化会館整備の必要性や基本理念と事業方針及び施設に必要な機能と規模、運営等についての基本的な考え方が示されているところでございます。

あわせて建設候補地につきましても、基本構想を達成するために最も適した候補地についても御提言を受けたところでございます。

今後、この基本構想の実現につきましては、議会の議員の皆様の御意見などを踏まえ、26年度に予定しております基本計画を策定する中で具体化していきたいと思っております。

また、建設候補地につきましても、先日の市議会全員協議会の中で市長が申し上げたとおり、アドバイザー会議の提言内容を尊重しながら、これから議会の議員の皆様と協議しながら決定してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（浦 博宣君）



白谷議員に申し上げます。

今の市民会館についてのこれ以上の質問は請願が上がっておりますので、控えていただきますようお願いいたします。

4番（白谷義隆君）

市民会館の分はまた後で言いますけどね、町並み整備の重点地区については、来年度決定されるちいうことですけど、今回の所信表明の中で触れられておりますし、また、予算書を見れば整備検討業務委託についても1,800千円上がっておりますよね。今の答弁によれば全てが来年度という話のようですけどね、重点地区もその整備の概要についても今の段階では全く白紙なんですか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

今年度行っておりますのは、モデル地区となる候補地の選定を25年度行っておりまして、26年度に町並みや地域づくりの基本方針並びに修景モデル、町並みのデザインモデル等の検討を行いまして、あわせて26年に候補地を絞り込みたいと、予定地を決めたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

4番（白谷義隆君）

今年度に候補地を決定するということですね、候補地の選定を行うわけでしょう、今年度中に。決定をするわけでしょう。選定を行うわけですからね、どちらでもいいですけどね、今の段階ではどちらにしてもこれ以上聞いても仕方ありませんのでね、もうこれはいいです。

次に、市民文化会館について議長から話がありましたけど、先ほど副市長から答弁がありましたけどね、副市長としては提言の内容についてはこの場では申し上げられないという判断ですか。

副市長（石橋義浩君）

提言の内容につきましては、大まか先日の全員協議会の中で御説明申し上げたと思います。

以上です。

議長（浦 博宣君）

白谷議員に申し上げます。

これ以上の質問は控えていただきますようお願いいたします。

4番（白谷義隆君）

いいですか、議長。私は、さっきの伊藤議員の話と同じようになりますけどね、請願の内容について触れているわけじゃないんですよ。所信表明で話されたから、所信表明のことについて聞いているんですよ。

議長（浦 博宣君）

それはよくわかります。しかしながら、市民文化会館についての請願が上がっております

ので、それは議会運営委員会申し合わせ事項に入っておりますので、控えていただくようお願いいたします。

4番（白谷義隆君）

議長からの話ですからね、これ以上私が言うのはどうかと思いますので差し控えたいと思いますが、一言だけいいですか。

副市長、私は個人でお尋ねをしているわけじゃないんですよ。市民の代表としてお尋ねをしているんですよ。そここのところを忘れないでもらいたい。私に全協の場で話したから話す必要はないと、それは違うと思いますよ。私はあくまで市民の代表として聞いているわけですから。個人で聞いているわけじゃありませんのでね、そこら辺は注意をしていただきたい。もうこれ以上言うなら、また議長からとめられそうですので、ここでやめます。

次に、ピアス跡地和解事項に対するその後の対応についてお尋ねをいたします。

ピアス跡地問題については、平成24年3月、ピアスアライズ社との和解契約により一定の決着を見ることができました。和解の内容は大きく2点に絞られます。1点は、跡地にある建物のアスベスト除去費用及び土壌汚染の臭気対策費用として、ピアスアライズ社は柳川市に39,600千円を支払う。2点目は、建物敷地部分の土壌汚染問題については、平成26年12月31日までに有害物質が発見されるなど新たな土壌問題が判明した場合に限り、別途協議するとなっております。

そこでお尋ねしますが、跡地建物のアスベスト除去については、どのようになっているのでしょうか。跡地にある建物は建築後、かなりの年数が経過し、老朽化も進み、軒先の鉄板は腐食がひどく、随所に破れが目立ち、壁の破損も見られます。このままだとアスベストの飛散による地域住民への健康被害が懸念されます。早急な対応が必要と考えますが、いかがでしょうか。

また、汚染している土壌対策はどのようになっているのか、あわせてお尋ねをいたします。

副市長（石橋義浩君）

ただいま白谷議員のほうからピアス跡地の建物のアスベストの除去と土壌の対策について御質問がありました。

ピアス跡地につきましては、現在、工場棟、事務所棟などが残っておりまして、今までのところ解体しておりません。できるだけ早急に解体をしたいと考えております。工場棟の屋根材の内側に吹きつけてあるアスベストの除去につきましては、建物の解体時にあわせて除去したいというふうを考えているところでございます。

また、臭気対策につきましては、平成23年度に行いました調査では臭気は確認されておりませんが、必要に応じて対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

4番（白谷義隆君）

まずアスベストの話ですけどね、解体とあわせてということですけど、先ほども言いましたけど、壁も破損をしております。見ていただくとわかりますけどね、軒下のところ、天井は下から見えませんがわかりませんがね、軒下のところはかなり破れているんですね。このまま放っておいても地域住民の皆さんたちに被害が起きるかもしれない。確かに副市長言われるように、解体時にという話は当然の話だろうと思いますけどね、では、その解体はいつごろを予定されているのか教えてください。

副市長（石橋義浩君）

解体の時期につきまして御質問がございました。

この解体するのに結構大きな費用がかかります。今相当、総務省のほうでも起債事業の考え方が変わってきておまして、これも有利な財源措置がされるかもしれないと、そういうのもありますので、それを見ながらやっていきたいと思います。

それと、もう1点つけ加えさせていただきたいと思いますが、アスベストが吹きつけてある建物というのは工場棟の1棟のみでございます。最近確認しましたところ、まだ工場棟につきましてはそれほど傷みもひどくないというような状況でございます。

以上です。

4番（白谷義隆君）

傷みはひどくない、どちらを言っているんですか。その工場の吹きつけは片方だけだという話でしたよね。どちらのほうの話を言っているんですか。

財政課長（島添守男君）

工場棟のアスベストの吹きつけにつきましては、北側の工場棟、こちらの屋根の裏に吹きつけてあるということでございまして、工場棟につきましては1棟、2棟、両方とも先日見てまいりましたけれども、アスベストが飛散しているような状況ではございませんでした。

以上です。

4番（白谷義隆君）

いや、北側1棟だけですか、天井は。南側もじゃないんですか。

財政課長（島添守男君）

南側につきましては、スレート部分がありまして、そこにアスベストが含有されているというふうな報告が1回ありますので、吹きつけは北側の工場だけだというふうに認識しております。

4番（白谷義隆君）

それ、わかりましたけどね、確かに飛散している状況じゃないというのは当たり前の話で、飛散してしまったら大変なことじゃないですか。ですから、今のうちに何とかしなければならぬんじゃないですかという話をしているんですよ。ですから、国の補助事業ですか、それを待ってと言われますけどね、いつのことかわからないじゃないですか。それをですよ、

例えば、台風とか来たときに果たして、もう古くなっていますからね、さっき言われた北側の棟でも、見られたんですか、壁が破れていますよ、軒下も破れていますよ。例えば、南側でもスレートに含まれて飛んでいくかもしれない、そうした懸念があるからお尋ねをしているわけですよ。まだ飛散していないから大丈夫ですよと、少し危機感が少な過ぎるんじゃないかなと。ちょっと台風が来れば屋根は飛ばかもしれませんよ。いつになるかわからん国の補助事業を待ってしますち、それは余りにも私は無責任と思いますけどね、市長、どうですか。

市長（金子健次君）

今、副市長ができるだけ早い時期ということでございますので、私自身も早い時期に全体的に解体したほうがいいというふうな考え方を持っておりますので、いつの時期、何月にするとかということは今、きょう発言できませんけれども、早い時期には解体に持っていきたいというふうに考えております。

以上です。

4番（白谷義隆君）

結局、いつかわかりませんよという話なんですけどね、市長はできるだけ早くと言ってありますのでね。ただ、国のそうした補助事業ができるのを待ってと言われれば、それはいつのことかわからないという話になりますからね、そこら辺も見ながら早急にさせていただかないと。はい、どうぞ。

市長（金子健次君）

副市長がそういうふうに答弁いたしましたけれども、それもありますけれども、市民に対して迷惑をかけたらいけませんので、その分については早い時期ということで、それをいつまでするかということについては明言を避けたいと思いますが、なるべく早い時期に解体をしていきたいという考え方は常々持っておりました。

以上です。

4番（白谷義隆君）

それこそ早い時期にお願いをしたいと思います。

それと、先ほどの和解契約のところでは言いましたけど、和解契約によれば建物敷地部分の土壌汚染問題については、本年12月末日までに有害物質が出てくるなど新たな問題が判明しない限り、今後一切ピアス社の責任は問えないことになっております。この敷地部分の土壌問題についてはどのように対応をしたいと思っておられるのか、お尋ねします。

副市長（石橋義浩君）

土壌問題の対応はどうかという御質問でございます。

私ども平成23年度に、土壌汚染の可能性の高い第2工場棟内2カ所を含みます全15カ所を調査しました。その結果、産業廃棄物が投棄された形跡は確認されず、局部的に土壌汚染対

策法の指定基準を超えたヒ素やフッ素が出ましたけれども、これは有明粘土層による自然由来のものと判断されているところでございます。

この土壌調査につきましては、およそ11,000千円の費用をもって平成18年度、平成19年度、そして平成23年度と3回にわたって実施してきたところでございます。その結果、ピアスライズ社に起因する有害性は確認されておりません。今後、土壌調査は必要ないのではないかと考えているところでございます。

以上です。

4番（白谷義隆君）

今の副市長の答弁は認識不足も甚だしい。そのことについて、また言いますけどね。私、聞き忘れておりましたけど、さっきの答弁の中で土壌の臭気汚染の問題で、臭気対策の件で土壌調査の結果、臭気は確認できなかったと言われましたよね。できなかったんですか、臭気は。おかしな話ですよ。

市長（金子健次君）

土壌調査の中では地下層の中に臭気はありました。そのことについては副市長がそういう答弁をいたしましたけれども、それは訂正させていただきたいというふうに思います。（「3回目がない」と呼ぶ者あり）3回目。（「3回目の調査ではなかった」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってください。ちょっといいですか、休憩させていただいて。（「休憩や」と呼ぶ者あり）いいですかね。

議長（浦 博宣君）

いいですか。

市長（金子健次君）

私の今の答弁の中では、当初のことを考えて臭気の問題について触れましたけれども、その件につきまして、担当の部長のほうから。

総務部長（大坪正明君）

3回目の平成23年度ですか、この調査のときには石けんや化粧品に使用されている香料のような臭気は本調査区域では確認されなかったという報告がっておりますので、そのことを副市長は申し上げております。

4番（白谷義隆君）

いいですか。もう少しわかった人から答弁していただかないと、わからない人が答弁しても仕方ないじゃないですか。いいですか、臭気対策については市がピアス社と和解するときには臭気対策費用として和解金をもらっているわけでしょうが。ということは、土壌調査の結果、臭気があったと、土壌汚染があったから臭気対策として和解金が出たんですよ。別に土壌汚染がなければピアス社はそれに和解金を払う必要ないじゃないですか。何を言っているんですか。余り時間がないから、もう簡潔にお願いしますよ。何のためにそれならピアス社

は和解金を払ったんですか。臭気が出なかったと。

総務部長（大坪正明君）

臭気の石けんとか、香料の臭気があったというのは、多分1回目か2回目かの調査のときだったと思いますけれども、その後、年数もたっておりますし、今後そういった土地を利用する際にそういう臭気の問題で必要があれば対応したいということで、必要に応じて対応していきたいと考えているということで副市長も答弁したとおりでございます。

4番（白谷義隆君）

いいですか、臭気が認められたんですよ。2回目であろうが3回目であろうが、どちらでもいいんですよ。土壌調査で臭気が出たんですよ。ですから、臭気対策としてピアス社は金を払ったんでしょうが。金をもらっておきながら、場合によっては、そんなばかな話がありますか。臭気対策をするということで金をもらったんでしょうもん。何でそれが今ごろですよ、これは24年3月の和解契約ですよ。本来もう既にしとかにやいかんやったはずでしょうが。相手から金をもらっておきながら臭気がありませんでしたとか、今後対応します、今後見ていきますとか、それはおかしい話ですよ。これは個人の持ち物じゃないんですよ、市民の持ち物なんですよ。ですから、臭気対策をするということで金をもらっているわけですから、もう年数がたった。2年前の和解契約のときにそれを認めたわけでしょうが、お互いに。ピアス社も市も臭気対策については認めたわけですからね、それを今ごろになって後で考えますと、それはおかしい話ですよ。

それと、あわせて答弁をいただきますけどね、さっき副市長は、土壌汚染は今までの調査の結果なかったと言われましたよね。当時ですね、和解契約をされたのはどなたか知りませんがね、ここに和解契約書がありませんので余り言えませんが、ただ、私がここにある資料だけで言えば、建物敷地部分の土壌汚染問題については、平成26年12月31日までに有害物質が発見されるなど新たな土壌問題が判明した場合に限り別途協議をするちなっているんですよ。いいですか。この契約書を結んだのは、誰が考えても建物敷地部分に土壌汚染の可能性があるからこの和解契約書を結んだんでしょう。なかったなら結ぶ必要ないじゃないですか、わざわざ。可能性があるので結んだんでしょうが。それも、建物下の土壌調査もしないでやって、何で今副市長、何で土壌汚染はないと言えるんですか。調査したんですか、建物敷地のところは。

市長（金子健次君）

大阪本社に私も行きまして、臭気対策について、その分については5,250千円という形で確認をいたしました。その分については本社のほうが支払うという形になっております。

臭気対策についてはいつの時点ですかということでございますけど、現在そのことには施しておりません、実際言って。これ、いつまでするかということじゃなくて、臭気が出ることということについては、こういう方法でいいたろうということ試算をいたしました。

5,250千円、そのことは否定をいたしません。

それとあわせて、建物の中には2カ所、これは白谷議員も立ち会っていただいたと思いますけれども、2カ所厚いコンクリートをはつって、掘削をいたしまして調査をいたしました。その結果については異常がなかったというふうに思います。

それとあわせて、私のほうで柳川市として向こうに食いついたのは、もし万が一、建物を解体して、これは平成26年12月までに解体することは言っておりません。もしそれまでに解体したときに何か出れば、その分については云々という形の条項をこちら側が求めたということでございます。嫌がったんですけれども、そのことを求めたということでございます。

以上です。

それで私自身は、2カ所の掘削をして、なかったという見方をしております、万が一解体をしたときに、平成26年12月まででいいですかということが向こうとの交渉の経過でございます。平成26年12月までに解体をするということの確認はしておりませんのでということによろしいですか。

4番（白谷義隆君）

私は、26年12月までに解体する、しないの話はしていないんですよ。ただ、市長は2カ所工場の下をしたと言われますけど、それは南のほうをしたわけで、北のほうもあるじゃないですか。万が一のためにしたと言われますけど、万が一のために和解契約を結んだでしょうもん。それは有害物質が出てくるかもしれないから結んだわけですからね。市長言われるように、出てこないならする必要ないじゃないですか。

市長（金子健次君）

白谷議員は当時、大和町の役所に勤めてあったですね。1棟目のときには、1棟目の工場敷地というのはそこに埋設するようなことで建設されたとは私は思っておりません。2棟目のほうは後から建ったというふうに私は思っておりますけれども、そのとき、企画課長か何かしてあったかどうか知りませんが、随分詳しく知ってあると思います。それについては、どの場所を掘削して調査をするかということは議会に相談いたしました。建物の敷地の真下は2カ所でもいいだろうと、2棟目の南側だけで、いいだろうという了承を取りつけて調査をしたわけですので、今あなたが言う北側のとまでしなかったじゃないかと言っても今さらおかしいんじゃないですかね。私はそのときの話というのは、この2カ所だけでいいじゃないかということで、費用がかかってもいいじゃないかと、10,000千円を投じて掘削をして調査をしたわけですので、そういうふうに理解しております。

4番（白谷義隆君）

私の当時の話はどうでもいいんですけどね（「何ですか、当時どうでもいいて」と呼ぶ者あり）いやいや、役場の職員のと時の話は、これはずうっとピアスは前の話ですから、

(「私が言いたいのは、その当時はまだ農地からの立ち上げですよ」と呼ぶ者あり)

議長(浦 博宣君)

今、白谷議員の発言中です。

4番(白谷義隆君)

いいですか。市長は和解契約の中 何回も言いますけどね、万が一といってもですよ、土壤汚染の可能性が否定できなかったから和解契約のところその条文を入れられたわけでしょう。否定できなかったんでしょ。工場跡地、工場敷地にあるかもしれない、否定できなかったからわざわざ入れられたんでしょもん。それが全く可能性がなければ、何でわざわざ入れたんですかやん。万が一でも可能性があるから和解契約の中に入ったわけですから、それを2カ所南側を掘削したのは確かにしましたよ。ところが市長はその後に、掘削した後に、南側の分は土壤調査をした後に最終的に工場敷地部分については調査をしていなかったから、全部はしていないじゃないですか。していなかったから、その土壤汚染の可能性があるから和解契約を結ばれたわけじゃないですか。それを今ごろになって、入る可能性はないとかち、それは市長おかしい話ですよ。

市長(金子健次君)

和解の段階で一番問題になったのはその時点なんですね。万が一云々というのがありました。ただ、あの調査を2カ所して、そして、その2カ所については議会の了解をつけて敷地にあるんじゃないかと、建設跡地にあるんじゃないかと、そのおそれは一番南棟にあったわけですね。南棟にあって、それを何カ所もするよりも費用がかかるから最低2カ所でいいじゃないかということは議会の了解を取りつけて、しかし、私のほうは万が一あの2棟を解体したときに出たときのことを、向こうは嫌がったんですけど、嫌がったて失礼かですけどね、そのことを入れさせていただきました。そのことはもし、ことしの12月までに解体をするとするならば、もし万が一出た場合にはその分はきちんと見てくださということをお願いしたわけございまして、私は全体的に10,000千円かけて、調査を3回ともやって、私はそのことは問題なかったというふう感じておるところでございます。

4番(白谷義隆君)

話が全くかみ合わないというのかな、市長はあえて言っているんでしょけどね、先ほどから何回も同じ話を繰り返して、可能性があるから入ったわけで、市長みずからがさっき言われるように26年12月までに解体したときに出てきたら困るということで入れられたと言いましたよね。(「そうそう、はい」と呼ぶ者あり)そしたら、26年までに解体しなければそのことは不問に付するわけですか。出たらどうするんですか、解体したときに。

市長(金子健次君)

そのことについては、26年までに解体をするということについては、そのためには、解体する方向にないと私思ったんですね。それで、2カ所だけは最低しておかなければならない



と。もし万が一にいろんな話が出てそれを解体することになれば、利用することによって解体すれば万が一出た場合にはその分については補償してもらいたいということを言っております。そのことはあなたが言うのと同じような内容ですよ。ただ、26年までには、逆に言えば26年12月までに解体をせんといかんじゃないかという理論にはならないんですよ。（「いや、違う違う」と呼ぶ者あり）あなたが言っているのはそういう言い方なんですよ。（「誰も言っていないでしょう」と呼ぶ者あり）そういう言い方やった、今の言い方。そんなら、調査されんじやっかということでしょう。

4番（白谷義隆君）

私は26年12月までに解体せろちは一回も言っていないよ、そんな話は。（「いや、そうしないとわからないでしょうもん、それは」と呼ぶ者あり）解体しなければわからないということはないでしょう。（「今言ったんですよ、あなたが」と呼ぶ者あり）違う。（「今言っている」と呼ぶ者あり）市長が12月までに解体するつもりだったから、そういう和解契約をしたと（「それは言っていない」と呼ぶ者あり）言われたから（「言っていないですよ」と呼ぶ者あり）違う、そういうふうに私は聞いたんですよ。（「いやいや、言っていない。言っていないんですよ」と呼ぶ者あり）さっきの話と、それはもうどうでもいいですけどね、どうでもいいですけど、（「どうでもいいというわけいかなです」と呼ぶ者あり）何で。（「どうでもいいわけいかない」と呼ぶ者あり）12月に解体するかせんか、それでよかやん。12月までに解体するが、解体せんめえが。私が言っているのは……（「12月までに解体する」と呼ぶ者あり）いかんやんね。

市長（金子健次君）

私の責任じゃないでしょう。12月までに解体したときに出た場合にはそういうことを補償してもらいたいということはピアス本社に申し上げたということで、そのことは12月まで、あなたは今、12月までに解体せんと出らんやんね、わからんやんねちいうことだったけど、そういう意味ではないですよということを言ったんですよ。

議長（浦 博宣君）

まとめてください。

4番（白谷義隆君）

まあいいです。12月までに解体しなければわからないちいう話は私は言った覚えはないけど、そうじゃなくてもですね。（「言っていないわけですね、はい、わかりました」と呼ぶ者あり）いいじゃないですか、それは。ただ、市長も、もう2分ですからね、これ以上言いませんけどね、ただ、私が言いたいのは土壌汚染の可能性があるので和解契約にわざわざ入れたんじゃないですか。それを今、12月31日までに出来たときは困るからという話なんですけどね。（「私に言わせてください」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってくださいよ、人が話しょつとに。（「あなた、一方通行で終わっているから」と呼ぶ者あり）違う違う。ただ、そう

いうふうにおそれがあるということで和解契約を結びながら、それを、もう南側の工場をしたときに出なかったからもうないんだという話は、それは和解契約の経緯からしても私は市長が言っているのはなかなか納得はできない、そう思いますよ。

議長（浦 博宣君）

最後です。

市長（金子健次君）

白谷議員は誤解してあると思います。それは、なぜあの2カ所を選定した経過というのは、議会に十分相談しました、2カ所でいいんじゃないかと、費用もかかるし。3回も土壌調査をやりました。問題がなかったわけです、10,000千円の費用を投じました。その分ではピアスは、臭気を抜くために五百何十万円は認めてくれました。しかし、北側の棟については当初から建設をされて、農地に造成をした段階で改めてコンクリートをはつって必要ないということで、こちらの北側の、後で建設されたところに少し残っているんじゃないかということでしたわけでございますので、その分については理解を得て、あの建物を平成26年12月までに解体するとなったとき、もし万が一出た場合にはそのことは見てくださいということをお願いして、かなり嫌がったんですけども、そういうことをとったということで、あくまでも12月までに解体しないとわからないじゃないかと言われるけれども、そういうことにはなりませんよということを行っているんですよ。済みません。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、白谷義隆議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時1分 休憩

午後2時11分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、16番緒方寿光議員の発言を許します。

16番（緒方寿光君）（登壇）

皆さん御苦労さまです。16番緒方でございます。

早速、一般質問を行います。

今回の私の一般質問は大きく3点であります。

1つ目は、西鉄柳川駅西口の整備計画に対しての質問になります。

なぜ、今、この質問を行うのか。ことしの1月14日に、私は西口の整備計画案の図面を担当からもらいましたが、大変驚きました。何と、西口には一般車が送迎時の乗降スペース、4台分しかありませんで、おまけに駅に車を横づけし乗降できるスペースはありません。ましてや、一般車がロータリーに進入する車線、それは1車線でありまして、一般車の送迎時

に全く配慮されていない整備計画ではないかと強く感じたからであります。

多くの西鉄柳川駅の利用者の方々からも、多額の税金を投入していながら、一般車利用に対しては全く使いづらい計画ではないか、何のための整備なのか、ブーイングの声を聞いております。

そこで、私は、早急に問題解決のために変更できるところは計画変更すべきではないかと考えておりますが、この点につきまして金子市長の今後の方針をお尋ねいたします。

2点目は、小・中学校の土曜授業の取り組みについて質問をいたします。

平成25年9月の議会で、私はこの質問を、土曜授業推進の立場で質問をさせていただきました。そこで、あれから5カ月が経過したわけでありましたが、改めて質問をいたします。特に、市の方針が決まっておれば、ぜひ聞かせていただきたい、そう考えております。

最後の3点目の質問は、柳川市の障害児の支援のあり方についてであります。

なぜ、私がこの質問を行うのか。それは、利用者からの苦情、問い合わせ、最近では頻繁にあっております。具体的には、どこに相談に行ったらいいのか、さっぱり窓口がわからないではないかといったことが、障害児をお持ちの親御さんから話があつております。

そこで、どこに問題があるのか。今回、市長は所信表明で、子育て福祉のまち柳川を強くうたつてありますが、現時点で柳川市の問題点をどう把握されているのか、そしてまた、今後の方針はどうするのか、率直にお尋ねをいたします。

以上、私の質問は3点になります。

そこで、1つ目の質問に戻りますが、まずは西鉄柳川駅西口の整備計画について、柳川市の現在の計画、特に一般車の送迎時の乗降スペース、待機スペースを中心に、簡単に説明してください。

2回目以降の質問は自席から行います。執行部におかれましては、私の質問の要旨につきましては全て既に通告をしておりますので、簡潔明瞭な答弁を強く求めます。

以上です。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

緒方議員の御質問にお答えいたします。

マイカー送迎乗降スペースの位置と台数につきましては、議員に以前御説明してありましたとおり、西口に4台、東口に5台を配置しているところでございます。

また、待機スペースにつきましては、東口に9台を配置いたしております。

そのほか、西口にはバス乗り場を3カ所とタクシー乗降所を1カ所ずつ、東口にはバス乗り場を2カ所、タクシー乗降所を1カ所ずつ配置しているところでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

そうしますと、この計画について、この計画のコンセプト、考え方、概念といたしまし

か、そこを簡単に結構ですので、聞かせていただけませんか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

整備コンセプトに関する質問にお答えいたします。

本市の現在の状況は、緒方議員も御承知のとおり、少子・高齢化の進展や若年層の転出により市の人口や公共交通の利用者は減少いたしております。しかし、将来のまちづくりを考える上で、定住人口や交流人口の増加は重要な課題であると考えております。

また、交流人口の一つである観光客の約3割強の方が西鉄を利用されていることを考えますと、駅周辺の整備では交通結節機能の強化はもちろんのこと、交流人口の増加につながるような機能も重要であると考えております。

そこで、整備のコンセプトを「柳川市の玄関口として、市民・来訪者の交流空間の創出」とし、西口の駅前広場を観光に、東口の駅前広場を生活に重点を置いた位置づけとして役割分担し、東西の駅前広場が一つの空間として連携することにより、交通問題に対処するとともに、にぎわいや交流空間の創出を図ることといたしておるところでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

私は、特に自由通路、そして西口の広場の整備ですが、これについては約21億円の予算だと認識していましたが、この西口のみでの整備に係る予算と財源、それを簡単でいいですから教えてもらえませんか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

予算と財源についてのお尋ねでございます。

現在、昨年（平成25年）12月議会で補正の議決をいただいております結果、自由通路や西口駅前広場などを含めまして約21億円でございます。うち、740,000千円が社会資本整備総合交付金の交付金額というふうになっております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

そうしますと、今回のこの計画については、どこで誰がどんなふうな形で、この西口の計画をつくってあるんでしょうかね。そこを簡単に結構ですので、教えてもらえませんか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

現在の整備計画につきましては、居住者や観光客の増加と利便性の向上につながるような駅及び駅周辺の整備に関することや、市民参加を通じた整備計画の策定と整備後の利活用、維持管理に関すること、また、駅周辺整備から波及する観光まちづくりなどの地域活性化方策に関することの協議、検討を目的として、平成24年1月に、学識者、西日本鉄道株式会社、建築、交通計画、工業デザインなどの専門家と、本市からは石橋副市長、建設部長並びに建設課、観光課、区画整理推進室室長の関係課長に加えまして、私、まちづくり課長で構成す

る西鉄柳川駅周辺地区デザイン検討会議を設置いたしまして、設計条件の整理や全体整備コンセプト、具体的デザインの検討、市民ニーズ等の反映など、現在の事業計画に関することのほか、駅周辺の利活用に関する検討について協議を行っており、これまで6回開催いたしております。

また加えまして、整備計画や駅周辺の利活用に対して広く市民の意見を反映するために、農業者、漁業者、商工業者、ボランティア団体から成る西鉄柳川駅周辺市民ワークショップを平成24年6月から、これまでに計11回開催いたしております。

さらに、平成25年3月には、柳川駅周辺の未来図シンポジウムを開催し、整備コンセプトから具体的な整備内容まで説明を行い、また、駅周辺整備とまちづくりに関するパネルディスカッションや市民との意見交換を行っております。

こうした議論や意見交換を通していただいた市民の皆様の御意見も参考に計画を策定いたしておるところでございます。

今後は、整備後の駅周辺の利活用に関して議論を行い、市民ワークショップの皆様だけでなく、できるだけ多くの市民の皆様と協働しながら、駅周辺のにぎわいにつながるような取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

簡単に結構ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ここに、ちょっと下手くそなんですけれども、パネルを、パネルと申しましょうか、拡大コピーをつくっています。多少見づらい点があるんですけどね。

西口は、送迎車の乗ったりおりたりするスペース、4台なんですよね。ただ、この4台のほかに待機スペースは、実はどこにもないんですよね。駅の前は、バス1、バス2、バス3、そしてバリアフリーの乗降口、そしてタクシーの乗降口ということなんですよね。東口は、待機場がきちんととってありまして9台と、一般車の乗降スペースは、送迎車の乗降スペース5台ということなんですけどね。

特に私がどうかと思ひますのは、この車線が1車線で、仮に、ここ4台が乗降するとき、この1車線しかないもんですから、非常に時間帯としては身動きとれないことになりやせんかと。どこにもないんですよ、待機スペースは。それは、市の見解としてはどうなんですか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

緒方議員の質問にお答えいたします。

平成21年度に市の利用状況を調査した結果では、駅前広場が混雑する時間帯は、朝夕の通勤通学の時間帯となっております。逆に、観光客が通る時間帯は、こうした通勤通学の利用者が少ない時間帯となっておりますので、利用の時間帯が異なっている状況でございます。

また、今回は、駅の東西に駅前広場を整備いたしますので、利用者は分散し、西口は送迎車両を含め車の利用台数は減少するのではないかと見ており、さらに、福岡県警察本部交通規制課の指導のもと、安全対策にも十分考慮して検討してまいったところでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

突っ込んで質問します。

そしたら、東口に一般車の送迎車が回るということで想定されていますが、その根拠と、今、1日台数どれぐらいの送迎が西口にあっていいのか、そこを聞かせてもらえますか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

東西の駅前広場の利用割合の根拠等についてお尋ねでございます。

まず、西鉄柳川駅周辺の道路の整備状況や利用状況を見ますと、有明海沿岸道路の整備に伴い、駅周辺道路から沿岸道路へと利用が増加しており、平成29年度に全面開通することを考えますと、さらに利用は進むものと考えております。

また、この有明海沿岸道路から駅東口が非常に近いことを考えますと、駅東部の地区はもちろんのこと、道路の沿線地区の方々にとって非常に利便性が高くなります。

こうした状況から、駅東口に車で来られる方の割合を考えますと、現在の利用者の約6割ほどが東口利用になるのではないかと改めて考えているところでございます。

また、現在の最高で混み合います時間帯、市のほうで確認いたしておりますけれども、朝の一番混み合います時間帯で10分間で92台です。夕方は、それより少ない67台というふうに市のほうでカウントしているところでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

そのピークの台数はわかりますが、実数として1日どれぐらいの送迎の車があるんですか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

1日のトータル台数、ちょっと今のところ持ち合わせておりませんので、後で御連絡差し上げたいと思います。

16番（緒方寿光君）

持ち合わせないのに、5割だとか4割、6割回るとか、そういう論点でいいんですかね。ちょっと私は理解に苦しみますけどね。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

先ほど申し上げました6割等につきましては、沿岸道路を利用される、柳川市内の中で蒲池地区であったり、三橋、大和の住民の人口の分布と、西側を利用される旧柳川、それから東側については市外であります大川、みやま等を勘案いたしまして、人口的に換算いたしましたところ、6割の方がそちらのほうに回るというふうに計算しているところでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

そうしますと、4割は西口だということなんですけど、それにしても東口が送迎車の乗降スペース5台と一般待機車9台。こっちは、乗降車は4台、待機スペースはない、しかも、1車線で路上駐車しかできない。路上駐車しかできないと言うと怒られますけど、ないでしょう。当然、6割、4割ということであれば、待機スペースがあってもいいんじゃないですか。

特に、タクシー協会からいろんな話が出ていると僕は聞いていますが、特にこのバス1、このバスの乗降スペースをタクシー協会としては使わせてもらうことができれば、このタクシーの乗車、降車のスペースをマイカーの乗車、降車スペースに使ってもいいんじゃないかというような声があったと私は聞いておりますが、それはいかがですか。

建設部長（野田 彰君）

私のほうからお答えをさせていただきます。

計画当初は、タクシー協会から駅に一番近いところ、先ほど言われました1番のところの要請はありました。その後、タクシー会社4業者と数回協議を重ねまして、現在計画している位置に協議が調ったということでございます。

先ほど、緒方議員から4台のスペースのところは1車線だったら通れないじゃないかという質問がありましたけど、そこはもう、その4台分のところは2車線になっておりますから、一般車は通行できるということになります。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

いや、私が言っているのは、4台の乗降スペースは確かにあるんですが、こちらが1車線しかないの、待機の車が仮にここにとまった場合に、この4台は身動きがとれなくなるんじゃないかということなんです。そこはどうなんですか。

ですから、待機のスペースが、9台とは言いませんが、やっぱりどこかに、この計画の中に含める必要があるのではないかということをお話をしているんですけどね。

建設部長（野田 彰君）

確かに、4台、そこに並んで、一般車が通れば、なかなか出にくい状況下になるかと思えます。駅をおりてこられる方が順番に並んでいる順におりられるとも限りませんので、その辺は若干出にくい状況も出るかと思えます。

待機場所を別にとということなんですけど、あらゆる角度から、例えば、先ほど課長のほうから、マックスで67台、今まであったと、実績があったと、それをこちらで試算しております6対4で計算しますと、西口にマックスで27台程度と、10分間のうちですね。それをいかにはく

かということが今後の検討課題でございますが、その辺についても、何と申しますか、賢い送迎の仕方と、ちょっと表現があれですけど、そういうルールをつくって、実績をつくって、経験をつくって、渋滞しないようなルールづくりと申しますか、そういうことをやっていきたいと、そういうふうに考えているところでございます。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

私は、特に西口、今現在の西口の現況なんですけどね、特に川下り業者の送迎バスとか、いろんな観光客が今度おりてきて、いろんな送迎もふえると思うんですよね。現実的に。一般の送迎車だけに終わらずに、そういうものがどんどん入り込んでくると。確かに、今、部長がおっしゃったように、東口に指導します、こっちを使ってくださいという方法は、ないとは言いませんけどね。特に、これ、神奈川県橋本駅というのがあって、今、商業施設で一時待機をして、待機乗降スペースまで時間を置いて、見計らって来いというようなやり方をしているんですけど、実はこれは全体のごくわずかしかな、実は、何というんですか、期待したようなことには全くなっていないということなんですよね。

ですから、私は、今まだ計画の段階で、いつ着工されるかわかりませんが、計画できる場所はもう一回、全てとは言いませんが、やっぱり練り直して折衝するぐらいのことは今必要じゃないですか。できてしまってから、ああじゃない、こうじゃない、警備員さんをお願いするということじゃ、僕はちぐはぐじゃないのかなと思いますけどね。いかがでしょうか。

副市長（石橋義浩君）

ただいま議員のほうから、柳川駅の今の整備方針について見直したらどうかという御質問だったかと思えます。

この西口の整備の案件につきましては、柳川市にとっても大きな課題でございます。これについては、日ごろから市長と協議をしましてまいっております。また、先ほど、まちづくり課長の答弁にありましたとおり、私は柳川駅周辺地区デザイン検討会議のメンバーでございますので、そういった観点から、私のほうから答弁させていただきたいと思えます。

このデザイン検討会議につきましては、専門家の方に寄っていただきまして、私ども行政とか事業者含めて構成しておりますけれども、観光都市柳川らしい、また柳川の顔としてふさわしい柳川駅周辺整備のあり方について24年1月から現在まで6回にわたって議論してもらっております。その間、ワークショップも11回開きながら、市民の声も聞いてまいったところでございます。

現在進めております西口を含めた駅周辺の整備計画は、こうしたワークショップ等の成果、警察などの関係機関との協議、そして交通事業者との協議など、さまざまな過程を経てまとめられたものでございます。デザイン検討会議においてまとめられたものでございます。こ



の計画は、柳川をもっと魅力的で、もっとにぎわいのあるまちにしようという強い思いを持った市内外の方々の知恵の結晶であります。

したがって、私どもは、この計画どおりに今後とも整備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

このまま整備をされたいということなんですが、そうしますと、ここの車両プール等々の着工はいつぐらいを考えてあるんですか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

駅前整備につきましては、現在、自由通路を駅で見ることができると思いますけれども、駅前広場につきましては、連休明け、今年5月ぐらいから着手にかかろうというふうに考えているところでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

5月ということですけど、今、3月ですよ。僕はもう一回、今、課長からも話がありましたけど。東口、西口、特に地域性があると思うんですよ。西口は、やはり柳川、城内、宮永、両開、昭代ですね、そういうやっぱり地域性でこちら側を使われる方は多いと思うし、東口は蒲池だとか三橋、当然、大和町、みやま市ですね、やっぱり地域性はあると思うんですよ。やっぱり踏切もありますのでね。幾ら沿岸道路を使われるから、必ず6対4になりますとか、そういうことは僕はならないと思っているんですよ、実は。

そういった意味では、まだ多少時間があるわけですから、全てとは言いませんけど、やっぱり待機場を、一般車の待機場をどこかに設けるだとか、そこをもう一回検討されるべきじゃないですか。もう一度質問いたします。

市長（金子健次君）

緒方議員のほうから再考的な形の見直しをすべきじゃないかというふうなことの意見で、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

計画図が、実際、最初に見た段階で、緒方議員というのは、そういう気持ちの分は私も一瞬見た瞬間に、大丈夫かいなという気持ちが確かにありました。しかしながら、ずっと説明を受け、そしてまた、今なぜあんなに渋滞になっているのかといったら、逆に言ったら、駅前の広場があんなに何台も待つようになったのが大きな要因があって、それはやっぱり福岡県警の交通規制課に指導いただいた分が、逆に言ったら一本にしたほうがかえっていいということと、今回、柳川市は東口に駅をオープンするというようなことを鑑みると、割合的には6、4と言っていますけど、もっとももっとふえるんじゃないかというふうに見ております。

確かに、両開とか、そういうところについても、私は有明海沿岸道路を側道の分から入っ

てこれると、それにぶら下がっていますので、そういう意味からいうと、東のほうに入ってくると。仮に、山川の人たち、三橋の人たちも、モリドラッグの、あそこの豊原から入ってきて、東口に入っていくという方が多いんじゃないかというふうに思っております。

それともう1つは、東のところはエスカレーターでありたら、すぐに待っておって、雨にぬれなくて済むという形になると思いますので、信号機も少ないという見方をしております、これは時間が経過しないと、そういうふうにならないというふうに思います。一定のマナーやルールがある程度しばらくすればできるんじゃないかというふうに思います。

私自身、元三橋町役場職員でございました。いろんな形で、あの広場については頭を痛めておりました。そして、今大きな要因というのは、あのときに放置自転車がたくさん歩道に飛散をしておりましたので、その分については、柳川盲学校、今、柳川支援学校ですけれども、そこからお願いがありまして、歩道が戦場になっているということで、その対策として、そのときの町有地とあわせて、ナフコさんをお願いして、場所を提供いたしました。しかしながら、それを設けましたけど、イタチごっこだったですね。しばらくの間は、ずっと私たちも朝立ちをいたしまして指導しましたけれども、半年間、1年がかりでやっと今のような、20年かかって今の状態になっていますけど、ルールが守られてきたというふうに思っております。

また、私は、今回の有明海沿岸道路の全面開通は29年ですけれども、しかしながら、大川や筑後や、そしてみやま、大和、全ての方がこちらの、蒲池の方も含めて、私は東に入ってくるんじゃないかというふうに思っておりますので、6対4ですけれども、それ以上になるんじゃないかという見方をいたしているところでございます。

時間がありませんので、そういう考えで、一定こういう形で進めさせていただきたいという考え方でございます。

16番（緒方寿光君）

この件については、私は、再度申し上げておきますが、私自身は現実論者ですから、現実を見て話をしていますので、特に先ほど話がありました送迎車の総数の実数さえわからないというようなことで、6対4だという話で納得できるはずないんですよ。納得できませんよ。

で、私自身は当然、この柳川の駅というのは、この柳川市のこの駅というのは、大都市とは全く違うと思うんですよ。大都市は、それはその駅の中に地下鉄が入り込んでおったり、いろんな私鉄が入り込んでおったり、手段はいろいろあるんですよ。バスもそうですけど、綿密なバスのコースもいっぱいありますのでね。でも、柳川の場合は、僕は、マイカーを利用するとか、マイカーの送迎車、結構それが占めていると思いますよ。

だからこそ、景観だけにとられるんじゃないくて、要は交通機能を、やっぱりしっかりなげ議論しないのかという考えでおりますので、私としては、ぜひ待機場ぐらいは最低でもつ

くるのが常識ではないかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移ります。

次の質問は、土曜授業についての質問になります。

特に、先月の2月14日に西日本新聞で、福岡県の教育委員会が新年度の4月から土曜授業、県内58市町村ですか、そして全ての小・中学校、これが689校を対象に、教員OBらによる、そして外部講師によります土曜授業の方針を打ち出してあるということで西日本新聞に掲載されておりました。そして、県のほうにも私確認しましたら、確かにその方針で進んでいるみたいです。

そこで、今回、土曜授業について、特に基礎学力の向上を図るとというのが目的になっているみたいでして、そしてまた、具体的には、この福岡県は実は外部講師の交通費ですね、これを55,000千円、補助金として新年度に実は予算計上をするということなんです。

そして、月2回を上限に土曜授業をやりたいというような方針を出しておりますが、これについて柳川市の教育委員会の把握と申しましょうか、このことについての把握をどれくらいされているのか、聞かせていただけませんかでしょうか。

学校教育課長（松藤敏彦君）

緒方議員が先ほど申されました2月14日の新聞報道の福岡県教育委員会の方針につきましては、まだ福岡県教育委員会から正式な通知や説明はあっておりませんので、把握はできておりません。

以上です。

16番（緒方寿光君）

把握できていないということで、ちょっと残念に思うんですけどね。私自身は県のほうに聞きまして、それはあるということなんです。

そしたら、柳川市は平成24年から、これは平成25年9月に私の質問に対して教育長から答弁をいただいております。全ての市内の統一ではなくて、地域の状況、そして子供たちの状況を考えながら、校長が総合的に最終的に判断して、そちらのほうの判断に任せるという立場をとってきているという答弁を黒田教育長からいただいておりますが、これまで、それから24年からこれまでですね、柳川市の取り組み、その成果、このことについて質問をさせていただきたいと思ひます。

学校教育課長（松藤敏彦君）

本市では、福岡県教育委員会が平成24年3月22日に出しました小・中学校における土曜授業の実施に係る留意点についてを踏まえまして、各学校の判断により実施することといたしておりました。その結果、平成25年度につきましては、小学校が1校、年3回実施をしております。中学校も1校が年5回実施をしております。

成果といたしましては、授業時数に余裕が出たということや、保護者の授業参観が多かっ

たなどが上げられております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

御答弁ありがとうございます。

そうしますと、これまで学校によって何回かやっているということなんですけどね。私自身は、平成25年9月、先ほども話しましたが、一般質問をして、これから検討して、どうするか考えるというような黒田教育長からの話をいただいております。そして、今回、県の土曜授業の取り組みの方針を受けて、この柳川市はこれからどうするのか、土曜授業にどんな形で取り組むのか、そこを具体的に教えていただければと思います。

教育長（黒田一治君）

お答えをしたいと思います。

昨年9月議会で、先ほど議員のほうがおっしゃいましたとおりの形で答弁をさせていただいております。

その後、国のほう、いわゆる学校教育法の施行規則が改正になりました。この改正によりまして、これまでは特別の事情によりという、そういった規定がございましたけれども、設置者の判断により土曜日に授業ができるということが、より明確な規定に変更になりました。これを受けまして、この間、教育委員会内部等でもいろいろ議論もし、調査もしながら検討してまいりました。その結果を受けまして、12月20日、教育委員会を開催いたしまして、そちらのほうで、26年度につきましては土曜授業を全ての小・中学校で年間3日以上実施すると、これは26年度は試行という形で考えておりますけれども、3日以上実施するという、こういった基本方針を決定いたしております。

この試行の結果を受けまして、それぞれの学校の成果、課題等を集約して、よりよい授業展開になるように考えていきたいと考えております。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

実は私は、これは私の、ちょっと資料を読んで勉強した部分なんですけど、土曜日の教育活動、これは実は3つあるということにして、教師が行う教育課程内の土曜授業、これが1つですね。それと、学校が主体の教育課程外の土曜授業、それと教育委員会などが、学校以外を主体とする土曜学習というのがあるということなんですけど、今回のこの柳川市の、先ほどの教育長の方針はどここの部分に当たるのですか。そこをちょっと聞かせてもらえませんか。

学校教育課長（松藤敏彦君）

先ほど緒方議員のほうで3つの土曜授業、土曜課外授業、土曜学習授業というのを上げられましたけれども、来年度、柳川市が実施を考えております土曜授業につきましては、各学

校の教員が行います教育課程内の土曜授業ということに当たります。

16番（緒方寿光君）

御答弁ありがとうございます。

そうしますと、私自身は、年間3日以上ですか、そういう方針は本当にいいことだと私は思っているんですけど、もっと柳川市の特徴を生かして、もう少し、具体的に言えば、何と申すんですか、教育委員会でできる範囲で、やっぱり土曜学習ぐらいの、市の職員の中でも優秀な職員がたくさんおられますので、そういう職員が御自分でぜひという希望をされて、土曜日の外部の講師にでもボランティアで出ていくぐらいのことも、兼ねてやったほうがいいんじゃないですか。そこに全て学校の先生にお任せするというのも一ついいことだと思うんですけどね。年間3日以上ということなんで、もう少し回数をふやされたほうがいいのではないかと私自身は考えておりますが。

特に、学習の、先ほど話をしたように、開かれた学校づくりも、それは大事なんですけど、要は、これからは、ちょっと中学校の学力も全国から下がっていますので、キャリア教育とか道徳教育もそうなんですけれども、学力の向上という意味で、もう少し、先ほど言った外部ボランティア、これは市の職員だって土曜日午前中に講師をされるぐらいのことが必要じゃないんでしょうか。特に中学校、学力下がっていますのでね。そこをもう一回聞かせていただけますか。どういう考えをお持ちなのか。

教育部長（高崎祐二君）

先ほど教育長のほうが申し上げましたように、26年度は試行ということで考えております。そこで、いろんな課題、問題点を探りながら、やっぱり次のステップを踏むべきではないかというふうに考えておるところです。

それと、課長のほうが申し上げましたように、新聞記事で載りました外部講師というのが本当に土曜日だけしか使えないのか、いろんな補充学習あたりで使えるのかというのが、実際まだ県のほうから正式な通知は来ておりません。やっぱりそういう通知を待って、具体的に動いていきたいというのが今の教育委員会のほうの考えという形になっておるところです。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

私が聞いたところによりますと、福岡県議会は大体3月28日で閉会される予定なんですけど、そこまでにはやはり具体的なものは議論されると思うんですよ。その後、それを受けて、そしたら柳川市としてどうするのか、いつぐらいまでに結論出して、いつぐらいから具体的にやり始めるのか、そこをもう一回聞かせてもらえませんか。

教育部長（高崎祐二君）

先ほども申し上げましたが、やっぱり県の方針がどういう形で出てくるかというのが今の

段階では一番大きいと思います。いわゆる補充学習あたりにつきましては、各小・中学校もかなり努力をされておられます。夏季休業期間中の始まり、終わり前とか、そういう形でも今実施をしてありますので、そういう状況も見ていきたいというふうに考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

最後の、これは強い要望になるんですけども、やはり柳川市の場合は実態、中学校の学力が落ちていきますので、私は、基礎学力の向上はもちろんのこと、キャリア教育、これは県で今いろんな検討がされていると思いますし、あとは道德教育、これも検討されていると思いますので、その県の方針をじっくり、やっぱり受けて、本当に柳川市が取り組むもの、何をするのかということ再度、多少充実させられるぐらいのことを考えていただきたいと強く要望をいたします。

この質問についてはこれで終わります。

最後に、3番目の質問になります。

柳川市の障害児支援のあり方について質問をいたします。

まず初めに、柳川市内の障害児の人数がどこで把握されてあるのか、これについてお聞かせください。

福祉課長（稲又義輝君）

市内の障害児の人数の把握はどこで行われているのかということにお答えいたします。

本市で障害児の人数を把握しておりますのは、障害者手帳の受け付け業務を行っております福祉課でございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

そうしますと、その人数はおよそ何名ですか。この3年間の推移がわかれば、それも一緒に教えていただけませんか。

福祉課長（稲又義輝君）

人数についてお答えいたします。

まず、知的障害であります療育手帳をお持ちの方のうち18歳未満の方が平成24年3月末で95人、平成25年3月末で99人、平成26年2月末で103人でございます。

次に、身体障害者手帳をお持ちの方のうち18歳未満の方が平成23年3月で49人、24年3月末で57人、25年3月末で57人でございます。

次に、精神保健福祉手帳をお持ちの方のうち20歳未満の方は平成23年3月末で3人、24年3月末で7人、25年3月末で7人でございます。

次に、自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方のうち20歳未満の方が平成23年3月末で40人、平成24年3月末で41人、平成25年3月末で55人でございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

そうしますと、障害児の受け入れ施設と申しましょうか、通所施設、そして通所サービス、そして入所施設ですね、これが具体的にどうなっていますか。施設ごとに簡単で結構なんで、実数だけ教えてもらえませんか。

福祉課長（稲又義輝君）

平成26年2月末現在、障害児の在宅サービスの利用者数につきましては72名となっております。

サービス内容と利用者数につきましては、まず26年1月利用実績では、放課後等デイサービス利用が市内、りんどう、空、宝箱、柳川療育センター、4カ所と、市外6カ所の事業所で60人が利用されております。

次に、児童発達支援通園利用が12人、内訳としましては、大牟田市の施設が11名、小郡市の施設が1名となっております。

次に、障害児施設の入院、入所状況でございますが、福岡県の所轄となりますので、大牟田児童相談所からの情報によりますと、平成26年2月末現在で柳川市内の施設に1人、佐賀県の施設に1人の利用ということでございます。

次に、柳川市の事業となります日中一時サービス利用者数は65人でございまして、保護者からの要望もございまして、市内外の事業所38カ所と利用契約を結んでおります。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

まず、私がちょっと確認させてもらいたいのが1つあります。それは、障害児の支援の全体的な流れなんですけど、これは一般的な話なんですけど、まず乳幼児の健診があります。そして、その健診で多少発達がおくれているんじゃないかと心配される場合に、医師、臨床心理士というんですか、その健診が行われて、そして療育の必要があると認められた場合に手帳の申請、そして交付、それから施設の紹介等々があると思うんです。その後は、未就学児の、要は通園、親子通園ですね、そして、この療育だけでは不足だということであれば、親子分離療育が必要な場合は障害児の通所支援ということになります。そして、その後は幼児通園施設、さらには特別支援学校入学になるわけなんですけど、この流れは私が言ったような流れで間違いないでしょうか。柳川市の流れがもし違うのであれば、教えてもらえますか。

保健福祉部長（高田淳治君）

お答えいたします。

柳川市の障害児支援のことでございますので、関係課がまたがるということで私のほうから答弁をいたします。

担当課もお示しをいたしたいと思うんですが、まず、乳幼児の健診を担当しております健康づくり課がございます。次に、保育所を所管しております子育て支援課がありまして、障害のある子供さんの保育所通園につきましては、障害児の保育について知識、経験等を有する保育士を配置するなどの障害児保育事業を実施しております。市内の一般の保育所での受け入れが困難な方ということで、これにつきましては福祉課において児童発達支援の御案内をしているところでございます。ほぼ議員がお示しされたとおりの流れでございます。

16番（緒方寿光君）

そうしますと、支援の流れの中で窓口、健康づくり課、そして福祉課、子育て支援課ということで多岐にわたっていますが、常に連携と申しまししょうか、情報共有と申しまししょうか、当然そこには必要だと思うんですけど、柳川市の場合、関係課の連携、そして、そういった会議というんですか、それはいつ、どこで、どなたがどのようにしてされてあるのか、教えていただけませんか。

保健福祉部長（高田淳治君）

お答えいたします。

関係課との連携につきましては、要保護児童の早期発見及び適切な保護、並びに要保護児童及びその家族への適切な支援を図るため、年度上半期、それから下半期において柳川市要保護児童対策地域協議会を開催いたしております。

この協議会でございますが、実務者会議や個別検討会議を開催いたしまして、具体的な支援内容を検討するなど、県保健福祉環境事務所、それから児童相談所、教育委員会、健康づくり課、福祉課などの関係機関との連携のもと、解決策に反映するとともに、必要な支援を行っているところでございます。

また、柳川市でつくっております次世代育成支援行動計画に合わせましても、その都度、連携をしているところでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

そしたら、ちょっと具体的に突っ込んで質問しますが、例えば、乳幼児健診の担当課、これは健康づくり課ということなんですが、仮に乳幼児健診の際に発達障害が心配されるという場合、利用者の方に対してどのような対応をされているのか。さらに、その後、福祉課との連携をどんなふうにしてとられているのか。要は、窓口が全くわからないと、どこに行っても何かたらい回しされるというような感覚を持たれている利用者の方が実際おられたりするものですからね。そこをちょっと突っ込んで御質問しますが、いかがでしょうか。

保健福祉部長（高田淳治君）

お答えいたします。

議員お尋ねの、連携ということになるかと思えます。日常生活において子供さんの発達が



気になると、そういった保護者の方に対しましては、健康づくり課の保健師または看護師と子育て支援課職員がタイアップしながら、同伴で家庭訪問をしたり、電話による対応も行っているといったことでございます。

あわせて、親子教室への案内などを行いまして、育児に悩みを抱えていらっしゃる保護者の方や、発達が気になる子供さんを対象に、保育士や臨床心理士による親子遊びや相談の場というものを設けることで、こうした取り組みを行うことで、随時、福祉課、健康づくり課、子育て支援課の担当者の情報を共有しながら連携を深めているといった状況でございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

部長より、特に連携は深めておりますということであります。

そうしますと、数の把握はされてあると思いますが、柳川市で1年間の出生数、それと、その出生数に対して乳幼児健診でちょっと発達などのおくれが見られる子供さんの割合、それはどれぐらいなんですか。

保健福祉部長（高田淳治君）

出生数と発達のおくれがちが見られる子供さんの割合についてという御質問をいただきました。

出生数につきましては、次に述べます健診対象者の数ということでお答えをしたいと思います。

平成25年度における2月までの11カ月分の実績でございますが、1歳6カ月健診では対象者509人中、受診者は483人ございまして、そのうち発達に関する所見が見られた子供さんは8人、1.7%でございます。3歳健診でございますが、対象者549人中、受診者は531人ございまして、そのうち発達に関する所見が見られた子供さんは18人、3.4%でございます。

なお、1歳6カ月健診、3歳健診合わせて44人の未健診がございますけれども、その子供さんにつきましては保健師または看護師による家庭訪問を行っているといったところでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

次の質問ですね。特に、3歳から6歳まで未就学児については、障害児の相談支援事業ということで、りんどう学園さん、そして月2回、水の郷ですか、親子教室が行われていますが、この対応ですね、実際全ての対応ができているのかどうか、そしてまた、その現況を聞かせていただきたいと思っております。

そしてもう1つは、重ねて、実際今、柳川市が行っている親子教室の利用者の実数ですね、そこを聞かせてもらえませんか。

保健福祉部長（高田淳治君）

お答えいたします。

緒方議員御指摘のりんどう学園及び親子教室において全て対応できているかということでございますけれども、この点につきましては、申しわけありませんが、把握をできておりません。

ただし、本市で把握できて回答できます現状といたしましては、3歳から6歳までの未就学児の人数は平成26年2月末現在2,313人でございますが、このうち市に相談があった分について申し上げますと、りんどう学園の通園利用は11名であり、うち10名の方が3歳から6歳までの未就学児、これは残り1名は3歳未満ということでございます。

それから、親子教室利用実人数で申しますと、31名の利用があっておりまして、うち9名は3歳から6歳までの方、残りは22名となりますけれども、3歳未満の方が利用されているということをお答えさせていただきたいと思っております。

それから、実人数、親子教室のことも先ほどお答えさせていただきましたとおりでございます。よろしくお願いいたします。

16番（緒方寿光君）

そうしますと、相談支援事業について、実は、この事業の支援を受けられる利用の条件を持ちながら、いまだ申請をされていらっしゃるという方が、そういうケースがあるんですか。ケースがあれば、何件あるのか教えてもらえますか。把握される範囲内で結構ですから。

保健福祉部長（高田淳治君）

お答えいたします。

利用条件を持ちながらいまだ申請があっていないというケースは柳川にありますかということですが、平成25年12月末時点でございますが、67人の受給者に対して58人のサービス利用計画の申請があったということでございますが、まだ申請があっていない9件につきましては、本市でのサービス利用計画の申請のお知らせをサービス利用の更新申請で窓口においでの際に御案内をいたしているということでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

私は率直に申し上げますけれども、利用できる条件を持ちながらいまだに申請されていないと、窓口でお待ちしますということではなくて、もっと支援の強化ということで、24年からどんどんチャンネルもいっぱい広がっているわけじゃないですか。もう少し積極的に働きかけをされた方がいいと僕は思うんですけれども、どうですか。

保健福祉部長（高田淳治君）

緒方議員御指摘のとおり、我々もPRとか、お知らせ、そういったものについては今後、

本当に力を入れていきたいというふうに考えているところです。よろしく申し上げます。

16番（緒方寿光君）

残り2分になりましたので、質問を簡潔にしますが、そうしますと、障害児支援の強化で、先ほどから話していますように、窓口の連携、これは常に行うということが必要だと思いますが、私は、福祉課が大きな、やっぱり総合窓口になって、相談者に対して丁寧に、もう少しわかりやすく、相談事業をやってあるところに行ってください云々だけではなくて、もう少し真剣に受けとめてあげるという態度が必要じゃないのかなと、常に思うんですけどね。そこは今後、今までの問題点を含めて、あれば言っていただきたいですし、その問題点どうするのか。連携深める深めると言っても、具体的にどう連携していくのか。週に何回会議して、どうするかとか、こういう方針で行くとか、そこの市の方針を、特に柳川市のトップで市長、今回、所信表明で子育て福祉のまち柳川ということで強くうたっていますし、特に子育てしやすいまちづくりを目指すということで市長は言っているわけですから、もう少しここは丁寧に、親切に、そういう利用者に対して働きかけていく必要があるのではないかと。障害支援の強化、うたっているとおりにやっていただく必要があるんじゃないかと思いますが、市長の見解をぜひ聞かせてください。今後の方針を含めてお願いいたします。

議長（浦 博宣君）

もう最後でいいですね。

16番（緒方寿光君）続

はい。

市長（金子健次君）

お答えしたいと思います。

先ほどまで緒方議員のほうから、いろいろな形で障害児の子供たちの支援についての御提言をいただいております。

最初の所信表明の中で、子育てしやすいまちづくりを目指すということで、今議会において、予算の中では、小学校3年生までの入院医療については中3までということとあわせて、学童保育所についても、私自身は全校区に設置をするということで進めておりますし、その分も進めておりますし、子育てのしやすいまちづくりということで、今後、子育て支援課を中心としながら、窓口が総合的にいろんな形が1カ所で相談できて、内部の問題ですので、できると思いますので、そういうことの連携をとりながら今後やっていきたいというふうに考えています。きょうの御提言は十分参考にさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、緒方寿光議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3 時13分 休憩

午後 3 時23分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 5 順位、7 番立花純議員の発言を許します。

7 番（立花 純君）（登壇）

皆様、お疲れさまでございます。7 番、柳誠クラブ、立花純でございます。ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問に入らせていただく前に、私事でございますが、昨年 4 月に実施されました柳川市議会議員補欠選挙におきまして、ありがたくも栄光の市議会議員の仲間に入らせていただきました。これからは、諸先輩議員の皆様、並びに金子市長を初め執行部の皆様には、今後とも御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

さて、現在、私自身子育て中の世代でもあり、働く親の立場として、また、本市の未来を担う子供たちの行く末をしっかりと考え、市政に反映できるよう、施策を検討してまいりたいと思っております。

昨今、子育て世代であります若い親御さんたちのライフスタイルは多種多様となり、その影響か、近年、子供たちの学校内外での生活スタイルが著しく変化しております。

先日まで、ロシアの地におきまして冬季ソチオリンピックが行われておりました。また、本日からパラリンピックも開会されます。日本を代表するトップアスリート113名の主将でもあるスキージャンプの葛西紀明選手は、1992年アルベールビルオリンピックに19歳という若さで初出場され、以来7度の出場、22年という歳月をかけ、自身初となる栄光のメダルを獲得できたのは、日々の努力のみならず、彼のすばらしい選手として人間力を発揮することができたからではないでしょうか。市民の皆様もテレビを通し感動を覚えられたのではないのでしょうか。2年後の夏季リオオリンピック、そして半世紀ぶりとなります6年後の2020年東京オリンピックに向けて、スポーツ競技をいそしむ子供たち並びに国民、市民全体で享受することも大変大切と思います。

その反面、総務省の発表では、15歳までの生徒がスポーツにいそしむ比率が、何と10%台まで低下しており、子供たちの体の劣化が急速に進んでいるような事態になっております。また、近年子供の食をめぐっては、発育、発達の重要な時期にありながら、栄養素摂取の偏り、朝食の欠食、小児期における肥満化、思春期における痩せの増加など、問題は多様化、深刻化しており、生涯にわたる健康への影響が大変懸念されております。

そういう時代背景もあり、特異な子供たちが増加の傾向にあるなど、学校においての生活にも少なからずとも影響が見られております。今回、私は義務教育課程の子供たちに対しての、教育環境の整備につきまして4項目の一般質問をさせていただきたく思います。詳細質

問は一問一答方式にて自席より行いますので、議長にお取り計らいをよろしくお願い申し上げます。

7番（立花 純君）続

通告に従いまして、第1項目めを質問させていただきます。

学校体育及び生涯スポーツの充実についての質問でございます。

子供たちにとってスポーツは、生涯にわたってたくましく生きるための健康や体力の基礎を養うとともに、公正さと規律をとうとぶ態度、自制心を培うなど、人間形成に非常に重要な役割を果たすものであります。

文部科学省が実施しています全国体力・運動能力調査によりますと、体力水準が高かった昭和60年ごろに比べますと、基礎的な運動能力は依然として低い状況にあると報告されております。また、近年、積極的にスポーツをいそしむ子供とそうでない子供の二極化が顕著に認められていることから、運動習慣が身につけていない子供に対する支援の充実などは引き続き大きな課題であります。

このため、子供が積極的にスポーツに取り組む態度を育成することが大変必要であり、学校での体育や地域スポーツを通じて子供たちが十分に体を動かし、スポーツの楽しさや意義、価値を実感することができる環境の整備が大変重要かと思っております。

先日、下村文部科学大臣のテレビ報道のコメントとして、学校内での体育クラブ、部活動、とても大切にしたいと言われております。しかし、現状は学校の職員、指導者、スタッフがおらず、十分な体育、クラブ、部活動等のスポーツへの取り組みができる環境ではないと言われております。学校体育と生涯スポーツ環境の充実は、未来を担う子供たち並びに市民に対しての必要な施策と思っております。

御質問させていただきます。

現在、文部科学省が毎年実施されております全国体力・運動能力調査に対して、全国、福岡県並びに本市における児童・生徒の最新の調査結果をお教えてください。

学校教育課長（松藤敏彦君）

議員御質問の体力・運動能力調査につきましては、小学校5年生と中学校2年生で実施しております。

体力合計点の平均値を申し上げます。

小学校5年生からです。男子は、全国が53.87、福岡県が53.49、柳川市が55.50です。女子は、全国が54.70、福岡県が53.58、柳川市が57.40です。続いて中学校2年生です。男子は、全国が41.78、福岡県が40.66、柳川市が41.83です。女子は、全国が48.42、福岡県が46.57、柳川市が45.45です。中学校2年生女子については、全国と福岡県を下回っておりますが、小学5年生男女及び中学2年生男子については、全国と福岡県を上回っております。

以上です。

7番（立花 純君）

今、平均値を出されましたが、その結果を踏まえまして、本市柳川市は今後どのような対応策、要するに健康増進、体力診断及びこの数値を伸ばそうとされているのでしょうか、お尋ねします。

学校教育課長（松藤敏彦君）

今回の体力・運動能力調査につきましては、検査項目が握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20メートルシャトルラン、50メートル走、立ち幅跳び、ソフトボール投げを測定しております。本年度の結果を踏まえ、各学校が次年度の各学校ごとの体力向上プランを作成いたしまして、そのプランをもとに取り組みを実施していきます。特に平成26年度につきましては、各学校が各校一取り組み運動を設定いたしまして、このプランに位置づけ、目標値をつくりまして、体力向上を図っていくこととしております。

以上です。

7番（立花 純君）

はい、ありがとうございました。今後とも実施をよろしくお願いします。

こういう事例があります。私の知人に、熊本県出身で在郷の大学に通われ駅伝部に所属され、大学時代は箱根駅伝を走り、その後実業団陸上部に所属後、ふるさとの町の職員に民間枠で採用されました。役場での主な仕事は、町内小・中学校の児童・生徒を対象とした特別授業の実務担当者、町民の健康増進を目的とした陸上競技活動のサポートなどをしており、町民に生涯スポーツの大切さを伝え、充実した毎日を過ごすお手伝いをされておられます。

現役のトップアスリートなどは、競技者の多くに、引退後には指導者としてのセカンドキャリアを希望しています。彼らの持つ資質、グローバルな経験値を教育、市民のライフスタイルに還元するというスタンスができています。

また、都道府県、一部の地方自治体などは、このような実績のある人物を外部人材よりキャリアカウンセラーなどの名称として教員並びに職員として採用され、義務教育課程の体育授業の指導、市町村の企画する市民向けのスポーツ事業などに積極的に登用されている事例もあります。

このような人材が身近にいることにより、子供たちの体育に対する興味を持たせ、体育授業の習熟度の向上、子供たちの健康増進、元気で健全な学校生活スタイルの確立ができるものと私は思います。

また、市民の皆様がスポーツを通して生涯明るく健康に暮らせ、ひいては体を動かす機会をふやすことにおいて、医学的見地においても健康につながると思います。本市では、そのような外部人材案件に関してどのようにお考えでしょうか。

生涯学習課長（石橋正次君）

トップアスリートのスポーツ指導につきましては、昨年12月14日土曜日でございましたけ

れども、大和グラウンドにおきまして、平成25年度のふくおか夢体験事業トップアスリート派遣事業といたしまして、柳川市中学生野球教室を開催したところでございます。ソフトバンクホークスの松田宣浩選手と、野球解説者の若菜嘉晴さんを迎えまして、市内6中学校の野球部と2チームの中学生硬式野球クラブから参加をいたしました143名の中学生に御指導をいただいたところです。生徒たちからは、「あこがれの選手から直接指導を受け、夢のような2時間でした」といった感想も多く寄せられたところでございます。

各スポーツ分野において、トップクラスの経験を持った指導者から直接指導を受けるのは非常に有効な手段であるというように考えております。トップアスリートであった方たちの市職員等関係機関への登用については、今後の課題であるというふうに認識をしているところです。

以上でございます。

7番（立花 純君）

はい、ありがとうございます。

私が見渡しますと、球技関係の施設だとか、そういうクラブ及びそういう団体は、柳川市はある程度充実し、その指導者も多岐にわたっておられると思いますが、この球技以外、例えば陸上だとか水泳だとか、生涯スポーツを原点にするような、気軽にできるようなそういったスポーツ指導者及びそういう催事なども積極的に今後御検討いただけたらと思っております。

続きまして、別の視点からお尋ねをいたします。

金子市長は、2期目の所信表明で観光客150万人を目標に掲げておられます。現在、折からのマラソンブームであります。ほかの市町村では各種マラソン大会など、続々とスポーツ振興事業を立ち上げられております。時には数千、1万人もというような大会もあるようでございますが、来場者が一堂に会し、大きな自治体の宣伝効果と経済効果をもたらしております。柳川市の知名度は、私は全国級だと確信しております。その持つ知名度をスポーツ振興事業に生かし、スポーツ産業の広がりと共に伴う雇用創出、観光の経済的効果、ひいては健康の保持増進による社会保障費の節減などの効果の面も大変あるかと思っております。市民の皆様、官民との協力を得ながら、柱である観光にも生かせないかと思っておりますが、御所見をお聞かせください。

生涯学習課長（石橋正次君）

平成24年度、スポーツ活動の機会の提供や競技力、体力の向上を目的といたしました本市のスポーツ大会につきましては、剣道や柔道、ロードレース大会を初めとし、19の大会で約6,800人の参加者により実施をしているところでございます。

議員御指摘の市民マラソン大会などのスポーツ振興事業の開催につきましては、幾つかの課題も考えられますが、本市がどのような形で実現できるのか、今後検討してまいりたいと

思っております。

以上でございます。

市長（金子健次君）

今、立花議員のほうから市民マラソンのことについて御提言いただきました。朝の一般質問の中でも荒巻議員が、23日ですか、この前、木の香マラソンで御記録をされたということで話がありましたけれども、福岡県内を見渡しますと、ほとんどそういう市民マラソン、健康マラソンがあります。本市の場合も幾つかありますけれども、市街地を走る、柳川の川下りコースを走る、そういうことは観光にもつながるといふふうに考えておりますし、今、警察とどのコースの市街地が走る許可が出るのかということをお話をしておりますので、来年2月、3月、4月ぐらいには予算を組みまして、10周年を迎える柳川市にとって何かをできればということで検討していきたいと。石橋課長のほうはそういうこととお話ししましたけれども、私の中には心してそういうことを、第1回目を立ち上げたいといふふうに考えているところです。

以上です。

7番（立花 純君）

はい、ありがとうございます。

いろいろ大会というものは年間を通してあると思います。文化事業、スポーツ事業、いろんな見方がありますけれども、観光立国を掲げていらっしゃる柳川市ですが、やはり外部的な計画、そして何よりも多くの皆様方が柳川市においていただくことを考えるのであれば、いろんな視点でこういった事業を計画して、柳川のアピールを違った側面でできたらと思いますので、今、市長が御答弁いただきましたので、来年のマラソン大会実施につきまして、ぜひ頑張って、御尽力いただきたいと思います。

続きまして質問をさせていただきますが、現在、柳川市内の小・中学校を対象とした合同での体育授業などの実施状況をお聞かせいただきたいと思います。

学校教育課長（松藤敏彦君）

議員お尋ねの市内小・中学校の合同での体育授業等の実施状況についてでございますけれども、小学校は、小学校6年生を対象としました陸上記録会を年1回実施をしています。また、この記録会前には、近隣の学校同士で事前の合同練習を実施している学校が数校あります。

中学校につきましては、合同の体育の授業は実施をされておりません。ただし、中体連の柳川・みやまのブロック大会が夏と秋にそれぞれ1回ずつ種目別に実施をされております。

以上です。

7番（立花 純君）

ということは、小・中学校を含めると、この小学校が年に1回、この合同の陸上記録会



を実施されているということですね。

柳川市内の19小学校の小学生の6年生を対象とされている陸上記録会と思いますが、その会場がなぜか2カ所に分散されております。どのような目的で、また理由で実施されているのでしょうか、お考えをお聞かせください。

学校教育課長（松藤敏彦君）

この実施をしております陸上記録会につきましては、市内の全小学校を2つに分けて、同日に大和B & Gグラウンドと三橋グラウンドで実施をしております。目的につきましては、小学校生活における体育活動の集大成といたしまして、第6学年児童を対象に基礎的、基本的な能力であります、走る、投げる、飛ぶの記録会を実施しまして、自己記録への挑戦・向上及び児童相互の親睦を図ることとしております。

2つに分けて実施している理由ですけれども、競技種目が全員参加の100メートル走のほか、60メートルハードル走、200メートル走、800メートル走、走り幅跳び、走り高跳び、ソフトボール投げ、400メートルリレーと種目が多く、市内全小学校6年生が一堂に会して競技を1日で終了するだけの適当な競技場が柳川市にはないためでございます。

以上です。

7番（立花 純君）

適当な競技場がないということですね。これはまた後ほど、ちょっと市長のほうにお尋ねしますが、まさに小学生6年間の集大成のこの陸上競技会だと思います。一生で一回、それも思い出深いこの陸上競技会です。私も子供を持つ親として実際それを見ておりましたが、この陸上記録会に向けて、毎日、約二、三カ月前から学校単位で毎朝走ったり、放課後走ったり、この大会に向けての準備をされてきているわけですが、競技の種目上、2カ所ということですが、やはり子供から聞くと、同じ会場で、同じ条件で戦いたかったというのが言えます。なぜならば、やはりタイムだとか、表彰対象が出るわけなんですよ。あそこの小学校は何メートルの人は1位の人は何秒げなて、ばってんうちは何秒げな、でもあそこは土の質がいいとか悪いとか、そういうふうに言う子もいるし、親の立場からしても何ともフォローしがたい部分もあります。

ですから、今後、いろんな諸問題はあるでしょうけれども、そういう適当な場所がなければ、近隣の、筑後七国と言いますので、そういったところの場所を借りて一堂にするというような、柔軟性を持ったそういう陸上競技会があってもいいのかなと思いますので、今後の検討課題としてよろしくお願い申し上げます。

次、行きます。

本市は、1市2町が合併して来年で10年を迎えようとしております。合併に際しましては、各機関の調整時間が当然必要でしょう。しかし、柳川の子供が一堂に会し、体育授業を通して交流を行うことは、文化事業の交流と同様に、学校教育上とても大切であると私は思いま

す。また、市内を見渡しますと、小さい子供たちが安全で安心な充実して遊ぶ公園施設が非常に少ないと、幼稚園、保育園に通われています保護者より、よくお聞きをしています。

本市のスポーツ施設を見ますと、先ほど申し上げましたとおり、球技関係はある程度整備されておりますが、市民の皆様が安心して日常の運動ができるような施設及び環境が整っていない部分もあるように思います。例えば、生涯スポーツの基本となるようなジョギング、ウォーキングなど、環境の充実も必要な施策と思います。

そこでお尋ねをいたします。本市が進めております既存の公園並びにスポーツ施設の整備状況、そして今後の整備予定をお聞かせください。

生涯学習課長（石橋正次君）

平成24年度からのスポーツ施設の改修事業について御説明を申し上げます。

既存のスポーツ施設の改修状況においては、平成24年度では市内の小学校4校、矢ヶ部、藤吉、中島、大和小学校グラウンドにおきまして夜間照明施設を設置いたしました。

また、柳川市民体育館においては、フットサル用の壁防護ネットを設置し、体育館でもフットサルの練習ができるように施設整備を行い、シャワーを温水シャワーへと改修をいたしましたところ です。

また、柳川市民テニスコートを砂入り人工芝へ改修を行い、利用者の利便性、安全性の向上を図りました。

大和B & G海洋センターでは、屋根塗装改修とフットサル用の防護ネットを設置し、シャワーを温水シャワーへと改修いたしました。また、大和グラウンドでは、グラウンドの地下に暗渠を設置いたしましてグラウンドの水はけをよくするとともに、フェンス改修等の整備を行い、利用者の利便性、安全性の向上を図ったところ です。

平成25年度は、むつごろうランドの野球場のバックネット、防球ネットのかさ上げを行い、三橋体育センターではフットサル用の壁防護ネットの設置と温水シャワーへの改修、排煙窓の修繕と三橋グラウンドの土壌改良を行い、利用者の利便性、安全性を図ったところ ございます。

これらの整備を終えまして、柳川市民テニスコートでは、利用者の数が平成23年度の月平均338人から、平成25年度では1月までの月平均が761人へと2.25倍にふえているところ ございます。

また、市民体育館にフットサル用の壁防護ネットを設置した結果、サッカーの団体9チームによりまして、日曜、水曜以外の5日間ほぼ毎日、18時から22時の間でメインホールの3分の1を利用いただいて、フットサル、サッカーの練習をしていただいているところ ございます。

平成26年度の予定といたしましては、大和テニスコートの砂入り人工芝への改修と三橋テニスコートの砂入り人工芝の張りかえ、三橋グラウンドトイレの改修、有明総合グラウンド

の改修等を予定しているところでございます。

以上です。

7番（立花 純君）

既存施設の整備拡張ということで、これはもう先だっでの予算でも計上されていましたが、理解できますが、そういう既存施設の整備もさることながら、私が先ほどから申し上げたいことは、やはりスポーツ、生涯スポーツの原点となるウォーキングだとかジョギングですね、こういうものもしっかり整備できる部分があるのであればしていただきたいと思います。

例えば、掘割コースなのか、先だっでの、先ほど昭代のほうの堤防の話でも出ていましたが、堤防の一部をジョギングコースにする構想が以前あったとかなかったとか、柳川市内全体を見回しますと、そういういろんな使える施設及びそういう場所というのも広く御検討いただいて、基本となるようなそういったものができる施策も御検討いただきたいと思うところであります。

私が先ほどより申し上げました事項等を勘案されまして、金子市長にお尋ねします。

市長が以前掲げておられましたマニフェストに、総合運動公園構想がございました。その後、さまざまな理由により取り下げられましたが、今回、多くはちょっと語れませんが、市民文化会館の建設予定地の第1候補にこの市民グラウンドが上げられましたけれども、もしそうなった場合は、現在の市民グラウンドの代替地及び代替案というのがもしあれば、総合的な御所見をお聞かせいただきたいと思います。

市長（金子健次君）

総合運動公園事業につきましては、平成21年4月に私自身が初当選をしたときに公約の大きな、重要な公約でございました。しかしながら、当時の市民アンケート調査や議会の御意見、外部評価委員会の御意見等を考慮した結果、将来的には課題として残しながら、私自身が見直しを行いました。先ほど生涯学習課長のほうで4億円、今年度入れまして4億円の事業費を費やしまして、既存のスポーツ施設の改修を今しているところでございます。

総合運動公園等につきましては、将来の大きな課題であるということを今後残しておくような感じでございますし、いろいろな形でアドバイスいただいておりますけれども、そういうことをどうやってやるのかについては、今後の大きな課題ではなからうかと思っております。

今の質問の中の市民グラウンドについての、かわる総合運動施設はということでございますけど、石橋生涯学習課長のほうでお答えいたします。

生涯学習課長（石橋正次君）

市民グラウンドに関する御質問でございますけれども、本年2月中旬に、市民文化会館の基本構想策定アドバイザー会議のほうから御提言をいただいたばかりでございますので、建設予定地については、まだ決定をしていないということでございます。

最終的に柳川市民グラウンドが決定をしたならば、今後、代替措置を検討したいと思しますので、よろしくお願いをしたいと思います。

7番（立花 純君）

ありがとうございました。引き続きよろしくお願いをいたします。

それでは、第2項目めの質問に移らせていただきます。

学校給食の充実についての御質問です。

学校生活において、給食の時間は子供たちが最も楽しみにしている時間ではないかと私は思います。給食をつくれる調理員の方も、子供たちのことを思い調理されていることに、子供を持つ親として感謝しております。

そこで、現在柳川市が進めております柳川市内19小学校、6中学校を対象とした自校給食制度からセンター給食制度への取り組み、進捗状況をお聞かせください。

学校教育課長（松藤敏彦君）

本市の学校給食につきまして、中学校の学校給食につきましては全て共同調理場で調理しております。小学校につきましては、平成24年度までは旧大和町と旧三橋町の小学校は共同調理場で、旧柳川市の小学校が自校調理でございました。それを平成25年4月から、旧柳川市の柳河小学校と昭代第一小学校の2校を自校調理から共同調理場へ変更をいたしております。

以上です。

7番（立花 純君）

ありがとうございます。

次に、学校給食において、児童・生徒が必要とするその摂取基準、カロリー数をお尋ねします。

学校教育課長（松藤敏彦君）

給食につきましては、学校給食実施基準というのがございまして、その基準における児童・生徒一人1回当たりの平均所要栄養量の基準を申し上げます。

小学校低学年が590キロカロリー、中学年が640キロカロリー、高学年が720キロカロリー、中学生が820キロカロリーというふうになっております。

7番（立花 純君）

ありがとうございます。

次に、平日の通常授業とは別に、各学校単位で実施しております土曜日及び日曜日の特別授業の平均実施日数及び給食対応の現状をお聞かせください。

学校教育課長（松藤敏彦君）

平成25年度に土曜授業を実施した学校がありますがけれども、その学校を除きまして、土曜日及び日曜日の特別授業の平均実施日数ですけれども、運動会等を含めると3日ないし4

日でございます。

その場合の給食対応でございますけれども、中学校は給食は実施しておりません。小学校は、授業参観等の場合は自校給食の学校はほとんど給食を実施しております。共同調理場対応の学校は、全く実施をしていない学校が3割ほどありますが、そのほかの学校は1回ないし2回は給食を実施しているという状況です。

7番（立花 純君）

ありがとうございます。

自校給食実施中の中学校は、土日の特別授業の実施において、その献立を平日の給食と同様な献立の内容で対処をされております。ところがです。給食センター給食を実施している学校においては、この土日は給食センターが休みであることで、その対応策として簡易の給食で対応されているようでございます。その代表的な給食の献立は、パン2個、牛乳、オレンジジュース、パンにつけるジャム等であり、平日の給食献立と比べ、質、量、カロリーともに大きな差があるように感じております。いかがお考えでしょうか。

学校教育課長（松藤敏彦君）

共同調理場の場合ですけれども、設置しております調理機器等が大型でございます。少量作成には向いておらない状況がございます。また、少ない人員での調理場の稼働が難しい状況でございます。そのため、1校のみの個別対応が難しいために、調理をしない簡易給食の対応となっております。

簡易給食の栄養量につきましては、議員御指摘のとおり、調理をせずに提供できる内容や衛生管理の面等から、カロリーが不足となっている状況となっております。御迷惑をおかけしているというふうに思います。内容の工夫も考えたいとは存じますけれども、対応が限られておりまして、十分な対応が難しい状況でございます。

7番（立花 純君）

御迷惑かけていると言われたらそこまでなんですけれども、自校給食制度と給食センター制度の学校が現在存在するわけですね。ですからやはり、特に自校給食制度からセンター給食制度などにかわる際のメリットとデメリットというのはいろいろあるかと思えますけれども、子供はとにかく給食を毎日楽しみにして行っています。そういったことを勘案しまして、あと給食費も平等に皆さんはお支払いをされています。ですから、年に数回しかない特別授業であっても、ぜひ平日の給食と同じような制度、そして献立を望みます。

なぜなら、先ほど、冒頭のあいさつでも触れましたけれども、近年、子供たちの食をめぐっては、発達、発育の重要な時期にありながら、調理済みの食品、インスタント食品の使用状況が週に1日から3日という回答が実に4割以上データとして出ています。また、朝食の摂取率も、福岡県は全国で44位という昨年の結果も出ておりますし、とにかく栄養素の摂取の偏り、朝食の欠食、子供たちの健康を取り巻く問題が本当に深刻になっております。

こうした現状を踏まえまして、平成17年には食育基本法、18年には食育推進基本計画が文部科学省にて制定されております。まさに、学校給食における食育実践は必要不可欠な私  
は問題であると思うし、給食制度の充実こそが義務教育に大変重要と思います。大人の都合  
で運用するのではなく、未来ある子供たちのために、センター給食をする場合には運営をよく  
御検討するべきだと私は思います。いかがお考えでしょうか。

学校教育課長（松藤敏彦君）

まず、非常に給食センターの場合は、少ない人数等での稼働は難しいというような状況も  
ありまして、共同調理場対象校の学校が統一をいたしまして日曜授業参観を実施するといっ  
た方策をとれば実施が可能となりますけれども、それぞれの学校が教育課程の編成や地域状  
況等で差異があるために、統一しての日曜参観等の実施が難しいような状況でございます。

特別授業に対して共同調理場の土日の運用化につきましては、施設や衛生管理、また職員  
の勤務や体制の問題等、解決すべき課題が多いために、もうしばらく検討が必要だといふ  
うに考えております。

以上です。

7番（立花 純君）

いろいろ検討があるということですが、やはり前向きに検討してください。いろいろ考え  
方はあると思いますが、基本的に土日、公務員の皆様方お休みかもしれませんが、やはり  
代替処置をとって、その土日に特別授業をするような学校を、新年度の前に教育委員会及び  
執行部、校長会あたりとしっかり協議しながら、特別授業の日にちを選定し、効率的な、何  
月何日に何々小学校、何々中学校、何々小学校とかというような3つとか、4つとか、5つと  
か、そういうような授業の日にちを集めて、共同調理場、要するにセンターのほうで調理し  
て御提供するとかいう、少しフレキシブルな対応も私は今後行政には必要かと思いますが、  
いかかがでしょうか。

学校教育課長（松藤敏彦君）

先ほどちょっと申し上げましたように、今、給食センターの職員が必要最小限度の人数で  
稼働しております。なかなか代替日のローテーションでとるとかという部分も難しい面も  
ございます。ただ、検討課題であるというふうには考えておりますので、できるだけ統一に  
日曜参観等ができるように学校のほうにもお願いをしてまいりたいと思いますし、今後いろ  
いろと研究もしていきたいというふうに思います。

7番（立花 純君）

じゃ、もうよろしくお願いいたします。

それでは、第3項目めの質問に移らせていただきます。各小・中学校の教育充実を図るた  
めの特別支援教育支援員の配置充実についての質問であります。

平成18年6月に学校教育法の改正が行われ、翌年の平成19年4月から同制度が措置されま

した。現在、柳川市内各小・中学校におきます特別支援教育支援員は何人いらっしゃいますか。そしてまた、その具体的な役割をお教えてください。

学校教育課長（松藤敏彦君）

特別支援教育支援員の配置状況ということでございますけれども、本年度は2月末現在で小学校に27人、中学校に5人配置をしております。

具体的な役割でございますけれども、学習障害や注意欠陥多動性障害、アスペルガー症候群、そのほかの発達障害、または肢体不自由、身体虚弱、その他学校における児童・生徒の学習及び学級運営に支障を来す原因となる、心身の特性または行動のために特別な教育的支援を要する児童・生徒が在籍をする学級または運営が困難な学級に対しまして、一定の期間配置をすることによりまして、当該児童・生徒及び教員を支援して、学級の円滑な運営を図るということを目的に配置をいたしております。

以上です。

7番（立花 純君）

続きまして、この支援員の皆様方の資格条件をお教えてください。また、勤務時間、処遇、待遇もお教えてください。

学校教育課長（松藤敏彦君）

資格でございますけれども、教員や保育士、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士等の免許や資格所有者のほかに、資格がなくても支援員の配置事業に関して理解もしくは熱意のある方としております。勤務時間や待遇、処遇は市の臨時職員と同様というふうになっております。

7番（立花 純君）

じゃ、柳川市内には今32人の支援員がいらっしゃるということですね。

実は、私がこのごろ感じることがあります。昨今の小・中学校の通常の学級に在籍している児童・生徒のうち、聞く、話す、読む、書く、計算するなど、違いを困難とする学習障害、いわゆるLDですね、集中力がない、じっとしていることが苦手で落ちつきがない、思いついた行動について考える前に実行してしまう、いわゆるADHD、このような児童・生徒が、特別な支援を要する子供たちが大幅に増加の傾向にあると思います。その原因等について、本市はどのような御認識でしょうか。

学校教育課長（松藤敏彦君）

発達障害の原因というようなことでお尋ねでございますけれども、発達障害の原因につきましては、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があるというふうに推定をされておりますけれども、遺伝的な要因が考えられたり、環境ホルモンの影響、食生活の変化、運動不足といったようなさまざまなことが考えられているようでございますが、なぜ機能障害が起こるのかにつきましては、原因不明な部分が多いようでございます。

以上です。

7番（立花 純君）

そうしますと、市内の今の全児童数、生徒数を教えてください。また、そのうち、支援を要する児童・生徒数につきまして、把握されています人数をお教えてください。もし人数が無理であれば、パーセンテージでも結構です。

学校教育課長（松藤敏彦君）

市内の全児童数、生徒数でございますけれども、平成26年3月1日の児童数は3,505人で、生徒数につきましては1,782人でございます。

そのうち、支援を要する児童・生徒数とのことですけれども、文部科学省が平成24年に実施をしました、通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に関する調査結果では、約6.5%程度の割合で通常の学級に在籍している可能性を示しております。柳川市の場合、以前はこれほどまでの割合で在籍しているという状況にはないというふうに考えておりましたけれども、就学指導委員会で審議する児童・生徒数が、5年前と比較しますと3倍を超える数に増加していることや、学校からの特別支援教育支援員の配置要望が大幅に増加している現状から、文部科学省の示した程度の割合で本市も在籍をしているのではないかと捉えております。

以上です。

7番（立花 純君）

そうですね。少子・高齢化が進む昨今ですが、この支援員を要すると思うような対象となる生徒が潜在的にたくさんいるという事実は、我々親としては本当に喫緊の課題だと思います。

支援員の人件費というのは、聞いたところによりますと、市の単費でということでございますので、財源は限られておりますけれども、しっかりその現状に見合った設置に関しまして、今後、比較検討、処置をしていただくことを強く望みます。

文科省の1校当たりの特別支援教育支援員の平均人数はお調べしましたところ、1校当たり1人から2人というデータが出ております。現在、学校によっては、保護者みずから学校の運営に協力している場面もあると聞いております。一番大切なことは、保護者の意向を最大限尊重され、普通学級に在籍いただくことだと私は思います。

その反面、担任の先生方が日々の授業を進めていく上で、その他の児童・生徒の学習権を保証することが極めて困難な状況に置かれているようにも私は感じております。文部科学省の指導要領では、その指導内容、教育課程には明確に示されておりません。真に各小・中学校が必要とする特別支援教育支援員をきっちり配置され、学習権の保障と教育の充実を図ることが最も私は大切と思います。御所見をお聞かせください。

学校教育課長（松藤敏彦君）



先ほど述べましたように、特別支援教育支援員は、特別な教育的支援を要する児童・生徒が在籍をする学級または円滑な運営が困難な学級に対して、一定の期間配置することによりまして、当該児童・生徒及び教員を支援し、学級の円滑な運営を図ることを目的に配置をしております。

平成21年度は小学校6人、中学校4人の配置でありましたけれども、先ほど申し上げましたように、25年度には小学校27人、中学校5人となっており、年々増加して配置をしております。また、来年度につきましては、さらに13,622千円ほどの増額をお願いして、総額55,795千円を予算計上いたしているところでございます。

配置に際しましては、就学指導委員会の意見を第一に、さらには学校からの要望を受けまして、状況調査を実施し、配置が必要な学校には配置をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

7番（立花 純君）

ぜひ教育長、御検討をお願いします。ちょっと一言お願いします。

教育長（黒田一治君）

特別支援教育についての議員のいろいろな形での質疑がございました。

議員も御案内のとおり、かつての特殊教育から特別支援教育と、こういった形で制度も変わってきております。この間、学校が取り組むべき課題等々も整理され、この支援教育の充実に向けて、今、各学校現場ではしっかり取り組んでいるというように思います。そしてまた、この支援員の配置につきましては、柳川市財政局の御理解もいただき、これまでしっかりと配置をしていただいていると、このように感じておるところでございます。

7番（立花 純君）

はい、ありがとうございました。ぜひよろしく願いいたします。

それでは、第4項目、最後になりますが、土曜日授業についての質問です。

この土曜日の授業に関しましては、先ほど緒方議員からも御質問がありましたので、また違った視点で御質問させていただきます。

この質問は、昨年9月議会においても一般質問に上げられておりましたが、学校教育法の施行規則の改正後に結論待ちとの教育長から御答弁がありました。今回、改めまして質問をさせていただきますが、本制度は4月より実施の事業であります。本来、土曜日に授業が実施できるのは、特別な必要がある場合に限られておりましたが、昨年6月14日の閣議決定におきまして、公立の小・中学校の土曜日授業が行いやすくなるよう、11月29日、省令を改正されました。教育委員会が必要と認める場合は実施できるようになりましたが、その目的は、平成14年度4月から実施されております学校週5日制が完全実施され10年余り経過する中で、必ずしも有意義に土曜日を過ごせていない子供たちも少なからず存在すると指摘もなされて

いるところであり、児童・生徒の学力向上、豊かな人間性の育成など、学校、家庭、地域の三者が連携し役割分担しながら、土曜日の教育環境をこれまで以上に豊かにする必要があると定めてあります。私も全く同感でございます。本市におきます取り組み方針などは、先ほど言いましたとおり、緒方議員からの質疑応答で理解できましたので、私はちょっと別の視点から御質問させていただきます。

ちなみに、この土曜日授業は、お隣の大川市は本年度年5日程度、大牟田市は年3日程度の実施を予定されているということでございます。みやま市に關しましては、今のところまだ計画されていないということでございます。

ところで、土曜日授業のこの件でございますが、私はこの土曜日授業にICT教育、いわゆるスマート教育と言われていますが、これを実践したらいかがかなということを御提案申し上げます。

現代の子供たちのICTに対する習熟度は、我々大人が思うよりはるか上を行っていると思いますし、日々の生活におきましても身近に、また手軽に活用をしております。そういう時代背景を考えますと、日本の子供たちは、このスマート教育で、アジアの先進国と言われておりますお隣の国韓国、シンガポールなどと比べますと、その普及はかなり劣っているように感じます。文科省でも今後活用策を急ぐとされておりますが、現行の学校指導要領では、小・中学校ではこの情報教育に関してまとまった時間がありません。社会の情報化が急速に進展し、今後もさらなる情報コミュニケーション技術の発展が予想されておりますが、実際の学校現場におきましてもコンピュータやインターネット、デジタルカメラなど、ICT化が多様な学習のための重要なアイテムとして活用されております。文科省でも、児童・生徒が情報化社会に主体的に対応できる、まさに情報活用能力を身につけることの重要性はますます高まっていると提言をされております。

昨日の一般質問におきましても、児童・生徒の携帯、スマートフォン所持関連に関して議論が行われました。教育委員会が言われておられます情報化モラル教育を指導する中でも、そのあり方、使い方などにつきましても、このICT教育、いわゆるスマート教育を実践しながら、子供たちに早い段階で教育することも大変大切と思います。本市におきまして、このスマート教育のお考えをお聞かせください。

学校教育課長（松藤敏彦君）

ICT教育につきましては、議員御指摘のとおり、社会の急速な情報化が進展していく中で、本市の学校においてもICT活用の実践授業研究についての取り組みを充実させるとともに、市内全小・中学校がICT教育の環境を整備したり、教職員一人一人がパソコン等の技術を身につけたり、児童・生徒に情報モラルや情報活用能力を育成したりすることが一層重要となっております。

そのため、情報教育の推進を柳川市教育施策の重点施策の一つに掲げ、本年度につきまし

ては市内のICT教育の振興を目的に、市内小・中学校の校長及び教育委員会の職員で構成しました柳川市ICT教育振興事業プロジェクトチームを立ち上げまして、本市のICT教育の推進やパソコン等の環境整備、情報セキュリティの確保、情報モラルなどに関することを協議いたしました。そういう状況でございます。

7番（立花 純君）

まだ導入開発途上の過程ですので、あんまり多くは語れませんが、例えばお隣の佐賀県の武雄市などは、この4月より小学生には全員です、中学生には来年4月より全員に、1人1台のタブレット端末を貸与され、授業におきまして実践をされるようであります。本市におきますICT化、土曜日授業での推進についてのお考えを再度お尋ねします。

学校教育課長（松藤敏彦君）

本市の学校においてのICT教育の振興につきましては、豊原小学校が平成24年度から3年間の産・官・学の連携による普通教室でのICT活用推進実証研究指定校に指定をされております。また、本年度からは、本市教育委員会のICT活用教育の推進の研究指定校として実証研究を実施しております。

また、タブレット端末、電子黒板等のICT化につきましては、先ほど申し上げました柳川市ICT教育振興事業プロジェクトチームで協議を行い、機器の更新期を迎えたパソコン教室には従来のデスクトップ型のパソコンにかえましてタブレット型パソコンと電子黒板を導入し、あわせてパソコン教室の無線LAN化を行うよう決定し、早速本年度から計画的に導入を始めております。

ICT支援員などの外部人材を活用しましたICT教育の土曜授業での推進につきましてはですが、ICT教育につきましては、それぞれの学校が年間の教育指導に基づき、日々の各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間の中で実施をしております。当然、今回、平成26年度に実施します土曜授業でICT教育を実施する場合も出てくると思いますので、ICT支援員などの外部人材を活用することもあるかと思います。

また、ICT教育の推進のために、各学校の支援のあり方等についても今後研究をしてみたいというふうに考えています。

以上です。

7番（立花 純君）

はい、ありがとうございました。よろしく申し上げます。

最後に、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に先駆け、このたび政府は、スポーツ省の創設を2015年度中に行うと発表されました。それに伴い、各スポーツ団体が受けております通常補助金を受ける際の3分の1の自己負担率を、時限立法において、つまり国費にて全額を負担し、国を挙げての選手育成に取り組むことになるようです。これから日本は、2020年に向けてスポーツ立国を推し進めるでしょう。柳川出身の若いトップアスリートも現

在頑張っておられます。このようなアスリートたちにも物心両面において柳川市も応援いただき、いつの日か柳川よりオリンピックが誕生することを期待するところでございます。

また、オリンピック・パラリンピック開催に際しては、世界中から多くの外国人が日本にお越しになられます。実にその予想数は1,000万人、経済効果は19.4兆円とも試算されております。福岡県の小川知事は、東京五輪・パラリンピックに向け、県内へのキャンプ誘致など積極的に進めるため、県内の自治体などと連絡会議を設置する方針も今回明らかにされました。お一人でも多く外国の方が御当地柳川へおいでいただけるように、観光とスポーツの融合をうまくマッチングし、おもてなしの心日本一実現のためにしっかり施策を立て、グローバルな視点を持ち、本市におかれましても福岡県同様に今から検討に入ることも大変重要かと思えます。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、立花純議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

午後 4 時25分 延会

平成26年 3 月10日（月曜日）

# 柳川市議会第1回定例会会議録

平成26年3月10日柳川市議会議場に第1回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1.出席議員

1番	三小田	一美	2番	荒巻	英樹
3番	熊井	三千代	4番	白谷	義隆
5番	梅崎	昭彦	6番	近藤	末治
7番	立花	純	8番	河村	好浩
9番	荒木	憲	10番	高田	千壽輝
11番	諸藤	哲男	12番	太田	武文
13番	吉田	勝也	14番	山田	奉文
15番	矢ヶ部	広巳	16番	緒方	寿光
18番	藤丸	正勝	19番	田中	雅美
20番	島添	勝	21番	樽見	哲也
22番	伊藤	法博	23番	梅崎	和弘
24番	浦	博宣			

## 2.欠席議員

17番 古賀 澄雄

### 3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次	
副市	長	石橋義浩	
教	育	黒田一治	
総務部	長	大坪正明	
会計管理	者	武藤正純	
市民部	長	石橋眞剛	
保健福祉部	長	高田淳治	
建設部	長	野田彰	
産業経済部長兼大和庁舎長		古賀廣介	
教育部長兼三橋庁舎長		高崎祐二	
消	防	長	古賀輝昭
人事秘書課	長	平田敬介	
総務課	長	白谷通孝	
企画課	長	椛島謙治	
財政課	長	島添守男	
税務課	長	樽見孝則	
健康づくり課	長	高巢雄三	
福祉課	長	稲又義輝	
学校教育課	長	松藤敏彦	
生涯学習課	長	石橋正次	
建設課	長	中村敬二郎	
農政課	長	成清博茂	
水路課	長	安藤和彦	
まちづくり課	長	大淵洋祐	

### 4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	江崎尚美						
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事	係	長	亀崎公德
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	池末勇人			

### 5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項	答弁者
1	6番 近藤末治	1. 道路問題について (1) 南徳益・上宮永町線のその後の経過は (2) 三橋町枝光の高橋交差点改良の経過は 2. 市営住宅建設について (1) 東宮永団地（仮称）建設について 3. 老朽危険家屋等除却促進事業について	市長 " "
2	18番 藤丸正勝	1. 市政全般及綱紀肅正について（市職員の指導） 2. 沖端川今後の改修工事について（26年度以降） 3. 職員駐車場使用料の件	市長 " "

午前10時 開議

議長（浦 博宣君）

おはようございます。本日の出席議員22名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（浦 博宣君）

日程1. 一般質問について。

一般質問を、お手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

第1順位、6番近藤末治議員の発言を許します。

6番（近藤末治君）（登壇）

皆さんおはようございます。6番、柳誠クラブ、近藤です。ただいまから議長の発言許可を得ましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

金子市長におかれましては、早いもので市長2期目も1年たとうとしているところでございます。私は毎日、有明新報の「トップの動き」、この欄を見ておりますが、市長は、多種多様な公務に、よく柳川市のために動いておられることに対しまして、一市民といたしまして感謝を申し上げたいと思います。これからも体調管理に気をつけられ市政発展のために頑張ってくださいと思うところでございます。

さて市長は、柳川をおもてなしの心日本一のまちへと目指されていることを所信表明で述べられました。また、先日来、職員一同にも研修をされているようでございます。まさに、今がさげもんめぐりにあわせ、観光マップを片手に散策されている多くの観光客におもてなしの心、これを発揮する一番のチャンスではないでしょうか。

そこで最初に、市長が考えてあるおもてなしとは、どのようなものか述べていただければと思います。



通告しております質問の1、道路問題については、私が昨年6月議会で質問いたしましたその後の進捗状況をお聞きしたいと思います。

また、他の項目につきましても、自席から質問をいたしますので、議長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

市長（金子健次君）

おはようございます。近藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

所信表明で、住んでよし、訪れてよしのまちづくり、ソフト面のまちづくりの土台、よりどころはおもてなしだと御説明を申し上げたところでございます。

おもてなしのまちづくりを進めることで、職員が変わり、市民が変わることによって、地域活性化の好循環が実現されていくものと考えているからでございます。

近藤議員御指摘のとおり、ことし20周年を迎えます、ひな祭りさげもんめぐりが開催をされております。私はこれを記念し、新潟プロモーションにおきまして、ラジオ、新聞社などで柳川のおもてなしをPRしてまいりました。先日は市内のさげもんどころの芳名録に、新潟からお越しの方々から記帳していただくなど、早速その成果が出てきているというところでございます。

昨日は、新潟県の中学生が柳川を訪れております。また、私も土曜日、沖端を歩きまして、「どちらからおいででございますか」と問うたときに、「東京から来ています」ということで、また、古民家の北島さんのところとかを御案内をし、また、このほかに北九州から来ましたということで、阪急交通の関係でたくさんおいでになったというふうに私は思ったところです。

ひな祭り20周年をきっかけに、ことしから新たに、おもてなしのお茶どころや、さげもんミニフェスタなど、地域の方々が自主的におもてなしをしていただくなど、活動の輪が少しずつ広がっているというふうに喜んでおります。

このような温かいおもてなしによって、お客様に喜んでいただき、あの人にもう一度会ってみたい、あのまちにもう一度行ってみたいと言っただけのようなまちづくりを進めていきたいと思っております。そのためには、我々受け入れる側の態勢を整えることが最も大切なことだと思っております。

このおもてなし事業を通しまして、市民の皆さんが柳川をこよなく愛していただき、柳川に暮らすことを誇りに思っただかく、そして柳川に住み続けたいと言っただけのまちづくりを、これからも進めていきたいと思っております。

自分の住むまちを愛し、誇りを持って暮らしやすいまちこそ、お客様も魅力を感じます。住んでよし、訪れてよしのまち、柳川のまちづくりをこれからも積極的に進めていきたいと思っております。

以上、私の思いということでございます。

6番（近藤末治君）

はい、ありがとうございます。市長も、柳川というのはもう全国的に有名で、きのうから大相撲の春場所も始まりまして、15日間、福岡県柳川市ということで放送されます。市長のおもてなしの心を、職員はもちろん、私たち議員も、そして、市民の皆様一体となって、市長がよく言われます、オール柳川で、住んでよし、訪れてよしのまちづくりに向けて、頑張っていたきたいと思えます。

それでは早速、質問通告の1番の道路問題についてお伺いをいたします。

現在、国道444号のバイパスが有明海沿岸道路の徳益インターまで接続をいたしております。それから西のほうに、いわゆる都市計画街路であります南徳益上宮永町線、これでございますけれども、当時、執行部から御答弁をいただいておりますのは、道路事業などのハード整備には非常に大きな財政支出を伴うので、県の協力を得るようぜひ検討したいと、このように答弁をされておりますけれども、その後、協議はなされておりますでしょうか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

近藤議員の御質問にお答えいたします。

都市計画道路、南徳益上宮永町線につきましては、県土整備事務所と、この都市計画道路が徳益インターから、柳川両開線のところであります終点がリハビリテーション病院の中を通るといふことで、ルートについて問題点はないか、そういうルートで大丈夫かなどのそういう事前の打ち合わせを行っているところでございます。

以上です。

6番（近藤末治君）

今回、市道認定ということで、上宮永町徳益線ということで、議案提案されております。こうなりますと、市道になりますと、市の事業になるんじゃないかと思っておりますけれども、そこら辺についての協議も県あたりとはしなくてはいけないんですけれども、今申し上げましたように、市道認定を今回するということになりますと、事業は市のほうになりますか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

近藤議員の質問にお答えいたします。

議案第28号第1号で議決をお願いいたしております市道認定、南徳益上宮永町線につきましては、旧都市計画道路、南徳益枝光線の間区間であります沖端部分を、削除する見直しを行ったところでございます。このため、南徳益枝光線を都市計画道路、南徳益上宮永町線と都市計画道路、鬼童町枝光線に分けて市道認定をお願いしているものでございまして、事業のために行うものではございません。

以上でございます。

6番（近藤末治君）

今回その出してあることについては、その事業を進めるために市道認定をしたということじゃなくて、その街路の廃止するところとかを見直したから、そのことについて部分的に認定を上程しようということでもいいんですね。（発言する者あり）はい。

そうした場合に、いわゆる市道に認定した場合に、県でやってもらうということになれば、当然のことながら、この県道との読みかえが出てくると思うんですね。県事業でやっていただくためには読みかえなければ、県道もできませんのでね。まず、そこら辺について、どのようになりますでしょうか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

先ほど申しましたように、国道443号バイパスの延伸である南徳益上宮永町線につきましては、福岡県と事前の協議を始めたところでございまして、具体的な話には至っていないというところでございます。

以上です。

6番（近藤未治君）

はい、ありがとうございます。

それでは、具体的に話が済んだということで質問をさせていただきますけれども、これは市道で整備した場合の負担ですね、市の持ち出し、県にお願いして、今、私申し上げたように読みかえで県事業でやってもらうと。そのときの負担の割合というのは、どのようになりますでしょうか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

市の事業負担についてということでございますが、市が事業主体で実施を行う場合、通常の補助で行いますと55%の補助をいただいておりますので、45%の負担ということになります。

また、県事業で行った場合は、これまでで申しますと、用途地域内については25%の負担を行ってきたというようなところでございます。

以上でございます。

6番（近藤未治君）

はい、ありがとうございます。今の答弁によりますと、当然、県事業にお願いしたほうがいいわけですね。

そこで今、用途地域内が25%ということでございますが、これは、延長的にわかりますか。用途地域図で色づけしてありますけどね。今回私が質問している徳益のインターからリハビリテーションまでの延長の中の用途地域図、いわゆる25%で負担できる延長ですね。それと、それ以外のところは、どのようになりますでしょうか、県事業としてお願いしてもらったときの場合にですね。お願いいたします。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

この南徳益上宮永町線は延長が1,800メートルほどございます。それで用途地域が、うち3分の1ほどが用途地域内と、あと3分の2の1,200メートルほどが用途地域外ということになっております。

また、用途地域外につきましては、まだ県と事前の打ち合わせを行っているところでございまして、具体的には、今のところは答弁を差し控えさせていただきたいと思っております。

以上です。

6番（近藤末治君）

はい、ありがとうございます。

いずれにしても、やっぱり県のほうにお願いをしないと、市単独での事業というのは、なかなか一般財源の持ち出しが多くなるということですね。

そこで、市長答弁でも、この都市計画街路、南徳益上宮永町線は、柳川市の外環状道路だと、その一部をなす大変重要な路線なので、今後国県へ強く要望していきたいということで御答弁をいただいております。

市長は、今後、今まちづくり課長が申しあげましたように、県事業でやったほうが柳川市としては得策といたしますか、一般財源の持ち出しが少ないので、一生懸命市長も頑張られると思いますけれども、その辺について、市長の御答弁をお願いします。

市長（金子健次君）

それでは、近藤議員の質問にお答えいたします。

南徳益上宮永町線の必要性につきましては、平成25年6月議会におきまして、近藤議員の質問にお答えさせていただきました。

みやま柳川インターから市街地への一直線に通じる道でございます。案内が大変わかりやすくなるとともに、移動時間も短縮されるなど、観光客だけでなく、市民の皆様にとりましても、その効果は非常に大きいものというふうに考えております。

また、この都市計画道路、南徳益上宮永町線は、柳川市の言われるように外環状道路の一部をなす大変重要な路線の一つであるという考えは変わりません。

今後のスケジュールにつきましてはでございますけれども、今、地元の出張所とも協議しておりますし、関係機関との事前の協議が調った後に、国や県へ強く要望をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

6番（近藤末治君）

はい、ありがとうございます。

やっぱり事業を進めるためには、市長はもちろん、要望を力入れてやっていただかないと、なかなか進みませんし、私たちこの柳誠クラブも、この道路の建設につきましては国県へ要望、また、要請をされますことには協力を惜しみませんので、どうか柳川の観光にも寄与す

る道路とっております。早く事業決定といえますか、そこに向けて頑張ってくださいと思います。

それでは次に、枝光の高橋の交差点の件ですね、この件も、当時執行部からは、現在はクランク状態になっていると、交通安全面や利便性を考えると十字路交差点が一番よいということで御答弁をいただいております。

また、国は福岡国道事務所、県は県土整備事務所、また市のほうは建設課、まちづくり課等の関係機関で会合をする予定だということで御答弁をされておりますけれども、この点について、その後、どのような協議をされたのか、お願いいたします。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

近藤議員の御質問にお答えいたします。

枝光の高橋の交差点につきまして、安全な交差点へ改良する方法について、国道208号の管理者であります福岡国道事務所瀬高維持出張所と、そして、新田西蒲池線の管理者であります南筑後県土整備事務所柳川支所と個別の事前協議を行っております。

国道208号につきましては、大川市では、柳川市との市境付近におきまして、本市大和町地内同様に歩道整備が行われておりまして、この歩道整備を行うことによって交差点が改良できないのかというようなことについて、瀬高維持出張所と協議を事前に行っているところでございます。

以上です。

6番（近藤末治君）

はい、ありがとうございます。

ちょっと確認をいたしますが、今、課長の答弁では、大川市と柳川市との境、境界にまで、何か歩道の整備を御答弁なさいましたけれども、今、柳川市のほうは、北側のほうはクリークの上に張り出し歩道をされておりますが、今御答弁になったのは、国道208号の南側ということで理解してよろしいでしょうか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

現在、瀬高維持出張所が取り組んでおられます大川市の歩道整備につきましては、クリーク側ではなく、宅地側、すなわち道路の南側について整備を行うということで、その延長線上であります本市のほうについても、宅地側の歩道整備の事前の検討を行っていただいているところでございます。

以上です。

6番（近藤末治君）

はい、ありがとうございます。

そしたら、この南のほうを大川市と柳川市の市境まで計画をされているということで、それを、今、大和町のほうでやられておるように歩道整備をしていくということになれば、当

然、私がいつも質問をしておりますこの交差点、クランクの交差点が解消に向かうんじゃないかと思うんですよ。

と申しますのも、もちろん歩道をするためには家屋移転をしないといけません。当然あそこに連檐して家屋ありますけれども、それが国の歩道事業で進められるということになれば、当然、交差点改良にスムーズに入られるような状態になるんじゃないかと思うんですけれども、そこら辺はどんなでしょうか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

先ほども御答弁を申し上げましたけれども、今現在、事前の協議を行っている段階で、国道事務所と事前の協議を行っている段階でまだ結論に至っていないということでございまして、事前の協議が調いますと、県土整備事務所と新田西蒲池線についても協議に入りたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

6番（近藤未治君）

事前だから答えられないということですが、もう事前ということは、事前の前に一応市としてもある程度持っておかないと、なかなかこれが決まってからやるということになれば、また随分おくれると思うんですよ。

だから、これは高橋中牟田線とも関連するわけですよ、高橋中牟田線の起点になりますからね。交差点を先に改良を進めて決定して、そして、今の現208号から新田西蒲池線だと、直線によりますと150メートルぐらいなんです。そこをしっかりと交差点の位置をどうするんだと決めて国は進めてあるから、まだ事前協議だからわからないと言われてですけど、こういうふうにしたんだという柳川市としての考えを持っておけば、自然と一体化して早く進むんじゃないかと思うんですよ。

そうすると、あそこは今クランクになっておりますからね、以前、仮設道路で真っすぐちょうとしてあったんですよ。あのときは皆さん大分喜んでありましたよ。だから、あれを实际的に道路として、交差点改良をやるということになれば、これは蒲池だけじゃなくて、昭代の方も、その交差点の起点に向けて、それから南のほうに大牟田川副線か、あれになくような計画も出てくると思うんですよ。それで、くどいようですけれども、市としても早くそれを決定づけるというかな、交差点をこういうふうにしたんことを持ちながら、国に事前の事前の協議をされたほうがいいと思います。

高橋中牟田線も、今が24年から28年までですかね、泉橋までやるということですよ。その後は南のほうにもうわずかですよ、家もないし、そして早く済むと思うんです。だから、そこら辺の意気込みといいますか、そこら辺はちょっと建設部長、どうでしょう。

建設部長（野田 彰君）

先ほど大淵課長のほうから、大川市のほうでもう整備を進めてきておるといふ答弁があり

ました。

ちょうど市境がゴルフ練習場あたりになります。あそこから高橋中牟田線まで、せっかくあそこまでもう整備が進んでくるならば、やはりあそこの高橋交差点の改良がありますので、ぜひあそこまで延長をしてもらいたいと。あその間には、民家もかなりあります。そういうことを考えますと、やはり国のほうでぜひ延伸をお願いしたいと。その中で、懸念であります高橋交差点の改良と一緒にセットをお願いをしていきたいと。その交差点改良を計画ができますと、今現在進めております高橋中牟田線、その延長として、そういうことでぜひ今後は先ほど大淵課長が申し上げました大川市の計画道路を、ぜひ柳川市のほうにも延長をしていきたいと、強い要請をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

6番（近藤末治君）

ぜひ部長、これは本当に蒲池と昭代も連結する道路ですからね、これは早く頑張ってください。お願いしておきます。

それから、ちょっとこれは通告をしておりますけど、今、有明海沿岸道路がもう着々と当初の計画よりも早く進んでおるようございまして、この橋脚に大きなプレートで「H29年度中に完成」ということで、大きなプレートを今、張りつけてありますけど、これはちょっと私たちが年度というと、4月から3月までが年度ですから、29年の4月までには通れるようになるのか、29年度中にでき上がるのか、ちょっと確認だけです。これは29年度開通へということで書いてありますからですね、ちょっと済みませんが。

建設部長（野田 彰君）

有明国道事務所からそういう、今現在、有明の工事箇所には張ってあります。当初としては、平成29年度までという公表をされました。それは、一応平成30年3月でございました。

ただし、情報によりますと、早ければ1年前倒しになるかもしれないという情報も入っております。したがって、早くて29年の春、遅くて30年の3月、そういうことで理解しております。

6番（近藤末治君）

ありがとうございました。とにかく有明沿岸道路はもう着々と、本当に私たち地元におっ  
て進み方がもうびっくりするようなスピードでやっていただいております。

それでは、次に2点目のほうの質問に入ります。

2点目の市営住宅の建設について質問いたしますけれども、この件は先日、高田議員が御質問をされておりますけれども、私なりに質問させていただきます。

仮称東宮永団地が今年度、60戸建設されるということですが、このうち、身障者用の住宅、これは何戸計画されておりますか。

建設課長（中村敬二郎君）

ただいま計画しております仮称東宮永団地に、身障者の住宅を何戸計画してあるかという質問でございますけれども、現在計画しております住宅は、本町団地と鳥の水団地を統合して建設する計画でございます。

現在、車いすの使用者用の住宅は、7戸管理をしております。うち1戸があきでございます。今回の団地には、現在までの車いす使用者用住宅の応募状況や、本町団地と鳥の水団地の入居者の方には、車いすの使用者がいらっしゃらないことを考慮いたしまして、車いすの使用者用住宅は計画しておりません。

以上でございます。

6番（近藤末治君）

今回の新団地についての身障者用はないということですね。

それでは、今課長が御答弁なったように、今回の新しい団地は、東宮永と本町団地を合わせて建設するということですよ。

先日の御答弁では本町が24戸、鳥の水が37戸、合わせて61戸。この61戸に対して60戸つくるということでしたが、これは現在、それぞれ何戸が住んでありますか。

私が質問するのは、あいている戸数があるんじゃないかと思ひまして、お聞きしておりますが。

建設課長（中村敬二郎君）

現在の本町団地と鳥の水団地の入居者数ということでございますけれども、本町団地は24戸のうち、20戸が入居してあります。鳥の水団地は37戸のうち、32戸が入居してあります。全体では61戸のうち、52戸が入居してある状況です。

以上です。

6番（近藤末治君）

そうなりますと、60から52引けば8戸があくわけですね、60戸建設しておるのにですね。この8戸についてどのようにされるのか、ちょっとお尋ねしたいんですが、ずっと市営住宅は建てかえの計画がありますよね。それで、その8戸について次の建設予定の団地の人を入居がえするのか、それとも新しく8戸、新入居者を募集するのか、お願いいたします。

建設課長（中村敬二郎君）

8戸のあきに対する入居者の募集方法ということでございますが、本町団地と鳥の水団地の入居者が全員新団地に移転されても、8戸あくことにはなりますが、あいている住宅に対しましては、新規に募集を考えております。

以上でございます。

6番（近藤末治君）

もう全て今入居されている52戸の人が行かれて、その残りは新規に募集するんだということですね。



それでは、今の52戸移転されますけれども、これには当然、不動産じゃなくて、動産移転ですね。いわゆる家財道具とかなんとかの移転補償をされますよね。これで今言いました52戸の中に、滞納者の方はいらっしゃいませんか。

建設課長（中村敬二郎君）

現在の入居者の中に滞納者がいらっしゃいますかという御質問でございますけれども、高額ではありませんが、数名の方がいらっしゃいます。

以上です。

6番（近藤未治君）

そしたら、その方には、どのような移転補償をされますか。家賃は滞納してあるが、移転費用は出すんだということに、ちょっと思えばなるんですが、どのようにされますか。

建設課長（中村敬二郎君）

滞納をされてある方が数名いらっしゃいますけれども、現在、納付指導を強力に進めております。その中でちゃんと納付計画を立ててありまして、全員の方が計画どおりに納付されておりますので、あと2年ございますけれども、その2年前には全部完納していただく計画になっております。

以上です。

6番（近藤未治君）

当然、滞納されている方には、その家賃、移転費用ですか、これは出されないと思うんですけれども、しっかりお願いしておきます。

それと、これは新団地になると、先日の答弁では5カ年で調整するというごさ言いましたけれども、家賃の調整というか、これをされるということですが、具体的に、例えば、1年目はどのようにするんだと、そして、何年度でこの新しい家賃にするんだということ。

お聞きしますと、先日、本町で1,600円だったですね、それが中山団地を参考にすると、16,900円ということで御答弁なされておりますけれども、これは5カ年で調整するということごさ言いますけれども、具体的に、年度ごとをお願いをいたします。

建設課長（中村敬二郎君）

現在の家賃を、新団地の家賃には5カ年で調整するというごさ言、高田議員のほうにもお答えしているところごさ言います。

現在の家賃と新家賃の差を5カ年で調整するためには、1年目は、差額の6分の1を現在の家賃に上乘せさせていただきます。2年目は、現在の家賃に6分の2を上乘せさせていただきます。このように、毎年6分の1ずつを上乘せして、6年目には新団地の通常の家賃という格好になるかと、そういうごさ言調整をいたしたいと考えております。

以上です。

6番（近藤未治君）

はい、ありがとうございました。

いわゆる、やっぱり低所得者層の方が入居されておりますからですね、やっぱりそのような調整でいかれるということで、わかりました。

それでは、これは新しく入居をしてもうあそこが空き家になったということになれば、当然、解体をされると思いますけれども、両方それぞれ解体した場合、更地とした場合に、敷地はどのように、何平米あって、どのような計画をするのかわかりますか。

建設課長（中村敬二郎君）

おのこの敷地の面積もですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

本町団地と鳥の水団地は、平成28年度に解体を予定しております。その後に、敷地の利用は、市の貴重な財産でありますので、市有地検討委員会等で検討いたしまして、有効利用を図りたいと考えております。

それぞれの団地の面積でございますけれども、本町団地が2,562平米、鳥の水団地が6,058平米でございます。

以上です。

6番（近藤末治君）

解体されて、その跡地がもう宅地ですから更地、もちろんですね。

先ほど私が質問した街路、南徳益上宮永町線ですね、これの代替用地というような考えはないのでしょうか。

建設課長（中村敬二郎君）

鳥の水団地の跡地を南徳益上宮永町線の代替地利用にという御質問でございますけれども、都市計画道路、南徳益上宮永町線は、柳川市の道路網として、非常に重要な路線と考えておりますところでございますが、本町団地、鳥の水団地を解体した後の利用につきましては、市の職員で構成いたします、市有地検討委員会や市有地財産審議会等に付議され、決定されることになるかと思えます。

跡地の利用については、これらの委員会や審議会で審議されることになると思われまので、現在のところでは、具体的な答弁は避けたいと考えておるところでございます。

以上です。

6番（近藤末治君）

はい、わかりました。いわゆる新団地に新しく行かれて、残りの更地のその市営住宅跡地については、十分協議をさせていただきたいと思えます。

それでは、3点目の老朽危険家屋等除去促進事業についてお尋ねをいたします。

まず、現在、市内に空き家とみなす家屋が何戸ありますでしょうか。

建設課長（中村敬二郎君）

建設課のほうでは、ちょっと調査をいたしておりませんけれども、平成24年度に生活環境

課のほうで、区長さんを通じて市内の空き家戸数を調査をしているという状況でございます。

その24年度の状況で申しますと、報告が上がっている空き家の件数は、市内全体で、もちろん旧三橋、旧大和も入れまして200件という報告が上がってきております。

以上です。

6番（近藤末治君）

はい、ありがとうございます。今市内に200件ぐらいの空き家があるということですね。

それでは、今年度からでしたかね、いわゆるこの老朽家屋の状況に対して、この（現物を示す）こういうふうなチラシで、解体費用を最大450千円補助しますということで市報とか、このチラシでお知らせになりましたけれども、ことしの2月まででいいんですけれども、何件ぐらい問い合わせがあったんでしょうか。そしてまた、何件問い合わせがあって、何件ぐらいがその対象になったのか。

建設課長（中村敬二郎君）

昨年の7月に柳川市老朽危険家屋等の除却促進事業補助金交付要綱を策定しまして、昨年の8月1日号の市報や、市のホームページに掲載をしております。

ことしの2月現在での相談件数は、30件でございます。このうち現地調査の結果、補助対象になったものが22件でございます。

以上です。

6番（近藤末治君）

現地調査をして30件のうち、22件がこの対象にしたということですよ。その残り、できなかった8件についてはどのような理由といたしますか。ことで、この補助対象にならなかったのか、お願いいたします。

建設課長（中村敬二郎君）

老朽危険家屋等の除却促進事業補助金交付は、平成25年7月1日より施行いたしました柳川市老朽危険家屋等除却促進事業補助金交付要綱に基づきまして交付をしているところでございます。

この要綱の定める判定基準がありますが、家屋の老朽度の判定基準による評価の合計が100点以上のものが補助対象となります。判定基準は、建物の腐朽や破損の程度の項目が4項目ありまして、まず床、それと基礎、土台、柱、はり、それと外壁、それと屋根でございます。

道路や隣接地に対する影響の項目が1項目ありまして、外壁や屋根材が落下して敷地外に被害を及ぼすおそれがあるものとなっております。

その他の項目といたしまして、町並みなど景観を著しく害し、特別な配慮が必要なものとなっております。

各項目の評点を合計しまして、先ほど申しましたように、100点を超えるものが補助の対象となっているものでございます。

以上です。

6番（近藤末治君）

今、点数で言われましたけれども、この点数を誰がつけるのか。それと目視でやるわけでしょうけれども、そこについてお願いいたします。

建設課長（中村敬二郎君）

現地におきまして、相談者に補助制度の説明を行いまして、それから、市の職員と一緒に目視によりまして老朽度の判定の項目の調査を行っているところでございます。その結果を相談者の方にも説明をいたしているところでございます。

以上です。

6番（近藤末治君）

わかりました。今課長が言われましたその点数をですね、私、資料をもらったんですけども、ほとんど100点になるのは基礎、土台とかはりの腐れですね。そういうのですね、もう100点にすぐなるんですけどね。

私が今回その質問をしたのは、この評点だけの補助でいいのかなと思って質問をしたわけなんですよ。と申しますのは、実際に子供さんたちが独立をされて、例えばもう市外に行かれたとか、遠くに行かれて、もう家を持っておると、その家族ですね。そうした場合に、その本家といいますか、昔住んでおった家が、もう誰も住まなくなると。もう住まなくなると古い家になったと。もう解体をしないと、今課長が言われましたようにもう道路上に来るとか、防犯上危ないということ、そういう家屋が実際にあると思うんですね。

たまたま私のすぐ隣の家でございましたけれども、ここが先日解体をされました、実際ですね。そこは住んでおられた方がもう全て亡くなられたんですよ。誰もいなくなって管理もされていなかったんで危ないという状況でしたけれども、それを遠くにおられる唯一の縁者の方が、近所に迷惑をかけたらいけないということで、これを解体されたわけです。

ですから、今課長が言われましたように、目視をして点数をつけたと。そして100点以上になったから、これは補助対象になるから、最大ですけども450千円は補助できるということになりますけれども、そのようなことだけでいいのかなと思って質問をしたわけなんですけれども、この件についてどんなでしょうか。

建設課長（中村敬二郎君）

今回の老朽危険家屋の除却促進事業は、隣接者や道路を通行している方に被害を及ぼす可能性のある危険な家屋に対しまして早急に解体してもらうための、国の補助金を活用して実施している事業でございます。このためにも、定められた基準により老朽危険家屋除却促進を図りたいと考えているところでございます。

空き家の解体補助に対する相談者は、所有者や相続関係者等と想像されるところでございます。空き家になれば、議員御指摘のとおり、防犯上も好ましくありませんので、近所に迷

惑をかける前に解体を行い、更地にして貴重な財産を有効に利用していただければと考えているところでございます。

以上です。

6番（近藤末治君）

そしたら、もう今の課長の答弁だと、私の質問はもう却下というような感じになってくるですね。やっぱりあくまでも、その目視をして評点をつけて、それによってしか行きませんよということですね。

市長はどんなでしょう。これは、やっぱり国の基準だから、今私が申し上げたように誰も縁者がいない、唯一の方がされたんですね。そこら辺、ちょっとどんなでしょうか。

市長（金子健次君）

近藤議員のほうは少し緩和措置をとってお話でございますけれども、この分につきましては国の補助金を使った事業でございますし、逆に甘いというよりも、100点以下という形で、以下の人をそういう対象にした場合、いろんな国の補助を受けられないような形になりますので、確かに犯罪問題とか、いろんな防犯上はあるかと思っておりますけれども、結局、私たちのほうの、近所の方のほうが区長さんとか、いろんな形で相談をして、解体する方向に持っていかなければならないかなというふうに思います。

先ほどの事案についても、そういうことで解体をされたのかなというふうに思っておりますけど。

聞いてみますと、例えば99点と95点とかはどのようなふうになるかと聞いたんですけれども、そういう点数はほとんどないと。土台でしたら、ほとんど100点以上になりますよということでしたので、それやったら問題ないのかなと。使えるという建物、家屋でありますというふうに担当のほうが言うておりましたので、そういうことでよろしく願いしておきます。

6番（近藤末治君）

ありがとうございます。国のお金をもらっているからですね、やっぱりその基準もありましょうから。

そこです、よく市民の方が、家を崩すと解体といいますか、税金が上がると。このように市民の方が思われているようでございますけれども、その点、固定資産税の仕組みといいますか、軽減措置について、お答えくださいませか。

税務課長（樽見孝則君）

住宅用地の固定資産税の軽減措置についての御質問でございますので、税務課のほうからお答えいたします。

住宅用地の軽減措置につきましては、地方税法で定められておまして、昭和48年に国の住宅政策の見地から、特例として設けられたものでございます。そして平成6年から現在の

制度が適用されております。

軽減措置の内容を申し上げますと、住宅が建っている敷地の課税標準につきまして、住宅の総床面積の10倍までという上限が設けられておりますが、その敷地面積のうち200平方メートルまでを6分の1、200平方メートルを超える部分を3分の1とするものでございます。以上でございます。

6番（近藤末治君）

そしたら、住宅を壊すと税金が高くなるということじゃなくて、家屋を解体すれば、元の課税といいですか、それに戻るんだという考えなんですね。（発言する者あり）はい。

そしたら、今ちょっと言われましたけれども、200平米とかいうその辺がちょっとわかりませんので、具体的に質問しますけれども、例えば、敷地が100坪、330平米あったと。それに床面積で40坪の家を建てたと、132平米ですが、この新築をしたというときには、この132平米のみが6分の1になるのか、それとも、330平米ある中でも200平米はもう6分の1ですよと、残りの130平米は、普通の税率を掛けて課税しますよということになるんでしょうか。

税務課長（樽見孝則君）

敷地面積が330平方メートルということでございますので、そのうち200平方メートルが6分の1の税額になりまして、残りの130平方メートルは3分の1の税額になります。

以上です。

6番（近藤末治君）

わかりました。

それでは、これが固定資産税の基準といいものは1月1日ですよ、1月1日現在で課税されると思いますけれども、例えば、12月に家屋が完成したと。だけれども、税務課の仕事の都合上、その調査がおくれたということで、その調査が1月か2月ぐらいになったということになれば、12月のときに家が建っているけれども、基準日のときには、算定できなかったということになりますでしょうか。

税務課長（樽見孝則君）

税務課の調査が賦課基準日の1月1日までに終わらなかった場合の対応についての御質問だと思いますけれども、その場合でも、事前に建築確認や法務局からの登記情報、そして、巡回調査などをもとに、家屋の完成状況を把握しまして、固定資産税の価格決定を行う3月までに家屋調査を完了させまして、住宅用地の認定を行っているところでございます。

以上です。

6番（近藤末治君）

はい、わかりました。ありがとうございます。

ちょっと最後にお問い合わせなんですけれども、例えば、これを今家賃も5年の暫定措置があるように、解体をして、もとの税率といいですか、それに戻すのに暫定措置として二、三年ぐ

らの暫定措置を考えるということはできますでしょうか。

税務課長（樽見孝則君）

この軽減措置につきましては、先ほど申し上げましたように税法で定められたものでございます。それで、本市単独で暫定措置などを設けるのは困難かと存じます。

ただ、ふえ続ける老朽空き家対策につきましては、自治体レベルでの対応が困難な面もあるということで、国会において、議員提案で「空き家対策特別措置法」の法案提出の動きがあると伺っております。その中で、更地化した際の固定資産税軽減などの措置を講じるよう、国に強く促す規定も盛り込まれているとの情報もでございます。本市といたしましても、国の動向に注意を払いつつ、対応してまいりたいと考えております。

以上です。

6番（近藤末治君）

はい、ありがとうございました。

それでは、以上で私の質問を全て終わります。ありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、近藤末治議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時2分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、18番藤丸正勝議員の発言を許します。

18番（藤丸正勝君）（登壇）

皆さんおはようございます。18番藤丸正勝でございます。

本日の一般質問は3項目と、市長の所信表明の中で、おもてなしの心日本一を目指して市内39団体で構成する、“おもてなし柳川”市民会議を発足されておりますが、おもてなし日本一の思いの一端をお聞かせ願いたいと思います。近藤議員と重複するところがあると思えますけど。

また本市は、観光地柳川であります。宿泊施設が十分ではありません。日帰り客に対してのおもてなし方法と、年間100万人を超す観光客が訪れる観光客に対してのおもてなしとはどのようにしていきたいと思っておられるか、考えをお聞きしたいと思います。

それでは、通告の市職員の綱紀肅正ということで質問。2番目に沖端川今後の改修計画について、3番目、職員駐車場は有料化の考えはありますかということで、この3点についての質問でございます。

まず1点目の綱紀肅正、これは社会人になれば当然守らなければならない常識であります。

物事の規律を守り、不正を正すことで、公務員は市民に対して襟を正す意味で、綱紀肅正とは大変公務員にとりましては重要な意味があると思います。これは、議会議員にも言えることであります。なぜならば、この常識を議員の中でも履き違える方がおられるように多々見受けられるようになっております。これこそ本末転倒でございます。

我々国民は、日本国憲法により「国民は法の下に平等で、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と憲法14条でうたっていますが、しかしながら、犯罪や不正が発覚したならば懲罰は覚悟しなければなりません。

そこで、地方公務員の懲罰についての質問であります。

公務員には守らなければならないことがたくさんありますが、不祥事に対して公務員であるがゆえに公に報道され、それは一部の公務員であります。多くの公務員の方々は真面目に働いておられます。各自治体においては、公務員は市職員、今現在このひな壇におられる皆様方なくして行政運営は成り立ってはいきません。市民のため、信頼ある行政運営を行っていただきたいと思っております。

この不祥事といえば、以前本市でもありましたが、公務員であることで報道されるものであると思っております。そのほかには、今、社会問題になっている飲酒運転。公務員としては、これは絶対にあってはならないことでありますが、福岡県の飲酒運転はなかなか減っていないようでございます。そのほかにも不祥事といいますと、業者との癒着、痴漢行為、横領、暴力事件、窃盗、盗撮、ストーカー行為、架空請求、公金詐欺など柳川市の職員には今言ったようなことはないとは思いますが、これは職員だけの問題ではなく、我々市議会議員、市長、副市長、教育長、公人として法律を犯すことはできないのであります。しかし、間違いは誰にでもありますが、許される間違い、許されない間違いがあります。

そこで質問をいたします。まず、金子市長、綱紀肅正とはどのように考えておられますでしょうか。

それからまた次に、市職員に対し綱紀肅正は金子市長どのような考えで指導されておられますでしょうか、お伺いいたします。

また、その3点目として、日本国憲法では「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。」とうたっていますが、市長の所見をお伺いいたします。

次に、沖端川改修計画についてお伺いいたします。本年、26年度の事業計画について質問いたします。

平成24年7月14日の沖端川堤防決壊で、5年間の事業費が約95億円と多くの予算がつきまして、翌本年25年度には漏水箇所への堤防補強工事や堤防のかさ上げ工事、竹やぶ、雑草や大木がきれいに伐採され、沖端川が以前の3倍ぐらい川幅が広く見えるようになり、環境も大変よくなり、沖端川流域に住む住民にとり、早急なる改修工事に地元住民の皆様は感謝して



いることと思われます。

しかしながら、まだ未整備事業が残っているようでございますが、今後の沖端川改修の重要計画はどのような予定か、自席のほうからあとは質問をいたしたいと思ひます。

それと3点目の職員駐車場についても、自席のほうより質問をいたします。

市長（金子健次君）

それでは藤丸正勝議員の質問に、私のほうから2点、おもてなしの思いとあわせまして綱紀肅正のことにつきまして述べさせていただきますと思ひます。

先ほどの近藤議員の答弁と一部重複する部分がございますけれども、御了承いただきたいというふうに思ひます。

おもてなしにつきましては、私の思いについてでございますけれども、私は昨年の市長選挙で「市民挙げて」の「おもてなしの心日本一」を公約として掲げさせていただきました。この「市民挙げて」が一番大切だというふうに思っております。

おもてなし事業を通しまして、市民の皆さんが柳川を好きになって、愛していただくと。そして柳川に暮らすことに誇りを持ってくださると。そして柳川にこれからも住み続けたいと言っていただけのような、そんなまちづくりに結びつけたいというふうに思っております。

そして、そのようなまちこそ、お客様も魅力を感じていただけるというふうに思ひます。柳川で暮らす私たちが、温かいおもてなしによってお客様に喜んでいただいて、「柳川に行ってきた、また来たい」と言っていただけのようなまちづくりを進めていきたいというふうに思っております。

また、おもてなしは、誰かに言われたから仕方なくやるというものではなく、できる人ができることからやるという気運を醸成していきたいというふうに思っております。主体性を持ってかかわっていただける輪を広げたいというふうに思ひます。即効的な成果を求め過ぎずに、また一過性で終わらせることのないように、着実に一步一步進めたいと思っております。

このようなことから、昨年11月には、市役所に副市長をトップに全ての部長で構成をいたします「おもてなしの心日本一プロジェクトチーム」を立ち上げました。先月には、今先ほど藤丸議員が言われましたけれども、39の団体代表で構成いたします“おもてなし柳川”の市民会議を立ち上げたところでございます。官民一体で連携した推進母体が整いました。これから本格的に「市民挙げておもてなしの心日本一」を目指して、「おもてなしなら柳川たい」と言っていただけのようなまちづくりを進めてまいりたいと思っております。

具体的なやつについては、また後ほどお話をさせていただきますと思ひます。

それから、綱紀肅正のことについて触れられましたので、具体的な職員に対する指導については、部長のほうがお答えしたいと思ひますが、綱紀肅正について、用語の定義といたしましては、「国家の規律や秩序、また政治のあり方や政治家・役人の態度を正すこと」にあ

ります。

本市に当てはめて申しますと、私自身を初め、市の全ての職員が公務員としての自覚をしっかり持って、服務規律を遵守し、公務への信用を失墜することのないように徹底することではないかというふうに思います。

市の職員は、地方公務員としての国民全体の奉仕者、とりわけ柳川市民の奉仕者として、行政のプロとしてであることを必要でなかろうかというふうに思います。そして、職員が高い意欲と能力を持ち、生き生きと働くことで市役所全体の活力を生み出し、そのことを通じまして市民の満足度の向上を図ることが重要と、これが私の職員像でございます。

以上2点の主なものについては私のほうからお答えさせて、また質問があればお答えしたいというふうに思います。

18番（藤丸正勝君）

ありがとうございます。

まず、おもてなし日本一、これについてあと1点市長にちょっとお伺いをしたいと思えます。

おもてなし日本一の、これ柳川の中だけではなくて、やはりこれを観光と結びつけるためにどういうふうな啓発運動をやるか、やはり同じ柳川市の中の器だけの話じゃなくて、やはり市外、県外のほうへ、やっぱりアピールすることが一番大事だろうと思うわけですね。そういうことで、やはり川下りコースあたりにもものぼり旗ちいいますかね、「おいでめせ柳川へ」とか、庁舎あたりに「ウェルカム柳川」とか、そういうような見えるような施策も必要じゃないかと思えますので、やはり内輪だけの話じゃなくて外に発信するような施策かなんか持ってあるか、ちょっとお伺いいたします。

市長（金子健次君）

大変大事なことであります。私も同じ気持ちでございまして、1月1日の正月号の対談記事、これはもう市内向けでございましたけれども、現在市内3カ所に懸垂幕を設置しております。「春のおもてなしキャンペーン」と銘打って地域の方々との連携事業を展開しておりますし、事業の柱を少しだけ申し上げますと、まちや掘割を美しく保つということ、あいさつ運動ですね、2点目が。親切運動を市民に定着をさせていくということと、もう一度柳川に行ってみたい、リピーターですね、柳川のファンをふやすこと、そして地域に密着した観光事業を推進して、現在100万人ちょっとでございますけれども、10年後には観光客を150万人に達するように努力をしてみたいというふうに思います。

本市では既に数多くのおもてなしに関連する事業が行われておりますので、今後はそれぞれの事業に「おもてなし」の冠をつけていただくなど協力を呼びかけて、活動の輪を広げたいと思います。

事業費につきましては、新年度の予算に上程しております“おもてなし柳川”の市民会議

に4,300千円の負担金と、市職員の研修費として378千円の委託費を計上させております。

今、具体的に提案ありました旗を立てるとか、そういう中については、市民会議の中で具体的にそういうことを、のぼりをつくっていききたいというふうになるかと思えますけど、参考にさせていただきたいというふうに思っております。全体的、オール柳川で取り組みまして、そのことがオリンピック2020年東京招致で滝川クリステルさんが「おもてなし」という形でかぶりましたけど、私は全国的どこもおもてなしムードでございますけれども、柳川バージョンで全国に広めていきたいというふうに思います。

本当に柳川に来てよかったと思われるようなまちづくりを、一朝一夕では難しいと思えますけれども、議員の皆様の御協力を得ながら全市挙げてオール柳川で取り組ませていただきたいと思います。そのことが観光客がふえてくるという大きな要因になるかというふうに思っております。

以上です。

総務部長（大坪正明君）

先ほど市長のほうから、職員の綱紀粛正の件について御答弁をいたしましたけれども、私どもは市長の意を受けて、職員のそういった綱紀粛正に対する対応を行っておりますので、少し具体的に御答弁をさせていただきたいと思えます。

職員に対する綱紀粛正につきましては、日ごろから職員一人一人が公務員としての自覚を持って、万が一にも公務への信用を失墜したり、また住民の疑惑や不信を招いたりすることのないよう、注意喚起を呼びかけているところでございます。

具体的には、「職員倫理条例・規則の遵守」や「飲酒運転の撲滅」、「安全運転の徹底」、「信用失墜行為の禁止」などについて、機会あるごとに通知通達するなど、注意喚起を行っているところでございます。

また、懲戒処分に至らないまでも、不適切な事務処理が発生したこともございますけれども、そのような場合は、市長が直接職員に対して、訓示や訓告など厳重に注意するとともに、今後二度とそのようなことがないよう指導されているところでございます。

また、日本国憲法で、全て公務員は、全体の奉仕者であるということですがけれども、議員のおっしゃいますように、日本国憲法の第15条には、「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」とうたわれております。また、地方公務員法の第30条には、サービスの根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定してございます。このことは、特別職・一般職を問わず、全て公務員についての基本原則であるというふうに理解をしております。

特に全体の奉仕者については、歴史的意義と政治的意義があると言われておりまして、歴史的意義としては、戦後の民主主義における主権を有する国民全体の奉仕者としての位置づ

けがございます。政治的意義としては、公務員には政治的に中立で特定の政治的立場に偏らずに、全体の奉仕者としての性格を堅持することが強く求められているところでございます。

したがって、市職員は市民全体の奉仕者であって、一部のものに偏らず、また常に政治的に中立な立場で公務に当たっていかねばならないと強く意識しているところでございます。

以上でございます。

18番（藤丸正勝君）

市長の綱紀肅正ということでお聞きいたしました。答弁の中にありますように、やはり公務員としては市民の奉仕者ということで、これはやっぱり窓口ですね。柳川、三橋、大和、やはり市民課であります窓口、ここがやっぱり一番重要なポイントを占めていると思いますね。やはりまずいろんな課に行くにも、まずは1階の、皆さん案内所とかわからないから、どこかの課に行って尋ねられると。そこに行って、やはり不快な思いをしたという方も多々おられると。8年前、9年前、合併当時、本当にいろんな話をお聞きしましたが、現在は非常に職員の態度がよくなったということをお聞きしております。それもやはり市長の人徳かなと。前、市長が直接職員と話をされて、やはりそういう指導もされるということも今さっき部長の答弁で言っておりますように、対で話してお互い気持ちをわかって、トップの気持ちをわかりながら職務に専念すると。そういうことであれば、やはり自然と柳川の庁舎内の雰囲気もよくなるというようなことで、不正がなくなると。やはりこういう不正があるというところは、ガタガタしているところが多いんですよ。よく見えますと、執行部の中がガタガタしているところに限ってやっぱりいろんな不正があつておるといふようなことで、この不正が柳川にいつあつたかといいますと、もうちょっと私もわかりませんが、近ごろ金子市政になりまして、そういう不正というか、不正な事務処理をされたことは何回ありますか。ちょっとお伺いいたします。

総務部長（大坪正明君）

平成21年4月に金子市長が就任されてからは、そういった不正というか懲戒処分があつたことは1回だけございました。これは水路使用料の請求に際して不適正な事務処理を行ったということで、職員1人に対して懲戒処分を行った事例が1件ございます。

以上です。

18番（藤丸正勝君）

5年のうち1回懲戒処分があつたということでございますけど、やはりこの懲戒処分の中にもいろんな段階があると思いますけど、この柳川市のほうでは処分ちいうのは何段階ぐらゐにあって、その1回の処分というのは何番目ぐらゐの処分に当たるわけですか。

総務部長（大坪正明君）

懲戒処分につきましては、地方公務員法のほうに定められておまして、重い順に、免職、

停職、減給、戒告とこの4種類がございます。

先ほど申し上げました処分につきましては、停職1カ月という処分を行っておりますので、2番目に重い処分でございます。

以上です。

18番（藤丸正勝君）

停職処分が2番目に重い処分ということでございますけど、服務委員会というのがあると思いますけれども、この柳川市の服務委員会の開催というのは、副市長、何回ぐらい年にやられておりますか。

議長（浦 博宣君）

総務部長でいいですか。（「したことなかじやろう」と呼ぶ者あり）

副市長（石橋義浩君）

私がこちらに来てからは開催したことはない。（「もう何年になりますか、こっち来て」と呼ぶ者あり）私、もう2年です。（「2年」と呼ぶ者あり）はい、2年のうちにはなかったと記憶しております。

18番（藤丸正勝君）

服務委員会の会長が副市長ということでございますので御指名いたしましたけど、石橋副市長になってから懲戒処分というのは今までなかったということですね。

やはり服務委員会というのも私は思うけど、やはり年に1回か2回ぐらい、職員的意思疎通、不正をなくすためには一、二回ぐらいの服務委員会、トップは副市長、あとは部長級だろうと思いますけど、そういう中で、その縦のつながりで部長、課長、課長補佐、係長ということで、その服務委員会をやったということで、縦のつながり横のつながりで、私はやっていったがこういう不正がなくなるのが当然じゃろうと思うけど、そういうことをやろうという気はありませんか。

総務部長（大坪正明君）

服務委員会につきましては、今この服務委員会の役割というのが、そういった何らかの不正な事案が起きたときに、その処分を、どの程度の処分をするかということを検討するのが服務委員会の現在の役目でございます。

藤丸議員おっしゃるような、そういった職員のサービスをきちんと徹底するためにそういった縦、横のつながりをするためにやったらどうかということでございますので、その件についてはまた別の角度で、この服務委員会とはまた違ったところで検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

18番（藤丸正勝君）

いや、私はこういう処分が出る時だけするじゃなくて、その不正を防ぐための意思統一

も必要じゃないかと思っておるわけですよ。

やはり不正が起きてから、さあ集まってやろうかと。それはもうすぐできるはずですよ。もうメンバーが決まってるからですね。いつでも招集される。でも、私が言うのはその前の段階。前の段階にこういう意思統一をやって、縦、横のつながりを密にやったら不正がなくなるんじゃないかろうかというような感じで私は言っているところでございます。それに対して、副市長、はいどうぞ。

副市長（石橋義浩君）

藤丸議員のおっしゃる不正をなくすということは、本当に基本中の基本であると思います。そのために何回も何回も繰り返して職員の意識を変えていくと、したらいかんというようなことは非常に大事なことと思っております。

そのために、必ずしも服務委員会だけがその場ではないのではないかと。毎月庁議というのを開催しております。そういった場も利用して、定期的に職員の意識をそういったふうに向けていきたいというふうに考えております。

以上です。

18番（藤丸正勝君）

副市長の考えは、毎月庁議でやっているからそういう会議は要らないということでお聞きしております、今のはですね。そういうことでは、私は全然やっぱり考えが違うわけですね。庁議は庁議、こういう服務委員会は服務委員会でやってくださいということでございます。

それから、学校現場はどうですかね。教職員に対してのこういう綱紀肅正ということで、教育長はどういうふうに指導されておりますか。

教育長（黒田一治君）

学校現場、教職員についてのお尋ねだろうと思います。

先ほど来から、市長初め副市長、総務部長のほうから答弁がありましたけれども、基本的な考え方は一緒でございます。日本国憲法、地公法に基づいた形の処分等も考えられております。（「指導をどうしよるかて」と呼ぶ者あり）

各学校現場におきましては、基本的には通知という形で各学校長へ綱紀肅正の通知をいたしております。また、そのほかに、いろんな会議等、研修会等がございます。そういった中で、こういった不祥事がないように、そういった取り組みを進めるよう指導をしております。

以上です。

18番（藤丸正勝君）

ということは、学校現場において、懲罰、懲戒というのは教育委員長のほうでやられるわけですか。

教育長（黒田一治君）

学校現場の職員、大きく分けて2つ分けられると思います。いわゆる県費負担教職員、そ

れと市の職員という形でございます。

県費負担教職員につきましては、人事権、懲罰権が県の教育委員会にございます。市職員については、（「教職員に関してです」と呼ぶ者あり）教職員についてでございますか。教職員の懲罰については、県教育委員会が行使をいたします。内容については、先ほど地公法上の4、4つございましたが、この処分を行っております。

以上です。

18番（藤丸正勝君）

教職員に関しては、だったら教育委員会からの懲戒というのではないというわけですかね。県のほうがやるということで、市は関係ないと、教職員に関しての懲罰はですね。そういうふうに取りました。

それでは、不幸にして不祥事を起こした職員に対する再発防止として、執行部はどういうふうな指導されておるかをお聞きいたします。

総務部長（大坪正明君）

公務員による贈収賄とか詐欺・横領、覚醒剤の使用あるいは飲酒運転による人身事故等、まさしくそういった犯罪ともいえる事件が新聞等で報道されておりますけれども、このような悪質な事案で懲戒免職処分が下されますと、職場を追放されますので、公務職場での矯正とか指導というのが及ばないということになります。

しかし、中にはうっかりしたミスを起こしたり、その間違いを隠そうとしたりして、処分の対象となる事案が起こる場合がございます。

実際に本市で発生した処分の事例においても、不祥事の起こる背景にはさまざまな事情が重なって、通常では考えられないような行動をとってしまったということもございました。

このような場合に、停職とか減給、戒告の処分を行うわけでございますけれども、懲戒処分が科せられて職員が罰を受け、処分が終了すればその職員も再び公務に戻るということになります。

処分の発令に際しましては、再発防止のためにも本人に対し、なぜこのようなことになったかよく考え、反省するよう促します。特に市民やほかの職員へ迷惑をかけていることを決して忘れないようにということで強く求められます。

その一方で、その処分をどう本人が受けとめるかということで、その職員の将来が大きく左右されますので、処分がよい方向に働くように、その当該職員に対して、今回のことを払拭するような活躍を期待しているなど励ましの訓示もあわせて行って、職員の指導、育成に努めているところでございます。

以上です。

18番（藤丸正勝君）

職員の方たちも大変やっぱりストレスがたまっている方もおらっしゃると思うんですね。

病欠とかもあるしですね。やはりそういうことで、以前は各課でレクリエーションとかなんとかやってあったんじゃないかならうかと思えますけど、今そういうストレス解消のためのケアとか、何かそういうふうな方法は各課のほうでやっておられますか。

総務部長（大坪正明君）

各課でそれぞれ飲み会をしたり旅行に行ったりというふうなこともあると思いますけれども、職員の互助会であります共済会でもいろんなスポーツ、ボウリングとかグラウンドゴルフとかそういったことも行って、そういった職員の心身の健康増進といえますか、そういうことも行っているところがございます。

以上です。

18番（藤丸正勝君）

いろんな飲み会もやっておられるということでございます。あんまり飲んでストレスがたまらないように、またお願いしておきます。

そういうことで、やっぱり職員さんたちは地方公務員法という法の中で仕事をしてあります。我々議会も柳川市民の代表でありますので、その皆さんと一緒に柳川の市民の奉仕者でございます。我々は、議会規則というのがありますけど、この議会にも綱紀肅正というのがこれ必要じゃないかと今思うわけですよ。非常にやっぱり執行部の皆さんたちの答弁を聞いておりますと、やはりこれだけ市の職員さんたちが真面目にやっておられます。我々議会には、会議規則、委員会条例、そして一番大事なのが我々24名で決めた議員申し合わせ事項というのがありますね。これを守らん議員がおるわけですよ。皆さんたち執行部のほうで、こういう公務員法を守らなければどうなるかということも皆さんわかっておるから公務員法の中で仕事をされている。我々議会は、議員で決めた、24名で決めた申し合わせとか会議規則とか、こういうのがあるわけですよ。

やはり議会の使命は何かというと、ピラを配ったり、悪口言ったりするのがこれ議会議員じゃないわけですね。やはり市民のためにどれだけ福祉に寄与するかというのが議会の議員の務めと、私はそう思っています。ピラを配ってさるいて議員になるごたんなら、誰でもがピラを配るばってんがら、配りきらんけんせんだけですね。やっぱりそういうことを、本当にもう情けなくなるようなこういう行動ですね。こういうのは、やはり私たちはもっと考えてもらわなければ、議員としての質が低下すると思うんですよ、柳川市議会というのが。

やはりそういう議会には議会規則があるから、公務員は公務員法を守って仕事していると。議員は議会の規則を守って議員活動はしていかにやいかんと。本当この議員に言う、これこそ本末転倒、よう言われることですね。もう一度よく議員の使命とは何かということを考えてもらいたいと、そういうふうに思っております。

そういうところで、ちょっと横道それましたけれども、次の質問に入りたいと思います。

沖端川改修工事について、先ほど述べましたように、非常に沖端川がきれいになりました。



川面が3倍ぐらいになりまして、今はのり面に菜の花がいっぱい咲いて、満開で本当きれいでございます。そして、竹やぶがことしの夏に伐採されまして、非常に久留米の市役所まで見えるようにきれいになりました。本当に、我々から見て、地域住民にとりましては非常にきれいになりました。それで、あと少し残っていると私が申しましたけれども、沖端川の川底のしゅんせつですね。今非常にもう堆積しておると思いますが、そういうしゅんせつ工事の予定はありますでしょうか。

建設部長（野田 彰君）

沖端川の川底のしゅんせつ工事についてお答えをいたします。

沖端川の管理者であります福岡県は、激特事業によります河川整備のために、一昨年の洪水後に沖端川全川の河川調査を実施したところでございます。この測量の結果を検討いたしまして、土砂の堆積、川幅が狭いところ、洪水時に河川断面が不足する区間、こういうところにつきましては、河川断面の確保のために河川内の掘削工事、いわゆるしゅんせつ工事が実施をされております。平成25年度につきましては大門橋下流部、それから出の橋の上流部の一部において掘削工事が実施をされてきたところでございます。

今後につきましては、河川内の断面不足の箇所を工事が行われますが、上流のほうを先に掘削工事をいたしますと、下流側のまだ工事を実施しなければならない箇所が多数あります。そういうことを考えますと、一気に上流側はすぐにというわけにはいきません。他の工事と調整をしながら、今後掘削工事を実施していくということでございます。

以上です。

18番（藤丸正勝君）

ということは、この26年度にはしゅんせつ工事は無いということに受けとめましたけど、24年からその5年間のうちの約95億円の予算内では、できる見通しはありますか。

建設部長（野田 彰君）

26年度にできないということではなくて、下の工事で掘削しても影響ない箇所については、断面不足のところはすると。今後については、5カ年事業ですから、5カ年のうちに計画区間が大体決められておりますから、調査してわかっておりますから、そういうことで今後5カ年のうちに掘削工事を終えるということでございます。

以上です。

18番（藤丸正勝君）

はい、わかりました。

次のこの竹やぶの伐採ですね。この竹やぶの伐採が本当きれいに刈ってもらいました。そこで、まだ一部、やはり機械が届かなかったかなんかあって、やっぱり川のところにまだいっぱいいっぱい堤防と川のところに、やはり何カ所があるわけですね。あれが今度また春になったら繁殖するわけですね。だからあれをよかったら早目に切ってもらわないと、あれが

新芽が出てきよるわけですよ。だからあれを早く切ってもらわないと、またあれから繁殖するから、そのところの要望をしたいと思いますけど、どうでしょうか。

建設部長（野田 彰君）

議員おっしゃいますとおり、ユンボが届かないところが数カ所あります。それにつきましては、25年度で伐採した理由は、堤防の総点検のためにできる範囲で伐採をいたしました。そういうことですが、届かなかったところについても県のほうに要望をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

18番（藤丸正勝君）

よろしゅうお願いしておきます。

それから、漏水箇所の検査が、かなり二ツ川が兩岸あっておりましたけれども、漏水箇所の工事、事業というのは完全に終わったわけでしょうかね。それかあと何カ所か残って、何年度までに大体完成する予定か、そのところをお聞きいたします。

建設部長（野田 彰君）

先ほど申しあげました全川の点検の結果、5カ所が漏水箇所で見えをされました。

その箇所を申し上げますと、まず筑紫橋下流部の左岸、筑紫橋上流部の左岸、磯島堰上流部の左岸、島町橋下流部の右岸、島町橋上流部の右岸、この5カ所が点検の結果、漏水箇所がありました。もう点検が全て終わりましたので、5カ所が漏水箇所ということで、工事は全て完了しておりますが、今後そういう箇所がもし出てきた場合は、こちらのほうに情報を提供してもらえば、すぐ対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

18番（藤丸正勝君）

漏水箇所5カ所全部終わったということでございますけど、我々が二十のときから24年間、うちのほうの左岸側が3回切れましたと以前言いましたけど、完全に漏水箇所が私はまだ終わっていないと思うんですよ。やはり右岸側のほうはなかなか切れないけど、左岸側のほうがよく切れるということで、今菜の花がいっぱいおわって、非常にきれいな堤防になっておりますけど、このきれいな菜の花の下には、やはりミミズがおるわけですね。このミミズを今度追ってくるやつがおるわけですね、モグラ。このモグラがミミズを追って穴をほがすわけですね。でもやはり、きれいだきれいだというときはいいけど、これがアリの穴からでも堤防は切れるというようなことでございますので、やはり我々も今後あれだけの菜の花が生い茂ってきたら、大雨、洪水なんかには少しちょっと地元としても考えながら、やはり注視しながらその堤防には目を配らなければいけないなと思っております。事故がないときは本当にきれいでございますので、そういうことで沖端川の件を終わらせていただきます。

それから、次の3番目の駐車場の件でございます。

この駐車場の件は、もう2年前になると思いますけど、もう何度となく私、市長のほうに質問しておりまして、もう執行部のほうでは2年間大事に大事に温めてもらっていると思いますのでそのところ、今後の課題でもあります。非常にある意味、耳が私も痛いところがございます。質問したならその責任をとれというようなことも言われておりますので、ちょっと待っててくださいと、市長も前向きにやるということによっておられますので、そろそろ結果も出るんじゃないかなろうかということがございますけど、なかなかこれは難しい問題だと思いますけれども、市長の答弁をよろしく願いいたします。

総務部長（大坪正明君）

2年前の3月定例会におきまして、藤丸議員のほうから職員駐車場使用料の件、そのとき既にもう4回目の御質問だったと思いますけれども、御質問いただきました。その際、市長のほうから「いろんなもろもろのクリアしなければならない問題を検討して、料金を徴収する方向の分を検討していきたいと考えております。」ということで御答弁をしておりました。

したがって、私どももそれ以降、駐車場使用料を徴収することを前提に、いろいろと検討を重ねてまいりました。

具体的な内容としましては、まず徴収の目的や根拠、対象者の範囲、対象とする車両、使用料の額、徴収方法などについて、まずベースとなる案を作成しました。そして、その案をもって、実際にその徴収対象となる職員の大多数で構成しております職員団体に対しまして、平成24年の10月に職員駐車場使用料の徴収について申し入れを行いまして、労使協議に入ってこれまで協議を重ねてきたところでございます。

労使協議の中では、職員団体のほうも真っ向から否定するということがばかりではなくて、徴収するとした場合にクリアすべき課題は何かということで、お互いに意見を出し合いまして整理をしてまいりました。

その中で一番問題となったのは、現在、柳川庁舎では市民会館の大ホール等が使用される場合には、職員の駐車スペースが大幅に不足するという状況がございます。料金を取るならば、必ず駐車できるスペースを確保するということが必要になってまいりますので、これをクリアするためには、職員用として占有できる別の場所を求めなければならないという難しい問題もございました。

もちろんそういった一人一人のスペースを確実に確保するというのではなくて、現状の使用状況のままで徴収する方法はないかということで、そういうことも検討してまいりましたけれども、なかなか職員団体のほうと合意点が見出せないという状況が続いているところでございます。

2年前に藤丸議員から一般質問をいただいたときに、その少し前に福岡県のほうも県の職員の駐車料金を徴収するということが新聞報道があったということでございました。しかし、

その後実際にどうなったかという、県のほうは実際徴収をしていないという状況でございます。理由はわかりませんが、やはりうちと同じようにいろんなクリアすべき課題がクリアできなかったんじゃないかというふうに思っているところでございます。

そういった中で、職員団体に対しては、この駐車場料金の問題とあわせて、別に給与の削減の問題も出てきておりました。ちょうどこの駐車場の使用料の問題と時期が重なったわけでございますけれども、懸案でありました持ち家手当の廃止、これについても議会のほうからたびたび御指摘をいただいております。これについては、25年度に約2分の1に削減して26年度には廃止するというので、組合の合意も得たところで実施をしているところでございます。

それから、昨年7月からの給与カット。これは全職員を対象に給料月額4.77%から9.77%までをことしの3月までカットするというもので、管理職につきましては、さらに管理職手当を10%カットしているところでございます。これについても、職員団体の理解を得て実施をしているところでございます。

こういったことで、いろんな給与の問題を含めていろんな課題がある中で、職員についてはそういった削減する、あるいは料金を取るという方向の問題ばかりで、これまで職員団体との合意がなかなかできていないというような状況でございますけれども、この駐車場使用料の問題につきましては、今後も引き続き職員団体と協議を続けて、粘り強く努力していきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

18番（藤丸正勝君）

2年間待っておりましたが、どうもなかなか前には進まないということで、いろんな市の団体と協議はされて、前向きに、少しずつでもあるけど進んでいるような感じでございます。これは市民会館移設後に決まるようなことだろうとは思いますが、やはり公務員といたしましては、なかなか風当たりが強くなってきているところでございます。しっかり職員の皆さん方はそれぞれ仕事をやっておられますので、なかなかやっぱり我々が職員がどうのこうのということとは言えないけど、やはりこういう駐車場の問題を私が言った以上は、どうにかやっぱり決着をつけてもらわないといけないなということでございます。

それから、おもてなし日本一、これはやっぱり市長の考え、私も同じでございます。やはり市民と住民が一心同体になりまして、やはり柳川市に観光客をふやすということで、柳川の浮揚を目指してってもらいたいというようなことで、私の本日の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、藤丸正勝議員の質問を終了いたします。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時54分 散会

# 柳川市議会第1回定例会会議録

平成26年3月20日柳川市議会議場に第1回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1.出席議員

2番	荒 卷 英 樹	3番	熊 井 三千代
4番	白 谷 義 隆	5番	梅 崎 昭 彦
6番	近 藤 末 治	7番	立 花 純
8番	河 村 好 浩	9番	荒 木 憲
10番	高 田 千壽輝	11番	諸 藤 哲 男
13番	吉 田 勝 也	14番	山 田 奉 文
15番	矢ヶ部 広 巳	16番	緒 方 寿 光
17番	古 賀 澄 雄	18番	藤 丸 正 勝
19番	田 中 雅 美	20番	島 添 勝
21番	樽 見 哲 也	22番	伊 藤 法 博
23番	梅 崎 和 弘	24番	浦 博 宣

## 2.欠席議員

1番	三小田 一 美	12番	太 田 武 文
----	---------	-----	---------

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	石	橋	義	浩
教	育	黒	田	一	治
総	務	大	坪	正	明
会	計	武	藤	正	純
市	民	石	橋	眞	剛
保	健	高	田	淳	治
建	設	野	田		彰
産	業	古	賀	廣	介
経	済	高	崎	祐	二
部	長	古	賀	輝	昭
兼	大	平	田	敬	介
和	庁	白	谷	通	孝
庁	舎	椀	島	謙	治
舎	長	島	添	守	男
消	防	樽	見	孝	則
人	事	高	巢	雄	三
秘	書	稲	又	義	輝
課	長	松	藤	敏	彦
総	務	石	橋	正	次
課	長	中	村	敬	二
企	画	成	清	博	茂
課	長	安	藤	和	彦
財	政	大	淵	洋	祐
課	長				
税	務				
課	長				
健	康				
づ	く				
り	課				
課	長				
福	祉				
課	長				
学	校				
教	育				
課	長				
生	涯				
学	習				
課	長				
建	設				
課	長				
農	政				
課	長				
水	路				
課	長				
ま	ち				
づ	く				
り	課				
課	長				

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	江	崎	尚	美
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
係	長					亀	崎	公	徳
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	
						池	末	勇	人

5 . 議事日程

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 各委員長報告について

#### 1．総務委員長報告について

- 議案第1号 平成25年度柳川市一般会計補正予算（第4号）について
- 議案第9号 平成26年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について
- 議案第13号 公益的法人等への柳川市職員の派遣等に関する条例の制定について
- 議案第15号 柳川市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
- 議案第17号 柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 柳川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について

#### 2．建設委員長報告について

- 議案第4号 平成25年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第10号 平成26年度柳川市下水道事業特別会計予算について
- 議案第11号 平成26年度柳川市水道事業会計予算について
- 議案第28号 市道路線の認定、変更認定及び廃止について

#### 3．教育民生委員長報告について

- 議案第2号 平成25年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第3号 平成25年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第6号 平成26年度柳川市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第7号 平成26年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第8号 平成26年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について
- 議案第12号 柳川市立中学校売店の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第14号 柳川市中山集会所・中山コミュニティセンター条例の制定について
- 議案第21号 柳川市乳幼児等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 請願第11号 市民会館の建て替えに関する請願
- 請願第12号 「より豊かな保育・教育制度の拡充と子育て支援制度を求める意見書」提出を求める請願書

#### 4．予算審査特別委員長報告について



議案第5号 平成26年度柳川市一般会計予算について

日程(3) 議案第37号 より豊かな保育・教育制度の拡充と子育て支援制度を求める意見書について

日程(4) 議案第38号 西鉄天神大牟田線西鉄柳川駅北側自由通路整備工事に関する基本協定の締結についての議決の一部の変更について

日程(5) 議案第39号 矢ヶ部広巳議員に対する議員辞職勧告決議について

日程(6) 閉会中の継続審査申出書について

1. 請願第17号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の提出についての請願

日程(7) 閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出について

午前10時 開議

議長(浦 博宣君)

おはようございます。本日の出席議員22名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長(浦 博宣君)

日程1 議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長(荒木 憲君)(登壇)

皆さんおはようございます。平成26年第1回柳川市議会定例会最終日の日程等について、3月19日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

日程2が各委員長報告についてであります。各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにいたしております。再開後、委員長報告ごとに質疑、討論、採決といたしております。

日程3が議員提出の議案第37号の上程であります。提案理由の説明後、本案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにいたしております。再開いたしまして、質疑終了後、即決といたしております。

日程4が執行部提出の議案第38号の上程であります。提案理由の説明後、本案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにいたしております。再開いたしまして、質疑終了後、即決といたしております。

日程5が議員提出の議案第39号の上程であります。提案理由の説明後、本案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにいたしております。再開いたしまして、質疑終

了後、即決といたしております。

日程6が請願第17号の閉会中の継続審査申出書についてであります。

日程7が閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会、所管事項調査付託の申し出についてであります。

以上のとおり、議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げ、終わります。

議長（浦 博宣君）

本日の日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本日の日程につきましては、議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

#### 日程第2 各委員長報告について

議長（浦 博宣君）

日程2．各委員長報告について。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長（藤丸正勝君）（登壇）

皆さんおはようございます。総務常任委員会の審査結果を報告いたします。

3月4日の本会議において当委員会に付託を受けた議案6件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでありますので、省略いたします。

#### 4 結 果

##### (1) 議案第1号 原案可決

本案は、平成25年度柳川市一般会計補正予算（第4号）についてであります。

補正前の予算額「330億8,034万円」から「1億1,440万3千円」を減額し、歳入歳出それぞれ「329億6,593万7千円」としようとするものであります。

審査の過程において、1款5項1目入湯税、3款1項3目障害者福祉費の自立支援給付費、6款2項5目漁業団地整備費の中島漁港漁業団地推進費、7款1項2目商工振興費の不動産媒介手数料等について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(2)議案第9号 原案可決

本案は、平成26年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算についてであります。

本特別会計は、公共事業の円滑かつ効率的な執行を図ることを目的に設置したもので、予算総額は、歳入歳出ともに「5千円」の科目開設の予算となっております。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(3)議案第13号 原案可決

本案は、公益的法人等への柳川市職員の派遣等に関する条例の制定についてであります。

市の事務事業と密接な関連を有し、施策推進を図るために、人的援助が必要な公益的法人等へ職員を派遣する場合に必要な条例を整備しようとするものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(4)議案第15号 原案可決

本案は、柳川市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についてであります。

消防組織法の一部改正を受け、市町村の消防長及び消防署長の資格を国の基準を参酌して条例で定めるものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(5)議案第17号 原案可決

本案は、柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

労働契約法改正の趣旨を踏まえ、一般職に準じた勤務を必要とされる嘱託職員を対象に、一般職の通勤手当に準じて、通勤費用相当分の費用弁償を平成26年4月から支給しようとするものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(6)議案第18号 原案可決

本案は、柳川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

事務用機器や通信機器、電子機器について、現在、借り入れについては5年以内、保守などの役務提供については3年以内と定めている契約期間を同一とすることができるよう改正するものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上をもちまして総務常任委員会の報告を終わります。

議長（浦 博宣君）

以上で総務委員長の報告は終わりました。

次に、建設委員長の報告を求めます。

建設委員長（河村好浩君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長の許可を得ましたので、建設常任委員会の報告を申し上げます。

3月4日の本会議において当委員会に付託を受けた議案4件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により、下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠、2、執行部出席者、3、案件につきましては、記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

#### 4 結 果

##### (1) 議案第4号 原案可決

本案は、平成25年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

##### (2) 議案第10号 原案可決

本案は、平成26年度柳川市下水道事業特別会計予算についてであります。

本案につきましては、国庫支出金増額の内容及び進捗率についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

##### (3) 議案第11号 原案可決

本案は、平成26年度柳川市水道事業会計予算についてであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

##### (4) 議案第28号 原案可決

本案は、市道路線の認定、変更認定及び廃止についてであります。

道路法第8条及び同法第10条に基づき、市道路線の21路線を新たに認定し、13路線を変更認定、10路線を廃止するものです。

審査の過程において、大門橋及び出の橋の架け替えに伴う仮設道路の整備について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上、建設常任委員会の報告を終わります。

議長（浦 博宣君）

以上で建設委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

教育民生委員長（梅崎昭彦君）（登壇）

皆さんおはようございます。教育民生常任委員会の報告を行います。

平成25年2月26日の本会議、及び平成25年6月11日の本会議に当委員会に付託を受けた請願2件並びに、3月4日の本会議において当委員会に付託を受けた議案8件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでありますので、省略いたします。

#### 4 結 果

##### (1)議案第2号 原案可決

本案は、平成25年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

##### (2)議案第3号 原案可決

本案は、平成25年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

##### (3)議案第6号 原案可決

本案は、平成26年度柳川市国民健康保険特別会計予算についてであります。

本案につきましては、財政調整基金平成25年度取り崩しの見込額、柳川市の1人当たりの医療費の近隣市との比較について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

##### (4)議案第7号 原案可決

本案は、平成26年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

##### (5)議案第8号 原案可決

本案は、平成26年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算についてであります。

本案につきましては、現年度分及び過年度分の収納率について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

##### (6)議案第12号 原案可決

本案は、柳川市立中学校売店の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(7)議案第14号 原案可決

本案は、柳川市中山集会所・中山コミュニティセンター条例の制定についてであります。  
審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(8)議案第21号 原案可決

本案は、柳川市乳幼児等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案につきましては、通院の医療費支給対象を1歳引き上げた場合の負担額について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(9)請願第11号 不採択

本件は、市民会館の建て替えに関する請願であり、現在地付近での整備を要望したものであります。

本件につきましては、今議会の市長の所信表明で、基本構想策定アドバイザー会議で提言がなされたとの報告がありました。

審査の過程において、請願の主旨そのものを否定するものではないが、市内全体の中で大きく検討していく必要があるとの意見がありました。

今後、慎重に公平、公正な立場で調査、審議を重ねていくこととし、審査の結果、当委員会としましては全員異議なく不採択と決定いたしました。

(10)請願第12号 採択

本件は、より豊かな保育・教育制度の拡充と子育て支援制度を求める意見書提出を求める請願書であります。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で採択と決定いたしました。

以上で教育民生常任委員会の報告を終わります。

議長（浦 博宣君）

以上で教育民生委員長の報告は終わりました。

次に、予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長（藤丸正勝君）（登壇）

それでは、予算審査特別委員会の審査結果を御報告いたします。

3月4日の本会議において、当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件について

は記載のとおりでありますので、省略いたします。

#### 4 結 果

##### (1)議案第5号 原案可決

本案は、平成26年度柳川市一般会計予算についてであります。

予算規模としましては、歳入歳出ともに293億1,200万円で、骨格予算として編成された前年度の当初予算と比較しますと、額にして11億8,500万円、率にして4.2パーセントの増額となっております。

当委員会は、3日間にわたり歳入歳出予算について各款ごとに説明を受けて審査を行いました。

歳入審査では、市税に対する滞納繰越分の割合、地方譲与税の減額理由、柳川・大和・三橋地域振興基金の残高、柳川駅東部土地区画整理事業の進捗状況、ごみ収集指定袋の減額理由について質疑がありました。

歳出審査では、人件費全般で行政区統廃合の進捗状況や臨時嘱託職員の人数と報酬額について質疑がありました。

また、各款については、地域おこし協力隊の業務内容、庁舎統合の進捗状況、柳川庁舎照明LED化改修工事の内容、敬老祝品の支給年齢の見直し、社会福祉協議会補助金の支出効果、学童保育所の入所人数見直しを含む環境整備、介護支援ボランティア事業の内容、上水道事業出資金の性質、雇用対策事業の内容と今後の事業効果、転作作物の決定方法と特産品への将来性、漁業団地管理費の委託料増加の理由、雛祭り見所づくり事業の詳しい内容、おもてなし柳川市民会議の内容、東宮永団地の工事内容、個別受信機の設置状況と補助金との関連性、歴史的建造物保存活用事業の具体的な支出計画、公民館管理業務の変更内容、市民温水プール利用状況と指定管理者の収入状況、新たな生活保護受給申請の対策、商店街の歩道整備の見通し等について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成多数で原案可決と決定いたしました。

以上で予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長（浦 博宣君）

以上で予算審査特別委員長の報告は終わりました。

各委員長報告が終了いたしましたので、質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時23分 休憩

午前10時35分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を報告ごとに行います。

まず、総務委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第1号 平成25年度柳川市一般会計補正予算（第4号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第9号 平成26年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第13号 公益的法人等への柳川市職員の派遣等に関する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第15号 柳川市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。御異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第17号 柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第18号 柳川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、建設委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第4号 平成25年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第10号 平成26年度柳川市下水道事業特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第11号 平成26年度柳川市水道事業会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第28号 市道路線の認定、変更認定及び廃止については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、教育民生委員長報告について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

23番（梅崎和弘君）

請願第11号の件ですけれども、いわゆる市民会館の建てかえに関する請願であります。

この件につきましては、駐車場が大きな問題だったと思いますけれども、これを審議されるとき、駐車をする車の台数とか面積についてどのような基準を持って審議をされたのか、お尋ねいたします。

教育民生委員長（梅崎昭彦君）

ただいま梅崎和弘議員より質問がありましたので、お答えいたします。

先ほど委員会報告でも述べましたように、請願第11号の内容については、否定するものではありません。当委員会といたしましては、今後、柳川市民文化会館建設については、慎重に、公正、公平な立場で、また、広い視野で調査、審議を重ねていくこととしていますので、駐車場の面積など、まだ具体的な審議は行っておりません。これからと思っておりますので、梅崎和弘議員におかれましては、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

終わります。

議長（浦 博宣君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第2号 平成25年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第3号 平成25年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第6号 平成26年度柳川市国民健康保険特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は、教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第7号 平成26年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第8号 平成26年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は、教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第12号 柳川市立中学校売店の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は、教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第14号 柳川市中山集会所・中山コミュニティセンター条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は、教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第21号 柳川市乳幼児等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は、教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。請願第11号 市民会館の建て替えに関する請願については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。本請願に対する教育民生委員長の報告は不採択であります。

請願第11号 市民会館の建て替えに関する請願については、採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成少数であります。よって、本請願は不採択とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。請願第12号 「より豊かな保育・教育制度の拡充と子育て支援制度を

求める意見書」提出を求める請願書については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いません。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。本請願は、教育民生委員長報告どおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本請願は教育民生委員長報告どおり採択することに決定いたしました。

次に、予算審査特別委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第5号 平成26年度柳川市一般会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いません。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は、予算審査特別委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案第37号

議長（浦 博宣君）

日程3 議案第37号 より豊かな保育・教育制度の拡充と子育て支援制度を求める意見書についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

議会事務局長（江崎尚美君）

〔朗読省略〕

議長（浦 博宣君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

5番（梅崎昭彦君）（登壇）

議案第37号 より豊かな保育・教育制度の拡充と子育て支援制度を求める意見書について、

提案理由の説明を申し上げます。

本案は、請願第12号 「より豊かな保育・教育制度の拡充と子育て支援制度を求める意見書」提出を求める請願書が採択されたことを受け、議長を除く教育民生常任委員で提出するものであります。

子供の権利を最優先に、地方自治体の実情を踏まえた上で、国と地方自治体の責任のもとで保育制度の拡充を図られるよう、政府へ意見書を送付しようとするものであります。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

終わります。

議長（浦 博宣君）

提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑通告、考案時間のため、暫時休憩をいたします。

午前10時53分 休憩

午前10時53分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第37号 より豊かな保育・教育制度の拡充と子育て支援制度を求める意見書については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第38号

議長（浦 博宣君）

日程4 議案第38号 西鉄天神大牟田線西鉄柳川駅北側自由通路整備工事に関する基本協定の締結についての議決の一部の変更についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

議会事務局長（江崎尚美君）

〔朗読省略〕

議長（浦 博宣君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、提案理由の説明を申し上げます。

日程4．議案第38号 西鉄天神大牟田線西鉄柳川駅北側自由通路整備工事に関する基本協定の締結についての議決の一部の変更について、御説明申し上げます。

本案は、平成25年2月12日、臨時会で議決をいただきました西鉄天神大牟田線西鉄柳川駅北側自由通路整備工事に関する基本協定の締結についての一部に変更が生じたので、再度議会の議決を求めるものであります。

これは、工事内容及び費用の確定に伴い、協定の金額513,100千円を484,400千円に減額変更するものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議をいただき、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（浦 博宣君）

提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑通告、考案時間のため、暫時休憩をいたします。

午前10時57分 休憩

午前10時57分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第38号 西鉄天神大牟田線西鉄柳川駅北側自由通路整備工事に関する基本協定の締結についての議決の一部の変更については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕



議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第39号

議長（浦 博宣君）

日程5 . 議案第39号 矢ヶ部広巳議員に対する議員辞職勧告決議についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、矢ヶ部広巳議員の除斥を求めます。

〔矢ヶ部広巳議員退場〕

議長（浦 博宣君）

議案を朗読させます。

議会事務局長（江崎尚美君）

〔朗読省略〕

議長（浦 博宣君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

13番（吉田勝也君）（登壇）

議長のお許しが出ましたので、議案第39号 矢ヶ部広巳議員に対する議員辞職勧告決議についての理由説明をさせていただきます。

市民から選ばれた私たち議員は、同じように市民から選ばれた行政の長である市長と、地方自治法のもと、議会で市民の福祉向上、行政サービス等に対し切磋琢磨しております。そんな中、矢ヶ部議員は議員みずから決めた議員申し合わせ事項を遵守することなく、議員の誹謗中傷や警察に告訴されたり、議会活動を混乱に陥れています。

議会は、本会議、委員会、全員協議会と活動の場がありますが、先日、全員協議会を無断欠席やボイコットで会議を開催することができない異常事態に陥りました。そこで、事の本質を話し合うためにも、ここで矢ヶ部議員の議員辞職案を提出するものであります。

これが可決されても議員をやめさせることはできません。矢ヶ部議員の行為を弁護される議員は、全員本会議において堂々と自己の意見を述べるべきだと思っております。あとは市民の方々が判断されることと思います。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（浦 博宣君）

ただいま除斥されております矢ヶ部広巳議員から、地方自治法第117条のただし書きの規定により、会議に出席して発言をされることができます。

ここで矢ヶ部広巳議員に事務局より確認をいたさせます。

暫時休憩をいたします。

午前11時2分 休憩

午前11時3分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま除斥されております矢ヶ部広巳議員から、地方自治法第117条のただし書きの規定により、会議に出席して発言をしたいとの申し出がっております。

お諮りいたします。この申し出に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、矢ヶ部広巳議員の申し出に同意することに決定いたしました。

矢ヶ部広巳議員の入場を許可します。

〔矢ヶ部広巳議員入場〕

議長（浦 博宣君）

矢ヶ部広巳議員の発言を許します。

15番（矢ヶ部広巳君）

15番矢ヶ部広巳でございます。初めに、私は、毎年正月2日から3カ月をかけて、市内のほぼ全戸に議会報告をバイクでポスティングさせてもらっています。多くの皆様から心温まる電話、手紙等々をいただいております。この場をかりまして心からお礼を申し上げます。

さて、この議会報告に対して何でこんなを出すかと、いつも年の初めの議員全員協議会では私をやり玉に上げる会議がずっと続いてきました。私は、議員としての最低の義務は、一般質問をし、議会報告を出し、市民の皆様流布しているところでございます。

本日出されました私に対する議員辞職決議案であります。事の発端は、初めに申し上げました議会報告であります。ここは日本国であります。当然、独裁の国でもありません。私物化された柳川市議会であってはいけません。私たち日本人は日本国憲法によって守られております。日本国憲法第21条は、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」とうたっております。ところがであります。恐ろしや恐ろしや、提案者であります吉田勝也議員、諸藤哲男議員、近藤末治議員、立花純議員、それに山田奉文議員は、日本国憲法を知らないで柳川市議会議員を務めてあるとすれば、それはそれは大変な問題であると言わざるを得ません。まさに本末転倒で、荒唐無稽であります。むしろ、先ほど言いました提案者である議員さんたちこそ、一日も早く議員辞職なされることが筋であると思っております。

終わります。ありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

矢ヶ部広巳議員の発言が終わりました。矢ヶ部広巳議員の退場を求めます。

〔矢ヶ部広巳議員退場〕

議長（浦 博宣君）

本案に対する質疑通告、考案時間のために暫時休憩をいたします。

午前11時10分 休憩

午前11時16分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

10番（高田千壽輝君）

提案理由の中に、他議員の誹謗中傷が書かれた議会報告をされたり、発行されたということがあっておりますけど、具体的にどういう文章がこの誹謗中傷に当たるか、ちょっとお聞きいたします。

13番（吉田勝也君）

むしろ高田議員にお聞きしたいぐらいです。どこが誹謗中傷でないのか、一方的に書かれている部分があります。それで、高田議員には正々堂々と討論でやっていただきたいと思っております。

10番（高田千壽輝君）

私は、その議会広報等も見てもいません。だから、その内容を聞くのにどうしてここでそのお答えできないんですか。

13番（吉田勝也君）

だから、堂々とこの議会で要望されたらどうですか。私たちはあの文章を読んで誹謗中傷と感じているわけですから。それは主観的な問題ですから、私たちは誹謗中傷だと思っています。だから、その一例については討論の中で出していただきたいと思います。

10番（高田千壽輝君）

この誹謗中傷という提案理由をしてあるから、多分誹謗中傷、私たちはどの文章、内容を知らない人間は、どの文章が誹謗中傷に当たるか、その内容を判断するためにお聞きしているんだから、答えられないというのはおかしいと思って、どうやってそれを判断するんですか、だったら。

13番（吉田勝也君）

せんだって私たち議員研修がありました。それで、研修が終わった後に空港から帰る時間がかかりました。そのときに自費でお酒を飲んだという文章が出ております。どこが悪いのかよくわかりません。じゃ、ほかの議員、視察研修に行く前に酒を飲んである方があります。また、視察研修に行って帰ってこられない議員さんもおります。そういうことは全然書かなくて、私たちだけのことを書かれているから、それはちょっとおかしいんじゃないかなということで提案させていただきました。だから、堂々と私は討論で述べていただくべき

だろうと思います。

議長（浦 博宣君）

これにて質疑を終了いたします。

これより、議案第39号 矢ヶ部広巳議員に対する議員辞職勧告決議について討論を行います。

まず初めに、原案に反対討論される方はありますか。

2番（荒巻英樹君）（登壇）

矢ヶ部広巳議員に対する議員辞職勧告決議について、反対の立場で討論いたします。

矢ヶ部議員が積極的に議員活動をされていることは皆さん御案内のとおりでございます。今回の議員辞職勧告は、議員としての活動、発言を否定しようとするものであり、提案理由についても不十分であります。今回の矢ヶ部議員の行為がどのような法令に違反するのでしょうか。議員辞職勧告は、不祥事などで公職の身分にふさわしくないとされる人物に対して行われるべきものであります。矢ヶ部議員の議会報告は、決して市政を混乱させるものではない点も十分理解していただければと思います。

議員間が対立し、議会本来の使命が停滞しては、市民の信頼を失うことになりかねません。柳川市議会として慎重な判断が求められます。なぜ辞職勧告という非常に思い決議が出されたのか、私は全く理解できません。（「議会軽視はどうするか」「本人がはっきりと言わんかい」「無断欠席するけん、いかんたい」と呼ぶ者あり）

議長（浦 博宣君）

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

9番（荒木 憲君）（登壇）

議長の許しがありましたので、私は賛成の立場で討論いたします。

矢ヶ部広巳議員は、2014年新年号において、我々市議会議員は市民の代表として議会活動に専念する義務と責任があると書いております。これが写しであります。その中で、矢ヶ部議員本人は、平成21年3月議会において、詳しく申しますと、2月24日、2月26日は出席しております。その他2日だけ出席し、病気でその後は議会を欠席されております。そのとき私たち議員は、矢ヶ部議員を心配でたまりませんでした。しかし、残念であります。矢ヶ部議員は報告の中に、自分のことは棚に上げて、他の議員が病気で欠席届を提出しているにもかかわらず、2日目から欠席されていることに釈迦に説法だとか書いております。また、矢ヶ部議員は平成25年3月18日の全員協議会を、公務にもかかわらず、当時の議長であります古賀議長の制止にも応ぜず無断で退席し、古賀議長の再三の出席要請にも応じなかったのが現実であります。また、議会運営申し合わせ事項36項、議員情報発信事項、議会情報発信については、議員の品位を傷つけると認められる不適当な用語を用いたり、悪意を持って特定の人を誹謗中傷することを禁止するというのを我々23名の議員で決定したときも欠席さ

れております。また、その後の歓送迎会には、平然と公私の私として参加されております。大切な公の全員協議会を無断で欠席した矢ヶ部議員が、こういった歓送迎会に参加するのはいかがなものでしょうか。私は疑問に思います。

市民からの負託を受けた立場と職務を十分に認識し、法令、会議規則、議会運営申し合わせ事項や各条例を遵守し、良識を持って市民の模範となるよう行動しなければならないのでありますが、矢ヶ部議員は、平成25年3月18日以降の全員協議会も無断欠席はするわ、事務局よりの再三の連絡にも応じておりません。また、御家族にも連絡はしておりますが、それにも応じておりません。議会軽視も甚だしい限りであります。柳川市議会の権威の失墜にもなりかねません。よって、私は矢ヶ部広巳議員の議員辞職勧告に賛成いたします。

議員の皆様におかれましては、慎重に審議され、賛成されるようお願いし、終わります。

議長（浦 博宣君）

次に、反対討論される方はありませんか。

22番（伊藤法博君）（登壇）

私はこの辞職勧告決議案に対して反対をしたいと思います。

なぜならば、議員の誹謗中傷と書かれておりますが、議員の誹謗中傷が、どの段階で誹謗中傷になるのか、これは個人個人の見方によって変わってきます。明確な線をどこで引くかということはわかりません。そういったことを表現の自由の中ではっきりと線を引くということになれば、自由な発言は阻害されるんじゃないかと思います。

また、議長が再三全員協議会を開催される。矢ヶ部広巳議員は無断で欠席。出席要請するも連絡もされず、全員協議会開催中に議長の制止も聞かず無断退席をするなどありますが、私が矢ヶ部議員に、何で欠席したり退席するのですかと聞いたら、ある委員会の席上で、矢ヶ部議員を閉じ込めて帰られんようにして詰問せにやいかんというような発言があったというのが委員会の録音のテープにあったということでございます。それを聞いて非常に自分は身の危険を感じたから出席しないんだと、そのようなことを申しておられました。そんな恐ろしいことが委員会で話し合われているというのが私はあってはならないことだと思いますので、その点について私はこういったことについては反対をしたいと思います。（「具体的に示してよ」「げなげな話じゃろうもん」「具体的な……」と呼ぶ者あり）テープを起こしてあるそうです。（「そいけん、テープ聞いた者のおっと」と呼ぶ者あり）

議長（浦 博宣君）

静粛をお願いします。（「本会議でげなげな話はでけんよ」と呼ぶ者あり）

次に、賛成討論される方はありませんか。

14番（山田奉文君）（登壇）

議長のあれをいただきましたので、私も賛成討論をさせていただきます。

矢ヶ部議員の市議会報告の中で、「驚きの議員がいたと。議長不信任案動議に賛成し、新

議長に投票しておきながら、何と何と2日目から閉会日まで全休されていたと記憶していません。釈迦に説法だが。議員は市民の代表として議会活動に専念する義務と責任があることをとくに忘れてあるかもしれない。いつものことで始末が悪い」と書いてあります。

偶然にも、私も2日目から議長に欠席を出し、病院に入院しましたので、それは多分私のことだと思いますが、何か私が悪いことでもしたかのように言われていますが、入院したことがいけなかったことでしょうか。私も矢ヶ部議員のことで記憶していることがあります。

それは、平成21年の3月議会で、病气入院のため3日目から全休してありますよね。そのとき、私を初め、同僚議員はどれほど心配したか知ってありますか。あなたの入院は正しくて、私の入院は議会活動に専念する義務と責任をとくに忘れているということですか。なぜそのようなでたらめな市議会報告をされ続けるのか、ここ1年間、あなたは説明責任を果たさないばかりか、無断で議会を欠席したり無断退席を繰り返すあなたこそ議会活動に専念する義務と責任を忘れていませんか。このように議会を無視する行為は許されるものではありません。

以上のことから、議員辞職勧告決議案に賛成討論いたします。ありがとうございます。

議長（浦 博宣君）

ほかに討論される方はありませんか。

7番（立花 純君）（登壇）

私は賛成の立場で述べさせていただきたく思います。

私は、現在46歳になります。社会人になり25年の月日がたちました。民間企業にて17年間の営業畑、政治家になるために7年間の勉強をさせていただきました。現在1年生の若輩議員であります。

今3月議会一般質問におきましての冒頭で、挨拶申し上げましたとおり、多くの市民の皆様より負託を受け、昨年4月より栄光の柳川市議会議員の立場に置かせていただいております。

サラリーマン時代は、その会社組織が掲げる就業規則に基づき仕事を行わなければなりません。懸案、問題等があれば、会議などを通してその問題解決を図ってきました。

我々柳川市議会議員は公人であります。議会制民主主義のもと、市民から選挙を通して選出された代表者であり、24名の議員で構成される議会の討議に基づいて市政を運営していくことでもあります。そして、民主主義の理念を実現しようとするものであります。また、議会においては、議会内で懸案等がある場合、少数意見を最大限に尊重した冷静な討議がなされなければならないと示されております。その討議の場を設け、懸案になっている問題の提案について討議する場が議長招集による全員協議会であります。

私自身、一連の矢ヶ部議員の市議会報告書記載内容につきましては、本年の1月初旬には承知をしておりました。私の実家並びに自宅のポストにも投函されており、一言で申し上げ

ますと、なぜそのような記事の内容なのか、現時点では私には理解できませんし、残念でいたし方ありません。

内容につきましては、私自身の個人名は記載されておりませんが、新人との記載があり、御支援をいただいております多くの後援者からも、暗に名前が上がっていないだけであり、その新人が、私、立花純自身と特定できるものと多くの市民の方々が言われます。この件に関し、議長招集による数回の全員協議会を開催していただき、議会運営申し合わせ事項並びに今回の案件につき、その真意を直接矢ヶ部議員にお尋ねしたく考えておりましたが、矢ヶ部議員におかれましては、開催された全ての全員協議会に出席をしていただかず、今日までその思いがかなわず、残念でいたし方ありません。

また、全員協議会の場におきまして、出席されました一部の先輩議員より、今回の議会報告書記載内容の是非は、あくまでも個人の問題であり、本人と直接議論すべきとの意見指導をお受けしました。そうした中、最後に招集されました全員協議会自体、出席議員が過半数にも達せず、流会をし、今回の記載内容自体、全く議論すらできない状況下になってしまいました。

今回の不条理を改め、一日でも早く正常な柳川市議会になるためにも私は賛成の立場であります。

以上です。

議長（浦 博宣君）

ほかに討論される方はありませんか。

21番（樽見哲也君）（登壇）

私は、議案第39号に賛成をいたします。

これが矢ヶ部議員の議会報告でございます。まず1つに、私のことはいろいろ書いてありませんが、「柳川市の自民党は公明党を捨て、共産党とガッチリ手を握る党にカジを切った」というふうに書いてあります。こういうことは、私、自由民主党の党員として、柳川支部の皆さんとも相談して、そういうことは一切ありません。うそを書いていたいただいたら困るわけです。市民の皆様が、自民党が共産党と手を組んだとか、そういううそをこういう議会報告に書いては困ります。それともう1つ、あちこちでささやかれているということも書かれております。ささやかれていることを議会報告に書くとか、そういうことも私は許されないとと思います。

私、蒲池が地元ですが、たしか1月12日にこのビラを蒲池地区に、矢ヶ部議員が言われたように、配布されております。このときは9時から柳川市の消防出初め式、2時から成人式ということがありまして、私は、本部消防出初め式のときの本部テントの中では、矢ヶ部議員の顔は見なかったと。何人かの方に聞いてみてもおられなかったと。違う場所で見ましたら、それはわかりません。それと、この日は成人式も2時から予定されておしま

した。これもちょっと出欠を確認したら、担当課に聞きましたら出席になっていないということで、私も成人式のときもお顔は見ませんでした。そういうことで、こういう日に自分の議会報告を配布するという事は、私はいかがなものかと思います。

そういうことで、まずうそをいろいろ書かれていますから、私は議案第39号に賛成をいたします。

議長（浦 博宣君）

ほかに討論される方はありませんか。

8番（河村好浩君）（登壇）

8番、柳誠クラブの河村でございます。私も賛成の立場からの討論をさせていただきます。既に数名の方から同様の趣旨で賛成討論がありましたので、重複する点はお許し願いたいと思います。

まずもって、今回、辞職勧告決議が提出された大きな理由の一つとして、矢ヶ部広巳議員の市議会報告2014年新年号を紹介したいと思います。原文のまま読ませていただきます。「理不尽、議長を引き降ろしねつ造で不信任可決とは。去年6月定例会、こともあろうに、ある議員の議長不信任緊急動議で始まった。何をトボケタことを、正直私は思った。なぜなら、議長は何も悪いことはされてないからだ。案の定、提案理由はウソ八百で、デッチ上げだった」云々とありました。これを知人から見せられたとき、私は正直あきれ返りました。よくもこのような問題のすりかえを平気でできるもんだなと。

提案の理由はうそ八百のでっち上げではなく、矢ヶ部議員、場外で聞いてあると思いますが、あなたに原因があったからではありませんか。ここ数年のあなたの市議会報告、新年号での自分の都合のいいように編集した同僚議員への誹謗中傷の記事を市民の方に配布したために、重要な全員協議会でもその都度注意され、全議員でつくった議会運営申し合わせ事項の中でもこのような行為はモラルに反するのでやめようという取り決めをしましたね。先ほど反対討論をされた方もそれに賛成されたのじゃないですか。しかし、矢ヶ部議員はそれも守らない。それどころか、同僚議員に対して税金の無駄遣いとか、自分に対する暴力には負けませんとか、誹謗中傷のことを繰り返されております。そもそも前議長はあなたのせいで議長を辞任されたんじゃないですか。

矢ヶ部議員、あなたのペンの暴力におびえている同僚議員の気持ちを考えたことがありますか。その反省も全くなく、今回も新年号を出されましたが、市議会報告の編集責任者としての職責を果たさないばかりか、そのことに触れると、議会を無断欠席したり無言退席を繰り返すなど、その子供じみた行為は実に情けないと言わざるを得ません。

先ほど反対討論の中で、市政報告の何がいけないのかというお話がありましたが、根拠のない市議会報告により市民を惑わせ、また、重要な全員協議会で説明責任を果たさないばかりか、本当に議会を無視したその行為は許されるものではありません。



年下の私が言うのも失礼とは思いますが、あえて言わせていただきます。昔より、人のふり見て我がふり直せと言いますが、人のふりどころか、まず御自分のふりを直すことから始められたらいかがでしょうか。

同僚議員を初め市民の皆さんも、あなたに対しては年長議員の御意見番として、ましてや町長を経験された方として市政の貢献を期待していると思います。

矢ヶ部議員の実態を知らない市民の方々に対し、辞職勧告決議に賛成する理由として、実例を挙げて説明いたしました。このほかにもまだまだ話せばたくさんの事例があります。しかし、市政報告を出したことがいけないんじゃないなくて、その説明責任を果たさず、ましてや、議会を軽視するその行為に対して、私は辞職勧告決議に賛成する討論といたします。

以上で終わります。

議長（浦 博宣君）

ほかに討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

これにて討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

（「反対討論やらんですか、先輩議員たち。勉強したんですよ、僕は」と呼ぶ者あり）静粛をお願いします。

可否同数であります。よって、地方自治法第116条の規定により議長において本案に対する可否を採決いたします。（「1人欠席でしょう。そしたらどげんなるですか。ちょっと議長、もう1回。1人欠席でしょう。退場なされているでしょう」と呼ぶ者あり）

暫時休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午前11時48分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

賛成多数であります。よって、本案は可決されました。

矢ヶ部広巳議員の除斥を解きます。

〔矢ヶ部広巳議員入場〕

日程第6 閉会中の継続審査申出書について

議長（浦 博宣君）

日程6．閉会中の継続審査申出書についてを議題といたします。

産業経済委員長から、目下委員会において審査中の請願第17号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の提出についての請願は、会議規則第106条の規定によってお手元に配付しております申出書のとおり、審査が終了するまで閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りいたします。請願第17号については、審査が終了するまで閉会中の継続審査とすることにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、請願第17号は審査が終了するまで閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第7 閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出について

議長（浦 博宣君）

日程7．閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出についてを議題といたします。

閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出について、お手元に配付いたしております申出書のとおり、所管事項調査を平成26年10月20日まで付託されたいとの申し出がっております。

お諮りいたします。本件につきましては、申し出のとおり、所管事項調査を平成26年10月20日まで各常任委員会及び議会運営委員会に付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本件は申し出のとおり、所管事項調査を平成26年10月20日まで各常任委員会及び議会運営委員会に付託することに決定いたしました。

これをもちまして、本日の日程全てを終了いたしました。

これにて平成26年第1回柳川市議会定例会を閉会いたします。

午前11時51分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 浦 博 宣

柳川市議会議員 立 花 純

柳川市議会議員 古 賀 澄 雄